ISSN 0912-8042

財政金融統計月報

MINISTRY OF FINANCE STATISTICS MONTHLY

租 税 特 集 $\frac{2023.6}{854}$



財務省 財務総合政策研究所 編

目 次

── 租 税 特 集 ──

				頁
欧	米主要国における近年の税制改革の動向	• • • • • •		i葉 1
	* *		= ⊥	
	──統		計—— 計——	
	I. — 般 統 計			
	頁			頁
1.	国民所得に対する租税負担率の国際比較 10	28.	法人税制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
2.	1人当たり国民所得及び租税負担額の国際比較14	29.	グループ通算制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
3.	国税の税目別収入の累年比較18	30.	償却制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	136
4.	国税の税目別収入の国際比較22	31.	減価償却の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
5.	歳出及び歳入に対する租税収入の割合の国際比較24		資本金階級別交際費等支出額の状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6.	一般会計歳入構成の累年比較 ・・・・・・28	33.	交際費の損金不算入制度の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
7.	租税及び印紙収入(一般会計)予算額並びに決算額		Ⅳ. 相 続 税 等	
	等の累年比較30	34.	相続税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
8.	令和5年度租税及び印紙収入予算額 (一般会計)・・・・・・32	35.	贈与税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··· 14
9.	一般会計歳出の主要経費別予算額・・・・・・33	36.	令和4年分都道府県庁所在都市の最高路線価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
10.	令和5年度経済見通し(令和5年1月23日閣議決定)・・・・34	37.	相続税及び贈与税の制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
11.	令和5年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算36		V. 間 接 税	
	Ⅱ. 所 得 税	38.	消費税の課税状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150
12.	所得税負担額の累年比較(給与所得者)・・・・・・・・・・40		(付表)課税事業者等届出件数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	150
13.	所得税負担額の国際比較(給与所得者)・・・・・・・・・・・44	39.	酒税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••• 15
14.	所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)・・・・・・・46	40.	主要酒類の酒税等負担率表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
15.	所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付額が		(付表) 酒税等の負担率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	等しくなる給与収入の国際比較(給与所得者)・・・・・・・・47	41.	主要間接税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
16.	給与所得者数,納税者数の累年比較・・・・・・・47	42.	主要間接税の関係場数の累年比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
17.	給与所得者数,給与額,税額の累年比較 … 47	43.	主要間接税制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
18.	所得税の控除及び税率の推移 48	44.	自動車関係諸税の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	160
	(付表) 個人住民税の控除及び税率・・・・・・74		VI. 国 際 課 税	
19.	申告所得税の課税状況の累年比較 ・・・・・・86	45.	外国法人・非居住者の課税状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
20.	源泉所得税の課税状況・・・・・・86	46.	外国法人・非居住者の課税状況(源泉所得税)の内訳	16
21.	利子・配当課税制度等の概要(所得税・個人住民税)・・・・88	47.	我が国の締結した租税条約等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
22.	譲渡所得課税制度の概要 ・・・・・・・・・90		Ⅶ. 地 方 税	
	(参考) 土地譲渡益課税制度の沿革・・・・・・108	48.	地方税収入の構成の累年比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	166
	Ⅲ. 法 人 税	49.	国及び地方公共団体の歳入構造の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	168
	法人税率の推移116	50.	地方税(道府県税)収入の都道府県別所在状況	
24.	法人の種類別法人数,所得金額及び税額・・・・・・・118		(令和3年度人口1人当たり指数)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	169
25.	法人の資本金階級別の所得階級別表120	51.	租税収入の国と地方団体との配分の累年比較	• • • 170
26.	法人数(普通法人)の業種別の資本金階級別表120	52.	国税及び地方税の徴税費の累年比較	172

 2
 頁

 経 済 日 誌 (5月中)
 173

 主 要 経 済 指 標 (5月分)
 175

27. 法人数の累年比較・・・・・・・・・・121 53. 所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較・・・・・172

欧米主要国における近年の税制改革の動向

浅見 万葉

I. はじめに

2022年半ば~2023年半ばは、欧米主要国において新たな危機への対応を迫られ、混乱を極めた時期であった。新型コロナウイルスの蔓延に伴い大きく落ち込んだ実質GDP成長率も、各国の経済支援策等により2021年にはプラスに転じ、経済が回復基調にあると思われていた。しかし、ロシアのウクライナ侵攻に伴う、エネルギー価格を含む物価の高騰は、消費者の生活に大きな打撃を与え、各国は迅速な対応を迫られることとなった。欧米主要国においては、政党内での対立による法案の縮小や政権交代に伴う政策の変更等混乱した状況にあったものの、エネルギー不足やインフレ等の対応を行うとともに、財政健全化に向けた取組を表明・実施してきた。

このような現状認識の下,本稿においては近年の欧米主要 国の政治・経済情勢を踏まえながら,各国における税制措置 を概観し,特にインフレ対応等に係る取組を取り上げるもの である。

米国においては、バイデン大統領が政権発足当時に掲げていた施策を含む「Build Back Better 法案」が議会に提出され、上下院において議論が行われたが、民主党内での折り合いがつかず、最終的にはその規模を縮小し、大企業への課税強化等で財源を確保し、10年間で約3,000億ドルの財政赤字削減を見込む「Inflation Reduction Act of 2022(2022年インフレ抑制法)」として成立した。議論の過程で削除された所得税の最高税率引上げや法人税率の引上げ等の税制改正案については2024会計年度の予算教書に盛り込まれたが、2022年の中間選挙により、下院は共和党が多数派を占めているため、バイデン大統領がさらなる税制改正を行うために議会で法案を通過させることは難しい状況にある。

英国においては、ジョンソン氏が不祥事により退任したため、減税による経済成長を訴えるリズ・トラス氏が首相として選出され、多額の光熱費支援策や減税パッケージの実施を表明した。もっとも、財源の裏付けや財政見通しを伴わず、英国債金利高騰やポンド急落など金融市場の混乱をもたらしたことにより、英国首相として最短で政権を終えることとなった。その後、首相に就任したリシ・スナク氏はインフレ対応を優先するとともに、歳出削減と増税を通じた財政健全化を図ることを表明し、個人所得税の最高税率適用基準の引下げや石油・ガス関連のエネルギー企業に対し追加の負担を求める措置等を含む「Finance Act 2023」を成立させた。

ウクライナ危機に伴うエネルギー供給の影響を大きく受け たドイツにおいては、政策の優先度を変更し、軍事予算増強 を表明するとともに、ガス・地域暖房に対する付加価値税の 軽減税率適用や、企業が支給するインフレ手当に対する非課税措置の導入など、エネルギー供給不足や物価高騰への対応を行った。2023年度予算においては、ウクライナ危機に対応するための経済対策やデジタル・交通インフラ・気候保護への投資といった中長期的な課題への施策を盛り込むと同時に、2020年以降停止されていた財政収支均衡原則を復活させ、連邦政府の公債発行を制限することで、財政健全化への意欲を示している。もっとも、2024年度予算を巡る議論は暗礁に乗り上げており、本稿執筆当時(2023年5月)においても見通しは立っていない。

フランスにおいては、マクロン大統領を擁する与党が2022年に実施された国民議会(下院)の総選挙で過半数を得ることができず、予算法案や年金改革法案といった重要法案について国民議会の採決を得ずに成立させる憲法上の措置を利用するなど、厳しい政権運営を強いられた。年金受給開始年齢の引上げを含む年金改革法案については、市中で繰り返しデモや暴動が発生するなど、市民の反対が強く、混乱した状況となっている。財政面においては、2023年に発表された「安定化プログラム(Programme de Stabilité)」において債務残高対GDP比の削減目標を掲げ、財政健全化への道筋を示している。エネルギーを含む物価高騰への対応策としては、所得税ブラケットのインフレ調整を行うほか、EUの決定に従い、エネルギー企業の超過利益に対する連帯負担金を導入するなどした。

このように、各国において政権交代等による混乱が生じていると同時に、ウクライナ危機に係る先行きが不透明な中、 どのように政策を実施しているか理解し、今後の展望を予見する上で、本稿がその一助となれば幸いである。

Ⅱ. 米国

I. 近年の税制改正等をとりまく環境

1. 政治

2020年11月3日に実施された大統領選挙では、共和党・現職のトランプ大統領と、民主党のバイデン前副大統領が争った結果、バイデン前副大統領が史上最多得票(8,100万票)を得て当選した。同日に実施された上下両院選挙では、上下両院においても民主党が多数派を確保したが、上院において議事妨害(フィリバスター)を終了させる討論終結動議を可決するために必要な60議席には達しておらず、民主党は共和党と一定の協力を行うことが必要な政治情勢であった。

2022年11月8日に実施された中間選挙を経て、上院は民主党が引き続き多数派を維持したが、下院は共和党が多数派を占めている(上院議員の任期は6年で、2年ごとに全100議席のうち3分の1議席が改選。下院議員は2年ごとに全議席(435議席)が改選)。そのため、バイデン大統領の残りの任期の間、上院と下院で多数派が異なる「ねじれ議会」の状態となっている。

【表1:米国連邦議会上下院の議席数(2023年1月現在)】

	連邦議会下院(435議席) ※空席1議席	連邦議会上院(100議席)
民主党	212議席	51議席(民主党系無所属 3議席含む)
共和党	222議席	49議席

2. 経済

2023年第1四半期の実質GDP成長率(2次速報値)は、前期比年率+1.3%(前期:2.6%)と、3四半期連続のプラス成長となり、また、1次速報値の+1.1%から上方修正された。項目別にみると、個人消費は、前期比年率+3.8%、民間設備投資は前期比年率+1.4%とプラス成長を維持した。また、輸入は前期比年率+4.0%、輸出は前期比年率+5.2%と増加した。

3. 財政

新規歳出を10年間で約4,370億ドルとする「Inflation Reduction Act of 2022 (2022年インフレ抑制法)」が2022年8月に成立。大企業への課税強化等で財源を確保し、10年間で約3,000億ドルの財政赤字削減を見込んでいる。

2023年3月に公表された2024年会計年度の大統領予算教 書では、家庭の負担を減らし、経済と未来に投資し、弱い立 場にある米国人を保護しながら、富裕層や大企業に対する課 税強化等を提案。今後10年間で財政赤字を3兆ドル近く削減 できるとしている。

【表3:米国「2024会計年度予算教書」における財政収支, 債務残高の見通し】

	財政収支	財政収支 対GDP比	債務残高	債務残高 対 GDP 比
2023年度	▲1.6兆ドル	▲6.0%	25.9兆ドル	98.4%
2024年度	▲1.8兆ドル	▲6.8%	27.8兆ドル	102.0%
2033年度	▲2.0兆ドル	▲5.1%	43.6兆ドル	109.8%

Ⅱ. 税制改正の内容

バイデン大統領は、「American Rescue Plan(米国救済計画)」(2021年3月11日成立)並びに長期的な経済再生プランとして公表した「American Jobs Plan(米国雇用計画)」及び「American Families Plan(米国家族計画)」(これら一連の経済対策を「Build Back Better」と総称)において、以下の税制措置を盛り込んだ。

【American Rescue Plan における主な税制措置】(2021年3月11日成立)

・ 児童税額控除を含む各種税額控除の引上げ・要件緩和

【American Jobs Planにおける主な税制措置】(2021年3月31日公表)

- ・ 法人税率の引上げ(21%→28%)
- ・ 米国多国籍企業のGILTI(国外軽課税無形資産所得)に 対する実効税率の21%への引上げ

【表2:米国「2024会計年度予算教書」における名目 GDP等の予測】

(単位:名目GDPは10億ドル,その他の項目は%)

暦年	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
名目GDP	26,544	27,523	28,750	29,981	31,224	32,516	33,884	35,342
名目成長率	4.5	3.7	4.5	4.3	4.1	4.1	4.2	4.3
実績成長率	0.6	1.5	2.3	2.1	2.0	2.0	2.1	2.2
CPI上昇率	4.3	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
失業率	4.3	4.6	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9
長期金利	3.9	3.6	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4

【American Families Planにおける主な税制措置】(2021年4月28日公表)

- ・児童税額控除拡充の2025年までの延長
- ・高所得者等への課税執行強化(10年間で7,000億ドルの増収)
- ・所得税の最高税率引上げ(37%→39.6%)
- ・キャピタルゲイン課税の強化

バイデン大統領の計画を踏まえ、民主党と共和党の間で議論が行われ、「American Jobs Plan」の一部の施策については、「Infrastructure Investment and Jobs Act(超党派インフラ法)」(5年間で5,500億ドル規模の新規支出)として、2021年11月15日に成立した。既存のコロナ関連予算の振替えや暗号資産取引に係る報告義務の強化等を財源としており、法人税の引上げ等の税制措置は含まれなかった。

その後、「American Jobs Plan」の中で超党派インフラ法に含まれなかった施策や「American Families Plan」に含まれた施策を中心に、「Build Back Better法案」として議論が行われた。しかし、下院民主党内での折り合いがつかず、所得税の最高税率引上げ(37% \rightarrow 39.6%)、キャピタルゲイン課税の強化、法人税率の引上げ(21% \rightarrow 28%)といった税制措置が法案の内容から除かれた。2021年11月19日に下院において可決された法案の内容には、以下の項目が含まれる。

- ・年間利益が10億ドル超の大企業への15%の最低課税
- ・自社株買いに対して1%の課税
- ·GILTI (国外軽課税無形資産所得) の実効税率引上げ
- ・高所得者に対する追加課税 (1,000万ドルを超える所得に 5%, 2,500万ドルを超える所得にさらに 3%)
- 事業損失の損益通算の制限
- ・純投資所得課税(高所得者の金融所得等への追加課税)の 適用範囲拡大
- ・州税・地方税の控除に係る上限拡大
- ・内国歳入庁 (IRS) による高所得者への徴税の強化 等

その後、Build Back Better法案は、上院にて審議される過程で、上院民主党内で規模や内容に関し意見が対立。最終的に、2022年8月16日、Build Back Better法案の規模を縮小した「Inflation Reduction Act of 2022(2022年インフレ抑制法)」が成立した。当該法律に含まれる主な税制措置は以下のとおり。

- ・年間利益が10億ドル超の大企業への15%の最低課税
- ・自社株買いに対する1%の課税
- · 内国歳入庁 (IRS) の税務執行強化
- ・事業損失の損益通算の制限を延長

バイデン大統領は、2024会計年度の予算教書(2023年3月公表)において、2022年インフレ抑制法では実現できなかった所得税の最高税率引上げや法人税率の引上げ等の税制

改正案を盛り込んだ。しかし、前述の通り2022年の中間選挙により、下院は共和党が多数派を占めているため、バイデン大統領がさらなる税制改正を行うために議会で法案を通過させることは難しい状況にある。

Ⅲ. 英国

I. 近年の税制改正等をとりまく環境

1. 政治

2019年12月に就任したジョンソン首相は、新型コロナウイルス感染拡大を受けたロックダウン中に、首相官邸のパーティーに参加するなど不祥事が相次ぎ、2022年7月に、与党保守党の党首を辞任。

その後の保守党党首選の結果,2022年9月5日に,トラス氏が新党首に選出された。トラス新首相は,就任2日で約600億ポンドに及ぶ光熱費支援策を発表し,9月23日には,過去50年間で最大規模の450億ポンドの減税パッケージを発表するなど,就任前からの公約を次々と実行した。しかし,財源の裏付けや財政見通しを伴わないこれらの政策は英国債金利高騰やポンド急落など金融市場の混乱をもたらした。トラス首相は,財務相を交代させ,減税策を大幅に撤回させるなどしたが状況は打開できず,同首相は2022年10月20日に,辞任を表明した。就任から約1カ月半と,英国首相として史上最短であった。

2022年10月25日、初のアジア系かつ20世紀以降で最年少(当時42歳)の首相に就任したスナク氏は、冷静さと実利主義を評価され、前政権よりは安定した政治基盤を維持した。しかし、高インフレ等が国民生活を圧迫し、賃上げを求める公共部門のストライキは拡大した。2023年1月に、税務問題を巡って幹事長が解任され、4月下旬にはパワハラ疑惑を受けて副首相兼法相が辞任するなど、閣僚の不祥事も続き、足元では支持率が低下している。5月4日、政権発足後初の全国的な選挙となった地方選では、与党保守党は大幅に議席を減らし、地方議会での最大政党は労働党となった。2010年から政権を維持する保守党だが、短期間での相次ぐ首相交代や党内分裂で、国民の信任を失い、支持率の低迷が続いている。2025年1月までに行われる次期総選挙への影響とその動向に注目が集まる。

2. 経済

英国は、ウクライナ情勢を受けたエネルギーや食料品価格の高騰、中国の厳格なロックダウンによるサプライチェーンの停滞といった世界情勢のみならず、EU離脱に伴う移民減少や通関手続きの復活に伴う貿易コストの増加、パンデミックを経て労働市場から多くの労働力人口が退出したなどの英国特有の要因によって、2021年後半から現在(2023年5月時点)に至るまで深刻なインフレに直面している。2022年

【表4:英国政党別の上下院議席数(2023年5月時点)】

【下院(定数650議席,欠員3議席)】

	保守党	労働党	スコットランド 国民党 (SNP)	自由民主党	民主 ユニオニスト党 (DUP)	その他	合計
下院 (庶民院)	356	195	44	14	8	33	650

【上院 (定数なし)】

	保守党	クロスベンチ (中立)	労働党	自由民主党	その他	聖職者	合計
上院 (貴族院)	262	184	175	83	55	25	784

(注:本節は他の部分と同様、2023年5月時点の情報に基づき執筆している。)

【表5:英国実質GDP成長率の推移(対前年比)】

(単位:%)

	2021年 (実績)	2022年 (実績)	2023年 (見通し)	2024年 (見通し)	2025年 (見通し)	2026年 (見通し)	2027年 (見通し)
2023年3月(経済財政見通し)	7.6	4.0	-0.2	1.8	2.5	2.1	1.9
2022年3月(経済財政見通し)	7.5	3.8	1.8	2.1	1.8	1.7	_
変化幅	[0.1]	[0.2]	[-2.0]	[-0.3]	[0.7]	[0.4]	_

(出典) 2022年3月経済財政見通し、2023年3月経済財政見通し(財政責任庁)

11月の消費者物価指数 (CPI) は前年同月比+10.7%と40年 ぶりの高水準を記録したが、足元では+8.7%と伸びは鈍化している (2023年4月)。

2023年3月,予算責任局(OBR)は経済・財政見通しを発表。2022年11月においては、英国のインフレ率は2022年の9.1%に続き2023年も7.4%と高い水準が維持され、GDP成長率▲1.4%のマイナス成長となると予測されていたが、2023年見通しにおいては、インフレ率は2022年10月の11.1%をピークに2023年末には2.9%まで低下すると予測され、GDP成長率を▲0.2%に上方修正した。11月見通し以降、経済状況の改善は見られたが、企業による投資や労働供給、生産性など構造的な弱さが残り、日本も含めた多くの先進国がコロナ前のGDP水準に戻っている中で、英国だけ2024年まで回復が難しいという状況が残る。

英国中央銀行は、インフレ抑制のため金融引締めの姿勢を維持し、2021年12月の金融政策決定会合で他の先進国に先駆けて利上げを決定して以降、2023年5月時点まで12会合連続で利上げを実施している(政策金利は1年間で0.10%から4.50%まで引上げ)。

3. 財政

2022年9月23日,トラス政権は年間450億ポンド規模の減税を含む「成長戦略」を発表するとともに,2022年度の国

債発行計画を修正したが (1,315億ポンド→1,939億ポンド), 財源の裏付けがなく、また独立財政機関による経済財政見通 しも示さないこと等が問題視され、公表直後から金融市場に 混乱をもたらした。混乱を受け、2週間も経たずに、一部の 減税策を撤回し(10月3日)、2023年度以降の見通しの早期 公表を約束する(10月10日)などしたが、事態は収束せず、 10月20日に辞任を表明した。

2022年11月17日, スナク新政権は「成長戦略」の見直し と追加的な財政再建策を盛り込んだ新たな財政計画を公表 し,経済財政見通しも,2025年度以降,財政赤字対GDP比 は3%以内に縮小し,2026年度以降,純債務残高対GDP比 は減少する見込みと示された。

2023年3月15日、ハント財務相は春季予算として、長期的・持続的な経済成長の達成を目指す「成長に向けた予算」(budget for growth)を公表し、上述の2022年11月経済財政見通し(財政赤字対GDP比・純債務残高対GDP比)は引き続き達成見込みであるとの見解を示した。

足下の財政状況については、財政責任庁が公表した経済財政見通し(2023年3月)によれば、厳しい経済状況にもかかわらず、緩やかに回復を続けている。税収の増加もあり、政府借入額は2022年11月の予想から247億ポンド減少し、1,524億ポンドとなり、GDP比も7.1%から6.1%に下方修正されている。

【表6:英国財政に係る諸指標の推移(対GDP比)】

(単位:%)

	2021年 (実績)	2022年 (見通し)	2023年 (見通し)	2024年 (見通し)	2025年 (見通し)	2026年 (見通し)	2027年 (見通し)
財政赤字	5.2	6.1.	5.1	3.2	2.8	2.2	1.7
構造的財政赤字	6.1	6.8	4.5	2.4	2.4	2.1	1.7
純債務残高	96.9	100.6	103.1	102.4	99.1	97.6	96.9

(出典) 2023年3月経済財政見通し(財政責任庁)

Ⅱ. 税制改正の内容

1. 概要

2022年9月、トラス政権下で大規模な減税策を盛り込んだ「成長戦略」を発表。

2022年10月,トラス政権下で新たに財務相に就任したハント財相は、上述の減税策の大半を撤回し、法人税率の引上げについても当初どおり2023年4月から実施することを表明。

2022年11月,スナク政権下でハント財務相は、秋季財政 演説(Autumn Statement 2022)において、「安定」「成長」 「公共サービス」の3つを優先課題と明示し、インフレ対応 に優先的に当たりつつ、歳出削減と増税を通じた財政健全化 を図ることを表明。税制面では、主要税目の税率引上げはな いものの、石油・ガス関連のエネルギー企業の法人税に上乗 せされる負担金引上げ等の増税措置が盛り込まれた。

2023年1月, 秋季財政演説で表明され, 2023年度から開始される税制措置が財政法(Finance Act 2023)として成立。

2023年3月,ハント財務相は春季予算 (Spring Budget 2023) を公表し、英国経済は2023年にマイナス成長に陥るものの、景気後退入りは回避できるとの見通しを示し、企業投資を促進するための減税措置など、景気加速に向けた対策を打ち出した。

2. 主な税制関係の改正事項

2022年9月から2023年3月までに発表された主な税制改正 案は以下の通り。なお、撤回等の変遷をたどり、2023年5月 時点に残存している措置を記載している。表中の数字は政府 発表の当該措置による増減収見込額(単位:100万ポンド)。

<2022年9月に公表されたもの>

○スタートアップ税制

・2023年4月以降,適格ストック・オプション (Company Share Option Plan) の保有限度額を3万ポンド→6万ポンドに引上げ。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
_	-10	- 15	- 20	- 85	

・シード企業投資スキーム (Seed Enterprise Investment Scheme) を拡充し、対象企業の総資産額の上限を20万ポンド→35万ポンドに、期間の上限を2年→3年に、調達額の上限を15万ポンド→25万ポンドに、各投資家の年間投資限度額を10万ポンド→20万ポンドに引上げ。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
_	0	- 25	-20	-20	-20

<2022年11月に公表されたもの>

- ○個人所得税の最高税率適用基準の引下げ
- ・2023年4月以降,所得税最高税率を適用する閾値を15万ポンド→12万5,140ポンドに引下げ。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
+80	+420	+790	+770	+800	+855

- ○個人所得税と国民保険料における税率区分の据え置きを延 長
- ・2028年3月まで,個人所得税の基礎控除額(12,570ポンド), 40%税率の適用開始額(50,270ポンド),国民保険料の賦 課開始額(12,570ポンド)等をさらに2年間据え置き。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
0	0	0	0	0	+1,260

○相続税の税率区分の据え置きを延長

·2028年3月まで、相続税の課税最低限(325,000ポンド) をさらに2年間据え置き。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
0	0	0	0	0	

○配当所得税の基礎控除引下げ

・2023年4月以降,基礎控除額を2,000ポンド→1,000ポンド に引下げ、2024年4月からはさらに500ポンドに引下げ。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
0	-30	+450	+810	+860	

○自動車税の適用範囲拡大

・2025年4月以降,電気自動車,バン,オートバイに自動車税を適用。

•	2022	2023	2024	2025	2026	2027
	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	0	0	0	+515	+985	+1,595

○キャピタルゲイン税の年間免除額引下げ

・2023年4月以降,年間免除額を,12,300ポンド→6,000ポンドに引下げ,2024年4月からはさらに3,000ポンドに引下げ。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
0	+25	+275	+425	+435	

○法人税制

 ・2023年1月以降,石油・ガス会社に課しているエネルギー 利益負担金(Energy Profits Levy)の税率を25%→35% に引き上げるとともに、2028年3月末まで措置年限を延 長。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
+1,130	+3,435	+2,465	+2,750	+5,510	

・2023年1月以降,発電事業者に対する45%の臨時負担金 (Electricity Generator Levy) を導入。

•	2022	2023	2024	2025	2026	2027
	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	+1,035	+4,075	+3,445	+2,195	+1,935	_

○地方税制

・2023年4月以降,地方自治体の裁量で引上げ可能なカウンシルタックスの税率幅を拡大。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
0	+30	+60	+120	+170	_

<2023年3月に公表されたもの>

○年金税制

・2023年4月以降,年間非課税枠につき,限度額を増額(4万ポンド→6万ポンド)。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
_	- 55	-200	-270	-270	

·2023年4月以降, 生涯非課税枠につき, 限度額 (107万ポンド) を廃止。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
_	- 135	-210	-770	-800	

○研究開発税制

・2023年3月に終了する,適格投資の130%が初年度償却可能な超税額控除(Super Deduction)に代わり,2023年4月から2026年3月まで100%償却可能な投資全額控除(Full Expensing)を導入。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
-1,200	-7,955	- 10,660	-868	-1,550	

・2018年に一時的に引き上げられた年間即時償却枠 (Annual Investment Allowance) を,2023年4月以降,恒久的に100万ポンドに据え置き。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
- 290	-1,015	- 1,555	- 1,495	-1,435	-1,360

・2023年4月以降,適格な研究開発支出が40%以上を占める中小企業に対して追加の減税措置を導入。

2022	2023	2024	2025	2026	2027
年度	年度	年度	年度	年度	年度
0	-40	- 285	- 455	- 505	- 535

Ⅳ. ドイツ

I. 近年の税制改正等をとりまく環境

1. 政治

ドイツでは、2021年12月に新政権が誕生し、ショルツ首 相率いる中道左派のSPD(社会民主党)、環境政党の「緑の 党」、企業優遇政策等を掲げたFDP(自由民主党)の3党連 立による政権運営が行われることとなった。

当初はコロナ禍からの回復や経済の構造改革にスポットライトが当てられていたが、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻で、政策の優先度は大きく変わった。2月末には、東西統一後、対GDP比で縮小傾向にあった軍事予算に関し、1,000億ユーロを投じて増強すると宣言。NATO加盟国の目標である、国防支出の対GDP比2%の達成を表明した。しかし、ウクライナの求める強力な重火器の直接供与には慎重な姿勢を示し、これが国内外から批判を呼んだ。4月には方針を転換し、対空戦車の供与に乗り出したものの、判断の遅れが響き、5月に最大州ノルトライン・ウェストファーレンの州議会選でSPDが大敗を喫することとなった。

また、エネルギー供給不足や物価高騰による国民の生活苦等の影響も重なり、10月に行われた北部ニーダーザクセンの州議会選において、SPDは、第一党の座は維持したものの、得票率を前回から3.5ポイント落とすなど、支持率は減少傾

【表7:ドイツ政党別の連邦議会議席数(2023年4月時点)】

	社会民主党 (SPD)	キリスト教 民主/社会 同盟 (CDU/CSU)	同盟90/ 緑の党	自由民主党 (FDP)	ドイツの ための 選択肢 (AfD)	左翼党	無所属	合計
連邦議会	206	197	118	92	80	39	4	736

[※]連邦議会は法定定数598議席、超過議席138議席。

向にある。12月の世論調査における政党別支持率は、SPDと緑の党がそれぞれ18%であるのに対し、最大野党のCDU(キリスト教民主同盟)が30%と逆転。連立を組むFDPはわずか5%に沈んでいる。

2. 経済

2022年11月に連邦政府経済諮問委員会(いわゆる五賢人委員会)は、2022年および2023年の経済見通しを発表した。 見通しによれば、実質国内総生産(実質GDP)は、2022年第3四半期になって初めて、コロナ禍以前の2019年第4四半期の水準にまで回復したとしたうえで、2022年の予想成長率を1.7%と見込んだ。一方で、ロシアのウクライナ侵攻による経済への悪影響、特にエネルギー価格の大幅な上昇を踏まえ、2023年の成長率を▲0.2%と予想していた。

一方、同委員会が2023年3月に発表した経済見通しの中では、2023年の実質GDPの成長率は+0.2%と予想されており、11月発表時よりも上方修正となった。その理由として、エネルギーの供給状況が改善し、エネルギー価格の上昇が抑制されたことを挙げている。しかし、いまだエネルギー供給リスクは克服されてはいないとして、経済の下振れリスクが依然として残っていることも指摘している。

なお、足元の実測値に目を向けると、2023年5月に連邦統計局より発表された2023年第1四半期の実質GDP成長率は前期比▲0.3%(年率換算▲1.3%)で、事前予想(前期比+0.1%)を下回った。4月発表の速報値では前期比横ばいとされており、リセッションは免れたものとみられていたが、

政府支出・個人消費が減少し、結果としてはマイナス成長となった。連邦統計局は、様々な分野で一般世帯の買い控えが みられたと指摘しており、高水準のインフレが消費者に重石 となった格好だ。

3. 財政

2022年12月16日に成立した2023年度予算は、ウクライナ情勢に対応するための足元の経済対策に加え、デジタル・交通インフラ・気候保護への投資といった中長期的な課題への施策を盛り込んだものであった。本年の予算編成を語るうえで欠かせないのは、2023年より復活した財政収支均衡原則(いわゆる債務ブレーキ)であろう。この原則は、連邦政府の公債発行を対GDP比0.35%に制限するもので、2020年から2022年までは適用が停止されていた。この玉条に立ち戻るとあって、政府は、エネルギー供給の安定化や国防予算の拡充といった重要課題に対しては、連邦予算の「枠外」で資金を設置し財源を確保するという形をとり、債務ブレーキの要請を何とかクリアしている。

翻って将来に目を転じてみると、2024年度の予算案を巡る議論は、現在暗礁に乗り上げている。今年の予算は2022年3月の時点で閣議決定にまで至っていたのにもかかわらず、今年は、5月時点で連立与党内での方針が固まらず、予算案を内閣に提出する見込みすら立っていない。リントナー財務相は6月21日以降、来年度の予算案を内閣に提出する予定であると述べているが、本項執筆時の5月時点において、その見通しは不透明だ。

【表8:ドイツ実質GDP成長率等の予測】

•		- · · -			
	2019	2020	2021	2022	2023
実質GDP成長率	1.1%	▲3.7%	2.6%	1.8%	▲0.1%
インフレ率	1.4%	0.4%	3.2%	8.7%	6.2%
失業率	3.0%	3.6%	3.6%	3.1%	3.3%
経常収支**	8.2%	7.1%	7.7%	4.2%	4.7%

(出典) IMF世界経済見通し (2023年4月)

※実質GDP成長率・インフレ率は前年比、経常収支は対GDP比。

【表9:ドイツ財政収支等の予測】

	2019	2020	2021	2022	2023
財政収支	1.5%	▲ 4.3%	▲3.7%	▲2.6%	▲3.7%
基礎的財政収支	2.1%	▲3.9%	▲3.3%	▲ 2.1%	▲2.9%
公的債務残高	58.9%	68.0%	68.6%	66.5%	67.2%

(出典) IMF財政モニター (2023年4月)

※全て対GDP比。

【表10:ドイツ税収見積もり】

	2023	2024	2025	2026	2027
連邦	3,599	3,773	3,946	4,091	4,213
州	3,807	3,982	4,172	4,318	4,458
市町村	1,391	1,444	1,529	1,598	1,650
合計	9,206	9,622	10,093	10,462	10,785

(出典) ドイツ連邦財務省 (2023年5月)

単位:億ユーロ

Ⅱ. 税制改正の内容

∇. フランス

1. 税収等

2023年5月,連邦財務省は2023年度から2027年度の税収 見積もりを公表した。2023年度の税収見積もりは約9,206億 ユーロで、昨年10月に発表された試算額と比べ約300億ユー ロ低い額となった。今年の税制改正の内容と、昨年施行され た所得税ブラケットのインフレ調整を加味していることが主 な要因とされている。

2. 2023年度の主な税制改正事項

① インフレ手当に対する非課税措置の導入

2022年10月26日から2024年12月31日までの時限措置として、企業が支給するインフレ手当(賃金に加えて支給されるもの)について、3,000ユーロまで非課税とする救済措置が導入されている。ウクライナ情勢の影響で、エネルギー価格をはじめとして物価が高騰したことが背景にある。

② 付加価値税における簡易課税制度の廃止

これまで、前暦年の売上高が一定額以下の事業者に対しては、課税売上高に一定率を掛けたものを仕入税額としてみなすことのできる簡易課税制度が設けられていたが、これが2023年1月より廃止となった。当該簡易課税制度を実際に利用する事業者の数が、ごく少数の割合にとどまっており、制度が期待されていた効果を発揮していないことが廃止の理由とみられる。ただし、今回廃止された簡易課税制度はあくまで一般事業者に対するものであり、農業従事者や非営利団体に対して特別に設けられている簡易課税制度については、現在も存置されている。

③ 児童手当の支給額が引き上げられ、多子加算が廃止

2023年1月より、所得税法に基づく児童手当の支給額が、子ども1人あたり一律月額250ユーロ(約3.6万円)に改定された。昨年の支給額は、第1子・第2子には月額219ユーロ、第3子には月額225ユーロ、第4子以降は月額250ユーロとされていたが、今年より支給額が全体的に引き上げられるとともに、多子加算措置が廃止されることとなった。

I 近年の税制改正等をとりまく環境

1. 政治

2017年4・5月の大統領選挙の結果, エマニュエル・マクロン元経済相が第5共和制第8代大統領に就任。マクロン大統領は, 共和党(右派)からフィリップ首相を指名し, 左派, 中道, 右派, 環境主義者といった政治的多様性を考慮しつつ, 男女同数, 民間人が半数を占める内閣を組織した。同年6月に行われた国民議会選では,マクロン大統領率いる「共和国前進」が単独で過半数を獲得した。

マクロン大統領は2018年11月の「黄色いベスト運動」や2019年12月に始まった年金改革反対ストライキといった反政権運動の後も不公正の是正や合理化を掲げ改革路線を維持していたが、2020年3月以降の新型コロナウイルスの拡大を受け、改革実施分野を修正するに至り、新たな政策の実施に向け、同年7月にフィリップ首相に代えて保守派高級官僚出身のカステックス氏を新首相に指名した。それ以降は、新型コロナの再拡大への対応が政権の中心課題となった。

マクロン大統領の任期(5年)満了を受けて行われた2022 年4月の大統領選では、現職のマクロン大統領を含む12名が 立候補した。第1回目の投票で過半数を獲得した候補者はお らず、マクロン大統領とルペン氏(国民連合)との決選投票 が実施され、58.6%の得票率でマクロン大統領が再選した。 その後、マクロン大統領は、ボルヌ氏を新首相に任命した。

6月には国民議会(下院)の総選挙が行われ、マクロン大統領擁する与党「アンサンブル」は、定数577議席中244議席を獲得するにとどまり、過半数に達しない結果となった。これによりマクロン大統領は厳しい政権運営を強いられることになり、2022年10月、予算法案について、国民議会の採決を経ずに可決させる、憲法49条3項の規定を適用した。また、2023年3月16日、ボルヌ首相は国民議会において、年金受給開始年齢の62歳から64歳への引上げを含む法律(年金改革法案)を、同じく憲法49条3項を適用し採決なしで可決させると宣言した。これを受け野党は不信任決議案を提案。最終的に否決されたものの、与党の一部メンバーを含む278人の議員がこれに賛成した。また、市中では、年金改革法案

【表11:上院(元老院)の政党別議席数 議席定数348】

	共和党	社会党· 環境· 共和主義	中道連合	民主· 進歩· 独立連合	共産党· 共和· 市民環境主義	欧州民主 · 社会主義連合	共和国・地方 :独立派	連帯・地方 :環境主義	その他	合計
上院	145	64	57	24	15	14	14	12	3	348

^{※2023}年6月時点

【表12:下院(国民議会)の政党別議席数 議席定数577】

	ルネサンス	国民連合	不服従 の フランス	共和党	民主運動 (MoDem)	社会党	地平線	環境派	民主· 共和主 義左派	自由· 地方	無所属	合計
下院	171	88	75	62	51	31	29	23	22	21	4	577

^{※2023}年6月時点

【表13:フランスの経済・財政指標】

	2019	2020	2021	2022	2023
実質GDP成長率	1.9%	▲7.9%	6.8%	2.6%	0.7%
インフレ率	1.3%	0.5%	2.1%	5.9%	5.0%
失業率	8.4%	8.0%	7.9%	7.3%	7.4%
経常収支	0.5%	▲ 1.8%	0.4%	▲ 1.7%	▲ 1.2%

⁽出典) 実質GDP成長率:欧州委員会Eurostat(2023年5月)、その他:IMF世界経済見通し(2023年4月)※実質GDP成長率・インフレ率は前年比、経常収支は対GDP比。

の発表や提出を受け、繰り返しデモ・暴動が発生している。 今後のマクロン大統領の政権運営が注視される。

2. 経済

実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、2020年に前年比▲7.5%に落ち込んだ後、2021年は6.4%に回復。2022年には2.5%を記録した。2023年の実質GDP成長率は0.7%になる見通し。失業率については、2020年(8.0%)以降、2021年に7.9%を記録し、2022年に7.3%、2023年に7.4%となる見込み。

3. 財政

2022年予算法では、一般会計のコロナによる財政赤字拡大 分に相当する債務を区分し、2042年までに償還する旨を発表。 2023年4月20日に発表された、「Programme de Stabilité(安 定化プログラム)」では、債務残高対GDP比を2027年まで継 続的に減少させ、財政収支(対GDP比)について、2027年 までに▲3%以内に抑えるという目標を掲げている。

Ⅱ. 税制改正の内容

1. 主な税制関係の改正事項

2023年予算法における主な税制改正事項は、以下のとおり。

○所得税ブラケットのインフレ調整

2022年の所得に対してかかる所得税の各ブラケットの閾値につき、2021年から2022年にかけたばこを除いて算出した消費者物価指数 (CPI) の伸び (5.4%) にあわせてインフレ調整された。

○中小企業に対する法人税の軽減税率適用範囲の拡大

法人税(基本税率25%)の軽減税率(15%)の対象となる中小企業の課税所得の範囲が、2022年12月31日以降に開始する事業年度について、38,120ユーロ(553万円)以下から42,500ユーロ(616万円)以下に拡大された。

○エネルギー企業の超過利益に対する連帯負担金の導入

EUの決定に従い、2022年1月1日以降に開始する事業年度について、企業の利益が2018年1月1日以降の4会計年度の平均利益を20%以上上回っていた場合に、その超過分に33%の負担金を課すこととなった。

○企業付加価値税 (CVAE) の段階的な廃止

企業の活動を促進するため、2021年に引き下げられた(0 \sim 1.5% \rightarrow 0 \sim 0.75%)CVAEの税率を2023年にさらに引き下げ(0 \sim 0.75% \rightarrow 0 \sim 0.375%)、2024年には完全に廃止することとなった。

(備考) 邦貨換算レート: 1ユーロ=145円 (裁定外国為替相場: 令和5年(2023年)1月中適用)。端数については四捨五入している。

1. 国 民 所 得 に 対 す る

	75			日				本		
区 分	番	国民	国 内	租	税負担	額	租税負(対国民)		(付) 租利 (対国内総	说負担率 注産比)
	号	所 得 (A)	総生産 (B)	国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 (<u>C</u> A)	合 計 (<u>E</u> A)	国 税 (<u>C</u> B)	合 計 (<u>E</u>)
		億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%
平成 2	1	3,468,929	4,516,830	627,798		962,302	18.1	27.7	13.9	21.3
7	2	3,801,581	5,252,995	549,630	336,750	886,380	14.5	23.3	10.5	16.9
12	3	3,901,638	5,376,142	527,209	355,464	882,673	13.5	22.6	9.8	16.4
17	4	3,881,164	5,341,062	522,905		870,949	13.5	22.4	9.8	16.3
22	5	3,646,882	5,048,737	437,074	343,163	780,237	12.0	21.4	8.7	15.5
23	6	3,574,735	5,000,462	451,754	341,714	793,468	12.6	22.2	9.0	15.9
24	7	3,581,562	4,994,206	470,492		815,100	13.1	22.8	9.4	16.3
25	8 9	3,725,700	5,126,775	512,274	353,743	866,017	13.7	23.2	10.0	16.9
26··········· 27·······		3,766,776	5,234,228	578,492		946,346 990,679	15.4	25.1	11.1	18.1
28	10	3,926,293 3,922,939	5,407,408 5,448,299	599,694 589,563	390,986 393,924	990,679	15.3 15.0	25.2 25.1	11.1 10.8	18.3 18.1
29	12	4,006,215	5,557,125	623,803	399,044	1,022,847	15.0	25.1	11.2	18.4
30	13	4,030,991	5,565,705	642,241	407,514	1,049,756	15.9	26.0	11.5	18.9
令和元	14	4,020,267	5,568,363	621,751	412,115	1,033,866	15.5	25.7	11.2	18.6
2	15	3,753,887	5,375,615	649,330	408,256	1,057,586	17.3	28.2	12.1	19.7
3	16	3,755,867	5,505,304	718,811	424,089	1,142,900	18.2	28.9	13.1	20.8
4	17	4,099,000	5,602,000	734,048		1,174,249	17.9	28.6	13.1	21.0
5	18	4,214,000	5,719,000	744,290	439,758	1,184,048	17.7	28.1	13.0	20.7
		.,,	-,,		,	.,				
				英				国	-	
∇ ↔	番	国民	国内		税 負 担	額	租税負(対国民)	国 (担率 所得比)	(付) 租利 (対国内総	说負担率 (全産比)
区 分	番号	国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)		税 負 担 地方税 (D)	額 合 計 (E)	(対国民) 国 税	(担率 所得比) 合 計	(対国内総 国 税	全産比) 合計
区 分		所 得	総生産	租 租 税	地方税	合 計	(対国民)	担率 所得比)	(対国内統	生産比)
区 分 ———————————————————————————————————		所 得 (A)	総生産 (B)	租 国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	(対国民) 国 税 (<u>C</u> A)	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A)	$($ 対国内総 \mathbb{E}	注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注
	号	所 得 (A) 百万ポンド	総生産 (B) _{百万ポンド}	租 国 税 (C) 百万ポンド	地方税 (D) 百万ポンド	合 計 (E) 百万ポンド	(対国民) 国 税 (<u>C</u> A)	1担率 所得比) 合 計 (<u>E</u>)	(対国内統 国 税 (<u>C</u>)	注産比) $ \begin{array}{ccc} $
平成 2	号 1	所 得 (A) 百万ポンド 467,315	総生産 (B) 百万ポンド 615,673	租 国 税 (C) 百万ポンド 153,765	地方税 (D) 百万ポンド 14,146	合 計 (E) 百万ポンド 167,911	(対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 32.9	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) % 35.9	(対国内総 国 税 (<u>C</u>) % 25.0	注産比) 合計 (<u>E</u>) % 27.3
平成 2·············	号 1 2	所 得 (A) 百万ポンド 467,315 620,260	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228	租 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9,303 14,067	合 計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200	(対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 32.9 31.6	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) % 35.9 33.1	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 25.0 23.0	<u>各</u> 生産比) 合計 (<u>E</u>) % 27.3 24.0
平成 2·········· 7·········· 12·········	号 1 2 3	所 得 (A) 百万ポンド 467,315 620,260 829,204	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500	租 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9,303 14,067	合計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302	(対国民) 国税 (<u>C</u> A) % 32.9 31.6 34.3	1担率 所得比) 合計 (<u>E</u> A) % 35.9 33.1 36.0	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 25.0 23.0 25.9	<u>会性産比)</u> 合計 (<u>E</u>) % 27.3 24.0 27.2
平成 2············ 7·········· 12········· 17········	号 1 2 3 4	所 得 (A) 百万ポンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656	租 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9,303 14,067 21,255	合計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013	(対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 32.9 31.6 34.3 32.3	1担率 所得比) 合計 (EA) % 35.9 33.1 36.0 34.3	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) 25.0 23.0 25.9 24.9	会主産比) 合計 (<u>E</u>) % 27.3 24.0 27.2 26.4
平成 2··········· 7········· 12········· 17········ 22·······	号 1 2 3 4 5	所 得 (A) 百万ポンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195	租 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202	地方税 (D) 百万ポンド 14,146 9,303 14,067 21,255 26,249	合計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451	(対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8	(担率 所得比) 合計 (EA) % 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3	<u>会性産比)</u> 合計 (<u>E</u>) % 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9
平成 2············ 7·········· 12········ 17······· 22········· 23········	号 1 2 3 4 5 6	所 得 (A) TETボンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155	租 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9.303 14.067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051	合 計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684	(対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7 34.0	#担率 所得比) 合計 (EA) 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 24.2	<u>会性産比)</u> 合計 (<u>E</u>) ※ 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8
平成 2············ 7·········· 12········· 22········ 23········ 24······· 25······· 26······	日 1 2 3 4 5 6 7 8 9	所 得 (A) 百万ポンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162	租 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457 418,487 434,633 451,635	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9.303 14.067 21.255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015	合 計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650	(対国民) 第 税 (CA) 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7 34.0 33.8	#担率 所得比) 合計 (EA) 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 24.2	<u>会生産比)</u> 合計 (<u>E</u>) 3 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.8
平成 2············· 7··········· 12··········	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	所 得 (A) 百万ポンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212	超 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457 418,487 434,633 451,635 467,035	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9.303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943	合 計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978	(対国民) 第 税 (CA) 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7 34.0 33.8 34.0	#担率 所得比) 合計 (EA) % 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9 36.2 35.9 36.2	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 24.2 24.1	<u>会生産比)</u> 合計 (<u>E</u> <u>B</u>) 37.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.6 25.7
平成 2····································	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	所 得 (A) TETボンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638	超 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457 418,487 434,633 451,635 467,035 493,305	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9.303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351	合 計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656	(対国民) 第 税 (CA) 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7 34.0 33.8 34.0 34.5	#担率 所得比) 合計 (EA) % 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9 36.2 36.2 36.2 36.3	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 24.2 24.1 24.1 24.5	<u>会生産比)</u> 合計 (<u>E</u> <u>B</u>) 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.6 25.7 26.0
平成 2····································	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	所 得 (A) TETボンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476 1,508,069	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638 2,097,143	超 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457 418,487 434,633 451,635 467,035 493,305 516,235	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9.303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351 33,129	合 計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656 549,364	(対国民) 第 税 (CA) 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7 34.0 33.8 34.0 34.5 34.2	#担率 所得比) 合計 (EA) 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 36.2 36.7 36.4	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 24.1 24.1 24.1 24.5 24.6	<u>会生産比)</u> 合計 (<u>E</u> <u>B</u>) % 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.6 25.7 26.0 26.2
平成 2····································	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	所 得 (A) 百万ポンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476 1,508,069 1,559,834	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638 2,097,143 2,174,380	超 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457 418,487 434,633 451,635 467,035 493,305 516,235 533,489	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9.303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351 33,129 35,650	合 計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656 549,364 569,139	(対国民) 第 税 (CA) 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7 34.0 33.8 34.0 34.5 34.2 34.2	#担率 所得比) 合計 (EA) 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 36.9 36.2 36.7 36.4 36.5	(対国内総 国 税 (CB) % 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 24.1 24.1 24.1 24.5 24.6 24.5	<u>会生産比)</u> 合計 (<u>E</u> <u>B</u>) % 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.6 25.7 26.0 26.2
平成 2····································	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	所 得 (A) TETポンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476 1,508,069 1,559,834 1,640,248	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638 2,097,143 2,174,380 2,255,283	超 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457 418,487 434,633 451,635 467,035 493,305 516,235 533,489 544,817	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9.303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351 33,129 35,650 37,543	合 計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656 549,364 569,139 582,360	(対国民) 第 税 (CA) 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7 34.0 34.5 34.2 34.2 34.2 34.2	#担率 所得比) 合計 (EA) 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9 36.2 36.7 36.4 36.5 36.5	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 24.1 24.1 24.1 24.5 24.6 24.5 24.2	<u>会生産比)</u> 合計 (<u>E</u> <u>B</u>) % 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.6 25.7 26.0 26.2 26.2 26.2
平成 2····································	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	所 得 (A) 百万ポンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476 1,508,069 1,559,834	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638 2,097,143 2,174,380	超 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457 418,487 434,633 451,635 467,035 493,305 516,235 533,489	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9.303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351 33,129 35,650 37,543	合 計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656 549,364 569,139	(対国民) 第 税 (CA) 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7 34.0 33.8 34.0 34.5 34.2 34.2	#担率 所得比) 合計 (EA) 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 36.9 36.2 36.7 36.4 36.5	(対国内総 国 税 (CB) % 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 24.1 24.1 24.1 24.5 24.6 24.5	<u>会生産比)</u> 合計 (<u>E</u> <u>B</u>) % 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.6 25.7 26.0 26.2
平成 2····································	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	所 得 (A) TETポンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476 1,508,069 1,559,834 1,640,248	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638 2,097,143 2,174,380 2,255,283	超 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457 418,487 434,633 451,635 467,035 493,305 516,235 533,489 544,817	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9.303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351 33,129 35,650 37,543	合 計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656 549,364 569,139 582,360	(対国民) 第 税 (CA) 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7 34.0 34.5 34.2 34.2 34.2 34.2	#担率 所得比) 合計 (EA) 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9 36.2 36.7 36.4 36.5 36.5	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 24.1 24.1 24.1 24.5 24.6 24.5 24.2	<u>会生産比)</u> 合計 (<u>E</u> <u>B</u>) % 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.6 25.7 26.0 26.2 26.2 26.2
平成 2····································	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	所 得 (A) TETポンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476 1,508,069 1,559,834 1,640,248	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638 2,097,143 2,174,380 2,255,283	超 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457 418,487 434,633 451,635 467,035 493,305 516,235 533,489 544,817	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9.303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351 33,129 35,650 37,543	合 計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656 549,364 569,139 582,360	(対国民) 第 税 (CA) 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7 34.0 34.5 34.2 34.2 34.2 34.2	#担率 所得比) 合計 (EA) 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9 36.2 36.7 36.4 36.5 36.5	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 24.1 24.1 24.1 24.5 24.6 24.5 24.2	<u>会生産比)</u> 合計 (<u>E</u> <u>B</u>) % 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.6 25.7 26.0 26.2 26.2 26.2
平成 2····································	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	所 得 (A) TETポンド 467,315 620,260 829,204 1,078,758 1,193,265 1,229,428 1,243,021 1,277,491 1,338,054 1,374,115 1,430,476 1,508,069 1,559,834 1,640,248	総生産 (B) 百万ポンド 615,673 853,228 1,098,500 1,399,656 1,612,195 1,669,509 1,721,355 1,793,155 1,876,162 1,935,212 2,016,638 2,097,143 2,174,380 2,255,283	超 国 税 (C) 百万ポンド 153,765 195,897 284,089 348,758 391,202 417,457 418,487 434,633 451,635 467,035 493,305 516,235 533,489 544,817	地方税 (D) 百万ポンド 14.146 9.303 14,067 21,255 26,249 26,673 27,033 28,051 29,015 29,943 31,351 33,129 35,650 37,543	合 計 (E) 百万ポンド 167,911 205,200 298,302 370,013 417,451 444,130 445,520 462,684 480,650 496,978 524,656 549,364 569,139 582,360	(対国民) 第 税 (CA) 32.9 31.6 34.3 32.3 32.8 34.0 33.7 34.0 34.5 34.2 34.2 34.2 34.2	#担率 所得比) 合計 (EA) 35.9 33.1 36.0 34.3 35.0 36.1 35.8 36.2 35.9 36.2 36.7 36.4 36.5 36.5	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 25.0 23.0 25.9 24.9 24.3 25.0 24.3 24.1 24.1 24.1 24.5 24.6 24.5 24.2	<u>会生産比)</u> 合計 (<u>E</u> <u>B</u>) % 27.3 24.0 27.2 26.4 25.9 26.6 25.9 25.8 25.6 25.7 26.0 26.2 26.2 26.2

(備考)

 \exists

^{[1.} 国民所得及び国内総生産は、平成2年度は「国民経済計算(1993SNA)」及び平成7年度から令和3年度までは「国民経済計算(2008SNA)」による実績額であり、それぞれ接続しない。ただし、令和4年度及び令和5年度は「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による実績見込額及び見通し額である。
2. 国税は、特別会計分を含む。令和3年度以前は決算額であり、令和4年度は補正後予算額、令和5年度は予算額である。
3. 地方税は地方交付税及び地方譲与税を含まず、令和3年度以前は決算額、令和4年度は実績見込額、令和5年度は見込額である。

米

国
 1. 国民所得、国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。平成23年以降は08SNAベース、昭和50年から平成22年は93SNAベース。

 2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。

 3. 連邦の会計年度は10月/9月(ただし、昭和50年度については7月/6月)であり、州及び地方政府税については、各州、地方の6月30日までに終了する会計年度をその年のデータとして用いている。なお、租税負担額には社会保障税は含まない。

租税負担率の国際比較

B 民 日内 根 校 日本 日本				米			国						75
(A) (B) (E) (D) (D) (E) (E) (F) (CA) (DA) (F) (CA) (DA) (F) (DA) (F) (DB) (F) (DA) (DA)			ź	租税負	担額				٤)				番
59,292 76,397 84,06 40,65 27,077 15,178 14,2 6,9 25,6 11,0 5,2 19,4 1,0				1	政府税								号
59,292 76,397 8.406 4,065 2,007 15,178 14,2 6,9 2,56 11,0 5,3 19,9 1,8													
82,097 102,523 13,166 5,476 3,532 22,174 16,0 6,7 27,0 12,8 5,3 21,6 5,10 130,266 13,728 6,823 4,963 25,714 135 6,6 24,9 10,7 5,2 19,7 2,117,79 14,972 12,887 7,239 5,872 25,998 10,9 6,1 22,1 8,6 4,8 17,3 123,318 155,426 14,880 7,757 5,958 28,575 12,1 6,3 23,2 9,6 5,0 18,4 6,1 130,215 161,970 15,870 8,100 6,099 30,069 12,2 6,5 24,4 10,5 5,2 19,4 14,0453 175,272 19,188 8,906 6,563 34,667 13,7 6,3 24,7 10,9 5,1 19,8 9,1 14,5316 182,383 20,444 9,267 6,771 36,482 14,1 6,4 25,1 11,2 5,1 20,0 1,47,834 187,451 20,404 9,374 7,066 36,844 13,8 6,3 24,9 10,9 5,0 19,7 1,54,708 195,340 22,886 9,841 7,405 40,132 14,8 6,4 25,9 11,7 5,0 5,0 17,7 1,62,919 20,6119 20,397 10,556 7,602 38,555 12,5 6,5 23,9 10,0 5,1 18,8 1,70,256 210,605 20,769 11,331 8,362 40,462 12,2 6,7 23,8 9,9 5,4 19,2 1,1 1,													1
130,346 130,366 13,928 6,823 4,963 25,714 135 6,66 249 10.7 5.2 19.7 117.739 149,921 12,887 7,239 5,872 25,998 10.9 6,1 22.1 8,6 4,8 17.3 5,8 123,318 155,426 14,880 7,757 5,958 28,595 12.1 6,3 23.2 9,6 5.0 18.4 6,1 133,782 167,848 17,668 8,677 6,282 32,617 132 6,5 24,4 10.5 5.2 19.4 8,6 14,453 175,272 19,188 8,676 6,563 34,657 13.7 6,3 24.7 10.9 5.1 19.8 14,4653 175,272 19,188 8,966 6,563 34,657 13.7 6,3 24.7 10.9 5.1 19.8 14,8316 182,383 20,444 9,267 6,771 36,482 14.1 6,4 25.1 11.2 5.1 20.0 14,7834 187,451 20,404 9,374 7,066 6,844 13.8 6,3 24.9 10.9 5.0 19.7 154,708 19,5430 22,886 9,841 7,405 40,132 14.8 6,4 25.9 11.7 5.0 20.5 12,162,799 20,6119 20,377 10,556 7,602 38,555 12.5 6,5 23.7 9,9 5.1 18.8 1,702,56 210,605 20,769 11,331 8,362 40,462 12.2 6,7 23.8 9,9 5,4 19.2 1,18													2
117779													3
123318 155.426													4
133782 161,970 15,870 8,100 6,099 30,069 122 6,2 231 9.8 5.0 18.6 7.8 133782 167,848 17,668 8,677 6,282 32,617 132 6.5 24.4 10.5 5.2 19.4 140,453 175,272 19,128 8,906 6,653 34,667 13.7 6.3 24.7 10.9 5.1 19.8 9.8 145,316 182,383 20,444 9,267 6,771 36,482 14.1 6.4 25.1 11.2 5.1 20.0 1.1 147,834 187,451 20,404 9,374 7,066 36,844 13.8 6.3 24.9 10.9 5.0 19.7 1.1 154,708 195,430 22,286 9,841 7,405 40,132 14.8 6.4 25.9 11.7 5.0 20.5 1.1 162,919 206,119 20,397 10,556 7,602 38,555 12.5 6.5 23.7 9.9 5.1 18.7 1.1 168,555 214,332 21,478 11,1016 7,811 40,305 12.7 6.5 23.9 10.0 5.1 18.8 1.1 170,256 210,605 20,769 11,331 8,362 40,462 12.2 6.7 23.8 9.9 5.4 17.2 1.1 18,643 14,63578 148,080 97,793 38,441 284,314 13.2 8.7 25.4 10.1 6.7 19.4 1.1 1,118,463 1,463578 148,080 97,793 38,441 284,314 13.2 8.7 25.4 10.1 6.7 19.4 1.2 1.2 1.2 1.2 2.1													5
133.782													6
140.453													7
145,316													8
147,834 187,451 20,404 9,374 7,066 36,844 13.8 6.3 24.9 10.9 5.0 19.7 17.5 15.7 15.0 20.5 17.7 15.0 20.5 17.7 15.0 20.5 17.7 15.0 20.5 17.5 15.2 15.5 21.4 20.5 17.5 20.5 17.5 20.5 17.5 20.5 17.5 20.5 21.5 20.5 21.4 21.4 21.4 21.4 21.4 21.4 21.4 21.4 21.4 21.4 21.4 21.4 21.4 21.4 21.4 21.4 21.5 21.5 21.4 21.4 21.4 21.5 21													9
154,708													
162,919 206,119 20,397 10,556 7,602 38,555 12.5 6.5 23.7 9.9 5.1 18.7 12.5 168,555 214,332 21,478 11,016 7,811 40,305 12.7 6.5 23.9 10.0 5.1 18.8 14.7 170,256 210,605 20,769 11,331 8.362 40,462 12.2 6.7 23.8 9.9 5.4 17.2 15.5 14													
168,555 214,332 21,478 11,016 7,811 40,305 12.7 6.5 23.9 10.0 5.1 18.8 14,70.256 210,605 20,769 11,331 8,362 40,462 12.2 6.7 23.8 9.9 5.4 19.2 19.5 19.													
170.256 210.605 20.769 11.331 8.362 40.462 12.2 6.7 23.8 9.9 5.4 19.2 14.6 14													
Transfer													
Transfer	17/0,256	210,605	20,769	11,331	8,362	40,462	12.2	6.7	23.8	9.9	5.4	19.2	
Ref													
Table Ta													
国 民 所 得 接生産 接した 日方ユーロ 日本ロ 日本ロ													10
国民所 得 超 税 負 担 額													
(A)				K	•	1					4		悉
1,118,463 1,463,578 148,080 97,793 38,441 284,314 13.2 8.7 25.4 10.1 6.7 19.4 1.425,458 1,894,610 220,348 148,902 50,666 419,916 15.5 10.4 29.5 11.6 7.9 22.2 2.5 1,549,271 2,109,090 238,582 172,062 56,962 467,606 15.4 11.1 30.2 11.3 8.2 22.2 3. 1,704,190 2,288,310 241,054 174,581 60,446 476,081 14.1 10.2 27.9 10.5 7.6 20.8 4 1,906,576 2,564,400 287,414 198,057 71,370 556,841 15.1 10.4 29.2 11.2 7.7 21.7 5 2,017,123 2,693,560 310,423 212,343 77,644 600,410 15.4 10.5 29.8 11.5 7.9 22.3 6 2,040,788 2,745,310 320,810 224,780 81,912 627,502 15.7 11.0 30.7 11.7 8.3 23.0 8 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>利 (対</td> <td>租税負担率</td> <td></td> <td>(対[</td> <td>国内総生産</td> <td>比)</td> <td>番</td>						1	利 (対	租税負担率		(対[国内総生産	比)	番
1,425,458 1,894,610 220,348 148,902 50,666 419,916 15.5 10.4 29.5 11.6 7.9 22.2 2 1,549,271 2,109,090 238,582 172,062 56,962 467,606 15.4 11.1 30.2 11.3 8.2 22.2 3 1,704,190 2,288,310 241,054 174,581 60,446 476,081 14.1 10.2 27.9 10.5 7.6 20.8 4 1,906,576 2,564,400 287,414 198,057 71,370 556,841 15.1 10.4 29.2 11.2 7.7 21.7 5 2,017,123 2,693,560 310,423 212,343 77,644 600,410 15.4 10.5 29.8 11.5 7.9 22.3 6 2,040,788 2,745,310 320,810 224,780 81,912 627,502 15.7 11.0 30.7 11.7 8.2 22.9 3 2,087,911 2,811,350 328,142 233,380 85,002 646,524 15.7 11.2 31.0 11.7 8.3 <td< td=""><td>所 得</td><td>総生産</td><td>連邦税</td><td>租 税 賃 州 税</td><td>担 額 市 町 村 税</td><td>合 計</td><td>利 (対 連邦税</td><td>且税負担率 国民所得占 州 税</td><td>合 計 / F \</td><td>(対国 連邦税</td><td>国内総生産 州 税</td><td><u>比)</u> 合 計</td><td>番号</td></td<>	所 得	総生産	連邦税	租 税 賃 州 税	担 額 市 町 村 税	合 計	利 (対 連邦税	且税負担率 国民所得占 州 税	合 計 / F \	(対国 連邦税	国内総生産 州 税	<u>比)</u> 合 計	番号
1,549,271 2,109,090 238,582 172,062 56,962 467,606 15.4 11.1 30.2 11.3 8.2 22.2 3 1,704,190 2,288,310 241,054 174,581 60,446 476,081 14.1 10.2 27.9 10.5 7.6 20.8 4 1,906,576 2,564,400 287,414 198,057 71,370 556,841 15.1 10.4 29.2 11.2 7.7 21.7 5 2,017,123 2,693,560 310,423 212,343 77,644 600,410 15.4 10.5 29.8 11.5 7.9 22.3 6 2,040,788 2,745,310 320,810 224,780 81,912 627,502 15.7 11.0 30.7 11.7 8.2 22.9 3 2,087,911 2,811,350 328,142 233,380 85,002 646,524 15.7 11.2 31.0 11.7 8.3 23.0 8 2,173,996 2,927,430 338,480 243,591 87,902 669,973 15.6 11.2 30.8 11.6 8.3 <td< td=""><td>所 得 (A)</td><td>総生産 (B)</td><td>連邦税 (C)</td><td>租 税 賃 州 税 (D)</td><td>担 額 市 町 村 税 (E)</td><td>合 計 (F)</td><td>(対 連邦税 (<u>C</u>A)</td><td>田税負担率 国民所得出 州 税 (<u>D</u>)</td><td>合計 $\left(\frac{F}{A}\right)$</td><td>(対国 連邦税 (<u>C</u>B)</td><td>国内総生産 州 税 (<u>D</u>)</td><td>此) $\frac{\text{合 }}{\text{ fr}}$ $\frac{\text{F}}{\text{B}}$</td><td></td></td<>	所 得 (A)	総生産 (B)	連邦税 (C)	租 税 賃 州 税 (D)	担 額 市 町 村 税 (E)	合 計 (F)	(対 連邦税 (<u>C</u> A)	田税負担率 国民所得出 州 税 (<u>D</u>)	合計 $\left(\frac{F}{A}\right)$	(対国 連邦税 (<u>C</u> B)	国内総生産 州 税 (<u>D</u>)	此) $\frac{\text{合 }}{\text{ fr}}$ $\frac{\text{F}}{\text{B}}$	
1,704,190 2,288,310 241,054 174,581 60,446 476,081 14.1 10.2 27.9 10.5 7.6 20.8 4 1,906,576 2,564,400 287,414 198,057 71,370 556,841 15.1 10.4 29.2 11.2 7.7 21.7 5 2,017,123 2,693,560 310,423 212,343 77,644 600,410 15.4 10.5 29.8 11.5 7.9 22.3 6 2,040,788 2,745,310 320,810 224,780 81,912 627,502 15.7 11.0 30.7 11.7 8.2 22.9 7 2,087,911 2,811,350 328,142 233,380 85,002 646,524 15.7 11.2 31.0 11.7 8.3 23.0 8 2,173,996 2,927,430 338,480 243,591 87,902 669,973 15.6 11.2 30.8 11.6 8.3 22.9 9 2,250,373 3,026,180 350,257 259,239 93,294 702,790 15.6 11.5 31.2 11.6 8.6 <td< td=""><td>所 得 (A) 百万ユーロ</td><td>総生産 (B)</td><td>連邦税 (C) 百万ユーロ</td><td>租 税 負 州 税 (D)</td><td>世 市町 村税 (E) 百万ユーロ</td><td>合 計 (F) 百万ユーロ</td><td>利 (対 連邦税 (<u>C</u>A)</td><td>H税負担率 国民所得出 州 税 (<u>D</u>A)</td><td>合計 (<u>F</u>) %</td><td>(対国 連邦税 (<u>C</u>) %</td><td>国内総生産 州 税 (<u>D</u>) %</td><td>比) 合計 (<u>F</u>) %</td><td>号</td></td<>	所 得 (A) 百万ユーロ	総生産 (B)	連邦税 (C) 百万ユーロ	租 税 負 州 税 (D)	世 市町 村税 (E) 百万ユーロ	合 計 (F) 百万ユーロ	利 (対 連邦税 (<u>C</u> A)	H税負担率 国民所得出 州 税 (<u>D</u> A)	合計 (<u>F</u>) %	(対国 連邦税 (<u>C</u>) %	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) %	比) 合計 (<u>F</u>) %	号
1,906,576 2,564,400 287,414 198,057 71,370 556,841 15.1 10.4 29.2 11.2 7.7 21.7 2,017,123 2,693,560 310,423 212,343 77,644 600,410 15.4 10.5 29.8 11.5 7.9 22.3 6 2,040,788 2,745,310 320,810 224,780 81,912 627,502 15.7 11.0 30.7 11.7 8.2 22.9 7 2,087,911 2,811,350 328,142 233,380 85,002 646,524 15.7 11.2 31.0 11.7 8.3 23.0 8 2,173,996 2,927,430 338,480 243,591 87,902 669,973 15.6 11.2 30.8 11.6 8.3 22.9 9 2,250,373 3,026,180 350,257 259,239 93,294 702,790 15.6 11.5 31.2 11.6 8.6 23.2 10 2,344,136 3,134,740 358,508 280,863 98,626 737,997 15.3 12.0 31.5 11.4 9.0 23.5 12 </td <td>所 得 (A) 百万ユーロ 1,118,463</td> <td>総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578</td> <td>連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080</td> <td>租税 集 州税 (D) 百万ユーロ 97,793</td> <td>刊 市 町 村 税 (E) 百万ユーロ 38,441</td> <td>合 計 (F) 百万ユーロ 284,314</td> <td>を (対 連邦税 (<u>C</u>A) % 13.2</td> <td>H税負担率 国民所得出 州 税 (<u>D</u>A) % 8.7</td> <td>合計 $\left(\frac{F}{A}\right)$ % 25.4</td> <td>(対区 連邦税 (<u>C</u>B) % 10.1</td> <td>国内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 6.7</td> <td>比) 合計 (<u>F</u>) % 19.4</td> <td>号 1</td>	所 得 (A) 百万ユーロ 1,118,463	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080	租税 集 州税 (D) 百万ユーロ 97,793	刊 市 町 村 税 (E) 百万ユーロ 38,441	合 計 (F) 百万ユーロ 284,314	を (対 連邦税 (<u>C</u> A) % 13.2	H税負担率 国民所得出 州 税 (<u>D</u> A) % 8.7	合計 $\left(\frac{F}{A}\right)$ % 25.4	(対区 連邦税 (<u>C</u> B) % 10.1	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 6.7	比) 合計 (<u>F</u>) % 19.4	号 1
2,017,123 2,693,560 310,423 212,343 77,644 600,410 15.4 10.5 29.8 11.5 7.9 22.3 6 2,040,788 2,745,310 320,810 224,780 81,912 627,502 15.7 11.0 30.7 11.7 8.2 22.9 7 2,087,911 2,811,350 328,142 233,380 85,002 646,524 15.7 11.2 31.0 11.7 8.3 23.0 8 2,173,996 2,927,430 338,480 243,591 87,902 669,973 15.6 11.2 30.8 11.6 8.3 22.9 9 2,250,373 3,026,180 350,257 259,239 93,294 702,790 15.6 11.5 31.2 11.6 8.6 23.2 10 2,344,136 3,134,740 358,508 280,863 98,626 737,997 15.3 12.0 31.5 11.4 9.0 23.5 12 2,442,675 3,267,160 371,192 290,448 103,995 765,635 15.2 11.9 31.3 11.4 8.9	所 得 (A) 百万ユーロ 1,118,463 1,425,458	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080 220,348	租 税 复 州 税 (D) 百万ユーロ 97,793 148,902	世 相 前 村 (E) 百万ユーロ 38,441 50,666	合計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916	東邦税 (対 (<u>C</u> A) 13.2 15.5	田税負担率 国民所得り 州 税 (<u>D</u>) % 8.7 10.4	合計 (<u>F</u> A) % 25.4 29.5	(対区 連邦税 (<u>C</u> B) % 10.1 11.6	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 6.7 7.9	比) 合計 (<u>F</u>) % 19.4 22.2	· 号
2,040,788 2,745,310 320,810 224,780 81,912 627,502 15.7 11.0 30.7 11.7 8.2 22.9 7 2,087,911 2,811,350 328,142 233,380 85,002 646,524 15.7 11.2 31.0 11.7 8.3 23.0 8 2,173,996 2,927,430 338,480 243,591 87,902 669,973 15.6 11.2 30.8 11.6 8.3 22.9 9 2,250,373 3,026,180 350,257 259,239 93,294 702,790 15.6 11.5 31.2 11.6 8.6 23.2 16 2,344,136 3,134,740 358,508 280,863 98,626 737,997 15.3 12.0 31.5 11.4 9.0 23.5 1 2,442,675 3,267,160 371,192 290,448 103,995 765,635 15.2 11.9 31.3 11.4 8.9 23.4 12 2,535,947 3,367,860 389,888 306,941 109,789 806,618 15.4 12.1 31.8 11.6 9.1 24.0 14 2,606,728 3,473,350 400,685 319,078 113,407 833,170 15.4 12.2	所 得 (A) 百万ユーロ 1,118,463 1,425,458 1,549,271	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610 2,109,090	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080 220,348 238,582	租税 (D) 百万ユーロ 97,793 148,902 172,062	市 町 村(E) 百万ユーロ 38.441 50,666 56,962	合計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916 467,606	連邦税 (<u>C</u> A) ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	H税負担率 国民所得出 州 税 (<u>D</u>) % 8.7 10.4 11.1	合計 (<u>F</u> A) % 25.4 29.5 30.2	連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) % 10.1 11.6 11.3	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.7 7.9 8.2	比) 合 計 (<u>F</u>) % 19.4 22.2 22.2	号 1 2 3
2,087,911 2,811,350 328,142 233,380 85,002 646,524 15.7 11.2 31.0 11.7 8.3 23.0 8 2,173,996 2,927,430 338,480 243,591 87,902 669,973 15.6 11.2 30.8 11.6 8.3 22.9 9 2,250,373 3,026,180 350,257 259,239 93,294 702,790 15.6 11.5 31.2 11.6 8.6 23.2 10 2,344,136 3,134,740 358,508 280,863 98,626 737,997 15.3 12.0 31.5 11.4 9.0 23.5 1 2,442,675 3,267,160 371,192 290,448 103,995 765,635 15.2 11.9 31.3 11.4 8.9 23.4 12 2,535,947 3,367,860 389,888 306,941 109,789 806,618 15.4 12.1 31.8 11.6 9.1 24.0 12 2,606,728 3,473,350 400,685 319,078 113,407 833,170 15.4 12.2 32.0 11.5 9.2	所(A) 百万ユーロ 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080 220,348 238,582 241,054	租 税 集 州 税 (D) 百万ユーロ 97,793 148,902 172,062 174,581	市 町 村 税 (E) 百万ユーロ 38,441 50,666 56,962 60,446	合計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916 467,606 476,081	連邦税 (<u>C</u> A) ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	田税負担率 国民所得比 州 税 (<u>D</u> A) % 8.7 10.4 11.1 10.2	合計 (<u>F</u> A) % 25.4 29.5 30.2 27.9	連邦税 (<u>C</u> B) % 10.1 11.6 11.3 10.5	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) 8.7 7.9 8.2 7.6	比) $\frac{F}{B}$ % 19.4 22.2 22.2 20.8	号 1 2 3 4
2,173,996 2,927,430 338,480 243,591 87,902 669,973 15.6 11.2 30.8 11.6 8.3 22.9 9 2,250,373 3,026,180 350,257 259,239 93,294 702,790 15.6 11.5 31.2 11.6 8.6 23.2 10 2,344,136 3,134,740 358,508 280,863 98,626 737,997 15.3 12.0 31.5 11.4 9.0 23.5 1 2,442,675 3,267,160 371,192 290,448 103,995 765,635 15.2 11.9 31.3 11.4 8.9 23.4 12 2,535,947 3,367,860 389,888 306,941 109,789 806,618 15.4 12.1 31.8 11.6 9.1 24.0 12 2,606,728 3,473,350 400,685 319,078 113,407 833,170 15.4 12.2 32.0 11.5 9.2 24.0 12 2,569,587 3,405,430 362,537 309,920 106,470 778,927 14.1 12.1 30.3 10.6 9.1 22.9 15	所 得 (A) 百万ユーロ 1,118,463 1,425,458 1,549,271 1,704,190 1,906,576	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414	相 税 賃 州 税 (D) 百万ユーロ 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057	市 町 税 (E) 百万ユーロ 38.441 50.666 56,962 60,446 71,370	合 計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916 467,606 476,081 556,841	種(対 連邦税 (<u>C</u> A) 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1	B A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	合計 (<u>F</u> A) % 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2	(対国 連邦税 (<u>C</u> B) % 10.1 11.6 11.3 10.5 11.2	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) 8.7 7.9 8.2 7.6 7.7	比) 合計 (<u>F</u>) % 19.4 22.2 22.2 20.8 21.7	号 1 2 3 4 5
2,250,373 3,026,180 350,257 259,239 93,294 702,790 15.6 11.5 31.2 11.6 8.6 23.2 1 2,344,136 3,134,740 358,508 280,863 98,626 737,997 15.3 12.0 31.5 11.4 9.0 23.5 15.2 2,442,675 3,267,160 371,192 290,448 103,995 765,635 15.2 11.9 31.3 11.4 8.9 23.4 12.2 2,535,947 3,367,860 389,888 306,941 109,789 806,618 15.4 12.1 31.8 11.6 9.1 24.0 14.2 2,606,728 3,473,350 400,685 319,078 113,407 833,170 15.4 12.2 32.0 11.5 9.2 24.0 14.2 2,569,587 3,405,430 362,537 309,920 106,470 778,927 14.1 12.1 30.3 10.6 9.1 22.9 15.3	所 得 (A) 百万ユーロ 1.118,463 1.425,458 1.549,271 1.704,190 1.906,576 2.017,123	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423	相 税 賃 州 税 (D) 百万ユーロ 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343	市 町 税 (E) 百万ユーロ 38.441 50.666 56,962 60,446 71,370 77,644	合 計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410	種(対 連邦税 (<u>C</u> A) 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4	B A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	合計 (<u>F</u> A) % 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8	(対国 連邦税 (<u>C</u>) 30.1 11.6 11.3 10.5 11.2 11.5	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) 8.2 7.6 7.7 7.9	比) 合 計 (<u>F</u>) % 19.4 22.2 22.2 20.8 21.7 22.3	号 1 2 3 4 5 6
2,344,136 3,134,740 358,508 280,863 98,626 737,997 15.3 12.0 31.5 11.4 9.0 23.5 1.2 2,442,675 3,267,160 371,192 290,448 103,995 765,635 15.2 11.9 31.3 11.4 8.9 23.4 12.2 2,535,947 3,367,860 389,888 306,941 109,789 806,618 15.4 12.1 31.8 11.6 9.1 24.0 12.2 2,606,728 3,473,350 400,685 319,078 113,407 833,170 15.4 12.2 32.0 11.5 9.2 24.0 14.2 2,569,587 3,405,430 362,537 309,920 106,470 778,927 14.1 12.1 30.3 10.6 9.1 22.9 18.9	所 得 (A) 百万ユーロ 1.118.463 1.425.458 1.549.271 1.704.190 1.906.576 2.017.123 2.040,788	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310	連邦税 (C) 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810	相 税 賃 州 税 (D) 百万ユーロ 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780	市 町 税 (E) 百万ユーロ 38.441 50.666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912	合計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502	選邦税 (文 (<u>C</u> A) 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7	B A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	合計 (<u>F</u> A) % 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7	(対国 連邦税 (<u>C</u>) 30.1 11.6 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2	比) 合 計 (<u>F</u>) % 19.4 22.2 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9	号 1 2 3 4 5 6 7
2,442,675 3,267,160 371,192 290,448 103,995 765,635 15.2 11.9 31.3 11.4 8.9 23.4 12.535,947 2,535,947 3,367,860 389,888 306,941 109,789 806,618 15.4 12.1 31.8 11.6 9.1 24.0 12.2 2,606,728 3,473,350 400,685 319,078 113,407 833,170 15.4 12.2 32.0 11.5 9.2 24.0 14.2 2,569,587 3,405,430 362,537 309,920 106,470 778,927 14.1 12.1 30.3 10.6 9.1 22.9 18.3	所 得 (A) 百万ユーロ 1.118.463 1.425.458 1.549.271 1.704,190 1.906.576 2.017.123 2.040,788 2.087,911	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310 2,811,350	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142	相 税 賃 州 税 (D) 百万ユーロ 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380	市 町 税 (E) 百万ユーロ 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002	合 計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524	選邦税 (文 (<u>C</u> A) 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.7	B A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	合計 (<u>F</u> A) % 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0	(対国 連邦税 (<u>C</u>) 10.1 11.6 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.2 8.3	比) 合 計 (<u>F</u>) % 19.4 22.2 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0	号 1 2 3 4 5 6 7 8
2,535,947 3,367,860 389,888 306,941 109,789 806,618 15.4 12.1 31.8 11.6 9.1 24.0 15.2 2,606,728 3,473,350 400,685 319,078 113,407 833,170 15.4 12.2 32.0 11.5 9.2 24.0 14.2 2,569,587 3,405,430 362,537 309,920 106,470 778,927 14.1 12.1 30.3 10.6 9.1 22.9 15.2	所 得 (A) 百万ユーロ 1.118.463 1.425.458 1.549.271 1.704,190 1.906.576 2.017.123 2.040,788 2.087,911 2.173,996	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480	相 税 賃 州 税 (D) 百万ユーロ 97.793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591	市 町 税 (E) 百万ユーロ 38.441 50.666 56.962 60.446 71.370 77.644 81,912 85.002 87,902	合 計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524 669,973	連邦税 (<u>C</u> A) % 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.7 15.6	B A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	合計 (<u>F</u> A) % 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8	(対国 連邦税 (<u>C</u>) 10.1 11.6 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7 11.7	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3	比) 合 計 (<u>F</u>) % 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9
2,606,728 3,473,350 400,685 319,078 113,407 833,170 15.4 12.2 32.0 11.5 9.2 24.0 14.2 2,569,587 3,405,430 362,537 309,920 106,470 778,927 14.1 12.1 30.3 10.6 9.1 22.9 18.0	所 得 (A) 百万ユーロ 1.118.463 1.425.458 1.549.271 1.704.190 1.906.576 2.017.123 2.040,788 2.087.911 2.173.996 2.250,373	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257	相 税 算 州 税 (D) 百万ユーロ 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239	市 町 税 (E) 百万ユーロ 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002 87,902 93,294	合 計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524 669,973 702,790	連邦税 (文 (<u>C</u> A) 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.7 15.6 15.6	B	合計 (<u>F</u> A) 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8 31.2 31.5	(対国 連邦税 (<u>C</u>) 10.1 11.6 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7 11.7 11.6 11.6	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.3	比) 合 計 (<u>F</u>) % 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2 23.5	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
2,569,587 3,405,430 362,537 309,920 106,470 778,927 14.1 12.1 30.3 10.6 9.1 22.9	所 得 (A) 百万ユーロ 1.118.463 1.425.458 1.549.271 1.704.190 1.906.576 2.017.123 2.040.788 2.087.911 2.173.996 2.250.373 2.344.136	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180 3,134,740	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257 358,508	州 税 (D) 百万ユーロ 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239 280,863	市 町 税 (E) 百万ユーロ 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002 87,902 93,294 98,626	合 計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524 669,973 702,790 737,997	連邦税 (文 (<u>C</u> A) 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.6 15.6 15.6	B	合計 (<u>F</u> A) 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8 31.2 31.5	(対国 連邦税 (<u>C</u>) 10.1 11.6 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7 11.7 11.6 11.6	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.6 9.0	比) 合 計 (<u>F</u>) % 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2 23.5	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
	所 得 (A) 百万ユーロ 1.118.463 1.425.458 1.549.271 1.704.190 1.906.576 2.017.123 2.040.788 2.087.911 2.173.996 2.250.373 2.344.136 2.442.675	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180 3,134,740 3,267,160	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257 358,508 371,192	州 税 (D) 百万ユーロ 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239 280,863 290,448	市 町 税 (E) 百万ユーロ 38,441 50,666 56,962 60,446 71,370 77,644 81,912 85,002 87,902 93,294 98,626 103,995	合 計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524 669,973 702,790 737,997 765,635	連邦税 (文 (<u>C</u> A) 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.7 15.6 15.6 15.6 15.3 15.2	B A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	合計 (<u>F</u> A) 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8 31.2 31.5 31.3	(対国 連邦税 (<u>C</u>) 10.1 11.6 11.3 10.5 11.2 11.7 11.7 11.6 11.6 11.4 11.4	国内総生産 州 税 (<u>D</u> B) % 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.3 8.6 9.0 8.9	比) 合 計 (<u>F</u>) 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2 23.5 23.4	号 1 2 3 4 5 6 6 7 8 9 10 11 12
11	所 得 (A) 百万ユーロ 1.118.463 1.425.458 1.549.271 1.704.190 1.906.576 2.017.123 2.040.788 2.087.911 2.173.996 2.250.373 2.344.136 2.442.675 2.535,947	総生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180 3,134,740 3,267,160 3,367,860	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257 358,508 371,192 389,888	州 税 (D) 百万ユーロ 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239 280,863 290,448 306,941	市 町 税 (E) 市 町 税 (E) 百万ユーロ 38.441 50.666 56.962 60.446 71.370 77.644 81,912 85.002 87,902 93.294 98.626 103,995 109,789	合 計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524 669,973 702,790 737,997 765,635 806,618	連邦税 (文 (<u>C</u> A) 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.6 15.6 15.6 15.3 15.2 15.4	B	合計 (<u>F</u> A) 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8 31.2 31.5 31.3	(対国 連邦税 (<u>C</u>) 10.1 11.6 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7 11.7 11.6 11.6 11.4 11.4	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.3 8.6 9.0 8.9	比) 合 計 (<u>F</u>) 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2 23.5 23.4 24.0	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
	所 得 (A) 百万ユーロ 1.118.463 1.425.458 1.549.271 1.704.190 1.906.576 2.017.123 2.040.788 2.087,911 2.173.996 2.250.373 2.344.136 2.442.675 2.535.947 2.606,728	窓生産 (B) 百万ユーロ 1,463,578 1,894,610 2,109,090 2,288,310 2,564,400 2,693,560 2,745,310 2,811,350 2,927,430 3,026,180 3,134,740 3,267,160 3,367,860 3,473,350	連邦税 (C) 百万ユーロ 148,080 220,348 238,582 241,054 287,414 310,423 320,810 328,142 338,480 350,257 358,508 371,192 389,888 400,685	相 税 賃 州 税 (D) 百万ユーロ 97,793 148,902 172,062 174,581 198,057 212,343 224,780 233,380 243,591 259,239 280,863 290,448 306,941 319,078	市 町 税 (E) 市 町 税 (E) 百万ユーロ 38.441 50.666 56.962 60.446 71.370 77.644 81,912 85.002 87,902 93.294 98.626 103,995 109,789 113,407	合 計 (F) 百万ユーロ 284,314 419,916 467,606 476,081 556,841 600,410 627,502 646,524 669,973 702,790 737,997 765,635 806,618 833,170	連邦税 (文 (文A) 13.2 15.5 15.4 14.1 15.1 15.4 15.7 15.6 15.6 15.6 15.3 15.2 15.4 15.4	照税負担率 国民所得比 州 税 (<u>A</u>) % 8.7 10.4 11.1 10.2 10.4 10.5 11.0 11.2 11.2 11.5 12.0 11.9	合計 (<u>F</u> A) 25.4 29.5 30.2 27.9 29.2 29.8 30.7 31.0 30.8 31.2 31.5 31.3 31.8 32.0	(対国 連邦税 (<u>C</u>) 10.1 11.6 11.3 10.5 11.2 11.5 11.7 11.7 11.6 11.6 11.4 11.4 11.4	国内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 6.7 7.9 8.2 7.6 7.7 7.9 8.2 8.3 8.3 8.6 9.0 8.9 9.1 9.2	比) 合 計 (<u>F</u>) 19.4 22.2 20.8 21.7 22.3 22.9 23.0 22.9 23.2 23.5 23.4 24.0 24.0	号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

^{「1.} 国民所得及び国内総生産は, OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNA ベース, 昭和50年から平成23年は93SNA による計数である(そ

 国
 れ以前は68SNAペース)。

 2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。

 3. 会計年度は、4月/3月であるが、資料の関係上暦年計数で示してある。

英

 ^{1.} 国民所得及び国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNAベース、昭和50年から平成23年は93SNAによる計数である(それり前は68SNAベース)。平成2年以前は旧西ドイツ、平成3年以降は全ドイツの数値である。

 イ ツ
 2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。

 3. 会計年度は1月/12月である。
 4. 所得稅、法人稅及び付加価値稅は共有稅であるので、稅収の配分割合に応じて、連邦・州・市町村稅にそれぞれ組み入れてある(なお、営業稅は本来市町村稅であるが、連邦及び州にも稅収が配分されているため同様の措置をとった)。

1. 国 民 所 得 に 対 す る

			'	フ		ラ			ン		ス		
区分	番	国 民	国		租		担額		租税負(対国民)			·) 租税負 国内総生	
<u>k.</u> 11	号	所 得 (A)	総生 (E	産	国 税 (C)	地方税 (D)	合 (E)	bl .	国 税 $\left(\frac{C}{A}\right)$	$\frac{\triangle}{\left(\frac{E}{A}\right)}$		税	$\frac{\triangle}{\left(\frac{E}{B}\right)}$
		百万ユー	- ロ 百万	iユーロ	百万ユーロ	百万ユー	-ロ 百万	ユーロ	%		%	%	%
平成 2	1	762,7	'11 1,0	53,546	202,429	40,2	202 24	42,631	26.5	3	1.8	19.2	23.0
7	2	868,6	99 1,2	18,273	241,644	56,6	661 2 ⁰	78,305	27.8	3	4.3	19.8	24.5
12	3	1,076,5	i16 1,4	78,585	348,933	64,7	720 41	13,653	32.4	3	8.4	23.6	28.0
17·····	4	1,272,5	1,7	65,905	393,534	87,0	013 48	30,547	30.9	3	7.8	22.3	27.2
22	5	1,437,3	1,9	95,289	433,209	89,2	293 52	22,502	30.1	3	6.4	21.7	26.2
23	6	1,476,8	24 2,0	58,369	445,291	115,8	323 56	51,114	30.2	3	8.0	21.6	27.3
24	7	1,481,3	85 2,0	88,804	465,344	121,1	157 58	36,501	31.4	3	9.6	22.3	28.1
25	8	1,497,2	159 2,1	17,189	486,506	123,3	377 60	09,883	32.5	4	0.7	23.0	28.8
26	9	1,525,2	2,1	49,765	490,441	126,6	686 6	17,127	32.2	4	0.5	22.8	28.7
27	10	1,567,8	2,1	98,432	500,402	131,3	354 63	31,756	31.9	4	0.3	22.8	28.7
28	11	1,585,6	36 2,2	234,129	508,050	136,7	715 64	44,765	32.0	4	0.7	22.7	28.9
29	12	1,623,8	399 2,2	97,242	536,312	141,5	592 6'	77,904	33.0	4	1.7	23.3	29.5
30	13	1,666,6	31 2,3	363,306	562,749	146,8	397 70	09,646	33.8	4	2.6	23.8	30.0
令和元	14	1,703,7	91 2,4	37,635	586,654	148,4	431 73	35,085	34.4	4	3.1	24.1	30.2
2	15	1,578,2	.68 2,3	310,469	568,327	141,5	725 7°	10,052	36.0	4	5.0	24.6	30.7
3	16												
4	17												
5	18												
	77		'	カ				-			ダ		
区分	番										(* * *)	イロイソ た	LET -H-
			国 内	租	1 税 負	担	Ą		1税負担率 国民所得			租税負 内総生産	
	岩	所 得	総生産	連邦税	1 税 負 州 税	地方税	合 計	(対 連邦税	国民所得 州 税	比) 合 計	(対国 連邦税	内総生産州 税	全比)
	号	所 得 (A)	総生産 (B)	連邦税 (C)	州 税 (D)	地方税 (E)	合 計 (F)	(対 連邦税 (<u>C</u>)	国民所得 州 税 $\left(\frac{D}{A}\right)$	比) 合 計 (<u>F</u> A)	(対国 連邦税 (<u>C</u> B)	内総生産 州 税 (<u>D</u>)	$\frac{\hat{E}$ 比) $\frac{\hat{F}}{\left(\frac{F}{B}\right)}$
		所 得 (A) TETATHE	総生産 (B)	連邦税 (C)	州 税 (D)	地方税 (E) TGカナダ・ドル	合 計 (F)	(対 連邦税 $\left(\frac{C}{A}\right)$ $\%$	国民所得州 税 $\left(\frac{D}{A}\right)$ %	比) $\frac{A}{A}$ $\frac{F}{A}$	(対国連邦税 (<u>C</u> B) %	I内総生産 州 税 (<u>D</u>)	全比) 合計 (<u>F</u>) %
平成 2	1	所 得 (A) TATATH + FIN 478,584	総生産 (B) 692,997	連邦税 (C) TTカナダ・ドル 101,701	州 税 (D) ^{百万カナダ・ドル} 89,274	地方税 (E) ^{百万カナダ・ドル} 23,524	合計 (F) 面万カナダ・ドル 214,499	(対 連邦税 (<u>C</u> A) % 21.3	国民所得州 税 (DA) (DA) (MA) (MA) (MA) (MA) (MA) (MA) (MA) (M	比) 合計 (<u>F</u> A) 44.8	(対国連邦税 (<u>C</u> B) % 14.7	I内総生原州 税 (<u>D</u>) %	全比)
平成 2·············	1 2	所 得 (A) ETTカナダ・ドル 478,584 572,369	総生産 (B) 692,997 828,973	連邦税 (C) ^{百万カナダ・ドル} 101,701 113,397	州 税 (D) ^{百万カナダ・ドル} 89,274 107,439	地方税 (E) 百万カナダ・ドル 23,524 28,483	合言: (F) ^{百万カナダ・ドル} 214,499 249,319	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8	国民所得州 税 (DA) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	比) 合計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6	(対国 連邦税 (<u>C</u> B) 14.7 13.7	内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 12.9 13.0	全比) 合計 (<u>F</u>) % 31.0 30.1
平成 2········ 7········ 12·······	1 2 3	所 得 (A) ^{百万カナダ・ドル} 478,584 572,369 782,272	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670	州 税 (D) 百万カナダ・ドル 89,274 107,439 139,905	地方税 (E) 百万カナダ・ドル 23,524 28,483 31,550	合計 (F) あカナダ・ドル 214,499 249,319 337,125	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2	国民所得州 税 (DA) (BA) (BA) (BA) (BA) (BA) (BA) (BA) (B	比) 合 計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1	(対国 連邦税 (<u>C</u> B) 14.7 13.7 15.0	内総生産 州 税 (<u>D</u>) % 12.9 13.0 12.6	全比) 合計 (<u>F</u> B) 31.0 30.1 30.5
平成 2········ 7······· 12······· 17·······	1 2 3 4	所 得 (A) 677	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564	州 税 (D) ^{百万カナダ・ドル} 89.274 107,439 139,905 164,397	地方税 (E) TTがナダ・ドル 23,524 28,483 31,550 42,811	合 計 (F) (F) (F) (F) (F) (F) (F)	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3	国民所得州 税 (<u>D</u> A) % 18.7 18.8 17.9 15.9	比) 合計 (<u>F</u>) 44.8 43.6 43.1 38.4	(対国 連邦税 (<u>C</u> B) % 14.7 13.7 15.0 13.3	内総生産 州 税 (<u>D</u>) 12.9 13.0 12.6 11.6	全比) 合計 (<u>F</u> B) 31.0 30.1 30.5 27.8
平成 2······· 7······· 12······· 17······· 22······	1 2 3 4 5	所 得 (A) 16万カナダ・ドル 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911	州 税 (D) ^{百万カナダ・ドル} 89,274 107,439 139,905 164,397 189,456	地方税 (E) TTがナダ・ドル 23,524 28,483 31,550 42,811 55,436	合 計 (F)	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) 88.7 18.8 17.9 15.9	比) 合 計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1	(対国 連邦税 (<u>C</u> B) 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7	州 税 (<u>D</u>) % 12.9 13.0 12.6 11.6	全比) 合計 (<u>F</u> B) 31.0 30.1 30.5 27.8 26.4
平成 2······· 7······· 12······ 17······ 22······ 23······	1 2 3 4 5 6	所 得 (A) 677-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-1	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443	州 税 (D) ^{6万カナダ・ドル} 89.274 107.439 139,905 164,397 189,456 200,455	地方税 (E) 23,524 28,483 31,550 42,811 55,436 57,052	合 計 (F) 面がサダ・ドル 214,499 249,319 337,125 395,772 439,803 465,950	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) 18.7 18.8 17.9 15.9 16.0 15.7	比) 合 計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6	(対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7 11.7	内総生産 州 税 (<u>D</u> B) 12.9 13.0 12.6 11.6 11.4 11.3	全比) 合計 (<u>F</u> B) 31.0 30.1 30.5 27.8 26.4 26.3
平成 2······· 7······· 12······ 17······ 22······ 23······ 24·····	1 2 3 4 5 6 7	所 得 (A) 673	部生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249	州 税 (D) 面万カナダ・ドル 89,274 107,439 139,905 164,397 189,456 200,455 211,768	地方税 (E) 10777 + 5 + 7 + 7 + 7 + 7 + 7 + 7 + 7 + 7	合計 (F) 百万カナダ・ドル 214,499 249,319 337,125 395,772 439,803 465,950 483,809	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) 18.7 18.8 17.9 15.9 16.0 15.7 16.2	比) 合 計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0	連邦税 (<u>C</u>) % 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7 11.7	内総生産 州 税 (D/B) 12.9 13.0 12.6 11.4 11.3 11.6	全比) 合計 (<u>F</u> B) 31.0 30.1 30.5 27.8 26.4 26.3 26.5
平成 2·········· 7········ 12······· 22······· 23······· 24······ 25······	1 2 3 4 5 6 7 8	所(A) 677 678 678 678 678 678 678 678	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171	州 税 (D) 677	地方税 (E) 33,524 28,483 31,550 42,811 55,436 57,052 59,792 62,124	合 計 (F) 214,499 249,319 337,125 395,772 439,803 465,950 483,809 501,811	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) 18.7 18.8 17.9 15.9 16.0 15.7 16.2 16.1	比) 合計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8	(対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7 11.7 11.6 11.6	内総生産 州 税 (DB) 12.9 13.0 12.6 11.6 11.3 11.6 11.5	全比)
平成 2··········· 7········· 12········ 22······· 23······· 24······ 25······ 26······	1 2 3 4 5 6 7 8	所 (A) 673カナダ・ドル・ 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538	州 税 (D) 南万ホナゲ・ドル 89.274 107.439 139.905 164.397 189.456 200.455 211.768 219.516 231.072	地方税 (E) 百万か十ダ・ドル 23.524 28.483 31.550 42.811 55.436 57.052 59.792 62.124 64.758	合計(F) 6万カナダ・ドル 214,499 249,319 337,125 395,772 439,803 465,950 483,809 501,811 530,368	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) 18.7 18.8 17.9 15.9 16.0 15.7 16.2 16.1	比) 合計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1	(対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.6	内総生産 州 税 (D/B)	全比) 合計 (<u>F</u> B) 31.0 30.1 30.5 27.8 26.4 26.3 26.5 26.4 26.6
平成 2··········· 12·········· 17········ 22········ 23······· 24······ 25······ 26······ 27······	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	所 (A) 673カナダ・ドル・ 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521	州 税 (D) 南万ホナゲ・ドル 89.2714 107.439 139.905 164.397 189.456 200.455 211.768 219.516 231.072 243.511	地方税 (E) ā̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄	合 計 (F) affカナダ・ドル 214,499 249,319 337,125 395,772 439,803 465,950 483,809 501,811 530,368 556,898	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2 16.4	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) 18.7 18.8 17.9 15.9 16.0 15.7 16.2 16.1	比) 合計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9	(対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.8 12.3	内総生産 州 税 (D/B)	全比) 合計(<u>F</u> B) 31.0 30.1 30.5 27.8 26.4 26.3 26.5 26.4 26.6 28.0
平成 2·········· 7········ 12······· 17······ 22······· 23······· 24······ 25······ 26····· 27······ 28·······	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	所 (A) 673カナダ・ドル 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442 2,025,533	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846	州 税 (D) 南万ホナゲ・ドル 89.274 107.439 139.905 164.397 189.456 200.455 211.768 219.516 231.072 243.511 252.592	地方税 (E) 百万か十ゲ・ドル 23.524 28.483 31.550 42.811 55.436 57.052 59.792 62.124 64.758 67.866 70.216	合 計 (F) 高方カナダ・ドル 214,499 249,319 337,125 395,772 439,803 465,950 483,809 501,811 530,368 556,898 574,654	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2 17.6 17.6	国民所得 州 税 (<u>D</u> A) 18.7 18.8 17.9 15.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2	比) 合計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9 40.5	(対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.8 12.3 12.4	内総生産 州 税 (D/B)	全比)
平成 2············ 12·········· 17········ 22········ 23········ 24······ 25······ 26······ 28······ 29······	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	所 (A) 673カナダ・ドル・ 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756 1,512,644	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442 2,025,533 2,140,641	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846 268,704	州 税 (D) 南ボカナダ・ドル 89.274 107.439 139.905 164.397 189.456 200.455 211.768 219.516 231.072 243.511 252.592 267,032	地方税 (E) 23.524 28.483 31.550 42.811 55.436 57.052 59.792 62.124 64.758 67.866 70.216 72.630	合 計 (F) 214,499 249,319 337,125 395,772 439,803 465,950 483,809 501,811 530,368 556,898 574,654 608,366	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2 17.6 17.8	国民所得 州 税 (DA) 18.7 18.8 17.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5 17.8	比) 合計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9 40.5 40.2	(対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.8 12.3 12.4	内総生産 州 税 (DB) 12.9 13.0 12.6 11.4 11.3 11.6 12.2 12.5 12.5	全比)
平成 2····································	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	所 (A) 673カナダ・ドル・ 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756 1,512,644 1,576,729	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442 2,025,533 2,140,641 2,235,672	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846 268,704 289,401	州 税 (D) 前がカナダ・ドル 89,274 107,439 139,905 164,397 189,456 200,455 211,768 219,516 231,072 243,511 252,592 267,032 280,222	地方税 (E) 23.524 28.483 31.550 42.811 55.436 57.052 59.792 62.124 64.758 67.866 70.216 72.630 74.443	合 計 (F) 214,499 249,319 337,125 395,772 439,803 465,950 483,809 501,811 530,368 556,898 574,654 608,366 644,066	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2 17.6 17.8 17.8	国民所得 州 税 (DA) 18.7 18.8 17.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5 17.8 17.7	比) 合計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9 40.5 40.2 40.8	(対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.8 12.3 12.4 12.6 12.9	内総生産 州 税 (D B)	全比)
平成 2····································	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	所 (A) 673カナダ・ドル 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756 1,512,644 1,576,729 1,642,975	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442 2,025,533 2,140,641 2,235,672 2,311,294	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846 268,704 289,401 302,248	州 税 (D) 前がカナダ・ドル 89,274 107,439 139,905 164,397 189,456 200,455 211,768 219,516 231,072 243,511 252,592 267,032 280,222 294,219	地方税 (E) 23,524 28,483 31,550 42,811 55,436 57,052 59,792 62,124 64,758 67,866 70,216 72,630 74,443 76,369	合 計 (F) 214,499 249,319 337,125 395,772 439,803 465,950 483,809 501,811 530,368 556,898 574,654 608,366 644,066 672,836	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 17.6 17.8 17.8 18.4	国民所得 州 税 (DA) 18.7 18.8 17.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5 17.8 17.7	比) 合計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9 40.5 40.2 40.8 41.0	(対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.8 12.3 12.4 12.6 12.9	内総生産 州 税 (DB)	全比)
平成 2····································	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	所 (A) 673カナダ・ドル・ 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756 1,512,644 1,576,729	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442 2,025,533 2,140,641 2,235,672 2,311,294	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846 268,704 289,401	州 税 (D) 前がカナダ・ドル 89,274 107,439 139,905 164,397 189,456 200,455 211,768 219,516 231,072 243,511 252,592 267,032 280,222	地方税 (E) 23.524 28.483 31.550 42.811 55.436 57.052 59.792 62.124 64.758 67.866 70.216 72.630 74.443	合 計 (F) 214,499 249,319 337,125 395,772 439,803 465,950 483,809 501,811 530,368 556,898 574,654 608,366 644,066 672,836	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 16.2 16.2 17.6 17.8 17.8	国民所得 州 税 (DA) 18.7 18.8 17.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5 17.8 17.7	比) 合計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9 40.5 40.2 40.8	(対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.8 12.3 12.4 12.6 12.9	内総生産 州 税 (D B)	全比)
平成 2····································	1 2 3 4 5 6 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	所 (A) 673カナダ・ドル 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756 1,512,644 1,576,729 1,642,975	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442 2,025,533 2,140,641 2,235,672 2,311,294	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846 268,704 289,401 302,248	州 税 (D) 前がカナダ・ドル 89,274 107,439 139,905 164,397 189,456 200,455 211,768 219,516 231,072 243,511 252,592 267,032 280,222 294,219	地方税 (E) 23,524 28,483 31,550 42,811 55,436 57,052 59,792 62,124 64,758 67,866 70,216 72,630 74,443 76,369	合 計 (F) 214,499 249,319 337,125 395,772 439,803 465,950 483,809 501,811 530,368 556,898 574,654 608,366 644,066 672,836	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 17.6 17.8 17.8 18.4	国民所得 州 税 (DA) 18.7 18.8 17.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5 17.8 17.7	比) 合計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9 40.5 40.2 40.8 41.0	(対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.8 12.3 12.4 12.6 12.9	内総生産 州 税 (DB)	全比)
平成 2····································	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	所 (A) 673カナダ・ドル 478,584 572,369 782,272 1,030,777 1,185,060 1,274,805 1,307,496 1,362,679 1,427,990 1,395,429 1,417,756 1,512,644 1,576,729 1,642,975	総生産 (B) 692,997 828,973 1,106,063 1,421,573 1,666,046 1,774,063 1,827,205 1,902,249 1,994,897 1,990,442 2,025,533 2,140,641 2,235,672 2,311,294	連邦税 (C) 101,701 113,397 165,670 188,564 194,911 208,443 212,249 220,171 234,538 245,521 251,846 268,704 289,401 302,248	州 税 (D) 前がカナダ・ドル 89,274 107,439 139,905 164,397 189,456 200,455 211,768 219,516 231,072 243,511 252,592 267,032 280,222 294,219	地方税 (E) 23,524 28,483 31,550 42,811 55,436 57,052 59,792 62,124 64,758 67,866 70,216 72,630 74,443 76,369	合 計 (F) 214,499 249,319 337,125 395,772 439,803 465,950 483,809 501,811 530,368 556,898 574,654 608,366 644,066 672,836	(対 連邦税 (<u>C</u> A) 21.3 19.8 21.2 18.3 16.4 16.4 17.6 17.8 17.8 18.4	国民所得 州 税 (DA) 18.7 18.8 17.9 16.0 15.7 16.2 16.1 16.2 17.5 17.8 17.7	比) 合計 (<u>F</u> A) 44.8 43.6 43.1 38.4 37.1 36.6 37.0 36.8 37.1 39.9 40.5 40.2 40.8 41.0	(対国 連邦税 (<u>C</u> <u>B</u>) 14.7 13.7 15.0 13.3 11.7 11.6 11.6 11.8 12.3 12.4 12.6 12.9	内総生産 州 税 (DB)	全比)

フ ラ ン ス 1. 国民所得及び国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNAベース、昭和50年から平成23年は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。 2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。 3. 会計年度は1月/12月である。

イタリア
 1. 国民所得及び国内総生産は、OECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNAベース、昭和50年から平成23年は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。

 2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。計数は決算額である。

 3. 会計年度は1月/12月である。

租税負担率の国際比較

		1	タ		リ	ア			
国民	国内	租	税負担	額	租税負 (対国民)		(付)租税 (対国内総		1
所 得 (A)	総生産 (B)	国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 $\left(\frac{C}{A}\right)$	合計 $\left(\frac{E}{A}\right)$	国 税 (<u>C</u>)	合 計 $\left(\frac{E}{B}\right)$	-5
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	%	%	%	%	
560,125	730,941	170,166	7,695	177,861	30.4	31.8	23.3	24.3	
735,489	988,243	239,906	20,514	260,420	32.6	35.4	24.3	26.4	:
895,708	1,241,513	282,314	77,153	359,467	31.5	40.1	22.7	29.0	;
1,073,972	1,493,635	306,952	96,899	403,851	28.6	37.6	20.6	27.0	-
1,127,044	1,611,279	359,556	103,234	462,790	31.9	41.1	22.3	28.7	
1,148,438	1,648,756	367,603	107,260	474,863	32.0	41.3	22.3	28.8	
1,107,338	1,624,359	382,823	114,784	497,607	34.6	44.9	23.6	30.6	
1,105,620	1,612,751	382,434	113,933	496,367	34.6	44.9	23.7	30.8	
1,116,930	1,627,406	378,685	116,696	495,381	33.9	44.4	23.3	30.4	
1,125,000	1,655,355	379,599	117,139	496,738	33.7	44.2	22.9	30.0]
1,189,628	1,695,787	419,217	81,244	500,461	35.2	42.1	24.7	29.5	:
1,218,846	1,736,593	424,153	83,063	507,216	34.8	41.6	24.4	29.2	:
1,255,329	1,771,391	423,610	85,940	509,550	33.7	40.6	23.9	28.8	
1,266,605	1,794,935	435,913	86,374	522,287	34.4	41.2	24.3	29.1	
1,170,993	1,660,621	403,896	78,066	481,962	34.5	41.2	24.3	29.0	:
									:
		ス		<u> </u>	デ				1
			ウ ェ 税 負 相	-	デ租税負		(付) 租稅		
国民	国内	租	税負担	額	租税負(対国民所	担率 所得比)	(対国内総	生産比)	1
国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)			-	租税負	担率]
所 得	総生産	租	税 負 担 地方税	額合計	租税負 (対国民)	担率 所得比) 合 計	(対国内総 国 税	生産比) 合 計	1
所 得 (A)	総生産 (B)	租 国 税 (C)	税 負 担 地方税 (D)	額 合 計 (E)	租税負 (対国民所 国 税 (<u>C</u> A)	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u>)	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B)	注 全 合 計 (<u>E</u>)	
所 得 (A) 百万クローネ	総生産 (B) 百万クローネ	租 国 税 (C) 百万クローネ	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ	額 合計 (E) 百万クローネ	租税負 (対国民所 国 税 (<u>C</u>)	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) %	(対国内総 国 税 (<u>C</u>) %	注生産比) 合 計 (<u>E</u>) %	
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815	租 国 税 (C) 百万クローネ 329,069	税 負 担 地方税 (D) TFカローネ 221,017	額 合計 (E) TFクローネ 550,086	租税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) % 44.6	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 21.2	<u>全</u> 生産比) 合計 (<u>E</u>) % 35.5	
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471 1,259,614	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815 1,906,773	租 国 税 (C) 百万クローネ 329,069 355,848	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ 221,017 265,854	額 合 計 (E) 百万クローネ 550,086 621,702	租税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7 28.3	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) % 44.6 49.4	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 21.2 18.7	注達定比) 合 計 (<u>E</u>) % 35.5 32.6	-
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471 1,259,614 1,537,425	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815 1,906,773 2,408,151	租 国 税 (C) 百万クローネ 329,069 355,848 561,515	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ 221,017 265,854 336,304	額 合計 (E) 百万クローネ 550,086 621,702 897,819	租税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7 28.3 36.5	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) % 44.6 49.4 58.4	(対国内総 国 税 (<u>C</u>) % 21.2 18.7 23.3	注産比) 合 計 (<u>E</u>) % 35.5 32.6 37.3	
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085	租 国 税 (C) 百万クローネ 329,069 355,848 561,515 586,983	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ 221,017 265,854 336,304 435,577	額 合計 (E) 百万クローネ 550,086 621,702 897,819 1,022,560	租税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7 28.3 36.5 30.9	担率 所得比) 合 計 (<u>E</u> A) % 44.6 49.4 58.4 53.8	(対国内総 国 税 (<u>C</u>) % 21.2 18.7 23.3 20.0	<u>会 計 (E B)</u> 35.5 32.6 37.3 34.9	
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581	租 国 税 (C) 百万クローネ 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887	額 合計(E) 百万クローネ 550,086 621,702 897,819 1,022,560 1,147,590	和税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0	担率 所得比) 合 計 (EA) % 44.6 49.4 58.4 53.8 48.9	(対国内総 国 税 (<u>C</u>) 8 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1	生産比) 合計 (<u>E</u>) 35.5 32.6 37.3 34.9 32.1	
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905	租 国 税 (C) 百万クローネ 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557	額 合 計 (E) 百万クローネ 550,086 621,702 897,819 1,022,560 1,147,590 1,202,303	和税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5	担率 所得比) 合 計 (EA) % 44.6 49.4 58.4 53.8 48.9 49.1	(対国内総 国 税 (<u>C</u>) 8 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4	<u>会にはいます。 (EB)</u>	
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363 2,445,092	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086	租 国 税 (C) 百万クローネ 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198	額 合 計 (E) 百万クローネ 550,086 621,702 897,819 1,022,560 1,147,590 1,202,303 1,201,157	和税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6	担率 所得比) 合 計 (EA) % 44.6 49.4 58.4 53.8 48.9 49.1 49.1	(対国内総 国 税 (<u>C</u>) 8 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7	<u>会にはいます。 (EB)</u>	
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363 2,445,092 2,495,141	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671	租 国 税 (C) 百万クローネ 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340	福 合 計 (E) 百万クローネ 550,086 621,702 897,819 1,022,560 1,147,590 1,202,303 1,201,157 1,247,948	和税負 (対国民所 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6 26.1	担率 所得比) 合 計 (EA) % 44.6 49.4 58.4 53.8 48.9 49.1 49.1 50.0	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0	<u>会にはいます。 (EB)</u>	
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363 2,445,092 2,495,141 2,615,511 2,743,580	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671 3,992,730 4,260,470	租 国 税 (C) 百万クローネ 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608 677,175 759,698	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340 618,223 651,654	福 合 計 (E) 百万クローネ 550,086 621,702 897,819 1,022,560 1,147,590 1,202,303 1,201,157 1,247,948 1,295,398 1,411,352	和税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6 26.1 25.9 27.7	担率 所得比) 合 計 (EA) % 44.6 49.4 58.4 53.8 48.9 49.1 49.1 50.0 49.5 51.4	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0 17.0	<u>会にはいています。 (E) (E) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B</u>	
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363 2,445,092 2,495,141 2,615,511 2,743,580 2,795,421	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671 3,992,730 4,260,470 4,415,031	租 国 税 (C) 百万クローネ 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608 677,175 759,698 821,882	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340 618,223 651,654 685,915	福 合 計 (E) 百万クローネ 550,086 621,702 897,819 1,022,560 1,147,590 1,202,303 1,201,157 1,247,948 1,295,398 1,411,352 1,507,797	和税負 (対国民所 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6 26.1 25.9 27.7 29.4	担率 所得比) 合 計 (EA) % 44.6 49.4 58.4 53.8 48.9 49.1 49.1 50.0 49.5 51.4 53.9	(対国内総 国 税 (<u>C</u> B) % 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0 17.0 17.8 18.6	<u>会にはいています。 (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上)</u>	
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363 2,445,092 2,495,141 2,615,511 2,743,580 2,795,421 2,976,913	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671 3,992,730 4,260,470 4,415,031 4,625,094	租 国 税 (C) 百万クローネ 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608 677,175 759,698 821,882 879,221	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340 618,223 651,654 685,915 717,017	福 合 計 (E) 百万クローネ 550,086 621,702 897,819 1,022,560 1,147,590 1,202,303 1,201,157 1,247,948 1,295,398 1,411,352 1,507,797 1,596,238	和税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6 26.1 25.9 27.7 29.4 29.5	担率 所得比) 合 計 (EA) % 44.6 49.4 58.4 53.8 48.9 49.1 49.1 50.0 49.5 51.4 53.9 53.6	(対国内総 国 税 (<u>C</u>) 8 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0 17.0 17.8 18.6 19.0	<u>会にはいています。 (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上)</u>	
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363 2,445,092 2,495,141 2,615,511 2,743,580 2,795,421 2,976,913 3,102,442	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671 3,992,730 4,260,470 4,415,031 4,625,094 4,828,306	型 (C) 百万クローネ 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608 677,175 759,698 821,882 879,221 905,938	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340 618,223 651,654 685,915 717,017 744,271	福 合 計 (E) 百万クローネ 550,086 621,702 897,819 1,022,560 1,147,590 1,202,303 1,201,157 1,247,948 1,295,398 1,411,352 1,507,797 1,596,238 1,650,209	和税負 (対国民所 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6 26.1 25.9 27.7 29.4 29.5 29.2	担率 所得比) 合 計 (EA) % 44.6 49.4 58.4 53.8 48.9 49.1 49.1 50.0 49.5 51.4 53.9 53.6 53.2	(対国内総 国 税 (<u>C</u>) 8 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0 17.0 17.8 18.6 19.0 18.8	<u>会にはいています。 (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上)</u>	
所 得 (A) 百万クローネ 1,233,471 1,259,614 1,537,425 1,900,995 2,346,501 2,450,363 2,445,092 2,495,141 2,615,511 2,743,580 2,795,421 2,976,913	総生産 (B) 百万クローネ 1,549,815 1,906,773 2,408,151 2,931,085 3,573,581 3,727,905 3,743,086 3,822,671 3,992,730 4,260,470 4,415,031 4,625,094	租 国 税 (C) 百万クローネ 329,069 355,848 561,515 586,983 610,703 649,746 624,959 650,608 677,175 759,698 821,882 879,221	税 負 担 地方税 (D) 百万クローネ 221,017 265,854 336,304 435,577 536,887 552,557 576,198 597,340 618,223 651,654 685,915 717,017	福 合 計 (E) 百万クローネ 550,086 621,702 897,819 1,022,560 1,147,590 1,202,303 1,201,157 1,247,948 1,295,398 1,411,352 1,507,797 1,596,238	和税負 (対国民) 国 税 (<u>C</u> A) % 26.7 28.3 36.5 30.9 26.0 26.5 25.6 26.1 25.9 27.7 29.4 29.5	担率 所得比) 合 計 (EA) % 44.6 49.4 58.4 53.8 48.9 49.1 49.1 50.0 49.5 51.4 53.9 53.6	(対国内総 国 税 (<u>C</u>) 8 21.2 18.7 23.3 20.0 17.1 17.4 16.7 17.0 17.0 17.8 18.6 19.0	<u>会にはいています。 (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上) (上)</u>	

ナ ダ 1. 国民所得及び国内総生産はOECD "National Accounts" に基づく。平成23年以降は08SNAベース、昭和50年から平成22年は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。
2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。"Revenue Statistics" のデータは会計年度ベース。
3. 連邦及び州の会計年度は4月/3月、地方政府の会計年度は1月/12月である。

^{| 1.} 国民所得及び国内総生産はOECD "National Accounts" に基づく。平成24年以降は08SNAベース、昭和50年から平成23年は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。
| 2. 租税負担額は、OECD "Revenue Statistics" に基づく。
| 3. 会計年度は1月/12月である。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

			日	本		
区 分	番	1 人 当 た り	1人当たり	租税負担額		
	号	国民所得	国 税	国税, 地方税計	人	
		円	円	円		万人
平成 2	1	2,807,485	508,092	778,814		12,356
7	2	3,029,196	437,959	706,290		12,550
12	3	3,074,843	415,488	695,626		12,689
17·····	4	3,037,832	409,284	681,702		12,776
22	5	2,848,392	341,376	609,403		12,803
23	6	2,797,767	353,565	621,008		12,777
24	7	2,807,505	368,808	638,938		12,757
25	8	2,924,572	402,121	679,800		12,739
26	9	2,960,906	454,729	743,883		12,722
27	10	3,089,477	471,880	779,534		12,709
28	11	3,088,637	464,179	774,325		12,701
29	12	3,157,085	491,586	806,051		12,690
30	13	3,180,846	506,791	828,360		12,673
令和元·····	14	3,177,449	491,406	817,124		12,653
2	15	2,975,473	514,684	838,283		12,616
2(邦貨換算)	16					
3	17	3,154,513	572,698	910,583		12,551

	75		 英	国	
区 分	番	1 人 当 た り	1人当たり	租税負担額	
	号	国民所得	国 税	国税, 地方税計	人 口
		ポンド	ポンド	ポンド	万人
平成 2	1	8,179	2,691	2,939	5,713
7	2	10,707	3,381	3,542	5,793
12	3	14,073	4,821	5,063	5,892
17·····	4	17,893	5,785	6,137	6,029
22	5	18,803	6,165	6,578	6,346
23	6	19,203	6,521	6,937	6,402
24	7	19,264	6,486	6,905	6,453
25	8	19,659	6,688	7,120	6,498
26	9	20,452	6,903	7,347	6,542
27	10	20,864	7,091	7,546	6,586
28	11	21,576	7,441	7,914	6,630
29	12	22,600	7,736	8,233	6,673
30	13	23,232	7,946	8,477	6,714
令和元·····	14	24,289	8,068	8,624	6,753
2	15	23,740	7,569	8,147	6,695
2(邦貨換算)	16	(3,988,247)	(1,271,648)	(1,368,742)	
3	17				

 ⁽備考) 1. 各国の国民所得及び租税負担額については第1表の備考を参照のこと。
 2. 日本の人口は毎月全国推計人口(総務省)の年度平均である(令和2年9月までは国勢調査に基づく補間補正結果)。
 3. 諸外国の人口はUnited Nations"World Population Prospects 2022"による。

	**************************************	<u> </u>	玉		番
1 人 当 た り		1人当たり租税負担額			一番
国 民 所 得	連邦税	州 税	連邦税, 州税, 地方政府税計	人口	号
ドル	ドル	ドル	ドル	万人	
18,308	2,507	1,228	4,583	25,212	1
22,361	3,170	1,533	5,724	26,516	2
29,142	4,674	1,944	7,871	28,171	3
34,963	4,721	2,313	8,717	29,499	4
38,102	4,170	2,343	8,413	30,901	5
39,578	4,776	2,489	9,177	31,158	6
41,464	5,054	2,579	9,575	31,404	7
42,282	5,581	2,743	10,309	31,640	8
44,074	6,021	2,795	10,876	31,867	9
45,287	6,371	2,888	11,369	32,088	10
45,767	6,317	2,902	11,406	32,302	11
47,590	7,040	3,027	12,345	32,508	12
49,808	6,236	3,227	11,787	32,710	13
51,222	6,527	3,348	12,248	32,906	14
50,763	6,192	3,378	12,064	33,539	15
(7,208,415)	(879,335)	(479,738)	(1,713,120)		16
					17

	۴	1	ツ		17.
1 人 当 た り		1人当たり租税負担額			番
国民所得	連邦税	州 税	連邦税, 州税, 市町村税計	人口	号
ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	万人	
14,148	1,873	1,237	3,596	7,905	1
17,568	2,716	1,835	5,175	8,114	2
19,033	2,931	2,114	5,744	8,140	3
20,884	2,954	2,139	5,834	8,160	4
23,588	3,556	2,450	6,889	8,083	5
24,947	3,839	2,626	7,426	8,086	6
25,203	3,962	2,776	7,750	8,097	7
25,721	4,042	2,875	7,965	8,117	8
26,691	4,156	2,991	8,226	8,145	9
27,515	4,283	3,170	8,593	8,179	10
28,520	4,362	3,417	8,979	8,219	11
29,551	4,491	3,514	9,263	8,266	12
30,508	4,690	3,693	9,704	8,312	13
31,212	4,798	3,821	9,976	8,352	14
30,858	4,354	3,722	9,354	8,327	15
(4,474,482)	(631,294)	(539,671)	(1,356,364)		16
					17

^{4.} 諸外国欄の () 書は邦貨換算額である。 5. 邦貨換算レートは、1ドル=142円、1ポンド=168円、1ユーロ=145円、1カナダドル=106円、1スウェーデン・クローネ=13円(基準外国為替相場及 び裁定外国為替相場:令和5年(2023年)1月中適用)。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

	7			フ	ラ	ン	ス		
区 分	耆		1 人 当 た り		1人当たり租	且税負担額	Į.		
	Ę	ļ-	国民所得	王	税	国税,	地方税計	人	
			ユーロ		ユーロ		ユーロ		万人
平成 2	1		13,460		3,572		4,282		5,667
7	2		15,029		4,181		5,161		5,780
12·····	3		18,241		5,913		7,009		5,902
17·····	. 4		20,821		6,439		7,862		6,112
22	5		22,858		6,890		8,310		6,288
23	6		23,359		7,043		8,875		6,322
24	7		23,305		7,321		9,227		6,356
25	8		23,434		7,614		9,545		6,389
26	6		23,760		7,640		9,614		6,419
27	1)	24,325		7,764		9,802		6,445
28	1	l	24,520		7,856		9,970		6,467
29	13	2	25,044		8,271		10,455		6,484
30	13	3	25,644		8,659		10,919		6,499
令和元	1	1	26,160		9,007		11,286		6,513
2	1	5	24,484		8,817		11,015		6,446
2(邦貨換算	1) 1	5	(3,550,246)		(1,278,427)		(1,597,231)		
3	1	7							

	75		カ	ナ	ダ		
区 分	番	1 人 当 た り	1	人当たり租税負担額			
	号	国民所得	連邦税	州税	連邦税, 州税, 地方税計	人	
		カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル		万人
平成 2	. 1	17,377	3,693	3,241	7,788		2,754
7	. 2	19,626	3,888	3,684	8,549		2,916
12	. 3	25,574	5,416	4,574	11,021		3,059
17·····	. 4	32,047	5,863	5,111	12,305		3,216
22	. 5	34,704	5,708	5,548	12,879		3,415
23	. 6	36,909	6,035	5,804	13,490		3,454
24	. 7	37,440	6,078	6,064	13,854		3,492
25	. 8	38,607	6,238	6,219	14,217		3,530
26	. 9	40,040	6,576	6,479	14,871		3,566
27	. 10	38,733	6,815	6,759	15,458		3,603
28	. 11	38,968	6,922	6,943	15,795		3,638
29	. 12	41,180	7,292	7,270	16,562		3,673
30	. 13	42,529	7,680	7,558	17,372		3,707
令和元	. 14	43,917	8,079	7,865	17,985		3,741
2	15	43,420	7,658	7,459	17,164		3,776
2(邦貨換算) 16	(4,602,486)	(811,776)	(790,607)	(1,819,427)		
3	17						

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較 (続)

	1	タ	IJ	ア			77.
1 人 当 た り		1人当たり	租税負担額				番
国 民 所 得	連	邓 税	国税,	地方税計	人		号
ユーロ		ユーロ		ユーロ	1	万人	
9,818		2,983		3,11	8	5,705	1
12,864		4,196		4,55	5	5,717	2
15,799		4,980		6,34	1	5,669	3
18,427		5,267		6,92	9	5,828	4
18 <i>,99</i> 8		6,061		7,80	1	5,933	5
19,273		6,169		7,96	9	5,959	6
18,493		6,393		8,31	0	5,988	7
18,376		6,356		8,25	0	6,017	8
18,489		6,269		8,20	0	6,041	9
18,571		6,266		8,20	0	6,058	10
19,610		6,911		8,25	0	6,066	11
20,089		6,991		8,36	0	6,067	12
20,706		6,987		8,40	5	6,063	13
20,918		7,199		8,62	6	6,055	14
19,634		6,772		8,08	1	5,964	15
(2,846,982)		(981,974)		(1,171,772)		16
							17

	ス	ウ ェ	デ	ン			
 1 人 当 た り		1人当たり	租税負担額				番
国民所得	国	税	国税,	地方税計	人		号
クローネ		クローネ		クローネ		万人	
143,973		38,410		64,207		857	1
142,548		40,271		70,357		884	2
173,101		63,222		101,087		888	3
210,319		64,942		113,132	!	904	4
249,889		65,037		122,212	!	939	5
258,840		68,635		127,003	1	947	6
256,223		65,490		125,870	1	954	7
259,424		67,645		129,751		962	8
269,859		69,869		133,655	i	969	9
280,962		77,799		144,532		976	10
284,203		83,558		153,294		984	11
300,550		88,766		161,156	1	990	12
311,127		90,852		165,490	1	997	13
330,485		92,985		169,390	1	1,004	14
328,546		86,394		162,499	,	1,032	15
(4,271,103)		(1,123,119)		(2,112,490)			16
							17

3. 国 税 の 税 目 別

ı	n		番	昭和25	年度	30)	3	5	40)
区	分		号	金 額	構成比	金額	構成比	金 額	構成比	金額	構成比
直	接	税	1	3,136	55.0	4,811	51.4	9,784	54.3	19,416	59.2
所	得	税	2	2,201	38.6	2,787	29.8	3,906	21.7	9,704	29.6
∫源	泉	分	3	1,275	22.4	2,141	22.9	2,929	16.3	7,122	21.7
申	告	分	4	926	16.2	646	6.9	977	5.4	2,581	7.9
法	人	税	5	838	14.7	1,921	20.5	5,734	31.8	9,271	28.3
会 社	臨 時 特 別	税	6		-	_	-	_	_	_	_
相	続	税	7	27	0.5	56	0.6	123	0.7	440	1.3
旧		税	8	_	_	_	-	_	_	_	_
再	評 価	税	9	64	1.1	43	0.5	21	0.1	} 0	0.0
そ	0)	他	10	6	0.1	5	0.1	0	0.0	J	0.0
間	接税	等	11	2,566	45.0	4,552	48.6	8,226	45.7	13,369	40.8
酒		税	12	1,054	18.5	1,605	17.1	2,485	13.8	3,529	10.8
た	ばこ	税	13	_	_	_	_	_	_	_	_
砂米	唐 消 費	税	14	7	0.1	476	5.1	281	1.6	289	0.9
揮	発 油	税	15	74	1.3	255	2.7	1,030	5.7	2,545	7.8
石	由 ガ ス	税	16	_	_	_	_	_	_	0	0.0
航 空	機燃料	税	17	_	_	_	_	_	_	_	_
石	油	税	18	_	-	_	-	_	_	_	_
物	品	税	19	165	2.9	269	2.9	822	4.6	1,379	4.2
トラ	ンプ類	税	20	_	_	_	_	3	0.0	5	0.0
取	引 所	税	21	_	_	2	0.0	6	0.0	25	0.1
有 価	証 券 取 引	税	22	0	0.0	8	0.1	111	0.6	82	0.3
通	行	税	23	11	0.2	24	0.3	43	0.2	42	0.1
入	場	税	24	_	_	144	1.5	164	0.9	104	0.3
自 動	車 重 量	税	25	_	_	_	_	_	_	_	_
関		税	26	10	0.2	270	2.9	1,098	6.1	2,220	6.8
ک	λ	税	27	} 16	0.3	3	0.0	8	0.0	29	0.1
日 本	銀行券発行	 税	28	_	_	5	0.1	5	0.0	4	0.0
印	紙 収	入	29	92	1.6	233	2.5	506	2.8	827	2.5
日本具	專 売 公 社 納 亻	寸 金	30	1,138	20.0	1,182	12.6	1,465	8.1	1,793	5.5
地 方	道 路 税	(特)	31	-	-	77	0.8	188	1.0	461	1.4
石油ガ	`ス 税 (譲与分)	(特)	32	_	_	_	_	_	_	0	0.0
航空機炼	然料税 (譲与分)	(特)	33	_	_	_	-	_	_	_	_
自動車重	重量税(譲与分)	(特)	34	_	_	_	_	_	_	_	_
特 別	と ん 税	(特)	35	_	_	_	_	11	0.1	36	0.1
原 重	油関税	(特)	36	_	_	_	_	_	_	_	_
電源	開発促進税	(特)	37	_	_	_	_	_	_	_	_
揮	発 油 税	(特)	38	_	_	_	_	_	_	_	_
そ	0	他	39	8	0.1	0	0.0	_	_	-	_
合		計	40	5,702	100.0	9,363	100.0	18,010	100.0	32,785	100.0

⁽備考) 1. 令和3年度以前は決算額,4年度は補正後予算額,5年度は予算額である。 2. 入場税は昭和36年度までは特別会計に属していた。 3. 電源開発促進税は、平成19年度より一般会計に組み入れられている。 4. 揮発油税(特)は、平成21年度より一般会計に組み入れられている。

(単位 億円, %)

	45		50	0	5	5	昭和60	年度	番
金	額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	号
	51,344	66.1	100,583	69.3	201,628	71.1	285,170	72.8	1
	24,282	31.2	54,823	37.8	107,996	38.1	154,350	39.4	2
	17,287	22.2	39,663	27.3	82,354	29.0	122,495	31.3	3
	6,995	9.0	15,160	10.5	25,643	9.0	31,855	8.1	4
	25,672	33.0	41,279	28.5	89,227	31.5	120,207	30.7	5
	_	_	1,374	0.9	0	0.0	_	_	6
	1,391	1.8	3,104	2.1	4,405	1.6	10,613	2.7	7
	0	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	8
] _								9
	_	_	_	_	_	_	_	_	10
	26,388	33.9	44,460	30.7	82,060	28.9	106,332	27.2	11
	6,136	7.9	9,140	6.3	14,243	5.0	19,315	4.9	12
	_	_	_	_	_	_	8,837	2.3	13
	442	0.6	426	0.3	430	0.2	408	0.1	14
	4,987	6.4	8,244	5.7	15,474	5.5	15,568	4.0	15
	122	0.2	139	0.1	149	0.1	155	0.0	16
	_	_	183	0.1	488	0.2	521	0.1	17
	_	_	_	_	4,041	1.4	4,004	1.0	18
	3,395	4.4	6,825	4.7	10,379	3.7	15,279	3.9	19
	6	0.0	9	0.0	5	0.0	4	0.0	20
	49	0.1	97	0.1	152	0.1	111	0.0	21
	158	0.2	668	0.5	2,087	0.7	6,709	1.7	22
	122	0.2	345	0.2	637	0.2	753	0.2	23
	135	0.2	26	0.0	54	0.0	50	0.0	24
	_	-	2,203	1.5	3,951	1.4	4,523	1.2	25
	3,815	4.9	3,733	2.6	6,469	2.3	6,369	1.6	26
	51	0.1	67	0.0	89	0.0	86	0.0	27
	8	0.0	40	0.0	_	_	_	-	28
	2,187	2.8	4,798	3.3	8,409	3.0	14,126	3.6	29
	2,723	3.5	3,380	2.3	8,081	2.8	_	-	30
	903	1.2	1,496	1.0	2,783	1.0	2,999	0.8	31
	122	0.2	139	0.1	149	0.1	155	0.0	32
	_	-	33	0.0	89	0.0	95	0.0	33
	_	-	734	0.5	1,317	0.5	1,508	0.4	34
	63	0.1	84	0.1	111	0.0	107	0.0	35
	963	1.2	1,349	0.9	1,387	0.5	1,204	0.3	36
	_	-	299	0.2	1,085	0.4	2,335	0.6	37
	_	_	_	-	-	-	1,110	0.3	38
	_	_	_	_	-	_	_	_	39
	77,732	100.0	145,043	100.0	283,688	100.0	391,502	100.0	40

3. 国 税 の 税 目 別

	a		番	平成	2	7		12	2	1	7
区	分		号	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金 額	構成比
直	接	税	1	462,971	73.7	363,519	66.1	323,193	61.3	315,413	60.3
所	得	税	2	259,955	41.4	195,151	35.5	187,889	35.6	155,859	29.8
源	泉	分	3	187,787	29.9	157,259	28.6	158,785	30.1	129,558	24.8
申	告	分	4	72,168	11.5	37,891	6.9	29,104	5.5	26,301	5.0
法	人	税	5	183,836	29.3	137,354	25.0	117,472	22.3	132,736	25.4
法	人 特 別	税	6	_	_	44	0.0	1	0.0	_	_
相	続	税	7	19,180	3.1	26,903	4.9	17,822	3.4	15,657	3.0
地	価	税	8	_	_	4,063	0.7	9	0.0	2	0.0
旧		税	9	0	0.0	_	_	0	0.0	0	0.0
法 人	臨時特別税	(特)	10		_	4	0.0	_	_	_	
所 得	税 (譲与分)	(特)	11	_	_	_	_	_	_	11,159	2.1
地	方 法 人 税	(特)	12	_	_	_	_	_	_	_	_
地 方	法人特别税	(特)	13	_	_	_	_	_	_	_	_
特 別	法人事業税	(特)	14	_	_	_	_	_	_	_	_
復 興		(特)	15	_	_	_	_	_	_	_	_
復興		(特)	16	_	_	_	_	_	_	_	_
間	接税	等	17	164,827	26.3	186,111	33.9	204,016	38.7	207,492	39.7
消	費	税	18	46,227	7.4	57,901	10.5	98,221	18.6	105,834	20.2
酒		税	19	19,350	3.1		3.7		3.4		3.0
た	ばこ	税	20	9,959	1.6		1.9		1.7		1.7
砂	糖 消 費	税	21	△ 0	△ 0.0		_	_	_	_	_
揮	発 油	税	22	15,055	2.4		3.4	20,752	3.9	21,676	4.1
石	油ガス	税	23	157	0.0		0.0	142	0.0		0.0
	空 機 燃 料	税	24	641	0.1	855	0.2		0.2		0.2
石	油石炭	税									
	9月30日までは石沼	油税)	25	4,870	0.8	5,131	0.9	4,890	0.9	4,931	0.9
電源		税	26	_	_	_	_	_	_	_	_
物	品	税	27	46	0.0	3	0.0	_	_	_	_
١.	ランプ類	税	28	0	0.0	_	_	_	_	_	_
取	引 所	税	29	413	0.1	438	0.1	_	_	_	_
有 佃		税	30	7,479	1.2	4,791	0.9	0	0.0	_	_
通	行	税	31	△ 4	△ 0.0	_	_	_	_	_	_
入	場	税	32	0	0.0	0	0.0	_	_	_	_
自重	動 車 重 量	税	33	6,609	1.1	7,837	1.4	8,507	1.6	7,574	1.4
国際	系 観 光 旅 客		34	_	_	_	_	_	_	_	_
関		税	35	8,252	1.3		1.7	8,215	1.6	8,857	1.7
٢	λ	税	36	89	0.0		0.0		0.0	91	0.0
印	紙 収	入	37	18,944	3.0	19,413	3.5	15,318	2.9	11,688	2.2
	費税(譲与分)	(特)	38	11,557	1.8	14,475	2.6	_	_	_	_
	方 揮 発 油 までは地方道路税)	税 (特)	39	3,608	0.6	2,635	0.5	2,962	0.6	3,112	0.6
	ガス税(譲与分)	(特)	40	157	0.0	153	0.0	142	0.0	142	0.0
	幾燃料税 (譲与分)	(特)	41	116	0.0		0.0		0.0		0.0
	重量税 (譲与分)	(特)	42	2,203	0.4		0.5		0.5		0.7
	別とん税	(特)	43	112	0.0		0.0		0.0		0.0
	由 等 関 税	(特)	44	1,029	0.2		0.1		0.1		0.1
	開発促進税	(特)	45	2,947	0.5		0.6		0.7		0.7
揮	発 油 税		46	5,011	8.0		1.1	6,934	1.3		1.4
	臨時特別税	(特)	47	_	_	0	0.0		_	_	_
	こ特別税		48	_	_	_	_	2,644	0.5	2,329	0.4
合	, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	計	49	627,798	100.0	549,630	100.0		100.0		100.0
				, . 50		, - 30		,30		,- 30	

収 入 の 累 年 比 較(続)

(単位 億円, %)

129,844 29.7 178,071 29.7 191,898 29.6 213,822 29.7 220,190 30.0 210,480 106,770 24.4 147,732 24.6 159,976 24.6 175,332 24.4 184,950 25.2 175,150 23,073 5.3 30,340 5.1 31,922 4.9 38,490 5.4 35,240 4.8 35,330 89,677 20.5 108,274 18.1 112,346 17.3 136,428 19.0 137,870 18.8 146,020 -	番
129,844 29,7 178,071 29,7 191,898 29,6 213,822 29,7 220,190 30,0 210,480 106,770 24,4 147,732 24,6 159,976 24,6 175,332 24,4 184,950 25,2 175,150 23,073 5.3 30,340 5.1 31,922 4,9 38,490 5.4 35,240 4.8 35,330 89,677 20.5 108,274 18.1 112,346 17.3 136,428 19.0 137,870 18.8 146,020 -	七 号
106,770 24,4 147,732 24,6 159,976 24,6 175,332 24,4 184,950 252 175,150 23,073 5,3 30,340 5,1 31,922 4,9 38,490 5,4 35,240 4,8 35,330 89,677 20,5 108,274 18,1 112,346 17,3 136,428 19,0 137,870 18,8 146,020 -<	7.5 1
23,073 5.3 30,340 5.1 31,922 4.9 38,490 5.4 35,240 4.8 35,330 89,677 20.5 108,274 18.1 112,346 17.3 136,428 19.0 137,870 18.8 146,020	8.3 2
89,677 20.5 108,274 18.1 112,346 17.3 136,428 19.0 137,870 18.8 146,020 12,504 2.9 19,684 3.3 23,145 3.6 27,702 3.9 28,390 3.9 27,760 1 0.0 0 0.0 0 0.0 0 0.0 - - - 0 0.0 0 0.0 0 0.0 0 - - - - -	3.5 3
12,504 29 19,684 3.3 23,145 3.6 27,702 3.9 28,390 3.9 27,760 1 0.0 0 0.0 0 0 0 0 - <td>4.7 4</td>	4.7 4
12,504 2.9 19,684 3.3 23,145 3.6 27,702 3.9 28,390 3.9 27,760 1 0.0 0 0.0 0 0.0 0 0.0 - - - - - 0 0.0 0 0.0 0 0.0 0 0.0 -	9.6 5
1 0.0 0 0.0 0 0.0 0 0.0 -	- 6
0 0.0 0 0.0 0 0.0 0 0.0 -	3.7 7
- -	- 8
- -	- 9
- - 5,161 0.9 14,183 2.2 18,814 2.6 18,213 2.5 18,919 14,200 3.2 20,806 3.5 9,777 1.5 352 0.0 - - - - - - - 6,717 1.0 18,316 2.5 21,039 2.9 20,093 - - 3,707 0.6 4,016 0.6 4,467 0.6 4,624 0.6 4,420 - - 49 0.0 2 0.0 0 0.0 - - - 190,849 43.7 263,941 44.0 287,245 44.2 298,909 41.6 303,722 41.4 316,598 100,333 23.0 174,263 29.1 209,714 32.3 218,886 30.5 221,610 30.2 233,840 13,893 3.2 13,380 2.2 11,336 1.7 11,321 1.6 11,280 1.5 </td <td>- 10</td>	- 10
14,200 3.2 20,806 3.5 9,777 1.5 352 0.0 —<	- 11
- - - 6,717 1.0 18,316 2.5 21,039 2.9 20,093 - - 3,707 0.6 4,016 0.6 4,467 0.6 4,624 0.6 4,420 - - 49 0.0 2 0.0 0 0.0 - - - - 190,849 43.7 263,941 44.0 287,245 44.2 298,909 41.6 303,722 41.4 316,598 100,333 23.0 174,263 29.1 209,714 32.3 218,886 30.5 221,610 30.2 233,840 13,893 3.2 13,380 2.2 11,336 1.7 11,321 1.6 11,280 1.5 11,800 9,077 2.1 9,536 1.6 8,398 1.3 9,057 1.3 9,340 1.3 9,350 - - - - - - - - - - -	2.5 12
- - 3,707 0.6 4,016 0.6 4,467 0.6 4,624 0.6 4,420 - - 49 0.0 2 0.0 0 0.0 - - - - 190,849 43.7 263,941 44.0 287,245 44.2 298,909 41.6 303,722 41.4 316,598 100,333 23.0 174,263 29.1 209,714 32.3 218,886 30.5 221,610 30.2 233,840 13,893 3.2 13,380 2.2 11,336 1.7 11,321 1.6 11,280 1.5 11,800 9,077 2.1 9,536 1.6 8,398 1.3 9,057 1.3 9,340 1.3 9,350 -	- 13
- - 49 0.0 2 0.0 0 0.0 - - - - 190,849 43.7 263,941 44.0 287,245 44.2 298,909 41.6 303,722 41.4 316,598 100,333 23.0 174,263 29.1 209,714 32.3 218,886 30.5 221,610 30.2 233,840 13,893 3.2 13,380 2.2 11,336 1.7 11,321 1.6 11,280 1.5 11,800 9,077 2.1 9,536 1.6 8,398 1.3 9,057 1.3 9,340 1.3 9,350 - - - - - - - - - - - - - 27,501 6.3 24,646 4.1 20,582 3.2 20,762 2.9 20,790 2.8 19,990	2.7 14
190,849 43.7 263,941 44.0 287,245 44.2 298,909 41.6 303,722 41.4 316,598 100,333 23.0 174,263 29.1 209,714 32.3 218,886 30.5 221,610 30.2 233,840 13,893 3.2 13,380 2.2 11,336 1.7 11,321 1.6 11,280 1.5 11,800 9,077 2.1 9,536 1.6 8,398 1.3 9,057 1.3 9,340 1.3 9,350 - <td>0.6 15</td>	0.6 15
100,333 23.0 174,263 29.1 209,714 32.3 218,886 30.5 221,610 30.2 233,840 13,893 3.2 13,380 2.2 11,336 1.7 11,321 1.6 11,280 1.5 11,800 9,077 2.1 9,536 1.6 8,398 1.3 9,057 1.3 9,340 1.3 9,350 - - - - - - - - - - - 27,501 6.3 24,646 4.1 20,582 3.2 20,762 2.9 20,790 2.8 19,990	- 16
13,893 3.2 13,380 2.2 11,336 1.7 11,321 1.6 11,280 1.5 11,800 9,077 2.1 9,536 1.6 8,398 1.3 9,057 1.3 9,340 1.3 9,350 - - - - - - - - - - - 27,501 6.3 24,646 4.1 20,582 3.2 20,762 2.9 20,790 2.8 19,990	2.5 17
9,077 2.1 9,536 1.6 8,398 1.3 9,057 1.3 9,340 1.3 9,350 - - - - - - - - - - - - 27,501 6.3 24,646 4.1 20,582 3.2 20,762 2.9 20,790 2.8 19,990	1.4 18
	1.6 19
27,501 6.3 24,646 4.1 20,582 3.2 20,762 2.9 20,790 2.8 19,990	1.3 20
	- 21
	2.7 22
	0.0 23
749 0.2 513 0.1 85 0.0 303 0.0 340 0.0 340	0.0 24
5,019 1.1 6,304 1.1 6,078 0.9 6,355 0.9 6,600 0.9 6,470	0.9 25
3,492 0.8 3,159 0.5 3,110 0.5 3,162 0.4 3,130 0.4 3,240	0.4 26
	- 27
	- 28
	- 29
	- 30
	- 31
	- 32
4,465 1.0 3,849 0.6 3,985 0.6 3,876 0.5 3,850 0.5 3,780 - - - - 10 0.0 19 0.0 90 0.0 200	0.5 33 0.0 34
	1.5 35
7,859 1.8 10,487 1.7 8,195 1.3 8,934 1.2 10,530 1.4 11,220 95 0.0 99 0.0 92 0.0 94 0.0 90 0.0 100	0.0 36
10,240 2.3 10,495 1.8 9,195 1.4 9,608 1.3 9,440 1.3 9,760	1.3 37
10,240 2.3 10,473 1.6 9,173 1.4 9,006 1.3 9,440 1.3 9,700	- 38
2,942 0.7 2,637 0.4 2,202 0.3 2,221 0.3 2,225 0.3 2,139	0.3 39
119 0.0 92 0.0 46 0.0 48 0.0 50 0.0 50	0.0 40
136 0.0 147 0.0 24 0.0 147 0.0 152 0.0 152	0.0 40
3,065 0.7 2,642 0.4 2,910 0.4 2,830 0.4 2,916 0.4 2,864	
119 0.0 124 0.0 115 0.0 117 0.0 113 0.0 125	0.4 42 0.0 43
	- 44
	- 44 - 45
	- 46
	- 47
1,625 0.4 1,475 0.2 1,122 0.2 1,120 0.2 1,126 0.2 1,128	1 41
437,074 100.0 599,694 100.0 649,330 100.0 718,811 100.0 734,048 100.0 744,290 1	0.2 48

4. 国 税 の 税 目 別

	日	本	(億円, %)		米	Ξ] (]	百万ドル, %)	英	国 (音	百万ポンド,	%)
税	目		金額	構成比	税	目		金額	構成比	税	I	金額	構成比
直	接	税	427,692	57.5	直	接	税	2,443,348	94.0	直 接	税	324,636	56.4
所	得	税	210,480	28.3	個人	所 得	税	2,044,377	78.7	所 得	税	220,612	38.3
] 源	泉	分	175,150	23.5	法人	所 得	税	371,831	14.3	法人	. 税	63,563	11.0
l #	告	分	35,330	4.7	遺産税	•贈与	ı 税	27,140	1.0	キャピタル	・ゲイン税	15,263	2.7
法	人	税	146,020	19.6						相級	税	6,054	1.1
相	続	税	27,760	3.7	間 接	税	等	155,331	6.0	職業実習	負担税	3,213	0.6
地方	法人税	(特)	18,919	2.5	一般	財	源	18,387	0.7	石油切	入稅	-552	-0.1
特別法	人事業稅	(特)	20,093	2.7	酒		税	10,274	0.4	非居住用資	産レイト	12,305	2.1
復興特	別所得稅	(特)	4,420	0.6	たり	ゴ こ	税	12,136	0.5	銀行	税	3,839	0.7
					電信電	話サービ	ス税	321	0.0	迂 回 利	益税	220	0.0
間接	税	等	316,598	42.5	輸送	燃料	税	-6,036	-0.2	<i>₹ 0.</i>	他	119	0.0
消	費	税	233,840	31.4	そ	の	他	1,692	0.1				
酒		税	11,800	1.6	関		税	79,985	3.1	間 接	税 等	251,299	43.6
た	ば こ	税	9,350	1.3	特 定	財	源	56,887	2.2	付加個	i 値 税	157,546	27.4
揮	発 油	税	19,990	2.7	ハイワ	ウェイ貝	才源	43,464	1.7	炭化水	素油税	25,943	4.5
石 油	∃ ガ ス	、税	50	0.0	空港・	航空路	材源	8,184	0.3	たば	こ税	10,278	1.8
航 空	機燃料	斗 税	340	0.0	そ	の	他	5,239	0.2	酒	税	13,116	2.3
石 油	1 石炭	税	6,470	0.9						ソフトド	リンク税	334	0.1
電源	開発促	進 税	3,240	0.4						賭博・	遊 戱 税	3,074	0.5
自 動	車重量	量 税	3,780	0.5						関	税	4,791	0.8
国際	観光旅	客税	200	0.0						航 空 旅	客税	1,015	0.2
関		税	11,220	1.5						保険	税	6,627	1.2
٤	λ	税	100	0.0						埋立	税	667	0.1
印;	紙 収	入	9,760	1.3						気 候 変	動稅	1,930	0.3
地方指	軍発油税	(特)	2,139	0.3						採掘	税	410	0.1
石油ガス	税(譲与分)	(特)	50	0.0						自 動	車 税	7,101	1.2
航空機炼	燃料税(〃)	(特)	152	0.0						印紙税・土	地印紙税	18,467	3.2
自動車重	重量税(〃)	(特)	2,864	0.4									
特別	とん税	(特)	125	0.0									
たばこ	特別税	(特)	1,128	0.2									
合	計		744,290	100.0	合	計		2,598,607	100.0	合	計	575,935	100.0

⁽備考) 1. 日本は令和5年度予算額,米国は令和2年10月/令和3年9月会計年度決算額,英国は令和3年度実績額,ドイツは令和3年決算額,フランスは令和3年推計値(本表の数値は,一般会計に係る還付前の税収),イタリアは令和3年決算額である。

収入の国際比較

	۴	イツ	(百万二	<u></u> 1-П,	%)		フランス(百万ユー				jユーロ, %	5)		イタ	ィリア	(百万	iユーロ, %	5)
税	E	1	全 *= +7.44		額	構成比		税	目		金額	構成比		税	目		金 額	構成比
直		税	連邦税 175.819	州 税 175,464	計 351,283	49.7	直	;	接	税	224,934	52.8	直			税	269,844	54.4
	得	税	141,678		283,356	40.1	_	所	得	税	99,781	23.4		所	得	税	198,209	40.0
法	人	税	21,062	21,062	42,124	6.0		徴収	名簿し	こよ				法	人	税	31,792	6.4
営	業	税	2,051	2,900	4,951	0.7		る法 与税	人税 等	· 給	2,500	0.6			、所得(!泉税	に係	10,536	2.1
連	帯付加	印税	11,028	0	11,028	1.6		法	人	税	74,479	17.5		るのそ	O)	他	29,307	5.9
相系	続・贈与	手税	0	9,824	9,824	1.4		不動	産富裕	谷税	2,103	0.5						
								金融特別	機関う税	支出	0	0.0	間	接	税	等	226,200	45.6
間:	接税	等	176,869	178,825	355,694	50.3			·贈-	手税	18,684	4.4		付力	11 価値	直 税	147,955	29.8
付	加価値	直税	113,125	128,515	241,640	34.2		そ	の	他	27,387	6.4		酒		税	1,389	0.3
保	険	税	14,980	0	14,980	2.1								たば	『こ消』	費税	10,782	2.2
た	ばこ	税	14,733	0	14,733	2.1	間	接	税	等	201,190	47.2		エネ	ルギ	一税	23,833	4.8
コ	ーヒー	- 税	1,058	0	1,058	0.1		登	録	税	2,512	0.6		電気	ガス消	費税	5,649	1.1
ア	ルコーバ	レ税	2,089	0	2,089	0.3		印	紙	税	300	0.1		自	動車	税	274	0.1
アノ	レコポッ゛	プ税	-5	0	-5	0		関		税	9,746	2.3		印紙	税・登	録税	12,056	2.4
発泡	泡ワイン	ン税	341	0	341	0.0			ルギ [・] 国消		20,230	4.7		抵当	権等登	記税	1,817	0.4
中	間製品	日税	22	0	22	0.0		付力	旧価値	1 税	158,581	37.2		富	くじ	税	7,722	1.6
エ	ネルギー	一税	37,120	0	37,120	5.3		た	ばこ	税	49	0.0		政府	存 免 評	午税	721	0.1
電	気	税	6,691	0	6,691	0.9		汚染	活動一	般税	824	0.2		テレ	ビ受	言税	1,917	0.4
自	動車	税	9,546	0	9,546	1.4		そ	0)	他	8,948	2		そ	Ø	他	12,085	2.4
航	空	税	566	0	566	0.1												
関		税	5,122	0	5,122	0.7												
そ	Ø	他	2	0	2	0.0												
不真	動産取得	导税	0	18,335	18,335	2.6												
競儿	馬富くし	じ税	0	2,333	2,333	0.3												
防	火	税	0	537	537	0.1												
ビ	ール	税	0	584	584	0.1												
連邦	[と州間の調	整等	-28,521	28,521	0	0.0												
合	言	+	351,889	355,088	706,977	100.0		合	計		295,738	100.0		合	計		496,044	100.0

^{2.} 諸外国の計数の原資料は、各国の租税統計資料である。そのため、合計額はOECD資料を原資料とする第1表の租税負担額(国税分)とは必ずしも一致しない。

5. 歳 出 及 び 歳 入 に 対 す る

		TI.	E	3		本			米
区 5	}	番号	一般会計 歳出総額 (A)	一般会計 歳入総額 (B)	租税及び 印紙収入 (C)	<u>C</u> A	C B	連 邦 歳出額 (A)	連 邦 歳入額 (B)
平成17年度…		2	億円 855,1 <i>9</i> 6	億円 890,003	億円 490,654		% 55.1	億ドル 24,720	億ドル 13,595
									(21,536)
22		3	953,123	1,005,346	414,868	43.5	41.3	34,571	12,979
									(21,627)
27·····		4	982,303	1,021,753	562,854	57.3	55.1	36,919	21,846
									(32,499)
令和 2		5	1,475,974	1,845,788	608,216	41.2	33.0	65,536	21,112
									(34,212)
3		6	1,446,495	1,694,031	670,379	46.3	39.6	68,225	27,330
									40,471
4(補正後)	7	1,392,196	1,392,196	683,590	49.1	49.1		
5(予 算)	8	1,143,812	1,143,812	694,400	60.7	60.7		

- (備考) 1. 日本は令和3年度以前は決算額、4年度は第2次補正後予算額、5年度は予算額であり、いずれも特別会計に属する諸税を含まない。 2年度は臨時・特別の措置を含む計数。
 - 2. 米国の原資料は「Historical Tables」である。歳入額及び税収入額の上段は、社会保障税を控除した額であり、() 書は、社会保障税を含め た額である。
 - 3. 英国の原資料は"Consolidated Fund Account"である。
 - なお、中央歳出額及び中央歳入額にはNational Insuranceの支出及び収入は含まれておらず、国税収入は統合国庫基金への繰入額を表示して
 - 4. ドイツの原資料は、"Finanzbericht"である。なお、連邦歳出額にはEU拠出金を含む。
 - 5. フランスの原資料は、決算法、決算法案である。なお、地方交付金及びEU拠出金は、原資料では歳出に含まず、歳入の減少項目という取扱 いがなされているが、我が国に倣い歳出に立てて計算してある。
 - 6. イタリアの原資料はイタリア中央銀行 "Finanza Pubblica" である。なお、国税収入については財務省発表の決算額による。 7. 米国、英国、フランス、イタリアについては、歳入額に公債発行による収入を含めていない。

国				——————— 英		玉		-
連 邦 税収入 (C)	$\frac{C}{A}$	<u>C</u> B	中 央 歳出額 (A)	中 央 歳入額 (B)	国 税 収 入 (C)	C/A	<u>C</u> B	番号
億ドル	%			百万ポンド		%	%	
13,267	53.7	97.6	392,004	345,804	327,987	83.7	94.8	2
(21,209)	85.8	98.5						
12,011	34.7	92.5	523,085	383,404	363,565	69.5	94.8	3
(20,659)	59.8	95.5						
20,372	55.2	93.3	544,225	455,518	409,589	75.3	89.9	4
(31,024)				400 550	//0.550	40.0	440	_
19,935	30.4	94.4	1,064,427	692,553	448,773	42.2	64.8	5
(33,034)	50.4	96.6						
25,986	38.1	95.1	760,037	625,877	561,457	73.9	89.7	6
39,127	57.4	96.7						
								7

5. 歳 出 及 び 歳 入 に 対 す る

			ド	1	'n			フ
区 分	番号	連 邦 歳出額 (A)	連 邦 歳入額 (B)	連 邦 税収入 (C)	<u>C</u> A	<u>C</u> B	一般会計 歳 出 額 (A)	一般会計 歳入額 (B)
平成17年度	2	百万ユーロ 281,913	百万ユーロ 281,913	百万ユーロ 211,857	% 75.1	% 75.1	百万ユーロ 361,063	百万ユーロ 315,911
22	3	328,025	328,025	250,178	76.3	76.3	425,691	274,887
27	4	342,654	342,654	312,546	91.2	91.2	371,805	299,656
令和 2	5	475,822	475,822	315,937	66.4	66.4	455,368	282,690
3	6	595,222	595,222	351,889	59.1	59.1	496,472	324,954
4(補正後)…	7							
5(予 算)…	8							

租税収入の割合の国際比較続

ラ	ン	ス		1	タリ	ア		77
国 税 収 入 (C)	<u>C</u> A	<u>C</u> B	中 央 歳出額 (A)	中 央 歳入額 (B)	国 税 収 入 (C)	C/A	<u>C</u> B	番号
百万ユーロ	%		百万ユーロ	百万ユーロ		%	%	
341,043	94.5	108.0	435,513	388,262	361,713	83.1	93.2	2
343,479	80.7	125.0	484,251	428,716	407,858	84.2	95.1	3
383,317	103.1	127.9	581,475	494,087	437,299	75.2	88.5	4
406,975	89.4	144.0	724,241	495,654	447,597	61.8	90.3	5
426,124	85.8	131.1	786,861	566,879	496,044	63.0	87.5	6
								7

6. 一般 会 計 入 歳

区分	番号	租税及印紙収	び 入	専売納作	寸 金	官業益金)官業収	及び	政府資整理収	産し入	雑 収	入
昭和 9~11年度··· 16········· 19······	1 2 3	百万円 1,024 4,403 11,665 億円	% 44.7 51.2 55.4	百万円 202 415 1,050 億円	% 8.8 4.8 5.0	百万円 55 185 563 億円	% 2.4 2.2 2.7	百万円 20 10 10 億円	% 0.9 0.1 0.0	百万円 244 598 899 億円	% 10.6 7.0 4.3
25	4 5 6 7 8 9	4,564 7,960 16,183 30,496 72,958 137,527	63.7 70.7 82.5 80.8 86.2 64.0	1,145 1,143 1,470 1,804 2,744 3,405	16.0 10.1 7.5 4.8 3.2 1.6	50 138 183 157 36 41	0.7 1.2 0.9 0.4 0.0 0.0	174 83 226 246 277 304	2.4 0.7 1.2 0.7 0.3 0.1	644 498 527 1,699 3,199 7,857	9.0 4.4 2.7 4.5 3.8 3.7
55	10	268,687	61.0	8,124	1.8	99	0.0	641	0.1	11,260	2.6
60	11	381,988	70.7	108	0.0	225	0.0	1,631	0.3	25,865	4.8
平成 2····································	12 13	601,059 519,308	83.8 64.5	111 163	0.0 0.0	224 224	0.0 0.0	1,620 2,744	0.2 0.3	27,011 43,409	3.8 5.4
12·····	14	507,125	54.3	205	0.0	205	0.0	2,249	0.2	40,398	4.3
17·····	15	490,654	55.1	_	-	160	0.0	3,321	0.4	43,170	4.9
18·····	16	490,691	58.1	_	_	160	0.0	2,754	0.3	41,016	4.9
19·····	17	510,182	60.3	_	-	161	0.0	2,943	0.3	48,756	5.8
20	18	442,673	49.6	_	_	156	0.0	2,483	0.3	80,799	9.1
21 · · · · · · · · ·	19	387,331	36.2	_	-	153	0.0	1,447	0.1	117,553	11.0
22	20	414,868	41.3	_	-	155	0.0	7,852	8.0	98,033	9.8
23	21	428,326	38.9	_	_	160	0.0	2,895	0.3	75,712	6.9
24	22	439,314	40.8	_	_	163	0.0	2,269	0.2	42,741	4.0
25	23	469,529	44.3	_	-	437	0.0	3,277	0.3	45,909	4.3
26	24	539,707	51.6	_	-	450	0.0	14,788	1.4	48,557	4.6
27	25	562,854	55.1	_	_	455	0.0	3,490	0.3	47,115	4.6
28	26	554,686	54.0	_	_	470	0.0	3,842	0.4	48,956	4,8
29	27	587,875	56.7	_	_	502	0.0	2,782	0.3	57,413	5.5
30	28	603,564	57.1	_	_	507	0.0	2,680	0.3	50,984	4.8
令和元·····	29	584,415	53.5	_	_	513	0.0	2,264	0.2	71,386	6.5
2	30	608,216	33.0	_	_	464	0.0	2,929	0.2	70,681	3.8
3(決 算)	31	670,379	39.6	_	-	611	0.0	3,190	0.2	73,486	4.3
4(補正後)	32	683,590	49.1	_	-	509	0.0	3,060	0.2	56,985	4.1
5(予 算)	33	694,400	60.7	_	_	506	0.0	6,711	0.6	85,966	7.5

⁽備考) 1. 令和3年度以前は決算額、4年度は第2次補正後予算額、5年度は予算額である。 2. 平成20年度の歳入の内訳には、上記以外に決算調整資金からの受入れがある。 3. 昭和25年以前の科目別収入は科目の組替えのため若干の推計を含んでいる。 4. 昭和50年度から昭和60年度まで及び平成7年度以降の公債金欄の() 書は特例公債分の計数である。

構 成 の 累 年 比 較

公 債	金	前年度剰余金	金受入	歳入合	s 計	歳出合計	本年度剰余金	うち新規 剰 余 金	番号
百万円 677 2,406 5,395 億円	% 29.5 28.0 25.6	百万円 71 585 1,458 億円	% 3.1 6.8 6.9	百万円 2,293 8,602 21,040 億円	% 100.0 100.0 100.0	百万円 2,217 8,134 19,872 億円	百万円 76 468 1,168 億円	百万円 - - - 億円	1 2 3
- - 1,972 3,472 52,805	- - 5.2 4.1 24.6	592 1,443 1,022 1,358 1,906 12,793	8.3 12.8 5.2 3.6 2.3 6.0	7,168 11,264 19,610 37,731 84,592 214,734	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	6,333 10,182 17,431 37,230 81,877 208,609	835 1,082 2,179 501 2,715 6,125	269 323 1,251 21 995 3,241	4 5 6 7 8 9
(内20,905) 141,702 (力50450)	32.2	9,894	2.2	440,407	100.0	434,050	6,356	897	10
(内72,152) 123,080 (内60,050)	22.8	7,028	1.3	539,926	100.0	530,045	9,881	4,429	11
(内00,050) 63,432 183,959 (内19,558)	8.8 22.8	13,889 27,254	1. <i>9</i> 3.4	717,035 805,572	100.0 100.0	692,687 759,385	24,348 46,187	14,868 9,220	12 13
330,040 (内218,660)	35.4	53,389	5.7	933,610	100.0	893,210	40,400	4,599	14
(内216,000) 312,690 (内235,070)	35.1	40,007	4.5	890,003	100.0	855,196	34,183	15,040	15
(内255,070) 274,700 (内210,550)	32.5	34,807	4.1	844,127	100.0	814,455	29,672	8,321	16
(内210,550) 253,820 (内193,380)	30.0	29,672	3.5	845,535	100.0	818,426	27,074	6,319	17
331,680	37.2	27,109	3.0	892,082	100.0	846,974	45,108	_	18
(内261,930) 519,550 (内369.440)	48.5	45,108	4.2	1,071,142	100.0	1,009,734	61,408	22,005	19
(内309,440) 423,030 (内347,000)	42.1	61,408	6.1	1,005,346	100.0	953,123	52,222	20,106	20
427,980	38.9	52,222	4.7	1,099,795	100.0	1,007,154	92,641	22,073	21
(内344,300) 474,650 (中360,360)	44.0	92,641	8.6	1,077,620	100.0	970,872	104,546	28,434	22
(内360,360) 408,510 (中338,370)	38.5	106,749	10.1	1,060,447	100.0	1,001,889	58,307	20,375	23
(内338,370) 384,929 (中346,458)	36.8	58,360	5.6	1,046,791	100.0	988,135	58,635	22,586	24
(内319,159) 349,183 (中22,4323)	34.2	58,657	5.7	1,021,753	100.0	982,303	39,000	3,081	25
(内284,393) 380,346 (中284,332)	37.0	39,450	3.8	1,027,740	100.0	975,418	51,767	4,377	26
(内291,332) 335,546	32.4	52,323	5.0	1,036,440	100.0	981,156	54,651	11,681	27
(内262,728) 343,954	32.5	55,284	5.2	1,056,974	100.0	989,747	65,042	14,275	28
(内262,982) 365,819	33.5	67,227	6.2	1,091,624	100.0	1,013,665	77,959	72,685	29
(内274,382) 1,085,539	58.8	77,959	4.2	1,845,788	100.0	1,475,974	369,815	369,815	30
(内859,579) 576,550	34.0	369,815	21.8	1,694,031	100.0	1,446,495	247,536	247,004	31
(内484,870) 624,789	44.9	23,263	1.7	1,392,196	100.0	1,392,196			32
(内537,519) 356,230 <u>(</u> 内290,650)	31.1	-	-	1,143,812	100.0	1,143,812			33

^{5.} 歳入合計においては、上記の他に、いわゆる「つなぎ公債」を含む。具体的には、湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債(平成2年度:9,689億円)、消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債(平成7年度:28,511億円)、東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債(平成23年度:112,500億円)、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度:25,842億円、平成25年度:26,035億円)を含む。

^{6.} 単位未満の金額は四捨五入している。

7. 租税及び印紙収入(一般会計)予算額

区 分	番	現行法(税制改 正前)による 収入見込額	年度間増収額	改正増減(△) 税 額	当初予算額	補正額	補正後予算額
	号	A	B = A - D	С	D = A + C	Е	F = D + E
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和40年度	1	33,690	4,647	△ 813	32,877	△ 2,590	30,287
45	2	71,152	13,771	△ 1,768	69,384	3,011	72,395
50	3	175,450	37,830	△ 2,050	173,400	△ 38,790	134,610
55	4	260,850	45,980	3,260	264,110	7,340	271,450
60	5	383,720	37,760	外△1,110 2,890	385,500	△ 4,050	381,450
平成 2	6	583,540	73,440	△ 3,500	580,040	11,270	591,310
7	7	537,060	410	250	537,310	△ 30,500	506,810
12·····	8	488,110	16,920	△ 1,520	486,590	12,360	498,950
17·····	9	445,270	27,800	外△6,910 1,710	440,070	30,350	470,420
22·····	10	374,340	△ 86,690	△ 380	373,960	22,470	396,430
27·····	11	546,500	46,490	△ 1,250	545,250	18,990	564,240
28	12	576,340	31,090	△ 300	576,040	△ 17,440	558,600
29	13	577,140	1,100	△ 20	577,120	-	577,120
30	14	590,650	13,530	140	590,790	8,490	599,280
令和元·····	15	624,940	34,150	タト△100 110	624,950	△ 23,150	601,800
2	16	635,390	10,440	△ 260	635,130	△ 83,880	551,250
3	17	574,870	△ 60,260	△ 390	574,480	64,320	638,800
4	18	653,100	78,620	△ 750	652,350	31,240	683,590
5	19	694,540	42,190	△ 140	694,400		

⁽備考) 1. 増減税額欄の外書については特別会計への振替額である。 2. 記号※は前年度を示す。

並 び に 決 算 額 等 の 累 年 比 較

決剰	算 余 額	決 算 額	当初予算額 – 前年度当初予 算額	<u>当初予算額</u> 前 年 度 当初予算額	決 算 額 – 当初予算額	<u>決 算 額</u> 当初予算額	決 算 額 - 前年度決算額	<u>決</u>	番
	G	H = F + G	¥ I = D − D	J = D/D	K = H - D	L = H/D	※ M = H − H	N = H/H	号
	億円	億円		%	億円	%	億円	%	
	209	30,496	3,834	113.2	△ 2,382	92.8	999	103.4	1
	563	72,958	12,003	120.9	3,574	105.2	12,715	121.1	2
	2,917	137,527	35,780	126.0	△ 35,873	79.3	△ 12,831	91.5	3
	△ 2,763	268,687	49,240	122.9	4,577	101.7	31,392	113.2	4
	538	381,988	39,540	111.4	△ 3,512	99.1	32,905	109.4	5
	9,749	601,059	69,940	113.7	21,019	103.6	51,840	109.4	6
	12,498	519,308	660	100.1	△ 18,002	96.6	9,007	101.8	7
	8,175	507,125	15,400	103.3	20,535	104.2	34,780	107.4	8
	20,234	490,654	22,600	105.4	50,584	111.5	34,764	107.6	9
	18,438	414,868	△ 87,070	81.1	40,908	110.9	27,537	107.1	10
	△ 1,386	562,854	45,240	109.0	17,604	103.2	23,147	104.3	11
	△ 3,914	554,686	30,790	105.6	△ 21,354	96.3	△ 8,168	98.5	12
	10,755	587,875	1,080	100.2	10,755	101.9	33,188	106.0	13
	4,284	603,564	13,670	102.4	12,774	102.2	15,689	102.7	14
	△ 17,385	584,415	34,160	105.8	△ 40,535	93.5	△ 19,149	96.8	15
	56,966	608,216	10,180	101.6	△ 26,914	95.8	23,801	104.1	16
	31,579	670,379	△ 60,650	90.5	95,899	116.7	62,163	110.2	17
			77,870	113.6					18
			42,050	106.4					19

^{3.} 平成7年度の補正額は、1次分(\triangle 1,380億円)と3次分(\triangle 29,120億円)の合計額を計上してある。4. 単位未満の端数は、それぞれ四捨五入によっている。

8. 令和5年度租税及び印紙収入予算額(一般会計)

						(単位:	億円, %)			
-		令和 4	4 年度		令	和	5	年	度	
税	目	当初	補正後 予算額		法(税制 による増	現行法(税制改正前)による収入 見込額	税制改正 による増 減(△)収 見込額	改正法によ る収入見 込 額 (予算額)	前年度予 する改正 増減(△)↓	法による
				対当初	対補正後		儿之识		対当初	対補正後
		(A)	(B)	(C)	(D)	$(E) = {(A) + (C) \choose (B) + (D)}$	(F)	(G) = (E) + (F)	(H) = (G) - (A)	(I) = (G) - (B)
(一般	会計)									
	源泉分	170,840	184,950	4,310	△ 9,800	175,150	-	175,150	4,310	△ 9,800
所 得 税	申告分	32,980	35,240	2,350	90	35,330	-	35,330	2,350	90
	計	203,820	220,190	6,660	△ <i>9</i> ,710	210,480	_	210,480	6,660	△ <i>9</i> ,710
法	人税	133,360	137,870	12,770	8,260	146,130	△ 110	146,020	12,660	8,150
相	続 税	26,190	28,390	1,570	△ 630	27,760	-	27,760	1,570	△ 630
消	費 税	215,730	221,610	18,140	12,260	233,870	△ 30	233,840	18,110	12,230
酒	税	11,280	11,280	520	520	11,800	-	11,800	520	520
たば	こ 税	9,340	9,340	10	10	9,350	-	9,350	10	10
揮 発	油税	20,790	20,790	△ 800	△ 800	19,990	-	19,990	△ 800	△ 800
石油;	ガス税	50	50	0	0	50	_	50	0	0
航 空 機	燃料税	340	340	0	0	340	-	340	0	0
石油	石 炭 税	6,600	6,600	△ 130	△ 130	6,470	-	6,470	△ 130	△ 130
電源開	発促進税	3,130	3,130	110	110	3,240	-	3,240	110	110
自動車	重量税	3,850	3,850	△ 70	△ 70	3,780	-	3,780	△ 70	△ 70
国際観り	光旅客税	90	90	110	110	200	-	200	110	110
関	税	8,250	10,530	2,970	690	11,220	-	11,220	2,970	690
٤ ,	ん税	90	90	10	10	100	-	100	10	10
	(収入印紙	5,380	5,380	△ 170	△ 170	5,210	_	5,210	△ 170	△ 170
印紙収入	現金収入	4,060	4,060	490	490	4,550	-	4,550	490	490
	計	9,440	9,440	320	320	9,760	_	9,760	320	320
合	計	652,350	683,590	42,190	10,950	694,540	△ 140	694,400	42,050	10,810

⁽注1) 自動車重量税の現行法(税制改正前)による収入見込額は、令和5年度税制改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額10億円を含めて計上している。これは、当該増収見込額が令和3年度以前の税制改正に起因して令和3年度から令和5年度にかけて追加的に発生した減収見込額△60億円に対応するものであることを勘案したものである。

⁽注2) 法人税の税制改正による増減 (△) 収見込額のうち△20億円及び消費税の税制改正による増減 (△) 収見込額△30億円は、令和5年度税制改正におけるダイレクト納付の利便性の向上によって、令和5年度に帰属する予定であった法人税額の一部及び消費税額の一部が、納付時期のずれにより、令和6年度税収に帰属することによるものである。

9. 一般会計歳出の主要経費別予算額

事 項		令和5年 度予算額	比 較 増△減	伸率	事 項	前年度当 初予算額	令和5年 度予算額	比 較 増△減	伸 率
	百万円	百万円	百万円	%		百万円	百万円	百万円	%
社会保障関係費					地方交付税交付金	15,655,839	16,182,276	526,437	3.4
1. 年 金 給 付 費	12,764,072	13,085,689	321,617	2.5	地方特例交付金	226,700	216,900	△ 9,800	△ 4.3
2. 医療給付費	12,092,506	12,151,734	59,228	0.5	防衛関係	5,368,725	10,168,585	4,799,860	89.4
3. 介 護 給 付 費	3,580,257	3,680,922	100,666	2.8	公共事業関係質				
4. 少子化対策費	3,109,386	3,141,233	31,846	1.0	治山治水対策 1. 業費	950,737	954,384	3,647	0.4
5. 生活扶助等社会 福祉費	4,175,867	4,309,281	133,414	3.2	2. 道路整備事業引	£		5,097	0.3
6. 保健衛生対策費	475,552	475,370	△ 182	△ 0.0	3. 整備事業費	398,783	397,584	△ 1,199	△ 0.3
7. 雇用労災対策費	75,823	44,657	△ 31,165	△ 41.1	4. 住宅都市環境藝	729,932	730,657	725	0.1
計	36,273,463	36,888,887	615,424	1.7	5. 公園水道廃棄物 理等施設整備費	161,911	178,362	16,451	10.2
文教及び科学振興費					6. 農林水産基盤整備事業費	607,921	607,848	△ 73	△ 0.0
義務教育費国庫 1. 負担金	1,501,467	1,521,553	20,086	1.3	7. 社会資本総合物	1,397,301	1,380,489	△ 16,812	△ 1.2
2. 科学技術振興費	1,378,745	1,394,155	15,411	1.1	8. 推 進 費 等	67,573	61,938	△ 5,635	△ 8.3
3. 文教施設費	74,329	74,257		△ 0.1	小 計	5,980,144	5,982,345	2,201	0.0
4. 教育振興助成費	2,313,852	2,305,387	△ 8,464		9. 災害復旧等事業	É 77,248	77,649	401	0.5
					計	6,057,392	2 6,059,994	2,602	0.0
5. 育 英 事 業 費	121,703	120,438	△ 1,265		H	0,007,072	3,007,777	2,002	0.0
計	5,390,096	5,415,791	25,695	0.5	 経 済 協 力	† 510,547	511,374	827	0.2
					中小企業対策	† 171, <u>2</u> 67	170,376	△ 891	△ 0.5
国 債 費	24,339,285	25,250,340	911,055	3.7	エネルギー対策費	ž 875,642	853,965	△ 21,677	△ 2.5
					食料安定供給関係費	1,269,926	1,265,365	△ 4,561	△ 0.4
恩 給 関 係 費 1. 文官等恩給費	5,452	4,847	△ 605	△ 11.1	新型コロナウイルス原 染症及び原油価格・特 価高騰対策予備費		4,000,000	△ 1,000,000	△ 20.0
2. 旧軍人遺族等恩 2. 給 費	108,867	85,194	△ 23,673	△ 21.7	ウクライナ情勢経済 緊急対応予備		1,000,000	_	-
3. 恩給支給事務費	726	671	△ 55	△ 7.6	その他の事項経費	5,835,393	5,800,416	△ 34,977	△ 0.6
4. 遺族及び留守家 4. 族 等 援 護 費	7,104	6,255	△ 849	△ 12.0	予 備 智	500,000	500,000	_	-
計	122,149	96,966	△ 25,183	△ 20.6	숨 計	107,596,425	5 114,381,236	6,784,811	6.3

⁽注 1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。(注 2) 前年度当初予算額は、令和 5 年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。

10. 令 和 5 年 度 経 済 見 通 し

(主要経済指標)

1. 国内総生産

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度比	較増減率
	(実績)	(実績見込み)	(見 通 し)	令和4年度	令和5年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	名目・%程度	名目・%程度
民 間 最 終 消 費 支 出	296.2	312.9	323.0	5.6	3.2
民 間 住 宅	21.1	21.3	21.7	0.9	1.9
民 間 企 業 設 備	90.1	97.5	103.5	8.2	6.2
民 間 在 庫 品 増 加	1.1	1.9	1.8	0.1	▲ 0.0
政 府 支 出	148.7	150.7	148.2	1.3	▲ 1.6
政府最終消費支出	119.0	121.3	118.6	1.9	▲ 2.2
公的固定資本形成	29.8	29.6	29.6	▲ 0.5	0.0
財貨・サービスの輸出	103.6	124.2	130.0	19.9	4.7
(控除) 財貨・サービスの輸入	110.4	148.3	156.4	34.4	5.4
国 内 総 生 産	550.5	560.2	571 <i>.9</i>	1.8	2.1

⁽注) 民間在庫品増加の() 内は国内総生産に対する寄与度

2. 労働・雇用

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 対前年度比較増減率		文較増減率			
					(実績)	(実績見込み)	(見 通 し)	令和4年度	令和5年度
					万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
労	働	力	人		6,89	7 6,915	6,920	0.3	0.1
就	業	者	総	数	6,70	6,738	6,753	0.5	0.2
雇	用	者	総	数	6,01	3 6,056	6,067	0.7	0.2
					9/	%程度	%程度		
完	全	失	業	率	2.	3 2.5	2.4	_	

3. 生 産

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実 績)	(実績見込み)	(見 通 し)
	%	%程度	%程度
鉱 工 業 生 産 指 数 ・ 増 減 率	5.8	4.0	2.3

4. 物 価

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実 績)	(実績見込み)	(見 通 し)
	%	%程度	%程度
国内企業物価指数・変化率	7.1	8. 2	1.4
消費者物価指数・変化率	0.1	3. 0	1.7
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.1	0.0	0.6

⁽注1) 消費者物価指数は総合である。

(令和5年1月23日閣議決定)

5. 国際収支

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度出	上 較増減率
	(実績)	(実績見込み)	(見 通 し)	令和4年度	令和5年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
貿易・サービス収支	▲ 6.5	▲ 23.7	▲ 28.1	_	_
貿 易 収 支	▲ 1.6	1 9.6	▲ 23.3	_	_
輸出	85.6	101.6	105.4	18.7	3.7
輸 入	87.2	121.4	128.7	39.2	6.1
経 常 収 支	20.3	8.3	7.3	_	_
	%	%程度	%程度		
経常収支対名目GDP比	3.7	1.5	1.3	_	_

6. 実質国内総支出

									対	前	年	度	比	較	増	減	率			
							令	和	4	年	度				令	和	5	年	度	
								(実績	見辺	シみ)						(見	通	L)		
												%程	度							%程度
1	民	間最	終消	費	支	出						:	2.8							2.2
主	民	間		住		宅						A ,	4.0							1.1
要	民	間 分	業	Ī	辸	備							4.3							5.0
項	政	府		支		出						•	0.1							▲ 1.9
目	財貨	í · +	ー ビ	スの	輸	出							4.7							2.4
Į	(控)	除)財貨	・サー	ビス	の輔	〕入							5.9							2.5
国卢	内総 支	出 (=	国 内	総生	上 産)							1.7							1.5
2	内	需	寄	与		度						:	2.3							2.1
7)	外	需	寄	与		度						•	0.5							▲ 0.1

7. 国民所得

						令和3	3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度	比較増減率
						(実	績)	(実績見込み)	(見 通 し)	令和4年度	令和5年度
						名	占目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程	度 %程度	度 %程度
雇	用	者	幸	报	酬		289.5	295.7	304	.7 2	.1 3.0
財	産		所		得		27.4	27.6	27	.8 0	.6 0.8
企	業		所		得		79.0	86.5	88	.9 9	5 2.7
合	計:	国	民	所	得		395.9	409.9	421	.4 3	.5 2.8

⁽注1) 本経済見通しに当たっては、「2. 令和5年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。 (注2) 我が国経済は民間活動がその主体を成すものであること、また、特に国内外の感染症の動向や国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

11. 令和5年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

令和5年1月 財務省

本試算は、一定の経済前提を仮置きした上で、令和5年度予算における制度・施策を前提に、後年度(令和8年度まで)の歳出・歳入がどのような姿) になるかについて、機械的に試算したものである。

なお、本試算は、将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものである。

「試算-1]【経済成長3.0%ケース】

(単位:兆円), () 書きは対前年度伸率

					令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	1	玉	債	費	24.3	25.3	26.8	28.4	29.8
		2	利 払	費		(+2.7%)	(+8.8%)	(+12.1%)	(+11.3%)
		(2)	和 74	貝	8.2	8.5	9.2	10.3	11.5
歳	(3)	社	会保障関	係費		(+1.7%)	(+1.8%)	(+1.7%)	(+1.3%)
		71.	云 体 陸 因	水 貝	36.3	36.9	37.5	38.2	38.7
	(4)	地	方 交 付 秒	总 等		(+3.3%)	(+8.4%)	(+5.0%)	(+3.3%)
	4)	ᄱ	カ 文 B の	1. T	15.9	16.4	17.8	18.7	19.3
出	(5)	そ	Ø	他		(+15.2%)	(▲22.6%)	(+0.7%)	(▲0.5%)
				II.	31.1	35.8	27.7	27.9	27.8
	6		計		107.6	114.4	109.9	113.2	115.6
		7	基礎的財政収支対	象経費	83.7	89.5	83.4	85.2	86.1
	8	税		収	65.2	69.4	71.8	75.0	77.4
税									
収	9	そ	の 他 収	入	5.4	9.3	5.8	5.8	5.8
等	10		計		70.7	78.8	77.6	80.8	83.2
(1)	差		額 (⑥	- (10)	36.9	35.6	32.3	32.5	32.3

- (参考) 本試算では、国の一般会計の財政収支赤字は、令和4年度21.3兆円、令和5年度19.2兆円、令和6年度15.1兆円、令和7年度14.7兆円、令和8年度14.4兆円となっ ており、国の一般会計の基礎的財政収支赤字は、令和4年度13.0兆円、令和5年度10.8兆円、令和6年度5.9兆円、令和7年度4.4兆円、令和8年度2.9兆円となっている。 なお、政府の財政健全化目標においては、国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すこととされている。
- (注) 令和4年度は当初予算額,令和5年度は予算政府案,令和6年度から令和8年度は令和5年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

 - a) 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではない。 b) 「⑤その他」については、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円、令和5年度は新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対 策予備費4兆円並びにウクライナ情勢経済緊急対応予備費1兆円をそれぞれ計上しているが、令和6年度以降の試算ではこれらの予備費を織り込んでいな
 - c) 「⑤その他」及び「⑨その他収入」については、令和5年度は防衛力強化資金繰入れ分3.4兆円を含めて計上している。なお防衛力強化に関して、「防衛力 整備計画」において定められている所要経費や財源については、本試算においては、令和6年度以降は、防衛力強化資金繰入れ分を除き、機械的に、令和 5年度予算額で固定している。
 - d) 「②基礎的財政収支対象経費」は歳出総額から利払費と債務償還費(交付国債分を除く)を除いたもの。

[試算-2] 【経済成長1.5%ケース】

(単位:兆円), () 書きは対前年度伸率

					令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
	1	国	債	費	24.3	25.3	26.8	28.2	29.3
		(2)	利 払	費		(+2.7%)	(+8.3%)	(+10.1%)	(+8.2%)
		(2)	刊 14	貝	8.2	8.5	9.2	10.1	10.9
歳	3	社	会保障関係	、 費		(+1.7%)	(+1.7%)	(+1.5%)	(+1.1%)
	3)	11.	云 体 悍 闲 闭	、 其	36.3	36.9	37.5	38.1	38.5
	(4)	地	方 交 付 税	等		(+3.3%)	(+6.7%)	(+3.3%)	(+1.7%)
	4)	地	力文的优	寸	15.9	16.4	17.5	18.1	18.4
出	(5)	そ	Ø	他		(+15.2%)	(▲22.8%)	(+0.5%)	(▲0.8%)
	(3)	-(V)	TE	31.1	35.8	27.7	27.8	27.6
	6		計		107.6	114.4	109.5	112.2	113.8
		7	基礎的財政収支対象	2経費	83.7	89.5	83.1	84.4	84.9
		11/		ıl=+	45.0	10.1			
税	8	税		収	65.2	69.4	70.6	72.6	73.8
収	9	そ	の 他 収	入	5.4	9.3	5.8	5.8	5.8
等	10		計		70.7	78.8	76.4	78.4	79.6
11)	差		額 (⑥-	- (10)	36.9	35.6	33.1	33.8	34.2

⁽参考) 本試算では、国の一般会計の財政収支赤字は、令和4年度21.3兆円、令和5年度19.2兆円、令和6年度15.8兆円、令和7年度16.1兆円、令和8年度16.3兆円となっ ており、国の一般会計の基礎的財政収支赤字は、令和4年度130兆円、令和5年度10.8兆円、令和6年度67兆円、令和7年度60兆円、令和8年度5.3兆円となっている。 なお、政府の財政健全化目標においては、国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すこととされている。

- (注) 令和4年度は当初予算額, 令和5年度は予算政府案, 令和6年度から令和8年度は令和5年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

 - a) 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではない。 b) 「⑤その他」については、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円、令和5年度は新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対 策予備費4兆円並びにウクライナ情勢経済緊急対応予備費1兆円をそれぞれ計上しているが、令和6年度以降の試算ではこれらの予備費を織り込んでいな
 - c) 「⑤その他」及び「⑨その他収入」については、令和5年度は防衛力強化資金繰入れ分3.4兆円を含めて計上している。なお防衛力強化に関して、「防衛力 整備計画」において定められている所要経費や財源については、本試算においては、令和6年度以降は、防衛力強化資金繰入れ分を除き、機械的に、令和 5年度予算額で固定している。
 - d) 「⑦基礎的財政収支対象経費」は歳出総額から利払費と債務償還費(交付国債分を除く)を除いたもの。

[経済指標の前抗]	令和5年度 (2023年度) (政府経済見通し)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
「試算-1]	名 目 経 済 成 長 率	2.1%	3.0%	3.0%	3.0%
[祇昇 - Ⅰ]	消費者物価上昇率	1.7%	2.0%	2.0%	2.0%
[=+&± 0]	名目経済成長率	2.1%	1.5%	1.5%	1.5%
[試算-2]	消費者物価上昇率	1.7%	1.0%	1.0%	1.0%

- ・[試算-1] は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月閣議決定)等における記述に基づき 設定。
- ・[試算-2] は、[試算-1] の経済前提の半分の値を機械的に設定。

[算出要領]

・[試算 -1] は、令和5年度は予算における積算金利、令和6年度以降はインプライド・フォワード・レート (市場に織り込まれた金利の将来予想)を加味した金利 (下記)により機械的に積算。

国 債 費:

・[試算-2] は、令和5年度予算における積算金利(下記)により積算。

・歳出と税収等の差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。

						令和5年度 (2023年度) (予算積算金利)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
[試算-1]	金	利	(10 年	国	債)	1.1%	1.3%	1.5%	1.6%
[試算-2]	金	利	(10 年	国	債)	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%

地方交付税等: 法定率分について税収増に応じて延伸するとともに、地方交付税法附則で定められる加算などにより推計。

税 収: 名目経済成長率×弾性値1.1に、令和5年度税制改正の影響等を調整して推計。

その他収入: 令和5年度予算額を基本とし、個別要因を勘案して推計。なお、現時点で具体的に見込めない収入について

は計上していない。

[参考] 名目経済成長率及び金利が変化した場合の試算([試算-1] の前提等を基に算出)

○令和6 (2024) 年度以降名目経済成長率が変化した場合の税収の増減額

(単位:兆円), () 書きは「税収」の額

名目経済成長率	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
([試算 – 1] の前提からの変化幅)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)
+2%	+0.0	+1.5	+3.2	+5.1
	(69.4)	(73.3)	(78.2)	(82.5)
+1%	+0.0	+0.8	+1.6	+2.5
	(69.4)	(72.5)	(76.6)	(79.9)
-1%	+0.0	▲ 0.8	▲ 1.6	▲ 2.4
	(69.4)	(71.0)	(73.4)	(75.0)

○令和6 (2024) 年度以降金利が変化した場合の国債費の増減額

(単位:兆円), () 書きは「国債費」の額

金 利	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
([試算-1] の前提からの変化幅)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)
+2%	+0.0	+1.5	+4.0	+7.2
	(25.3)	(28.3)	(32.4)	(37.0)
+1%	+0.0	+0.7	+2.0	+3.6
	(25.3)	(27.6)	(30.4)	(33.4)
-1%	+0.0	▲ 0.7	▲ 2.0	▲ 3.2
	(25.3)	(26.1)	(26.5)	(26.6)

12. 所 **得 税 負 担 額** (付 個 人 住 民 税 負

日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本			73	給与収入	200 万	円	300 万	円
### 2000	<u> X</u>		分				税額	
### P			ſ	昭和25	1,009,750	50.5	1,559,750	52.0
### Part				30	799,250	40.0	1,342,350	44.7
### Part				40	367,120	18.4	725,280	24.2
### P				50	94,800	4.7	183,800	6.1
#				60	84,300	4.2	163,800	5.5
### P				63	76,500	3.8	139,500	4.7
# 所 得 根				平成元~ 5	74,500	3.7	137,500	4.6
# 日				6	59,600	3.0	110,000	3.7
### 10		ari 4日	134	7 • 8 · · · · · · ·	59,500	3.0	113,050	3.8
### 25		別 1守	况(9	70,000	3.5	133,000	4.4
### 15/200	単			10	32,000	1.6	95,000	3.2
				11	56,000	2.8	106,400	3.5
身				12~17·····	51,200	2.6	99,200	3.3
書 (付) 25 · 26·································				18	57,600	2.9	111,600	3.7
身				19~24······	32,000	1.6	62,000	2.1
身 今和2~5 27.567 14 55.644 1.9 30 1242.692 621 1.785.6220 64.5 30 948.695 47.4 1.589.728 33.0 40 489.964 24.5 961.964 32.1 50 153.000 7.7 382.700 10.3 60 130.250 6.5 261.650 8.7 9年成元 115.590 58 222.000 7.8 2 114.250 57 220.000 7.3 3~5 113.750 57 220.000 7.3 4 9.010 46 172.337 5.7 8 91.375 46 172.337 5.7 9 107.500 54 202.000 6.7 10 52.500 26 147.000 49 11 87.875 44 165.050 55 12~17 80.525 40 154.025 51 18 89.513 <				25 • 26 · · · · · · ·	32,672	1.6	63,302	2.1
身				27~令和元…	27,567	1.4	55,644	1.9
身					27,567	1.4	55,644	1.9
著			Ì	昭和25		62.1		64.5
者 40	身	Į		30	948,695	47.4	1,589,728	53.0
### Page 10				40	489,964	24.5	961,964	32.1
者 (付)				50	153,000	7.7	308,700	10.3
者 (付)				60	130,250	6.5	261,650	8.7
者					121,550	6.1	233,000	7.8
者				平成元	115,250	5.8	222,000	7.4
者 個人住民税を 7、 92012 46 172,337 57				2	114,250	5.7	220,000	7.3
者				3~ 5	113,750	5.7	208,250	6.9
加えた場合 8 - 91,375 4.6 171,700 5.7 9 - 107,500 5.4 202,000 6.7 10 52,500 2.6 147,000 4.9 11 87,875 4.4 165,050 5.5 12~17 80,525 4.0 154,025 5.1 18 89,513 4.5 171,263 5.7 19~24 98,500 4.9 188,500 6.3 25、26 99,172 5.0 189,802 6.3 27~令和元・ 84,067 4.2 167,144 5.6 令和 2~5 84,067 4.2 167,144 5.6 第40 2~5 1,031,150 5.0 1,230,350 44.0 40 331,870 16.6 678,280 22.6 50 63,600 32 147,400 4.9 60 45,675 2.3 120,300 4.0 63 27,000 1.4 90,000 3.0 平成元~5 4,500 0.2 67,500 2.3 6 3,600 0.2 54,000 1.8 7 8 8 7 8 9 9 9 9 9 9 9 5,700 1.9 10 9 9 9 9 9 10 9 10 9 10 9 10 9		(付)		6	91,000	4.6	166,600	5.6
## Parameters	者	個人住民税	を・	7	92,012	4.6	172,337	5.7
大		加えた場	合	8	91,375	4.6	171,700	5.7
### Provided Representation of the control of the				9	107,500	5.4	202,000	6.7
## Page 12				10	52,500	2.6	147,000	4.9
18				11	87,875	4.4	165,050	5.5
## Provided Representation of the provided Representation of				12~17·····	80,525	4.0	154,025	5.1
大 25・26・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				18	89,513	4.5	171,263	5.7
27~令和元・ 会4067 4.2 167,144 5.6 会和 2~ 5・・・・・ 84,067 4.2 167,144 5.6 BR 和25・・・・・ 1,003,150 50.2 1,553,150 51.8 30・・・・ 779,250 39.0 1,320,350 44.0 40・・・・・ 331,870 16.6 678,280 22.6 50・・・・・ 63,600 3.2 147,400 4.9 60・・・・・ 45,675 2.3 120,300 4.0 63・・・・・ 4,500 0.2 67,500 2.3 6・・・・・ 3,600 0.2 54,000 1.8 7・8・・・・ 4,500 0.2 54,000 1.8 7・8・・・・ 4,500 0.2 57,000 1.9 10・・・・ 8・・・ 4,84,50 1.6 1.6 11・・ 8・・・				19~24·····	98,500	4.9	188,500	6.3
大 令和 2~5 84,067 4.2 167,144 5.6 大 昭和25 1,003,150 50.2 1,553,150 51.8 30 779,250 39.0 1,320,350 44.0 40 331,870 16.6 678,280 22.6 50 63,600 3.2 147,400 4.9 60 45,675 2.3 120,300 4.0 63 27,000 1.4 90,000 3.0 平成元~ 5 4,500 0.2 54,000 1.8 7 · 8 - - - 48,450 1.6 10 - - - 57,000 1.9 4 10 - - - - - 4 10 -				25 • 26 · · · · · · ·	99,172	5.0	189,802	6.3
大 昭和25・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				27~令和元…				
大 30 - 779,250 39,0 1,320,350 44,0 40 - 331,870 16,6 678,280 22,6 50 - 63,600 32 147,400 49 60 - 45,675 23 120,300 40 63 - 27,000 1,4 90,000 30 平成元~5 - 4,500 02 67,500 23 6 - 3,600 02 54,000 18 7 · 8 48,450 16 16 9 57,000 19 10		l	Į					
大			ſ	昭和25				
夫 50····································								
大き 60・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				1				
接 ・ 所 得 税								
場所 得 税	夫							
帰 所 得 税								
所 得 税								
所得税 の	婦			1	3,600			
の 10······ 45,600 1.5 12~15···· 38,400 1.3 16·17···· 20,800 1.2 77,400 2.6 19~24···· 13,000 0.7 43,000 1.4 25·26··· 13,273 0.7 43,903 1.5 27~令和元·· 8,168 0.4 36,245 1.2	Y-ih			_	_	_		
が 11······ 45,600 1.5 12~15····· - 38,400 1.3 16・17····· 20,800 1.0 68,800 2.3 18···· 23,400 1.2 77,400 2.6 19~24····· 13,000 0.7 43,000 1.4 25・26···· 13,273 0.7 43,903 1.5 27~令和元·· 8,168 0.4 36,245 1.2		所 得	棁		_	_		
カ 12~15······· 20,800 1.0 68,800 2.3 18····· 23,400 1.2 77,400 2.6 19~24····· 13,000 0.7 43,000 1.4 25・26···· 13,273 0.7 43,903 1.5 27~今和元・・ 8,168 0.4 36,245 1.2	の			1	_	_		
み 16・17・・・・・・ 20,800 1.0 68,800 2.3 18・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•				_	_		
18············ 23,400 1.2 77,400 2.6 19~24······· 13,000 0.7 43,000 1.4 25・26······· 13,273 0.7 43,903 1.5 27~令和元·· 8,168 0.4 36,245 1.2					_	_		
18······· 23,400 1.2 77,400 2.6 19~24······ 13,000 0.7 43,000 1.4 25 · 26····· 13,273 0.7 43,903 1.5 27~令和元・・ 8,168 0.4 36,245 1.2	み							
25 · 26········ 13,273 0.7 43,903 1.5 27~令和元··· 8,168 0.4 36,245 1.2	-,			-				
27~令和元… 8,168 0.4 36,245 1.2								
し し 令和 2~ 5······· 8,168 0.4 36,245 1.2		l	l	令和 2~ 5	8,168	0.4	36,245	1.2

の累年比較 (給与所得者)担額を加えた場合)

(単位 円, %)

400	万円	500 万	ī 円	700	万円	1,000	万 円
税額	負 担 率	税額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率
2,109,750		2,659,750	53.2	3,759,750		5,409,750	54.1
1,937,250		2,537,250	50.7	3,830,500			57.8
1,121,040			31.0	2,495,500		3,995,500	40.0
307,200			9.0	831,600		1,623,600	16.2
264,650			7.8				14.7
209,500			7.8 5.7				12.4
207,500			5.7				12.3
							9.9
166,000			4.5				
170,000			4.6 5.5			1,014,000 1,064,000	10.1 10.6
200,000							
162,000		235,000	4.7			1,026,000	10.3
160,000			4.4			851,200	8.5
150,400			4.1	379,200		772,800	7.7
169,200			4.6	426,600		869,400	8.7
94,000			3.2				8.7
95,974			3.3				8.9
85,764		138,345	2.8				8.0
85,764		138,345	2.8				8.3
2,630,220			66.5	4,729,747			68.4
2,292,210			60.0	4,526,447			68.3
1,476,452			40.6	3,247,300		5,167,300	51.7
525,800		765,200	15.3	1,371,900			25.5
438,800			13.0	1,218,900			22.9
373,000			10.5				20.5
362,000		508,000	10.2			1,997,750	20.0
360,000			10.1	984,500		1,994,750	19.9
339,000			9.7				19.5
271,200			7.8			1,558,600	15.6
263,075			7.9	814,500		1,612,750	16.1
259,250			7.8			1,597,000	16.0
305,000			9.0	874,000		1,667,000	16.7
250,000			7.9	819,000			16.1
249,250			7.4				14.1
232,425			6.9	646,200			12.9
258,463			7.7				14.0
284,500		421,000	8.4	781,000	11.2	1,519,000	15.2
286,474	7.2	424,370	8.5	788,906		1,537,238	15.4
256,264	6.4		7.5			1,403,390	14.0
256,264			7.5			1,449,020	14.5
2,103,150	52.6	2,653,150	53.1	3,753,150	53.6	5,403,150	54.0
1,913,250			50.3	3,804,500		5,754,500	57.5
1,074,040	26.9	1,497,525	30.0	2,436,750	34.8	3,936,750	39.4
265,600			8.0	769,200		1,535,200	15.4
215,600	5.4	332,650	6.7	667,250	9.5	1,367,000	13.7
160,000	4.0	233,000	4.7	498,000	7.1	1,089,000	10.9
137,500	3.4	210,500	4.2	453,000	6.5	1,021,500	10.2
110,000			3.4	362,400			8.2
105,400	2.6	167,450	3.3	334,000	4.8	862,000	8.6
124,000		197,000	3.9	384,000	5.5	912,000	9.1
67,000	1.7	140,000	2.8	327,000	4.7	855,000	8.6
99,200			3.2	307,200	4.4	729,600	7.3
89,600	2.2	145,600	2.9	260,800	3.7	651,200	6.5
120,000	3.0	176,000	3.5	318,400	4.5	712,000	7.1
135,000			4.0	358,200	5.1	801,000	8.0
75,000			2.5	300,500		792,500	7.9
76,575			2.5			809,142	8.1
66,365			2.0	236,361			7.2
66,365			2.0	236,361			7.5
,		,		,			

12. 所 得 税 担 額 (付 個 民 負 人 住 税

世界		給与収入	200 万	円	300 万	円
展報25 12.25.766 61.8 1.979.296 6.4.3	区 分					
大	夫 婦 (付) 個人住民税を 加えた場合	昭和25	1,235,768 925,203 447,014 108,500 74,675 46,750 24,250 11,250 10,200 4,462 3,825 4,500 - 3,825 1,275 22,075 36,100 40,050 44,000 44,273 29,168 29,168	618 46.3 22.4 5.4 3.7 2.3 1.2 0.7 0.6 0.5 0.2 0.2 0.2 0.1 1.1 1.8 2.0 2.2 2.2 2.2 1.5	1,929,296 1,563,887 906,564 251,400 194,750 149,750 108,750 107,250 85,800 79,687 79,050 93,000 10,500 65,175 95,5775 109,600 121,800 134,000 134,903 112,245	64.3 52.1 30.2 8.4 6.5 5.0 4.0 3.6 3.6 2.9 2.7 2.6 3.1 0.4 2.5 2.2 3.2 3.2 4.1 4.5 4.5 3.7
子	夫 夫	30 40 50 63 ***********************************	754,250 303,370 11,000 — — — — — — — — — — — — — —	37.7 15.2 0.6	1,292,850 641,245 82,800 42,525 24,000 — — — — — — — — — — — — — — — — — —	43.1 21.4 2.8 1.4 0.8 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -
1 23 – 20.500	2 人 (付) 個人住民税を,	30 40 50 60 63 平成元 2 3 · 4 5 6 7 7 8 9 10 11 12~15 16 17	895,919 411,914	44.8 20.6 1.7	1,531,674 862,329 156,600 78,125 47,250 23,250 6,250 6,250 	51.1 28.7 5.2 2.6 1.6 0.8 0.3 0.2 0.2 0.1 — — — — — — — 0.3 0.3 0.2 0.2 0.1 —

⁽注)

平成8年分の所得税については、「平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を

加味している 平成10年分の所得税については,「平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定額減税を加味している。個人住民税についても, 定額減税を

加味している。 加味している。 加味している。 5. 平成11年分から平成18年分までの所得税については、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」による 減税を加味している。個人住民税についても、減税を加味している。 7. 平成18年分の所得税及び平成18年度分の個人住民税については、定率減税縮減後の数値である。 8. 平成19年分以降の所得税及び平成19年度分以降の個人住民税については、定率減税縮減後の数値である。 9. 平成23年分以降の所得税及び平成24年度分以降の個人住民税については、定率減税の廃止及び税源移譲後の数値である。 6.

の 累 年 比 較(給与所得者)(続)

担額を加えた場合)(続)

(単位 円, %)

400 万 円	500 万 円	700 万 円	1,000 万 円
税額負担率	税額負担率	税額負担率	税 額 負担率
2,623,296 65			
2,264,019 56 1,421,052 35			
462,000 11.	.6 691,400 13.8	3 1,284,800 18.4	2,431,600 24.3
361,150 <i>9.</i> 281,500 7.			
	3 396,000 7.9	804,500 11.5	
	.8 376,000 7.5		
169,800 4	.3 353,000 7.1 .2 282,400 5.6		1,645,250 16.5 1,316,200 13.2
166.387 4	.2 266,475 5.3	3 596,500 8.5	1,388,500 13.9
164,475 4 193,500 4	.1 262,650 5.3 .8 309,000 6.2		
111,000 2	.8 226,500 4.5	5 573,500 8.2	1,365,500 13.7
	.0 252,800 5.1 .6 229,325 4.6		
173,975 4.	.3 259,725 5.2	2 523,250 7.5	1,159,000 11.6
188,000 4 209,000 5			1,192,000 11.9 1,301,000 13.0
230,000 5	.8 350,000 7.0) 672,000 9.6	1,410,000 14.1
231,575 5. 201,365 5.			1,426,642 14.3 1,292,794 12.9
201,365 5	.0 302,047 6.0	572,861 8.2	1,338,424 13.4
2,089,950 52 1,883,250 47			
1,036,040 25	.9 1,454,775 29.1	2,389,250 34.1	3,889,250 38.9
186,600 4 125,100 3	.7 305,600 6.1 .1 225,400 4.5		
94,000 2	.4 167,000 3.3	366,000 5.2	894,000 8.9
	.4 130,500 2.6 .3 125,500 2.5		821,000 8.2 811,000 8.1
42,000	.1 100,400 2.0) 233.200 3.3	648.800 6.5
28,050 0 33,000 0	.7 90,100 1.8 .8 106,000 2.1		680,000 6.8 730,000 7.3
	- 6,000 0.1	166,000 2.4	625,000 6.3
10,400 0 8,800 0	.3 68,800 1.4 .2 64,800 1.3		
39,200 1.	.0 95,200 1.9	210,400 3.0	550,400 5.5
44,100 1. 24,500 0.			
43,500	.1 78,500 1.6	203,500 2.9	666,500 6.7
44,413 1. 34,203 0.			
2,609,448 65			
2,228,878 55	.7 2,936,878 58.7	4,457,838 63.7	
1,375,852 34 345,600 8			
215,750 5	.4 394,050 7.9	890,200 12.7	1,887,100 18.9
163,550 4 115,750 2			
101,250 2	.5 231,000 4.6	563,000 8.0	1,396,750 14.0
	.5 208,250 4.2 .3 203,250 4.1		
73,800 1.	.8 161,400 3.2	2 424,000 6.1	1,063,800 10.6
	.4 150,662 3.0 .4 148,750 3.0		1100'000
65,500 1.	.6 175,000 3.5	6.6	1,192,000 11.9
	- 32,500 0.7 .9 126,600 2.5	7 321,500 4.6 5 363,400 5.2	1,044,500 10.4 972,000 9.7
29,625	.7 115,375 2.3	318,550 4.6	858,600 8.6
60,025 1. 74,050 1.	.5 145,775 2.9 .9 159,800 3.2		
82,025 2	.1 177,400 3.5	5 418,000 6.0	1,041,200 10.4
90,000 2 109,000 2	.3 195,000 3.9 .7 214,000 4.3		1,130,000 11.3 1,206,000 12.1
144,500 3.	.6 249,500 5.0	530,000 7.6	1,239,000 12.1
	.6 251,148 5.0 .9 213,386 4.3		
110,200 Z	., 210,000 4.0	, 100,000 0.0	1,111,170 11.2

(備考) 1. 昭和30年分以降は一定の社会保険料控除を加味して計算しており、昭和60年分以降の社会保険料控除は、給与の収入金額の階級別に次のとおりの社会保険料を支払ったものとして算定している。

昭和60年分~平成11年分	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
呵和00平万° 干风11平万	7%	2% + 25万円	45万円
平成12年分~平成26年分	900万円以下	1,500万円以下	1,500万円超
十成12平分~十成20平分	10%	4% + 54万円	114万円
平成27年~	900万円以下	1,800万円以下	1,800万円超
十成27年~	15%	3% + 108万円	162万円

- 2. 税額を端数まで計算しているため、昭和63年分以前の所得税は簡易税額表によって算定を行った場合と必ずしも一致しない。
 3. 平成元年分以降の所得税及び平成2年度分以降の個人住民税については、子2人のうち1人が中学生で、1人が大学生であるものとして計算している。
 4. 平成元年分以降の所得税及び平成2年度分以降の個人住民税については、特定支出控除を適用せずに算定している。
 5. 個人住民税負担額は年度分であり、所得割のみである(均等割を含まない)。
 6. 個人住民税については、課税最低限を超える金額であっても、非課税限度額以上でなければ税額は発生しない。
 7. 平成25年分以降の所得税については、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味している。

13. 所 得 税 負 担 額 の

	区分	番	日	;	*	*
(年 額)		号	所 得 税 額	個人住民税額	合 計	連邦所得税額
			千円 %	千円 %	千円 %	千円 %
500万円	単 身 者	10	138 (2.8)	236 (4.7)	374 (7.5)	333 (6.7)
(35,211ドル) (29,762ポンド)	夫 婦 の み	11	100 (2.0)	203 (4.1)	302 (6.0)	107 (2.1)
(34,483ユーロ)	夫婦子2人	12	48 (1.0)	111 (2.2)	158 (3.2)	_
700万円	単 身 者	13	313 (4.5)	370 (5.3)	682 (9.7)	573 (8.2)
(49,296ドル) (41.667ポンド)	夫 婦 の み	14	236 (3.4)	337 (4.8)	573 (8.2)	307 (4.4)
(48,276ユーロ)	夫婦子2人	15	133 (1.9)	259 (3.7)	392 (5.6)	_
1,000万円	単 身 者	16	828 (8.3)	622 (6.2)	1,449 (14.5)	1,101 (11.0)
(70,423ドル) (59,524ポンド)	夫婦のみ	17	750 (7.5)	589 (5.9)	1,338 (13.4)	666 (6.7)
(68,966ユーロ)	夫婦子2人	18	513 (5.1)	496 (5.0)	1,009 (10.1)	311 (3.1)
3,000万円	単 身 者	25	7,939 (26.5)	2,643 (8.8)	10,582 (35.3)	5,965 (19.9)
(211,268ドル) (178,571ポンド)	夫婦のみ	26	7,939 (26.5)	2,643 (8.8)	10,582 (35.3)	4,402 (14.7)
(206,897ユーロ)	夫婦子2人	27	7,466 (24.9)	2,550 (8.5)	10,016 (33.4)	4,047 (13.5)
5,000万円	単 身 者	28	16,436 (32.9)	4,643 (9.3)	21,079 (42.2)	12,821 (25.6)
(352,113ドル) (297.619ポンド)	夫婦のみ	29	16,436 (32.9)	4,643 (9.3)	21,079 (42.2)	9,182 (18.4)
(344,828ユーロ)	夫婦子2人	30	15,903 (31.8)	4,550 (9.1)	20,453 (40.9)	8,827 (17.7)

国際 比 較(給与所得者)

	国		英 国	ドイッ	フ ラ	ンス	番
州所得税	額	合 計	所 得 税 額	個人所得課税額	所 得 税 額	個人所得課税額	号
千円	%	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	千円 %	
189	(3.8)	522 (10.4)	578 (11.6)	602 (12.0)	225 (4.5)	702 (14.0)	10
110	(2.2)	217 (4.3)	535 (10.7)	124 (2.5)	_	477 (9.5)	11
51	(1.0)	51 (1.0)	535 (10.7)	0 (0.0)	_	477 (9.5)	12
299	(4.3)	872 (12.5)	978 (14.0)	1,165 (16.6)	640 (9.1)	1,307 (18.7)	13
212	(3.0)	519 (7.4)	935 (13.4)	548 (7.8)	136 (1.9)	803 (11.5)	14
150	(2.1)	150 (2.1)	935 (13.4)	0 (0.0)	_	667 (9.5)	15
464	(4.6)	1,565 (15.7)	1,889 (18.9)	2,174 (21.7)	1,322 (13.2)	2,275 (22.8)	16
377	(3.8)	1,043 (10.4)	1,889 (18.9)	1,289 (12.9)	482 (4.8)	1,435 (14.4)	17
315	(3.1)	625 (6.3)	1,889 (18.9)	419 (4.2)	201 (2.0)	1,154 (11.5)	18
1,651	(5.5)	7,616 (25.4)	10,973 (36.6)	11,040 (36.8)	7,341 (24.5)	10,208 (34.0)	25
1,501	(5.0)	5,903 (19.7)	10,973 (36.6)	9,409 (31.4)	5,159 (17.2)	8,026 (26.8)	26
1,484	(4.9)	5,531 (18.4)	10,973 (36.6)	8,189 (27.3)	4,624 (15.4)	7,491 (25.0)	27
3,007	(6.0)	15,827 (31.7)	19,973 (39.9)	20,158 (40.3)	14,865 (29.7)	19,671 (39.3)	28
2,717	(5.4)	11,898 (23.8)	19,973 (39.9)	18,304 (36.6)	12,060 (24.1)	16,867 (33.7)	29
2,697	(5.4)	11,524 (23.0)	19,973 (39.9)	17,153 (34.3)	11,525 (23.0)	16,332 (32.7)	30

14. 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

(付 個 人 住 民 税 課 税 最 低 限)

		所	得 稅	色(初年	分)	所	得 移	色(平年	三分)			(付) 個/	住民税			
区	分	単身者	夫婦のみ	夫 婦 子1人	夫 婦 子2人	単身者	夫婦のみ	夫 婦 子1人	夫 婦 子2人	単身	者	夫婦の	み	夫 子1,		夫 子2.	
		円	円		円					I							
	~11年…	1,500	1,500														
16		720	920														
		千円	千円		千円												
25	•••••	29	43	57								前	年の所	·得税(初	年分)	に同じ	
								千円									
	•••••	93	143				150										
35	•••••	118	210	250	289	118	210	250) 289		T.III		тm		T.III		T.III
40		104	251	/12	/7/	202	240	/ 25	- (01		千円		千円		千円		千円
		196 344	351 580			202 347	360 587				136 281		228 427		268 534		307 640
		439	710			451	725				353		552		706		865
		705	950		1,507	778	1,031				403		643		829		1,016
		800	1,073				1,001	1,00	1,707		661		860		1,039		1,218
		800	1,073								726		926		1,105		1,309
•	• 53	831	1,136								737		947		1,147		1,418
		831	1,136								747		968		1,178		1,490
		831	1,136								757		989		1,221		1,584
		831	1,136							(770)	757	(1,040)	989	(1,350)	1,221	(1,757)	
	• 58	831	1,136							(770)	757	(1,130)	989		1,221	(1,885)	1,584
59		967	1,322							(790)	817	(1,170)	1,096		1,471	(2,000)	
60		967	1,322	1,833	2,357					(860)	892	(1,240)	1,172	(1,600)	1,471	(2,021)	1,912
61		967	1,322	1,833	2,357					(880)	892	(1,280)	1,172	(1,692)	1,471	(2,135)	1,912
62		967	1,551	2,091	2,615					(880)	892	(1,280)	1,172	(1,692)	1,471	(2,135)	1,912
63	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	967	1,556	2,095	2,619	所得	党 (初年	F分)と	同じ	(880)	913	(1,280)	1,365	(1,692)	1,817	(2,135)	2,261
平成元		1,075	1,928	2,484	3,198					(890)	913	(1,300)	1,365	(1,735)	1,817	(2,192)	2,261
2		1,075	1,928	2,484	3,198					(990)	1,021	(1,420)	1,690	(1,821)	2,166	(2,307)	2,722
3		1,075	1,928	2,484	3,198					(990)	1,032	(1,480)	1,738	(1,907)	2,230	(2,392)	2,801
4	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1,075	1,928	2,484	3,198					(990)	1,032	(1,520)	1,738	(1,964)	2,230	(2,450)	2,801
5	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1,075	1,928	2,484	3,277					(990)	1,032		1,738	(2,050)	2,230	(2,535)	
6	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1,075	1,928								1,032	(1,633)		(2,121)		(2,607)	
7	•••••	1,107	2,095								1,053	(1,633)		(2,121)		(2,607)	
-	• 9	1,107	2,095								1,053	(1,633)				(2,628)	
	•••••	1,107	2,095							(1,000)		(1,666)		(2,185)	2,380	(2,685)	
		1,107								(1,000)		(1,683)		(2,200)		(2,700)	
	• 13		2,200									(1,700)				(2,714)	
	• 15	1,144								(1,000)		(1,766)		(2,271)		(2,771)	
		1,144								(1,000)		(1,750)		(2,257)		(2,757)	
		1,144								(1,000)		(1,750)		(2,257)		(2,757)	
	~22·····	1,144								(1,000)		(1,700)		(2,214)		(2,714)	
	- 06	1,144								(1,000)		(1,700)		(2,214)		(2,714)	
	~26·····	1,144								(1,000)		(1,700)		(2,214)		(2,714)	
27	~令和 5	1,211	1,688	1,688	2,854					(1,000)	1,152	(1,700)	1,541	(2,214)	1,541	(2,714)	2,345

⁽備考) 1. 昭和9~11年については、扶養親族に年齢制限があるため、配偶者は控除を受けられないものとして計算している。昭和40年については、夫婦子 1人、子 2人の場合の子供は13歳未満として計算している。昭和58年については、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」を加味していない。昭和62年については、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」を加味している。

平成元年分以降の所得税及び平成2年度分以降の個人住民税については、夫婦子1人の場合の子供は中学生として計算し、夫婦子2人の場合の子供は1人

千成九年が以降の所待税及が平成2年度が以降の個人住民税については、天婦子1人の場合の子供は中学生として計算し、天婦子2人の場合の子供は1人が中学生で、1人が大学生であるものとして計算している。
2. 昭和40~49年については、改正初年分の人的控除の引上げ幅が平年分の4分の3に圧縮されている。
3. 昭和30年以降は一定の社会保険料控除を加味して計算している(第12表の備考1を参照)。なお、昭和25年以前は社会保険料を加味していない。
4. 個人住民税については、昭和40年度は道府県民税と市町村民税の課税最低限が異なるので、市町村民税の課税最低限を記載した。また、昭和56年度からの
() 書は非課税限度額である。昭和59年度分は「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」による減税を加味している。

所得税の課税最低限及び税額と一般的な給付額が等しくなる給与収入の国際比較(給与所得者) 15.

	区	分	В	本	米	国	英	玉	k	イッ	フランス
単 身 者		額と一般的な給付額が等 る給与収入		千円 1,211	(1	ドル 13,850 1,967千円)	(2	ポンド 12,570 112千円)	(2	ユーロ 15,478 2,244千円)	3 21,954 (3,183千円)
		〔課税最低限〕 額と一般的な給付額が等		(1,211)	(1	(13,850) 1,967千円) 27.700	(2	(12,570) (112千円) 13.870	(2	(15,478) (244千円) 28.813	(3,183千円)
夫 婦 の み	1 / 4	る給与収入 「課税最低限」		1,688	(3	27,700 3,933千円) 〔27,700〕	(2	(13,830) (13,830)	(4	20,613 (178千円) (28,813)	(5,941千円)
		額と一般的な給付額が等		(1,688) 5,346		3,933千円) 47,700		323千円) 31,012	,	i,178千円) 44,855	5 48,140
夫婦子1人	しくな	る給与収入 〔課税最低限〕		(1,688)	,	5,773千円) (47,700) 5,773千円)	(-	210千円) 〔13,830〕 323千円)	, -	5,504千円) 〔28,813〕 5,178千円〕	(48,140)
夫婦子2人		額と一般的な給付額が等 る給与収入		6,315	,	52,200 7,412千円)		31,012 ,210千円)	,	57,611 3,354千円)	70,599
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		〔課税最低限〕		(2,854)	(7	(52,200) 7,412千円)	(2	(13,830)	(4	(28,813) (178千円)	(8,229千円)
(参考) 1 人当たり国民所	得			2,975	(7	50,763 7,208千円)	(3,	23,740 ,988千円)	(4	30,858 (474千円)	

⁽備考) 1. 「所得税の課税最低限」とは、所得のうちその金額までは所得税が課されないという所得水準をいう。また、「税額と一般的な給付の給付額が等しくなる給与収入」とは、所得税の課税最低限に一般的な給付措置を加味した際に、税額が給付額と等しくなる(実質的に負担額が生じ始める)給与収入水準をいう。所得税額及び給付額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や所得を前提として一般的に適用される控除や給付等を考慮して

16. 給与所得者数、納税者数の累年比較

(単位 千人, %)

	給	与 所 得	者	納	税	者	納	税 者 割	合
区 分	1年勤続	1 年未満 勤 続	計	1年勤続	1 年未満 勤 続	計	1年勤続	1 年未満 勤 続	計
平成24年分	45,556	8,738	54,294	38,375	4,097	42,473	84.2	46.9	78.2
25	46,454	8,696	55,151	38,969	4,205	43,173	83.9	48.3	78.3
26	47,563	8,615	56,178	40,259	4,277	44,537	84.6	49.6	79.3
27	47,940	8,700	56,640	40,514	4,331	44,846	84.5	49.8	79.2
28	48,691	8,683	57,375	41,122	4,373	45,495	84.5	50.4	79.3
29	49,451	8,556	58,007	41,975	4,357	46,332	84.9	50.9	79.9
30	50,264	9,099	59,363	42,778	4,733	47,511	85.1	52.0	80.0
令和元	52,551	7,379	59,930	44,602	3,695	48,298	84.9	50.1	80.6
2	52,446	6,872	59,318	44,516	3,288	47,804	84.9	47.8	80.6
3	52,699	6,657	59,356	45,134	3,093	48,227	85.6	46.5	81.2

(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」による。

17. 給与所得者数、給与額、税額の累年比較

(1年を通じて勤務した給与所得者)

区分	給 与	給料·	手 当	賞	与	給 与	総 額	税	額
区 分	所得者数	総 額	平 均	総 額	平均	総 額	平 均	総 額	平均
	千人	億円	千円		千円	億円	千円	億円	千円
平成28年分	48,691	1,738,794	3,571	314,198	645	2,052,992	4,216	90,418	186
29	49,451	1,801,003	3,642	336,164	680	2,137,167	4,322	97,384	197
30	50,264	1,864,910	3,710	350,371	697	2,215,281	4,407	105,558	210
	(男 30,323	1,361,808	4,491	274,574	906	1,636,382	5,397		
令和元·····	女 22,228	562,223	2,529	94,654	426	656,877	2,955		
	計 52,551	1,924,031	3,661	369,228	703	2,293,259	4,364	107,737	205
	(男 30,767	1,382,557	4,494	254,731	828	1,637,287	5,322		
2	女 21,679	550,158	2,538	84,136	388	634,295	2,926		
	計 52,446	1,932,715	3,685	338,867	646	2,271,582	4,331	107,126	204
	(男 30,608	1,407,313	4,598	261,705	855	1,669,018	5,453		
3	女 22,091	577,733	2,615	89,390	405	667,123	3,020		
·	計 52,699	1,985,046	3,767	351,095	666	2,336,141	4,433	116,273	221

 $^{^{1}}$ 2. 比較のため,モデルケースとして夫婦子 1 1 人の場合にはその子を 1 2 人の場合には第 1 2 子が就学中の 1 9歳,第 1 2 子が 1 3歳として計算している。

いる。
3. 日本及びフランスは社会保険料控除が適用される(日本の社会保険料控除については、第12表の備考1を参照)。米国及び英国では社会保険料控除は認められない。また、ドイツについては社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除を適用している。
4. 1人当たり国民所得については、第2表を参照。
5. 令和5年1月現在に適用される祝法等に基づいている。邦貨換算レートは、1ドル=142円、1ポンド=168円、1ユーロ=145円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場・令和5年(2023年)1月中適用)。
6. 日本については、平成25年(2013年)1月からの復興特別所得税を加味していない。

(付 個 人 住 民 税 の

区分	平成27年	28	29	30
給 与 所 得 控 除	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 360万円までの場合 1,000万円までの場合 1,500万円までの場合 1,500万円までの場合 1,500万円超の場合 1,500万円超の場合 最低保障額 40% 30%+180,000円 20%+540,000円 5%+1,700,000円 5%+1,700,000円 650,000円	給与等の収入金額が、 180万円までの場合 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 1,000万円までの場合 1,000万円までの場合 1,200万円までの場合 5%+1,700,000円 1,200万円超の場合 2,300,000円 (一定) 最低保障額 650,000円 (26年度改正において措置)	給与等の収入金額が, 180万円までの場合 360万円までの場合 30%+180,000円 660万円までの場合 1,000万円までの場合 1,000万円起の場合 2,200,000円(一定) 最低保障額 650,000円 (26年度改正において措置)	同 左
給 与 所 得 者	給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除額の2分の1(給与収入1,500万円超の場合は125万円)を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができる。	同 左 (注) 平成28年分以後,適用 判定の基準を給与所得控 除額の2分の1とする。 (26年度改正において措置)	同左	同左
の除 ———	青色事業専従者給与	同左	同左	同左
専 従 者 控 除 (青色申告特別控除)	青色事業専従者給与額のうち、労務の提供の程度等からみて労務の対価として相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 (配偶者の場合 最高限度 事業所得等の金額 (事業所得等の金額 (事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、されの所得に保る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 (2) ①以外の青色申告者 (50,000円)			
公的年金等控除	(65歳未満の者) 公的年金等の収入金額が、 1,300,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円超の場合 (65歳以上の者) 公的年金等の収入金額が、 3,300,000円までの場合 4,100,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円までの場合 7,700,000円超の場合 7,700,000円超の場合 7,700,000円超の場合 7,700,000円超の場合 5%+1,555,000円 5%+1,555,000円	同左	同左	同左

及 び 税 率 の 推 移

控 除 及 び 税 率)

	令和元年	2	3	4	5
同	左	総与等の収入金額が、180万円までの場合 30%+80,000円 30%+80,000円 30%+80,000円 30%+80,000円 20%+440,000円 20%+440,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 10%+1,100,000円 (所得金額調整控除) (1) 給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する場合等には、給与等の収入金額から850万円を控除与所得の金額の10%に相当する金額を15万円を上段。)。 (2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金を超える場合には、円を上限。)。 (2) 給与所得控除後の給与等の金額(10万円を整合等に係る維所得の金額(10万円を上限)の合計額から10万円を控除した残額を約与所得の金額がら10万円を控除した。第50年度改正において措置)		同左	同左
同	左	特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを追加。 また、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、限度回数(1月に4往復)を撤廃するとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費等の額を追加。(30年度改正において措置)	同左	同左	れ得教とで与出のヤる当定が を
同	左	青色事業専従者給与同左		青色事業専従者給与同一を主要専従者控除同一を主要専従者控除同一を主事を制控除同一を一般を同一を一定を明確を担け、 一定を対してある「電子和3年法のである」では、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	同左
同	左	①公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合 (65歳未満の者) 公的年金等の収入金額が,1,300,000円までの場合 41,00,000円までの場合 10,000,000円超の場合 (65歳以上の者) 公的年金等の収入金額が、3,300,000円までの場合 1,100,000円までの場合 41,0000円までの場合 41,0000円までの場合 7,700,000円までの場合 41,0000円までの場合 1,955,000円 10,000,000円までの場合 1,955,000円 20,000万円を超え2,000万円以下である場合上記①から10万円号下げ (32,000万円を超入2,000万円とである場合上記①から20万円引下げ (30年度改正において措置)		同左	同左

区	分	平成27年	28	29	30
	基礎控除	380,000円	同左	同 左	同左
所得	配偶者控除	380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配 偶者 480,000円 (控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が38万円以下) であること	同左 (注)非居住者である親族に係係る配偶者性者に対して,確定に対して,確定に対して,確定に対して。 音響等に対して。 音響等に対して。 音響等に対して、 音響を引きる。 ののでは、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、 一般では、	同 左	居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 380,000円(老人控除対象配偶者: 480,000円)900万円超950万円以下の場合 260,000円(老人控除対象配偶者: 320,000円)950万円超1,000万円以下の場合 130,000円(老人控除対象配偶者: 160,000円)(注)合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできない。 控除対象配偶者の商用はできない。 控除対象配偶者の所得要件合計所得金額が38万円以下であり,居住者の合計所得金額が1,000万円以下であること。(29年度改正において措置)
控 除 (続)	配偶者特別控除	最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の 者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の 所得金額に応じて以下のように 控除額を調整。 配偶者の所得 25 26 26 27 36 26 26 27 26 26 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27		同 左	居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合配偶者の所得 控除額38~85万円以下38万円85~90~36~90~95~31~95~100~266~100~105~110~115~110~115~120~6~120~123~3~ ②居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合38~85万円以下26万円85~90~24~90~95~21~95~100~18~105~110~111~110~115~86~110~115~86~110~115~86~110~115~86~110~116~116~116~116~116~116~116~116~11

	令和元年	2		3	4	5
同	左	合計所得金額が2,400万円以下である居住者 480,000円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下で ある居住者 320,000円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下で ある居住者 160,000円 合計所得金額が2,500万円超である居住者につ いては基礎控除の適用はできないこととす る。 (30年度改正において措置)	同 左		同左	同左
同	左	同 左 (注) 控除対象配偶者の所得要件 合計所得金額が48万円以下であり、居住 者の合計所得金額が1,000万円以下であ ること。 (30年度改正において措置)	同 左		同 左	同左
同	左	居住者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。 ①居住者の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48~95万円以下 38万円 95~100	同左		同左	同左

区	分	平成27年	28	29	30
	配偶者特別控除(続)				③居住者の合計所得金額が950 万円超1,000万円以下の場合 38~85万円以下 13万円 85~90
所	扶養控除	控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 380,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 630,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 480,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円 (扶養親族の所得要件 控除対象配偶者の場合)	同左 (注) 表表 (同左	同左
控 除 (続)	障害者、寡婦(寡夫)、ひとり親及び勤労学生控除	控除額 270,000円 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、400,000円が同居の特別障害者である場合は、750,000円 寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、750,000円 (所得要件等)(1) 障害者 所得要件なし。 寡婦(募夫) 光光養親族では事を大きのの方性のでは、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間の一個では、第二十年の人間では、第二十年の人間では、第二十年の人間では、第二十年を表面が190円の一個では、190円の一個では、190円の一面では、190円のでは、190円のでは、190円のでは、190円のでは、190円のでは、190円の	同 左 保付申係そるの高の	同左	控除額 同左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合は、同一生計配偶者の所得要以下の表場合は、同一生計配偶者の所得要以下であること。(29年度改正において措置)同左

令和元年	2	3	4	5
	③居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 48~ 95万円以下 13万円 95~100 * 12 * 11 * 100~105 * 11 * 11 * 110~115 * 7 * 115~120 * 6 * 120~125 * 4 * 125~130 * 130~133 * (30年度改正において措置)			
同 左	同 左 (扶養親族の所得要件 (会計金額が48万件円以下であること。) (30年度改正において措置)	同左	同左	控除対象扶養親族(年齢16歳以上。ただし、 年齢30歳以上70歳未満の非居住者である場合 には、次に掲げる者のいずれかに該当する店 の) ① 留学たより国内に住所及び居所を融資 でより電子により国内に住所及び居所を融資 でよる障害者 ③ その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払 (令和2年度改正において措置) うち、特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満)同ただし、老人扶養親族(年齢70歳以上)のおよ養 (未養難族の所得要件 同左) (注)年齢30歳以上70歳未満の非居住者である 表表養控除の所得要件 同左) (注)年齢30歳以上70歳未満の非居住者である 大統養親族(降亡者である親族を除住者げる者と る親族養控除の時間を記することを表 では、年齢30歳以上70歳未満の非居住者に高さ は、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である 、ま、養養性除の時間を除居住者げる者に係して、当者を確定申告書することを表 類を確定申告書に添け等することを表 何ける年度改正において措置)
同 左	控除額 同左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同方 長養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合は、同方 同方 信一生計配偶者の所得要件(合計所得金額が48万円以下であること。) (30年度改正において措置) ひとり親控除 350,000円	同左	同左	同左
同 左	(所得要件等) (1) 障害者 同 左 (2) 寡婦 ひとり親に該当しない者で次に掲げる要件に該当する者 ① 夫法と離婚した後再婚していない者で決定別した後再婚していない者であることと別。合計所得金額500万円以下であることの事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと (3) ひとり親 現に婚姻をしていない者等で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと (3) ひとり親 現に婚姻をしていない者等で、事実上婚姻関係と可能の事情にあると認められる者がいないこと (4) 動労学生 世後等を有し、かつ、合計所得金額500万円以下の者 (4) 勤労学生 全額が75万円以下の、かつ、自己の勤労所得知りの所得が10万円以下の者 (3)0年度改正において措置)		同左	同左

区	分	平成27年	28	29	30
		(1) 雑損控除 住宅,家財等の家庭用財産の災 害等による損失額のうち,所得金額の10%を超える金額。ただし, 災害に直接関連して支出された費 用についての控除額は,所得金額の10%相当額又は5万円のいずれ か低い金額を超える金額。	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左
所		(2) 医療費控除 医療費のうち、所得金額の5% 相当額と10万円とのいずれか低い 金額を超える部分の金額(最高 200万円)。 (注) 医療費控除の対象 範囲に、介護福祉士等が診療の 補助として行う喀痰吸引等に係る 費用の自己負担分を追加。	(2) 医療費控除 同 左	(2) 医療費控除 同左 (注) セルフメディケーション 税制 平成29年から令和3年ま での間に、健康の保持増進 及び疾病の予防への一定の 取組を行っている居住者が、 その年中に支払った自己を は、これた自己を を は、これた自己を を を のことは、これた自己を を を のことによります。 と の と の と の と の と の と の と の と の と の と	(2) 医療費控除 同 左
得	その	(3) 生命保険料控除 各保険料控除の合計適用限度額 は、12万円。 ④ 平成24年1月1日以後に締結 した保険契約等(新契約)	(3) 生命保険料控除 同 左	その年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品等購入費のうち12,000円を超える部分の金額(88,000円を限度)について、その年分の	
	他の	(イ) 一般生命保険料 ~20,000円 支払保険料等 の場合 全額 20,001円~ 支払保険料等		総所得金額等から控除。 (28年度改正において措置)	
控	所得	40,000円の ×1/2+10,000 円 場合 円 40,001円~ 支払保険料等 80,000円の ×1/4+20,000		(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左
	控	場合 円 80,000円超 40,000円 の場合 (一律)			
	除	(ロ) 介護医療保険料 同 上 (ハ) 個人年金保険料 同 上			
除		 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) (イ) 一般の生命保険料			
続		- 25,000円 支払保険料等 全額 25,001円~ 支払保険料等 50,000円の ×1/2+12,500 円 50,001円~ 支払保険料等 100,000円の場合 100,000円超の場合 50,000円超の場合 (一律) (ロ) 個人年金保険料 同 上			

	令和元年	2	3	4	5
(1)	雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左
(2)	医療費控除 同 左	(2) 医療費控除同左	同 左 (注) セルフメディケーション 税制 同 左	(2) 医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション 税制 同 左 ① 所要の経過措置を講じた上、対象となるスイッチのT C 医薬品から、療産の給対に 要する費用の適正化の効果を除外。 ② スイッチOTC医薬品と認められるものを除外。 ② スイッチOTC医薬品と認められるものを解し、スイッチOTC医薬品と調害に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に変異に	(2) 医療費控除 同 左
(3)	生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除 同 左	(3) 生命保険料控除同 左	(3) 生命保険料控除同 左	(3) 生命保険料控除 同 左

X	分	平成27年	28	29	30
		(4) 地震保険料控除 家屋又は家財について支 払った地震保険料等(最高 50,000円) (注) 平成18年末までに締結し た一定の長期損害保険契約 については控除額が適用 (地震保険料控除と合わせて 最高50,000円)	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
		(5) 社会保険料控除 支払額の全額	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
所	Z	(6) 小規模企業共済等掛金控除 次の掛金の支払額の全額 ① 小規模企業共済契約に係 る掛金 ② 確定拠出年金に係る企業 型年金加入者掛金及び個人 型年金加入者掛金 ② 心身障害者扶養共済制度 の掛金	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 確定拠出年金の個人型年 金加入者掛金について,対 象となる確定拠出年金の個 人型年金の加入者の範囲に, 企業年金加入者,公務員等 共済加入者及び第三号被保 険者を追加。 (27年度改正において措置)	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左
得	0)	(7) 寄附金控除 ④ 国又は地方公共団体に対	(7) 寄附金控除 同 左	(7) 寄附金控除 同 左	(7) 寄附金控除 同 左
侍	他のデ	する寄附金 団 指定寄附金 ① 特定公益増進法人に対す る寄附金	(注) 特定新規中小会社が発行した 株式を取得した場合の課税の特 例について,適用対象となる総	(注) 特定新規中小会社が発行した 株式を取得した場合における控 除について、適用対象となる沖	(注) 特定新規中小会社が発行した 株式を取得した場合の課税の特 例について,
控	所得	寄附金 ⊕ 政治活動に関する寄附金 (特定の政治献金)	同法の規定に基づく指定期限を 2年延長する。 また、適用対象となる特定新	縄振興特別措置法の指定会社に 係る同法の規定に基づく指定期 限を平成31年3月31日まで2年 延長する。	に規定する特定地域再生事業 を行う株式会社(平成30年3 月31日までに同法の確認を受
	控除	新規株式を払込みにより取	規株式の範囲に,地域再生法に 規定する特定地域再生事業を行 う株式会社で平成28年4月1日		けたものに限る。) により発 行される株式で当該確認を受 けた日から同日以後3年を経
除	(続)	(1,000万円を限度)	から平成30年3月31日までの間 に同法の規定による確認を受け たものにより発行される株式の		過する日までの間に発行されるものを,当該特定地域再生 事業を行う株式会社により発
(統)		金額の40%を限度)のうち,	たものによればい。 うち、当該確認を受けた日から 同日以後3年を経過する日まで の間に発行されるものを追加する。		行される株式で地域再生法等 行される株式で地域再生法等 の改正法の施行の目間に発行 されるものに見直すとととも に,所要の経過措置を講ずる。 ② 適用対象となる国家戦略特 別区域法に規定する特定事業 を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延 長する。 ③ 適用対象となる株式の範囲 から,総合特別区域法に規定する指定会社により発行される株式を除外する。

令和元年	2	3	4	5
(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左	(6) 小規模企業共済等掛金控除 同 左
行した株式を取得した場合における控除について,	例について, ① 適用対象となる特定新規株式 の範囲に,次に掲げる株式を追 加する。	行合の課院では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	同左 (注) 特定新規中小会社社が発場、 行合の調査を関係した。 一個のでは、 一のでは、 一。 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一。 一のでは、 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。	

区	分	平成27年	28	29	30
所得控除(続)	その他の所得控除(続)	② 総合特別区域法に規定する 指定会社で平成28年3月31日 までに同法の規定による指定 を受けたものにより発行さら3 年を経過する日までの間に発 行されるもの ③ 沖縄振興特別措置法に規定 する指定会年4月 1日から平同法の規定により発行される での間に同まの規定により発行される は定会状式 ④ 国家戦略特別区域法に規定 する一定の株式で平成30年3月 31日までの間に発行されるも の			
税额	配当控除	① 配当所得を介養を持た。 配当課程を自動した。 配当課題 (2) 所得以外の所得を合わせた円の金額 (2) 所得以外の所得の金額について10%,1,000万円で5% 配達する。 1,000万円で5% 配きなりでは5% (2) 証券投資信託の収益税款を200万円で3額が1,000万円で3面が1,000万	同左	同左	同左
除	分配時調整外国税相当額控除				

令和元年	2	3	4	5
	権利を放棄した場合の寄附金控除 又は所得税額の特別控除の特例 個人が、指定行事の中止等によ り生じた入場料金等払戻請求権の 全部又は一部の放棄を指定期間内 (令和2年2月1日から令和3年 12月31日まで)にした場合におい て、放棄払戻請求権相当額又は特 定放棄払戻請求権相当額(20万円 を限度)については、寄附金控除 又は所得税額の特別控除の適用が できることとする。			
同左	同左	同左	同左	同左
	(30年 座沿下! たいで創造)			
	(30年度改正において創設) 居住者等が集団投資信託の収益 の分配の支払を受ける場合におい て、その収益の分配に係る二重課 税調整が行われた外国所得税の分配に 係る外国所得税の額で収益の分配に 係る外国所得税の額がら控除された 金額のうち居住者等が支払を受け る収益の分配に対応する部分の金 額に相当する金額(分配時調整外 国税相当額)を、一定の限度内で 所得税額から控除する。			

X	分	平成27年	28	29	30
税	外国税額控除	取工 (23年度改工においてを 財国所等税 (23年度 24年度 24年度 24年度 24年度 24年度 24年度 24年度 24	后 左	同 左 (注) 控除限度額の計算の基となる所得でその源泉が国外にあるものを、新たに国外所得金額として定義。 (26年度改正において措置)	同左
除(続)	住宅借入金等に係る税額控除	(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 居住者が、新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合の子の居住に係る借入金残高等を対象として次により奪出して判下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。 なお、控除額のうちその年の所得税がら控除しきれない金額を がある場合には、一定の金額を 個人住民税から控除することができる(地方税法)。	要件と同様の要件の下で、非 居住者が住宅の新築取得等を した場合についても適用可能 とする。 (注) 2 適用期限を令和3年12月31 日まで2年6月延長。(消費 税率引上げ時期変更法におい		(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左

	2	3	4	5
同 左	同 左 (注) 我が国で所得として認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国所得税の額に、居住者に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国所得税の額を追加。(令和元年度改正において措置)	同左	同左 (注) 我が国で所得として記認識されるものとして課題で所得として認識されるものとして外外の額に外外の額にの対象の額に、他額所得に相とる者の一定の表面が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が	
(1) 住宅ローン減税 [制度の基本的内容] 同 左 (注) 住宅の対価ス消費 の類価ス消% 住宅の対価ス消% 住宅に含率が10% 住宅に含率が10% 住宅に含率が10% 住日の調算 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	た場合又は要耐震改修住宅を取得して耐震改修をした場合において,新型コロナウイルス感染症及びそのま	感染症等の影響に対応 するための国税関係法 律の臨時特例 住宅の新築取得等をし た場合において,当路がら 屋を令和3年1月1日まで 令和4年12月31日までの場 同に居住の用に供要件の可 間に居住ので変性の場 でこの控除及の特例を の3年間延長の特例を適	[制度の基本的内容] 個人が、一定の住宅の新 額人が、一定の住宅の新 線取得等をして6ヵ月以内 に居住の用に供した場合に おいて、住宅借入金等を有 する等の一定の要件を すときは、以下の住宅3年間 分に応じ10年間又は13年間 以下の年に限る。)にわた り次により算出した金額を 所得税額から控除する。	

区	分	平成27年	28	29	30
		[控除額の計算] 住宅借入金等の年末残高(控除 対象限度額を限度)×1%(10 年間)		[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 同 左
税	住宅借				
	入				
額	金等				
控 除 (続)	に 係 る 税 額 控 除 (続)	[控除対象限度額] ① 一般の住宅 イ 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合…2,000万円 ロ 上記以外の場合…2,000万円 ② 認定住宅 イ 住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合…5,000万円 ロ 上記以外の場合…3,000万円	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左

	2	3	4	5
 [控除額の計算] ① 平成26年4月から令和3年居住分のうち下記②に該当しない場合住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(10年間) ② 令和元年10月から令和2年12月居住分(住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%の場合に限る。) イ 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1%(1~10年目) ロ 次のいずれか少ない金額(11年目から13年目) ④ 住宅借入金等の年末残高(控除対象限度額を限度)×1% ① 建物購入価額(4,000万円(認定住宅の場合は5,000万円)を限度)の2%÷3 		新型コロナ税特法に定 める措置により令和3年 居住分(一定の要件を満	(注) 新型コロナ税特法に定 める措置により令和4年	[控除額の計算] 同 左
[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] 同 左	[控除対象限度額] ① 新築住宅・買取再販住宅 イ 令和4年・令和5年入居 ② から を で のの が で で のの が で で で で で で で で で で で で	[控除対象限度額] 同 左

区	分	平成27年	28	29	30
		(2) バリアフリー改修促進税制 [制度の基本的内容] 特定の個人が、その者の居住 の用に供する家屋について一定 のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供する した場合のそのバリアフリー 修工事に係る借入金残高と した場合の方の活りた額の合と して次により算出した額の合か 額を5年間にわたり所得税額から控除する。	同 左 (注) 1 適用期限を令和3年12月31 日まで2年6月延長。(消費 税率引上げ時期変更法におい て措置)	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進税制 同 左
税	住宅	[控除額の計算] ① 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(250万円(当該工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)			
	借	を限度)に相当する住宅借入 金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年 末残高×1%			
額	金金	[制度の基本的内容] 個人が、その者の居住用の家		(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注) 1 適用対象となる工事に特定 の省エネ改修工事と併せて行	(3) 省エネ改修促進税制 同 左
	等に	用に供した場合のその省エネ改修工事に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額か	税率引上げ時期変更法において措置) 2 現行の居住者が満たすべき 要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の増改築	う一定の耐久性向上改修工事 を加える。 2 適用対象となる省エネ改修 工事に、居室の窓の断熱改修	
-beder	係	ら控除する。 [控除額の計算] ① 一定の省エネ改修工事に係る工事費用から補助金等を控	等をした場合についても適用 できることとする。	工事と併せて行う天井, 壁若 しくは床の断熱改修工事で, 改修後の住宅全体の省エネ性 能が一定以上となること等の 要件を満たすものを加える。	
控	る	除した金額(250万円(当該 工事の費用の額に含まれる消 費税等の税率が8%又は10% 以外の場合は200万円)を限		ZII CIIVICY ON COMPCOS	
	税額	度)に相当する住宅借入金等 の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年 末残高×1%			
除(続	控		(4) 三世代同居対応改修税制 [制度の基本的内容] 個人が、その者の居住用の家 屋について一定の三世代同居対 応改修工事を行い、6ヶ月以内	(4) 三世代同居対応改修税制 同 左	(4) 三世代同居対応改修税制 同 左
NO.	除		に居住の用に供した場合のその 三世代同居対応改修工事に係る 借入金残高の1,000万円以下の		
	(続)		部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間にわたり所得税額から控除する。 (注)適用期限を令和3年12月 31日まで2年6月延長。(消 費税率引上げ時期変更法において措置)		
			[控除額の計算] ① 一定の三世代同居対応改修 工事に係る工事費用から補助 金等を控除した金額 (250万 円を限度) に相当する住宅借 入金等の年末残高×2% ② ①以外の住宅借入金等の年 末残高×1%		

令和元年	2	3	4	5
(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左	(2) バリアフリー改修促進 税制 同 左 (注)適用期限(令和3年 12月31日)は延長しない。		
(3) 省工ネ改修促進税制 同 左	(3) 省工ネ改修促進税制 同 左	(3) 省エネ改修促進税制 同 左 (注)適用期限(令和3年 12月31日)は延長しな い。		
(4) 三世代同居対応改修税 制 同 左	(4) 三世代同居対応改修税制同 左	(4) 三世代同居対応改修税 制 同左 (注)適用期限(令和3年 12月31日)は延長しない。		

区 分	平成27年	28	29	30
政治献金税額控除	個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金のうち、政党等に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。 「控除額の計算」 税額控除額=(その年中に支出した政党等に対する献金の合計額-2千円)×30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限	同左	同左	同左
税 額 控 除 (続) 認定NPO法人等に寄附をした場合の税額控除	度とする 個人が支出した認定特定非営 利活動法人等並びにPST要件	(注) ① 対象となる公益法人等のPSTの絶対値要件について、公益法人等のB新知値要件について、公益法人等の書業年年の合きに大等の書簡が1億円均の人以上である目的事態でいる。 ② 対象と10人)以上である目のを乗じた数に10人)以上である判定額を1億(最低10人)以上である判定額を10人とともに、各の当前を10人とともに、各の当前を10人とともに、各の当前を10人とともの判断を10人とともの判断を10人ととなる。第四十年が10人ととなる。第四十年が10人ととなる。第四十年が10人ととなる。第四十年が10人ととなる。第四十年が10人ととなる。第四十年が10人ととなる。第四十年が10人ととなる。第四十年が10人ととなる。第四十年が10人ととなる。第四十年が10人とは、10人と	同左	同左

令和元年	2	3	4	5
同左 (注)適用期限を令和6年 12月31日まで5年延長。	同左	同左	同左	同左
同左	に、PST要件や情報公開 要件を満たす国立大学法 人、大学共同利用機関法人、			同左

区	分	平成27年	28	29	30
	耐震改修税額控除	昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円(耐震改修工事の費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%以外の場合は200万円)を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。	(注) 適用期限を令和3年12月31日 まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法に	同左	同左
税		(1) バリアフリー改修税額控除 その者の居住の用に供する 家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6月以 内に居住の用に供した場合の そのバリアフリー改修工事費 係る標準的な工事費用相当近 から補助金等の報を控除した 金額(200万円(バリアリー 改修工事の費用の額に含ました 金額(200万円の利金)は 10%以外の場合は150万円) を限度)の10%相当額を所得 税額から控除する。	同左 (注) 適用期限を令和3年2月31日 まで2年6月延長。 (消費税率引上げ時期変更法に	(1) バリアフリー改修税額控除 同 左	(1) バリアフリー改修税額控除 同 左
額控	特定の改修工事をした場合の税額控	(2) 省エネ改修税額控除 その者の居住の用に供する 家屋について一定の用省エネ改 修工事を行い、6月以内に省 住の用に供した場合のその名 工事費用相当額から額 (250万円 (当該工事の費用の額に含 まれる消費税等の税金が8% 又は10%以外の場合は200万円)を限度(※))の10%相 当額を所得税額から控除す る。 (※)併せて太陽光発電装置を 設置する場合は350万円。		(2) 省工ネ改修税額控除 同 左	(2) 省工ネ改修税額控除 同 左
除(続)	12除				
			(3) 三世代同居対応改修稅額控除 をの者の所有する居住用の家屋について一定の三世代同居対応改修工事を行い、6月以内に居住の用に供した場合のその三世代同居対応改修工事に係る標準的な工事費に係る標準的な工事費を整除した金額(250万円を限度)がの10%相当額を所得稅額から控除する。 (注)適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。(消費稅率引上げ時期変更法において指置)	(3) 三世代同居対応改修税額控 除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税額控除 同左

	2	3	4	5
同 左	同左	同左	昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額から補助金等の額を控除した金額(250万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する。(注)適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。	同左
控除	(1) バリアフリー改修税額 控除 同 左	控除 同 左	控除 その者の居住の用に供の用に会の する家とでは、6月以内に一定事を 行い、6月以内のそので、7リーの内に供した場合の子のが、6月以内のそので、10年でので、10年でので、200万で、10%相当性のでは、10%相当性では、10%をでは、10%のでは、	控除
(2) 省工ネ改修税額控除 同 左	(2) 省工ネ改修税額控除同左	(2) 省工ネ改修税額控除 同 左	(2) 省工会権 (2) 名 ((2) 省工ネ改修税額控除 同 左
(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左	(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左 (注) 適用期限を令和5年12月 31日まで2年延長。	(3) 三世代同居対応改修税 額控除 同 左

X	分	平成27年	28	29	30
税額整	特定の改修工事をした場合の税額控除(続)			(4) 耐久性向上改修稅額控除 その者の所有する配子、 その者の所有する配子、 家屋について一定の修、工事(と供されらの改修 家屋について一定の修、工事(と供されらの改修 工事との所せて行うもののに居 住の用に供した場合のでので 人性向上改修工事を開始した場合のので 会。の一般で工事を開始を一個で ののでで ののでで ののでで ののでで ののでで ののでで ののでで の	
除					
続		認定長期優良住宅又は認定低	同左	同左	同左
	定住宅等の新築等た場合の税額控	炭素住宅の新築等をして、6月 以内に居住の用に供した場合に は、その認定長期優良住宅又は 認定低炭素住宅について講じら れた構造及び設備に係る標準的 な費用の額(650万円(認定住 宅の新築等の対価又は費用の額	(注) 1 現行の居住者が満たすべき 要件と同様の要件の下で、非 居住者期間中に住宅の取得等 をした場合についても適用で きる。		

及 び 税 率 の 推 移(続)

令和元年	2	3	4	5
				(4) 耐久性向上改修税額控
(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同 左	(4) 耐久性向上改修税額控除 同、左(注) 適用期限を令和5年12月31日まで2年延長。 (5) その作住宅の耐力のでは一定のでは、1日まで2年延長。 (5) その作住宅の所名では、1日まで2年延長。 (6) での一定のでは、1日まで2年延長。 (5) での一定の額と解す。 (6) できれている。 できれてい	除 同 左 (5) その他 同 左
同左	同左	同左	万円かほの当時報報(当時報) 万円から当該合計類象限整別を計算象限性別ない。 類を超度度がずれか場合にとしい。 類を超度度のいずれかの5条種では、 類を配成のの5条種では、 類をこれして、 でで長生とる。 認定長生宅の新発税額から、 認定長生宅の新発性のには、 には、 では、 は、 と、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	同左
			ら控除する(翌年繰越可)。 (注) 適用期限を令和5年12月 31日まで2年延長。	

18. 所 得 税 の 控 除

X	分	平成27年	28	29	30
その	特	(1) 退職所得 動続年数1年につき,動続年 数20年まで40万円,20年超70万 円を乗じた金額(最低限度額80 万円,障害者になったことによ り退職する場合はさらに100万 円加算)を収入金額から控除 し、その控除後の新とし、分離 課税とし、没職手当等の支払者 の役員等として限る。 ただし、退職手当等の支払者 の役員等として限る。) が支払を受ける退職所得とい 手当等に係る退職所得とい により、の には退職所得をとしている。) が支払を受ける退職所得を控除した残額の2分の1とする措置 を適用しない。	(1) 退職所得同左	(1) 退職所得同左	(1) 退職所得同左
他	別	(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必 要経費を控除した残額から50 万円を控除し、5分5乗により 分離課税とする。	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左
の控	控 除	(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除 し、その残額のうち、長期譲 渡所得に係る部分の金額の 2分の1に相当する金額と 短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左
除	等	② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(5,000万円特別控除等)を控除して課税する。(21年度改正において創設)平成21年及び22年に取得した土地等の長期譲渡所得については、譲渡益から1,000万円を控除する。	② 同 左	② 同 左	② 同 左
		(4) 一時所得 収入金額からその収入を得る ために支出した金額を控除した 金額から50万円を控除し、その 残額の2分の1に相当する金額 を総所得金額に算入する。	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
税	一般の税	課税総所得金額が、 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 / 20% 695 / 23%	同左	同左	同左
率	率	900			

及 び 税 率 の 推 移(続)

令和元年	2	3	4	5
(1) 退職所得同左	(1) 退職所得同左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得同 左 (注) その年中の退職手当等のうち,退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から立ち、基本ではない。 (等の支払者から当該勤続年けるものであって、特定役員退職手当等はないもの(以下「短期退職手当等しという。)に係る退職所得の金額の計算につき,短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない。(令和3年度改正において措置)	
(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得同左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得
(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左			
② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左
(4) 一時所得同左	(4) 一時所得同左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
同 左	同 左	同左	同左	同 左 [令和7年分以後適用] (参考) その年分の基準所得金額から 3億3,000万円を控除した金額に22.5% の税率を乗じた金額がその年分の基準 所得税額を超える場合には、その超え る金額に相当する所得税を課する。 (令和5年度改正において措置)

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

X	分	平成27年度	28	29	30
	基	330,000円	同左	同左	同 左
	産				
	控				
	除				
		控除額 330,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶	同左	同 左	同 左
	配	者 380,000円 /控除対象配偶者の所得要件:			
所	偶	前年の合計所得金額が38万円以下であること。			
	者	(注) 扶養控除の見直しに伴い, 扶養控除及び配偶者控除に係 る同居特別障害者加算措置(加 算額23万円) を特別障害者控			
	控	除に係る同居特別障害者の加 算額に改組する。			
	除	(22年度改正において措置)			
	125				
得		最高 330,000円	同 左	同左	同左
		前年の合計所得1,000万円以下の 者について適用する。 控除対象配 偶者以外の配偶者の前年の合計 得金額に応じて以下のように控除 額を調整。			
		配偶者の所得 控除額 38~45万円未満 33万円			
		$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$			
控	配	65~70 " 11 " 6"			
	偶	75~76 " 3 "			
	者				
	特				
	別				
除	控				
	除				
	120				

控 除 及 び 税 率

令和元年度	2	3	4	5
同 左	同左	前年の合計所得金額が2,400万円 以下である場合 430,000円 2,400万円超2,450万円以下である 場合 290,000円 150,000円 前年の合計所得金額が2,500万円 超である所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできない。 (30年度改正において措置)		同左
所得割の納税義務者の前年の合計 所得金額が900万円以下の場合 330,000円 (老人控除対象配偶者: 380,000円) 900万円超950万円以下の場合 220,000円 (老人控除対象配偶者: 260,000円) 950万円超1,000万以下の場合	同左	同 左 / 控除対象配偶者の所得要件: 前年の合計所得金額が48万円 以下であり、所得割の納税義 務者の前年の所得を額が1,000 万円以下であること。 (30年度改正において措置)	同左	同 左
110,000円 (老人控除対象配偶者:130,000円) (注) 前年の合計所得金額が1,000 万円を超える所得割の納税義 務者については、配偶者控除 を適用できない。 控除対象配偶者の所得要件: 前年の合計所得金額が38万円 以下であり、所得割の納税義 務者の前年の所得金額が1,000 万円以下であること。 (29年度改正において措置)				
所得割の納税義務者及び配偶者 特別控除の対象となる配偶者の前 年の合計所得金額に応じて,以下 のように控除額を調整。	同左	所得割の納税義務者及び配偶者 特別控除の対象となる配偶者の前 年の合計所得金額に応じて,以下 のように控除額を調整。		同左
①所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合配偶者の所得 33万円以下 33万円以下 85~90 33 /90~95 31 /95~100 26 /100~105 21 /110~115 11 /115~120 /106 120~123 3 /1		①所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合配偶者の所得 控除額 48~95万円以下 33万円 95~100~0 33 / 100~105 / 31 / 105~110 / 15 / 21 / 115~120 / 16 / 120~125 / 11 / 125~130 / 6 / 130~133 / 3 /		
②所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合配偶者の所得 控除額 38~ 85万円以下 22万円 85~ 90		②所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合配偶者の所得 控除額 48~95万円以下 22万円95~100 " 22 "100~105 " 11 " 115~120 " 11 " 115~120 " 11 " 120~125 " 8 " 125~130 " 4 " 130~133 " 2 "		
		③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合配偶者の所得 控除額48~95万円以下 11万円95~100		

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

区	分	平成27年度	28	29	30
	配偶者特別控除(続)				
所	扶養控除	控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 330,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 450,000円 (注) 扶養控除の見直しに伴い、 扶養控除の見直しに伴い、 扶養控除の見直とに伴い、 大養性除び配偶者控除に係る同居特別障害者が算措置(加) 類額23万円)を特別障害者の加 除に係る同居特別障害者の加	同左	同左	同左
得		算額に改組する。 (22年度改正において措置) 控除額 ・障害者のうち,特別障害者に該当する場合 300,000円 ・扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合 530,000円 (22年度改正において措置) ・寡婦のうちの特別加算に該当する場合	同左	同左	同 左
控	障害者,寡婦(寡夫),ひ	(所得要件等) (1) 障害者 所得要件なし (2) 寡婦(寡夫) (4) 寡婦…夫と死別・離婚した養 養廃婦…夫と死別・離婚はた養 親族等を有する者か, たと養 別した後再婚していな者が, たと養 別した後再婚していな者 別した後再婚していな名を有し, 別に後期前, 得 別に後期前, 得 記 記 大養、親族である子を有し, かつ, 門以下の者は, 特別加た 500万円以下の者は別、特別加た (口) 寡夫…妻と死別、維婚した前 条再婚していな額等が所得。 後再婚していな額等が所得。 後再婚に得金額等が所得。			
除(続)	とり親及び勤労学生控除	上の基礎控除の金額以下の生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額500万円以下の者(3)勤労学生学生、生徒等のうち、前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者			

控 除 及 び 税 率(続)

令和元年度	2	3	4	5
③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合配偶者の所得 整除額 38~85万円以下 11万円 85~90			同左	同左
同 左	同左	控除額 同 左 /扶養親族の所得要件: 前年の合計所得金額が48万円 以下であること。 (30年度改正において措置)	同左	同左
控除額	同左	定該左が左が左に 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大	同左	同左

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

X	分	平成27年度	28	29	30
		雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産についての災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。 ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円とのいずれか低い金額を超える金額	維損控除 同 左	同左	維損控除 同 左
所		医療費控除 医療費のうち、所得金額の5% 相当額と10万円とのいずれか低い 金額を超過する金額(最高200万円)	医療費控除 同 左		医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション 税制 平成30年度から令和4年度 までの個人住民税に限り、所
	?	(注) 医療費控除の対象範囲に, 介護福祉士等が診療の補助と して行う喀痰吸引等に係る費 用の自己負担分を追加。 (24年度改正において措置)			得割の納税義務者が、前年中 に支払った自己又は自己と生 計を一にする配偶者その他の 親族に係るスイッチ〇TC医 薬品購入費のうち12,000円を 超える部分の金額(88,000円
	0				を限度) について, 前年中の 総所得金額等から控除。 (28年度改正において措置)
得	他	生命保険料控除 生命保険料控除を改組し、各保 険料控除の合計適用限度額を7万 円とする。	生命保険料控除 同 左		生命保険料控除 同 左
	0	(イ) 平成24年1月1日以後に締結 した保険契約等(新契約) ① 一般生命保険料			
控	所	~12,000円 の場合 支払保険料等全 額 12,001円~ 32,000円の 支払保険料等× 1/2+6,000円 場合			
1.1.	得	32,001円~ 支払保険料等× 56,000円の 1/4+14,000円 場合			
	控	56,000円超 28,000円 (一律) の場合 ① 介護医療保険料			
除	除	同 上 ① 個人年金保険料 同 上 (ロ) 平成23年12月31日以前に締結			
続 (続)		した保険契約等(旧契約) ① 一般の生命保険料 ~15,000円 支払保険料等全 の場合 額			
		15,001円~ 支払保険料等× 40,000円の 1/2+7,500円 場合			
		40,001円~ 70,000円の 場合支払保険料等× 1/4+17,500円			
		70,000円超 35,000円 (一律) の場合 回 個人年金保険料			
		回 個人年金保険料 同 上 (22年度改正において措置)			

控 除 及 び 税 率(続)

 令和元年度	2	3	4	5
同左	同左	維損控除 同 左	同左	同左
		医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション税 制 [令和5年度分以後適用] 本特例の対象となる医薬品の範 囲等の見直しを行った上で,適用 期限を令和9年度まで延長。 (令和3年度改正において措置)		
		生命保険料控除 同 左		

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

X	分	平成27年度	28	29	30
所	その他のご	地震保険料控除 家屋又は家財について支払った 地震保険料等の金額の2分の1を 控除 (最高25,000円)。 (注) 平成18年末までに締結した 一定の長期損害保険契約につ いては従前の損害保険料控除 が適用可能(地震保険料控除 と合わせて最高25,000円)。	地震保険料控除 同 左	同左	地震保険料控除 同 左
控	所得控	社会保険料控除 支払額の全額	社会保険料控除 同 左		社会保険料控除 同 左
除(続)	除 (続)	小規模企業共済等掛金控除 ① 小規模企業共済契約に係る掛金 ② 確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金	小規模企業共済等掛金控除 同 左		小規模企業共済等掛金控除 同 左 (注) 対象となる確定拠出年金 の個人型年金の加入者の範 囲に、企業年金加入者、公 務員等共済加入者及び第三 号被保険者を追加。 (27年度改正において措置)
税		④ 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について(道府県) 1.2%(市町村) 1.6% 1,000万円を超える部分の金額について	同 左	同左	同 左 (注) 税額控除の割合等は,原則として,道府県民税:市民税=4:6だが,標準税率の割合同様に,指定都市の区域内に住所を有する者については,道府県民税:市民税=2:8となる。
	配	(道府県) 0.6% (市町村) 0.8% 団 証券投資信託の収益の分配に ついて			(29年度改正において措置)
額	当	(道府県) 0.6% (市町村) 0.8% (課税総所得金額が1,000万円を 超える部分について道府県 0.3%, 市町村0.4%)			
控	控	ただし、私募公社債等運用投資 信託の収益の分配、外国株価指数 に連動する特定株式投資信託の収 益の分配、特定外貨建証券投資信 託の収益の分配、特定投資信託又 は特定目的信託の収益の分配、投			
除	除	資法人の配当等及び特定目的会社 の配当等に係る配当所得,申告不 要制度により申告しなかった配当 所得は配当控除の対象とならない。			
		(注) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除所得の対象とならない。 (20年度改正において措置)			

控 除 及 び 税 率 (続)

令和元年度	2	3	4	5
同 左	同左	地震保険料控除 同 左 社会保険料控除 同 左 小規模企業共済等掛金控除 同 左	同左	同左
同 左	同左	同 左	同左	同 左

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

X	分	平成27年度	28	29	30
税	寄附金	① 地方公共団体以外に対する高 附金 住所地の都節金 イ会に対するの寄い本。 に対する寄田本。 に対する寄田本。 に対する寄附を のの寄いな。 に対する等所とした。 のでは、 のののと、 ののでは、 ののののとのに、 ののでは、 ののでは、 のののののののと。 ののでは、 のののののののでは、 ののののののののでは、 のののののののでは、 のののののののののでは、 のののののののののでは、 のののののののののののののでは、 のののののののののでは、 ののののののののののののでは、 のののののののののののののでは、 のののののののののののののでは、 ののののののののののののののでは、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	同 左	① 同 左	同 左 (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税:市民税=4:6だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税:市民税=2:8となる。(29年度改正において措置)
額	控	を限度) する。 イ (寄附金-2千円) ×10% ロ (寄附金-2千円) × (90% - 0 ~ 45% (寄附者に適用される所得税の限界税率) ×1.021*) ※平成26年度から令和20年度までの措置。 (27年度改正において措置)			
控	住宅借入金等特別	平成26年4月から平成29年末までの間に居住の用に供し、住宅の対価等の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合①と②のいずれか小さい額① 所得税の住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税のに接際しきなかった額② 税額控除前の所得税額(課税総所得金額等の7%(最高136,500円)を限度)[控除期間] 10年間(25年度改正において措置)なお、上記以外の場合の控除額の計算は左記に同じ。	(注)適用期限を令和3年12 月31日まで2年6月延長。(税制抜本改革法改正法(地	同 左 現行の居住者が満たすべき 要件と同様の要件の下で、非 居住者が住宅の新築取得等を した場合についても適用可能 とする。 (28年度改正において措置)	同 左 (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税:市民税 = 4:6だが、標準税率の函内 に住所を有する者については、道府県民税:市民税=2:8 となる。 (29年度改正において措置)
党	// // // // // // // // // // // // //	(注)適用期限を令和元年6月30日まで1年6月延長。 (27年度改正において措置)			

控 除 及 び 税 率 (続)

令和元年度	2	3	4	5
同 左	① 同 左	① 同 左 (注) 個人が、指定行事場と ・ 出等により生じた入場と ・ 会等払戻請求権の全部 ・ 内にした場合には、 ・ 内にした場合には、 ・ 放展は、 ・ 放展は、 ・ 放展は、 ・ 放展は、 ・ 放展は、 ・ できることとする。 ・ (新型コロナウイルる感染症の ・ があることとする。 ・ (新型コロナウイルるを外の ・ があることとする。 ・ (新型コロナウイルるだめの ・ があることとする。 ・ (新型コロナウイルるだめの ・ できる。 ・ できることとする。 ・ (新型コロナウイルを必要に対して、 ・ できることとする。 ・ (新型コロナウイルを、 ・ できる。 ・ できる。		同左
	② 地方公共団体に対する 寄附金 総務主を聴いた上で、公特別会の基準に適合さと地方財政を をあき見を聴いた上で、公特別会の対象として募集方公共別位を をするが象として募集方公共ので、 を、(ロ) (イの地ので、の地ので、のが出いでは、地方公共団体でのはは、地方公共団体のには、地方公共団体のでは、地方公共団体をもいっては、地方公共ので、返礼とのでは、地方公共のでは、地方公共のでは、地方公共ので、といる、は、といるでは、地方公共のである。 で、の地のでは、地方公共団体をもいては、地方公共のは、地方公共団体をもいる。 で、返礼に、地方公共団体をもいては、地方公共団体をもいては、地方公共団体をもいては、地方公共のは、といるには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			
同 左	税率10%が適用される住宅 取得等に限る。)に係る入居 期間11~13年目についても、 所得税額から控除しきれない額を個人住民税から控除 する。 入居期間11~13年目の控 除限度額は、10年目までと同 様、課税総所得金額等の7% (最高136,500円)。	ついて、令和2年12月末まででに入居できなかった場でも、次の①へ③の要件を満たしま、次の①へ当即限内に能と、対場合には、増加をいる。 ① 新型コードでは、一定では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中	ついて、一定の期日まで信住に住 宅の取得期日まで行った場合に は、適用期限を令和4年12月 31日居住分まで延長。 (令和3年度改正において 置) (注) [令和5年度分以 18年前 用] 平成11年から平成18年1 平成18年和7年 はでする。 (でまずの間に居住のいずれか小さ会等での ①と②のいずれか小さ会等である。 類ののでは変ができまった。 (1) と②のいずれかいな会等である。 類ののでは変がある。 類ののでは変がある。 を発行ののでは、ないいのでは、ないのでは、	

18. (付表) 個 人 住 民 税 の

区	分	平成27年度	28	29	30
税	所得割	道府県(標準税率) 一律4% 市町村(標準税率) 一律6% 所得税と個人住民税の人的控 除額の差に基づく負担増を調整 する減額措置を講じる。		同左	同 左 (注) 指定都市の標準税率は、 道府県民税は2%、市民税 は8%となる。 (29年度改正において措置)
率	均等割	道府県(標準税率) 1,000円 市町村(標準税率) 3,000円 (注)復興財源確保のため、平 成26年度から令和5年度ま では 道府県(標準税率) 1,500円 市町村(標準税率) 3,500円		同左	同左

⁽備考) 1. 各年度の計数は適用年度に係るものである。 2. 個人住民税の課税標準は前年の所得について算定した所得金額であり、個人住民税における給与所得控除及び公的年金等控除については、前年分の所得税 3. 所得割については、前年の所得の金額が、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円(昭和56年度〜昭和58年度27万円、昭和59年度及び昭和60年 32万円(昭和57年度〜平成2年度9万円、平成3年度15万円、平成4年度19万円、平成5年度25万円、平成6年度〜平成10年度30万円、平成11年度31万円、 令和3年度分以後の個人住民税の計算については、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額による

除 及 び 税 率(続) 控

令和元年度	2	3	4	5
同左	同左	同 左	同 左	同 左
同左	同左	同左	同左	同左

において適用されたものがそのまま適用される。 度29万円、昭和61年度〜昭和63年度31万円、平成元年度32万円、平成2年度〜平成9年度34万円)を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には 平成12年度32万円、平成13年度〜平成15年度36万円、平成16年度及び平成17年度35万円)を加えた金額以下である者は非課税である。なお、基礎控除等の見直しに伴い、 (30年度改正において措置)。

19. 申 告 所 得 税 の 課 税

	番	事	業 所 得	者	そ (の他所得	者	
区 分	号	納税者数	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額	納税者数	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額	納税者数
		千人	億円	億円	千人	億円	億円	千人
平成24年分…	1	1,595	62,361	5,398	4,497	284,583	18,658	6,093
25	2	1,612	63,462	5,585	4,615	322,420	21,568	6,227
26	3	1,631	65,038	5,705	4,494	306,701	21,430	6,126
27	4	1,704	69,138	6,225	4,625	325,323	23,534	6,329
28	5	1,735	71,261	6,374	4,640	330,037	24,295	6,376
29	6	1,700	70,402	6,205	4,713	344,733	25,891	6,413
30	7	1,684	70,252	6,173	4,706	351,746	26,696	6,390
令和元	8	1,669	70,936	6,283	4,636	345,432	25,898	6,306
2	9	1,809	75,960	6,286	4,766	349,836	25,377	6,575
3	10	1,756	86,122	8,555	4,813	376,721	29,382	6,569

20. 源 泉 所 得 税

(1) 源泉徴収義務者数の累年比較

(単位 件)

						(11
			源 泉 徴 収	義 務 者 数		_
区 分	利子所得等	配 当 所 得	特定口座内保管 上場株式等の譲 渡 所 得 等	給与所得	報酬,料金 等 所 得	非居住者等
平成24年分…	40,531	128,993	10,877	3,561,317	2,826,861	28,051
25	40,220	131,453	10,870	3,542,779	2,819,056	30,980
26	39,930	134,847	10,569	3,542,898	2,824,758	29,984
27·····	39,862	138,064	10,904	3,540,122	2,837,798	32,684
28	37,419	141,883	12,203	3,542,840	2,846,978	34,262
29	35,595	144,898	12,039	3,536,049	2,848,950	35,125
30	35,152	147,036	11,671	3,531,813	2,846,904	35,778
令和元	34,415	148,034	11,508	3,542,897	2,841,746	35,269
2	33,792	147,745	11,404	3,544,263	2,837,511	33,231
3	33,122	147,779	11,198	3,559,981	2,860,605	32,700

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 平成24年分から平成30年分については、翌年3月31日までに申告又は処理(更正、決定等)をした者の6月30日現在の課税事績を示した。 令和元年分から令和3年分については、翌年4月30日までに申告又は処理(更正、決定等)をした者の6月30日現在の課税事績を示した。

^{3.} 平成25年分以降は、「申告納税額」に復興特別所得税を含んでいる。

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による 2. 調査時点は翌年6月30日現在である。

状 況 の 累 年 比 較

	計	対	前	年	比	番
総 所 得金 額等	申 告納税額	納税者数	総金	所得額等	申 告 納 税 額	号
億円	億円	%		%	%	
346,945	24,056	100.4		103.0	104.2	1
385,882	27,154	102.2		111.2	112.9	2
371,740	27,135	98.4		96.3	99.9	3
394,460	29,758	103.3		106.1	109.7	4
401,298	30,669	100.7		101.7	103.1	5
415,135	32,096	100.6		103.4	104.7	6
421,998	32,869	99.6		101.7	102.4	7
416,368	32,181	98.7		98.7	97.9	8
425,796	31,664	104.3		102.3	98.4	9
462,842	37,937	99.9		108.7	119.8	10

の 課 税 状 況

(2) 源泉徴収税額の累年比較

(単位 億円)

									(単位 億円)
				源	泉 徴	収 税	額		
区	分	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲 渡 所 得 等	給与所得	退職所得	報酬,料金等 所 得	非居住者等	計
平成24	年分…	4,318	18,273	434	89,801	2,428	3 11,548	2,629	129,430
25		4,391	25,769	5,166	93,530	2,346	5 11,737	3,322	146,260
26		4,807	38,214	4,334	97,811	2,216	5 11,698	4,991	164,070
27		4,302	45,917	5,779	101,736	2,254	11,864	6,390	178,243
28		3,479	37,381	2,339	103,921	2,300	12,002	5,795	167,218
29		3,576	42,925	5,579	107,054	2,365	5 12,207	6,835	180,541
30		3,673	45,686	3,737	111,800	2,302	12,115	6,936	186,250
令和元		3,065	52,467	3,009	113,764	2,491	12,106	7,249	194,152
2		2,973	48,007	5,114	112,117	2,590) 11,213	6,640	188,655
3		2,737	53,934	8,450	117,217	2,741	11,622	7,597	204,297

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 調査期間は、その年2月1日から翌年1月31日である。 3. 源泉徴収税額は、本税の額であり、平成25年分以降は復興特別所得税を含む。

21. 利子・配当課税制度等の

		~平成15.3	平成15.4~ 平成15.12	平成16.1~ 平成20.12	平成21.1~平成25.12
利子所得	特 定 公 社 債公募公社債投資信託等 特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託等 預 貯 金 の 利 子		源泉	分 離 課 程 [所得稅15%, 住民稅	党 5 %])
蹈	上場株式等の配当等(注1) 及び特定株式投資信託 の 収 益 の 分 配	総合課税 (20%の源泉徴収 [所得税]) 次の課税方式の選 択が可能 ○源泉分離選択課税 (注2) (35%の源泉徴収 [所得税])	総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収 [所得税]) (注4)	総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%,住民 税3%]	総合課税若しくは20% [所得税15%, 住民税5%] 申告分離課税又は確定申告不要(20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%] (平成21年1月1日~25年12月31日の間の特例措置 ①申告分離課税の税率10% [所得税7%, 住民税3%] (2)10%の源泉徴収 [所得税7%, 住民税3%]
当	非上場株式等の配当等	○確定申告不要 (注3) (20 % の 源 泉 徴 収		総 合 課 (20%の源泉徴収 [所	 税
	1回の支払配当の金額が10万円を配当計算期間であん分した金額以下のもの	[所得税])	7	総合課税又は確定申告 (20%源泉徴収[所	
所得	公募株式投資信託の 収益の分配等	源 泉 分 (20%の源泉徴収[所得	離 課 税 尋税15%,住民税 5 %])	総合課税又は確定 申告不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%,住民税3%]	総合課税若しくは20% [所得税15%, 住民税5%] 申告分離課税又は確定申告不要(20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%] (平成21年1月1日~25年) 12月31日の間の特例措置 ①申告分離課税の税率 10% [所得税7%, 住 民税3%] (2)10%の源泉徴収 [所得税7%, 住民税3%]
雑所得(譲渡所得)	割引債の償還差益 (・平成27年12月31日 以前に発行された 公社債 ・預金保険対象とな る金融債 割引債の償還差益 (平成28年1月1日以) 後に発行金保険除く。)		(発行時に18%	離課税〔雑所得〕 (又は16%)の源泉徴 民税は非課税〉	:4又)
(参考	課税制度	老人等の少額貯蓄非 (限度額350万円) 老人等の郵便貯金非 (限度額350万円) 老人等の少面公債非 (限度額50万円) 財形住宅(年金)貯 (限度額550万円)	課税制度 課税制度	障害者等の郵便貯金 (注6)	非課税制度(限度額350万円) 非課税制度(限度額350万円) 非課税制度(限度額350万円)
(3± 1)	亚武15年 4 日 1 日刊後に古せる英	ナスト担性士笙の罰业笙で	ナロ枠主(枠子等の保方割	へが発行这件子総称の30√/	(平成23年9月30日以前は5%)以上であ

⁽注1) 平成15年4月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、大口株主(株式等の保有割合が発行済株式総数の3%(平成23年9月30日以前は5%)以上である者)が支払を受けるものは、総合課税の対象となる。また、令和5年10月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける者(以下「対象者」という。)と、対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当することとなる法人の株式等の保有割合を合算して発行済株式総数の3%以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものは、総合課税の対象となる。
(注2)発行済株式総数の5%未満の株式を保有する個人に係る配当等で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のものについて適用がある。また、個人住民税は総合課税。
(注3) 1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のものについて適用がある。また、個人住民税は平成14年12月までに支払を受けるものは非課税、平成15

概要(所得税・個人住民税)

		平成26.1~平成27.12	平成28.1~
—— 利 子	特 定 公 社 債 公募公社債投資信託等	1 100.1 100.11.12	申告分離課税20% [所得税15%, 住民税5%] 又は確定申告不要(20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%]
, 所 得	特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託等 預 貯 金 の 利 子		源 泉 分 離 課 税 (20%の源泉徴収 [所得税15%, 住民税 5 %])
陷己	上場株式等の配当等(注1) 及び特定株式投資信託 の 収 益 の 分 配	総合課程 又は確分	脱若しくは20%[所得税15%,住民税5%]申告分離課税 定申告不要(20%の源泉徴収)[所得税15%,住民税5%]
当	非上場株式等の配当等		
所	1回の支払配当の金額が10万円を配当計算期間であん分した金額以下のもの		
得	公募株式投資信託の 収益の分配等	総合課程 又は確分	税若しくは20%[所得税15%,住民税5%]申告分離課税 定申告不要(20%の源泉徴収)[所得税15%,住民税5%]
雑所得 (産	割引債の償還差益 ・平成27年12月31日 以前に発行された 公社債 ・預金保険対象とな る金融債	源泉分離課税 〔雑所得〕 (発行時に18%(又 は16%)の源泉徴収) 〈住民税は非課税〉	源 泉 分 離 課 税 〔雑所得〕 (発行時に18% (又は16%) の源泉徴収) (住民税は非課税) ※発行時に源泉徴収されているため、 償還時に課税関係は生じない。
(譲渡所得)	割引債の償還差益 (平成28年1月1日以) 後に発行された公社 債(預金保険対象と なる金融債を除く。)		申 告 分 離 課 税〔譲渡所得〕 20% [所得税15%,住民税 5 %] (償還時に20%源泉徴収)
(参考非	課 税 制 度		障害者等の少額貯蓄非課税制度(限度額350万円) 障害者等の少額公債非課税制度(限度額350万円) 財形住宅(年金)貯蓄非課税制度(限度額550万円)
	1.月以降に支払を受けるものは総	平成26. 1~ 非課税口座内の少 額上場株式等に係る 配当所得及び譲渡所 得等の非課税制度 (NISA)(非課税期 間5年間,投資上限 額100万円/年)	平成28. 1~ ・ 非課税口座内の少額

年1月以降に支払を受けるものは総合課税。 (注4) 平成15年4月~同年12月までの間に生じた上場株式等の配当等に係る個人住民税は非課税。 (注5) 個人住民税は確定申告不要制度を設けておらず総合課税のみ。 (注6) 郵政民営化法の施行の日(平成19年10月1日)より廃止し、少額貯蓄非課税制度に統合(限度額350万円)。 (注7) 同族会社が発行した社債(特定公社債に該当するものを除く。以下同じ。)の利子等で、その同族会社の株主である役員等が支払を受けるものは総合課税の対象となる。また、令和3年4月1日以後に支払を受ける同族会社が発行した社債の利子等で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族が支払を受けるものについても、総合課税の対象となる。

(1) 個人の場合 X 分 課 税 制 度 I 一般の課税方式 (イ) 長期譲渡所得……(保有期間5年を超える資産の譲渡による所得) $\{(収入金額 - 取得費・譲渡費用) - 50万円\} \times \frac{1}{2} = 課税所得$ 株式等の譲渡所得につい ては、次のⅡによる分離課 税、土地、建物等の譲渡所 (ロ) 短期譲渡所得…… (保有期間5年以下の資産の譲渡による所得) 得については、Ⅲによる分 (収入金額-取得費·譲渡費用)-50万円=課税所得 離課税 譲渡益 (注) 1 取得費は、その資産の取得に要した費用、設備費及び改良費の合計額をいう。 2 昭和27年12月31日以前に取得した資産の取得費は、昭和28年1月1日におけ る相続税評価額を基礎として計算する。 3 個人に対する贈与、相続等により取得した資産は、受贈者又は相続人等が引 き続き所有していたものとみなす。 国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下同じ。) をする居住者が、所得税法に規定する有価証券若しくは匿名組合契約の出資の 持分(以下「有価証券等」という。)又は決済をしていないデリバティブ取引、 信用取引若しくは発行日取引(以下「未決済デリバティブ取引等」という。) を有する場合には、当該国外転出の時に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞ れ次に定める金額により当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバティブ取 引等の決済をしたものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所 得の金額を計算する。 イ 当該国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の 届出をした場合 当該国外転出の時における当該有価証券等の価額に相当す る金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損 失の額 ロ 上記イに掲げる場合以外の場合 当該国外転出の予定日の3月前の日にお ける当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引 等の決済に係る利益の額若しくは損失の額 なお、本特例は、次のイ及び口に掲げる要件を満たす居住者について、適用。 イ 上記のイ又は口に定める金額の合計額が1億円以上である者 ロ 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計 が5年超である者 (注)上記の「国内に住所又は居所を有していた期間」には、出入国管理及び難 民認定法別表第一の在留資格をもって在留していた期間を除く。 Ⅱ 株式等に係る譲渡所得の分 一般株式等に係る譲渡所得及び上場株式等に係る譲渡所得は、15%の税率による申告分 離課税の特例 離課税 (イ) 特定管理株式等が価値を失った場合の課税の特例 特定口座で管理されていた株式若しくは公社債で上場株式等に該当しないこととなっ た日以後引き続き保管の委託若しくは振替口座簿への記載若しくは記録がされているも の (特定管理株式等) 又は特定口座内公社債について、清算結了等により株式又は公社 **債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合には、当該損失を上場株式等の譲** 渡損失とみなす。 (ロ) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得等との間の損益通算の特例 平成21年分以後の各年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額 があるときは、当該損失の金額を上場株式等の配当所得等の金額(申告分離課税を選択 したものに限る。)から控除することができる。

(ハ) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

除することができる。

平成15年1月1日以後に、上場株式等の譲渡による所得の金額の計算上生じた損失の 金額のうち、その年の他の上場株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額につ いては、翌年以後3年間にわたり、各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上 場株式等に係る配当所得等の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から繰越控

税 制 度 の 概 要

区 分	課	税	制	度
Ⅲ 株式等に係る譲渡所得の分	(二) 特定口座内保管上場			
離課税の特例(続)				コ座簿に記載若しくは記録が 株式等又は当該特定口座にお
				る所得の金額については、他
	の株式等の譲渡によ 回 特定口座源泉徴収			T昇する。 (源泉徴収選択口座)におい
				「你水飲水送水口生」におい

- 団 特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされた特定口座(源泉徴収選択口座)において発生した源泉徴収選択口座内調整所得金額について、15%の税率による所得税の源泉徴収又は還付を行う。
- ② 上記回の適用を受けた者のその年分の所得税については、当該特定口座内上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額を除外して確定申告を行うことができる。
- (ホ) 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例
 - ① 平成22年1月1日以後に、金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合に、その金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その金融商品取引業者等に届出書を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができる。
 - ② 上記①により源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等(以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。)に対する源泉徴収税額を計算する場合に、その源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、源泉徴収選択口座内配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収を行う。
- (ヘ) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度
 - ① 非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置 (NISA)
 - イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が,当該非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等(当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。)については,所得税を課さない。
 - 口 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に、当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、ないものとみなす。
 - ハ 非課税上場株式等管理契約とは、上記イ及び口の非課税の適用を受けるために居住者等(その年1月1日において18歳(令和5年1月1日以前に設けられた非課税口座等については20歳)以上である者に限る。)が締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいう。
 - 1 上場株式等の振替口座簿への記載等は、非課税管理勘定において行うこと。
 - 2 当該非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。
 - ① 当該非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等又は当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等(②の上場株式等を除く。)で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円(平成27年分非課税管理勘定まで:100万円)(②の上場株式等がある場合にはその移管日における時価を控除した金額)を超えないもの
 - ② 当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から当該他の年分の非課税 管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に一定の 手続きの下で移管がされる上場株式等

92 所 得 税 22. 譲 渡 所 X 分 課 税 制 度 Ⅱ 株式等に係る譲渡所得の分 3 その他一定の事項 離課税の特例 (続) ニ 非課税管理勘定とは、非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上 関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年(2014年)から令和5年(2023 年)までの各年に設けられるものをいう。 非課税管理勘定について適用)。 居住者等の非課税口座が開設される。 □ 非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみたてNISA) (非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択適用) 者であるものに限る。) については、所得税を課さない。

- 場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に
- ホ 金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の非課税管理勘定に おいて管理されていた上場株式等は、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設さ れている非課税口座の非課税管理勘定に移管できる(平成28年分以後に設けられる
- 不居住者等が平成29年(2017年)から令和5年(2023年)までの各年(その年1月 1日においてその居住者等が20歳(令和5年1月1日以後に設けられる非課税口座 等については18歳)である年に限る。)の1月1日において未成年者口座を開設し ている場合には、同日において、その未成年者口座が開設されている金融商品取引 業者等の営業所の長と非課税上場株式等管理契約を締結したものとみなして、その
- イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課 税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過す る日までの間に支払を受けるべき当該累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証 券投資信託(その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定 に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投 資信託 | という。) の配当等(当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱
- ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課 税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過す る日までの間に、当該累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の非課税累 精投資契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、
 所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額 は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。
- ハ 非課税累積投資契約とは 上記イ及び口の非課税の適用を受けるために居住者等 が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約(当該居住者等が、一定額の公募等 株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付 けの委託等をすることを約する契約で、あらかじめその買付けの委託等をする受益 権の銘柄が定められているものをいう。)により取得した公募等株式投資信託の受 益権の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項 が定められているものをいう。
 - 1 公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等は、累積投資勘定におい て行うこと。
 - 2 当該累積投資勘定においては、その居住者等の公募等株式投資信託の受益権(当 該受益権を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるも のとして一定の要件を満たすものに限る。)のうち、累積投資勘定が設けられた 日から同日の属する年の12月31日までの期間(以下「受入期間」という。)内に 当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をした当該受益権(当該 受入期間内の取得対価の額の合計額が40万円を超えないものに限る。)及び一定 の公募等株式投資信託の受益権のみを受け入れること。
 - 3 当該金融商品取引業者等は、初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過し た日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日における当該居住者等の住所 その他の一定の事項を確認することとされていること。
 - 4 その他一定の事項

区 分	課	税	制	度

- Ⅲ 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例(続)
- 二 累積投資勘定とは、非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる 公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関 する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - 1 当該累積投資勘定は、平成30年(2018年) 1月1日から令和5年(2023年) 12 月31日までの期間内の各年(下記2において「勘定設定期間内の各年」という。) においてのみ設けられること。
 - 2 当該勘定は、非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合等を除き、その勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。
- 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置 [令和6年分以後適用]
 - イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日以後に支払を受けるべき当該特定累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託(その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。)の配当等については、所得税を課さない。
 - ロ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が,当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日以後に当該特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には,その譲渡等による譲渡所得等については,所得税を課さない。また,当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は,所得税に関する法令の規定の適用上,ないものとみなす。
 - ハ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日以後に支払を受けるべき当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の配当等については、所得税を課さない。
 - 二 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日以後に当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。
 - ホ 特定非課税累積投資契約とは、上記イから二までの非課税の適用を受けるために 居住者等(その年1月1日において18歳以上である者に限る。)金融商品取引業者 等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書におい て、次に掲げる事項が定められているものをいう。
 - 1 上場株式等の振替口座簿への記載等は、特定累積投資勘定又は特定非課税管理 勘定において行う。
 - 2 当該特定累積投資勘定には、現行の累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託の受益権であって一定のもの(以下「特定累積投資上場株式等」という。)のうち、次に掲げる特定累積投資上場株式等(下記①にあっては、累積投資契約により取得したものに限る。)のみを受け入れること。
 - ① その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が120万円を超えないもの(特定累積投資上場株式等を当該非課税口座に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている特定非課税管理勘定に係る上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1.800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。)
 - ② その他一定の特定累積投資上場株式等

		22.	·	川 特	砞
区分	課	税	制	度	
Ⅲ 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例(続)	されている金融商 を廃止することが 定されているもの ① その居住者等 属する年の12月: 等により取得し 円を超えないる場 次に掲げる場計 場合 (2) 当該期間内 入れている特	品取引所の定案を 一品取引所のの 一定を 一定を 一定を 一の 一の 一の 一の に 一の に で の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の の に に の に の に の に の に の に の に の に の の の の の に の の に の の の に の の の に の の の に の の の に の の の の に の に の に の の の の の の の の の の の の の	は上場を廃止するのを除く。)のみで定非課税管理勘定に当該金融商品取当該非課税口座に当該非課税にお知りの取得当該よきを基準額の合計額、同年にお係る特定基準額の合計額がで表す。	該金融商品取引店 おそれがある銘材 を受け入れること が設けられた日々 引業者等への買信 料対価の額の合計 こ受け入れた場合 当該上場株式等を 合計額が1.200万円 いて当該非課税に 上場株式等の取利 「1.800万円を超え 同定を設けた日から 日における当該居	ボール は ボール は ボール に ボール に に ボール に に に に に に に に に に に に に に
	間内の各年」とい	資上場株式等の振して行うための勘資勘定は、令和6う。)においての資勘定は、非課社の勘定との勘定設定期間で定とは、特定非課本の勘をの勘とで、特定等のありで、特定等のとは、特定がある。)において当該である。)において当該で	替口座簿への記載 定で、次に掲げる 年以後の各年(下 会設けられること。 口座開設届出書が 内の各年の1月1日 税累積投資契約に の記載等に関する 累積投資勘定とし同 、令和7年以後の 営業所に開設され	等に関する記録を要件を満たすもの記録を作を満たすもの記念において「基準をいるという。 毎において設けら基づき振替口座領記録を他の取引に設けられるもの12月31日でいた非課税口屋	を他ののう。期では、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で

ればならない。

リ 居住者等の非課税口座で基準年の翌年分の特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長は、当該特定累積投資勘定に係る特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額その他の事項を、当該営業所の長に、電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。

場合には、当該非課税口座を開設している居住者等の氏名及び生年月日、当該上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として一定の金額その他の事項を、基準日の属する年(下記りにおいて「基準年」という。)の翌年1月31日までに、電子情報処理組織を使用する方法により当該営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなけ

ヌ 居住者等が令和5年12月31日において金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に令和5年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定している場合には、その居住者等(同日に非課税口座廃止届出書の提出をした者等一定の者を除く。)は令和6年1月1日に当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、本措置を適用する。

税 制 度 の 概 要(続)

	X	分		課	税	制	度	
ΙΙ	株式等に	係る譲渡所得の分	(F) =	未成年者口座内の少額.	上場株式等に係る	配当所得及び譲渡	所得等の非課税制度) しょうしょう とうしょう とうしょう しょうしょ しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう し
1	雑課税の特	例 (続)	= ;	7NISA)				
			(1)	金融商品取引業者等	の営業所に未成年	者口座を開設して	いる居住者等が、と	欠の未成
			/	2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2	のロバルボドフト	ブル ぬに ウェフサ	IBB (TETQUE by se	~ F-1F-≅H

所得税を課さない。

- ① 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、次の未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間(下記回において「非課税期間」という。)内に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者であるものに限る。)については、
 - イ 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその非 課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日まで の間
 - ロ 継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において18歳(令和5年1月1日以前に設けられた未成年者口座等については年齢要件をその年1月1日において20歳)である年の前年12月31日までの間
- ② 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、非課税期間内に、その未成年者口座内上場株式等のその未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。
- ② 非課税管理勘定は、平成28年(2016年)から令和5年(2023年)までの各年(その未成年者口座を開設している者が、その年1月1日において18歳(令和5年1月1日以前に設けられた未成年者口座等については20歳)未満である年及び出生した日の属する年に限る。)に設けることができることとし、各年分の非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等を受け入れることができることとする。
 - イ 当該非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等又は当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等(ロの上場株式等を除く。)で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が80万円(ロの上場株式等がある場合にはその移管日における時価を控除した金額)を超えないもの
 - ロ 当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から当該他の年分の非課税管理 勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日に一定の手続きの 下で移管がされる上場株式等
- 継続管理勘定は、令和6年(2024年)から令和10年(2028年)までの各年(その未成年者口座を開設している者がその年1月1日において18歳(令和5年1月1日以前に設けられた未成年者口座等については20歳)未満である年に限る。)に設けることができることとし、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。
- (季) 「未成年者口座」とは、居住者等(その年1月1日において18歳(令和5年1月1日以前に設けられた未成年者口座等については20歳)未満である者及びその年に出生した者に限る。)が、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、本特例の適用を受ける旨その他一定の事項を記載した未成年者口座開設届出書に未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付して提出することにより平成28年(2016年)から令和5年(2023年)までの間に開設した口座(1人につき1口座に限る。)をいう。
- 未成年者口座で管理されている上場株式等につき支払を受ける配当等及びその上場株式等を譲渡した場合におけるその譲渡の対価に係る金銭その他の資産については、一定のものを除き、課税未成年者口座において管理されなければならない。

区 分 課 税 制 度

- Ⅲ 株式等に係る譲渡所得の分 離課税の特例(続)
- ① 未成年者口座を開設した居住者等は、その未成年者口座を開設した日からその居住者等がその年3月31日において18歳である年(以下「基準年」という。)の前年12月31日までの間は、その未成年者口座内の上場株式等を課税未成年者口座以外の口座に移管等をすることはできない。ただし、その居住者等が、災害、疾病その他のやむを得ない事由(以下「災害等事由」という。)に基因してその未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。
- ⑦ 「課税未成年者口座」とは、居住者等が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等の関連会社の営業所に開設した特定口座、預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。
- ① 課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、その課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、その預貯金等を未成年者口座若しくは課税未成年者口座における上場株式等の取得のために払い出す場合、又は当該居住者等の災害等事由に基因してその課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。
- ② 令和6年1月1日以後に、未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等又は預貯金等をこれらの口座から払い出した場合には、当該払出しによる未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡があったものとして、本非課税措置を適用し、居住者等はその払出し時の金額をもってその上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとみなす。この場合において、当該未成年者口座の廃止までの間の当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡等及びその間に支払を受けるべき未成年者口座内の上場株式等の配当等については、源泉徴収を行わないこととする。
- (チ) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例
 - ① 特定中小会社に投資した場合には、その投資額を同一年分の株式譲渡益から控除できる。なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。
 - (注) この特例の適用を受けた株式が特例株式会社(設立5年未満等の一定の要件を満たす特定中小会社)により発行されるものである場合において、その適用を受けた額(適用額)が20億円を超えるときは、その株式の取得価額は、その取得に要した額から、適用額から20億円を控除した残額を差し引いた額となる。
 - ① 令和5年4月1日以後に、特定株式会社(その設立の日の属する年12月31日において中小企業等経営強化法の特定新規中小企業者に該当する株式会社で設立1年未満等の一定の要件を満たすもの)の設立時に投資した場合には、その投資額を同一年分の株式譲渡益から控除できる。なお、この特例の適用を受けた金額(適用額)が20億円を超える場合には、その適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額から、適用額から20億円を控除した残額を差し引いた額となる。
 - 上場等の日の前日までの期間(適用期間)内に株式を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年の上場株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することができる。また、適用期間内に株式を発行した株式会社が解散してその清算が結了し、又は破産手続開始の決定を受けたことにより、その株式が株式としての価値を失った場合には、損失額を株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして上記繰越控除の適用が受けられる。

なお、平成28年1月1日以後は、本特例により控除することができる株式の取得に要した金額及び特定株式等の譲渡損失の金額は、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等から控除できることとされている。

税 制 度 の 概 要(続)

区 分	課 稅 制 度
Ⅱ 株式等に係る譲渡所得の分 離課税の特例(続)	(参考)特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例特定新規中小会社(設立5年未満の一定の特定中小会社等)により発行される特定新規株式を払込みにより取得をした場合に、その特定新規株式の取得に要した金額(800万円を限度)について、寄附金控除を適用することができる。なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。
Ⅲ 土地,建物等に係る譲渡所 得の分離課税の特例 (1)長期譲渡所得の分離課税 ① 通常の譲渡の場合 (②及び③の場合を除く)	その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地,建物等に係る譲渡所得は、めの税率による分離課税 譲渡益×15% (注) 1 昭和27年12月31日以前から所有していた土地,建物等の取得費は,原則として収入金額の5%相当額とする。(概算取得費控除) 2 土地,建物等に係る譲渡所得については,他の所得との損益通算は認められない。 ただし,所有期間5年超の居住用財産の譲渡による損失が生じた場合の損益通算の特例あり。
② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合	昭和62年10月1日から令和7年(2025年)12月31日までの間に、その年1月1日において所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合にその譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときは、その該当する譲渡については、次により課税(イ)譲渡益 2.000万円以下の部分 10%(ロ)譲渡益 2.000万円以下の部分 10%(ロ)譲渡益 2.000万円超の部分 15% 「優良住宅地等のための譲渡」とは次に掲げるものをいう。(イ)国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡(ロ)独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に付するための土地等の譲渡(ク)土地開発公社に対する譲渡で、独立行政法人都市再生機構が施行する次に掲げる事業の用に供されるもの (1)被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地区画整理事業(全)住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業(ニ)収用交換等による土地等の譲渡(オ)第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの(ク)防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの(チ)が美国を関連を関連を指しまり、建替えを行う認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの(チ)都市再生特別措置法の認定を受けて一定の要件を満たす都市再生事業を行う者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(カ)国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められている特定事業又はその特定事業の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして一定のものに関る。)を行う者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がこれらの事業の月に供されるもの

業を実施する者に対する特定所有者不明土地その他一定の土地等の譲渡で、その譲渡

(ル) マンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する一定の事由による土地等の譲渡又は一定のマンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者

に係る土地等が地域福利増進事業の用に供されるもの

に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡

22. 譲 渡 所 得 課

区 分	課	税	制	度
② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合(続)	(ヲ) 一定のマンション! マンション敷地売却! 当該事業の用に供ささい。) の居(カ) 建築面積150㎡以上を満たすもの。) の居(カ) 都市計画法成の開発(カ) 都市計画区域内のが造成する1,000㎡以上) の一団の住宅を受い(タ) 都市計画区域内に㎡以上の書認でを受い(タ) 北地区画整理事業(を) 土地区画整理事業(注) 収用交換等により産を取得した場合の万円特別控除、特定成事業等のための1,居住用財産の3,000万円特別!	事業の実施者に対すれるもの。の建築物の建築をある。の建築物の建築をある。の建築するための一般するための行力がは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	る土地等の譲渡でする事業にでいる。 まる事業(施行ないまたの地域内にある1,000㎡以上の等発許市町に以上の時期ではない。 等発許市町町になりのの事の時では、 特定のは住供でのは、 は、このでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	予配金取得計画に基づく当該 で、当該譲渡に係る土地等が 区面積が500㎡以上等の要件 土地等の譲渡 住宅建設の用に供される一 ・場合において個人又は法人 化区域内にあっては500㎡以 ものであることにつき都道 の土地等の譲渡 は15戸若しくは床面積1.000 合に寄与するものであること めの土地等の譲渡 は指定後3年以内に一定の住
③ 所有期間10年を超える 居住用財産を譲渡した場 合		いて所有期間10年を ものを除く。)をした し次により課税 益 6,000万円以下の	超える居住用家屋 た場合の長期譲渡)部分 10%	≧及びその敷地の譲渡(Ⅳ(8) 所得については、3.000万円
(2) 短期譲渡所得の分離課税	その年の1月1日におい 率による分離課税 譲渡益×30% ただし、	いて所有期間5年以 国等に対する譲渡	下の土地、建物等については、譲渡	能に係る譲渡所得は,次の税 を益×15% ○損益通算は認められない。
(3) 不動産業者等の土地等に 係る事業所得等の分離課税	その年1月1日におい ものの譲渡等をした場合し と口とのうちいずれか多い (イ) 土地等に係る事業所 (ロ) 土地等に係る事業所	で所有期間5年以下 には、その土地等の い方の税額による分 所得等の金額×40% 所得等の金額につき	の土地等で事業所 譲渡等に係る事業 離課税 総合課税を行った	行得又は雑所得の基因となる 於所得又は雑所得は、次のイ 出場合の上積税額×110% 3月31日までの間は適用し
IV 土地,建物等を譲渡した場合の特別控除及び買換え等の特例(1) 収用等の場合	し, (譲渡益-5.0007 (ロ) また, 収用等のあ 税の特例か, 取得時 充てなかった部分に 選択 (ハ) なお, 土地, 建物 総合課税	内に譲渡することを 万円)について上記 った日から2年以内 明及び取得価額の引 ついては、上記Ⅲの 等以外の資産に係る	・条件として, そ Ⅲの特例 (Ⅲ(1)② に代替資産を取得 継ぎによる課税の 分離課税 (Ⅲ(1) 譲渡益についてに	の特別控除額を5,000万円と の軽減税率を除く)を適用 引きる場合には、上記イの課 り繰延べ(代替資産の取得に ②の軽減税率を除く))かの は、5,000万円の特別控除後、 がいて収用され、補償金を取

得する場合など一定の場合をいう。

度

区 分 課 税 制

(2) 特定土地区画整理事業等 のために土地等を譲渡した 場合

その有する土地等が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、2.000万円とし、(譲渡益-2.000万円)につき上記 \square の特例($\square(1)$ ②の軽減税率を除く)を適用。

「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」とは次に掲げる場合をいう。

- (イ) 国, 地方公共団体等が都市計画事業として行う土地区画整理事業, 住宅街区整備事業 第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために買い取られる場合
- (ロ) 都市計画法の規定に基づき,第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が, 事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合
- (ハ) 都市計画法の規定に基づき,防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が,事業計画認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合
- (二) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に買い取られる場合
- (お) 重要文化財, 史跡, 名勝, 天然記念物として指定された土地, 国立公園及び国定公園の特別区域として指定された土地又は自然環境保全地域の特別区域として指定された土地が国又は地方公共団体等に買い取られる場合(重要文化財, 史跡, 名勝, 天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立文化財機構, 文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体(一定のものに限る。)等に買い取られる場合を含む。)
- (へ) 保安林等に係る土地が保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合
- (ト) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合
- (チ) 農業経営基盤強化促進法の地域計画の特例に係る区域内にある農用地が、当該農用 地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構(一定のものに限る。)に買い取られ る場合
- (注) 同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。

(3) 特定住宅地造成事業等の ために土地等を譲渡した場 合 その有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、1.500万円とし、(譲渡益 -1.500万円)につき上記皿の特例(III(1)②の軽減税率を除く)を適用。

「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (イ) 地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために買い取られる場合
- (ロ) 収用の対償に充てられる土地等,住宅地区改良法の改良住宅建設のための改良地区外の土地等又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合
- (ツ) 平成6年1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの間に,特定の民間宅地造成事業等(一団の宅地の造成が土地区画整理事業(その施行地区の全部が市街化区域に含まれるものに限る。)として行われるものであること等の要件を満たすものとして国土交通大臣の認定を受けたものをいう。)の用に供するために買い取られる場合
- (二) 「公有地の拡大の推進に関する法律」第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地を買い取られる場合
- (お) 地方公共団体が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のために土地等を買い取られる場合
- (へ) 沿道地区計画の区域内にある土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合
- (ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う地区の防災及び安全に関する機能の向上等を図るための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合
- (チ) 「中心市街地活性化法」の認定基本計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の中心市街地整備推進機構の行う中心市街地の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合

X

(3) 特定住宅地造成事業等の ために土地等を譲渡した場合 (続)

分

課 税 制 度

- (ツ) 景観計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の景観整備機構の行う景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、これらの者に買い取られる場合
- (ス) 都市再生整備計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の都市再生整備 推進法人の行う一定の公共施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる 場合
- (ル) 認定歴史的風致維持向上計画における認定重点区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる場合
- (ヲ) 国、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために 土地等を買い取られる場合
- (7) 「商店街活性化法」の認定計画に基づく商店街活性化事業又は認定支援計画に基づ く商店街活性化支援事業及び「中心市街地活性化法」の中小小売商業高度化事業で一 定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等 が買い取られる場合
- (カ) 農業協同組合の行う宅地供給事業で一定の要件を満たすもののために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすもののために土地等を買い取られる場合
- (ヨ) 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画等の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合することその他の一定の要件に該当するものとして市町村長等が指定したものの用に供するために買い取られる場合
- (タ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法 人等に土地等を買い取られる場合
- (レ) 「広域臨海環境整備センター法」による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入 施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに買い取られ る場合
- (ソ) 生産緑地地区内の土地を買取申出等に基づき地方公共団体等に買い取られる場合
- (ツ) 「国土利用計画法」による規制区域内の土地等を地方公共団体等に買い取られる場合
- (ネ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する 事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等 を地方公共団体等に買い取られる場合
- (ナ) 土地区画整理促進区域内,住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の 買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買取られる場合若しくは拠点業務市街地整 備土地区画整理促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等に買取られる場 合又は被災市街地復興推進地域内にある土地等が被災市街地復興特別措置法の買取り の申出に基づき都道府県知事等に買い取られる場合
- (ラ) 土地区画整理事業の施行に伴い, 既存不適格建築物の敷地として換地を定めることが困難な場合において, 申出又は同意により交付される清算金を買い取られるとき
- (ム) 被災市街地復興推進地域内にある土地等が、被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分により当該事業の換地計画に定められた公営住宅等の用地に供するための保留地の対価の額に対応する土地等の部分の譲渡があった場合
- (ウ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事由により、土地等に係る権利変換により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買い取られる場合
- (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に 該当するマンションの敷地の用に供されている土地等につき一定のマンション敷地売 却事業が施行された場合において、その土地等に係る分配金取得計画に基づき分配金 を取得するとき又はその土地等が売渡し請求により買い取られるとき

税 制 度 の 概 要(続)

区 分	課	税	制	度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)	指定された区域内の 特別保護地区内の土 団体に買い取られる (オ) 都道府県立自然公 場合 (ク) 「農業経営基盤強何 の農地中間管理機構 (注) 特定住宅地造成 事業の用地としてこ	土地を国若しくは地地のうち天然記念物場合 園特別区域等の一定 と促進法」の買取協調 に買い取られる場合 事業等の用に供するア	方公共団体に譲渡である鳥獣の生息 区域内の土地を地 議に基づき農用地 ために土地等を譲渡して土地等を譲渡し	注律」により管理地区として 度した場合又は鳥獣保護区の 急地等を国若しくは地方公共 地方公共団体に買い取られる 地区域内にある農用地が一定 護渡した場合において、同一 たときは、これらの譲渡の この特別控除は適用しない。
(4) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	とし、(譲渡益-800万円 「農地保有の合理化等の (イ) 農業振興地域内の (ロ) 農地保有の合理化 (ハ) 「農地中間管理事業 積等促進計画の定め (ニ) 工業等導入地区内 (ホ) 土地改良法による した場合 (ハ) 森林組合等のあっ)につき上記Ⅲの特 うために譲渡した場合 農地等を農業委員会 に資するため、一定 養の推進に関する法律 るところにより農用 の土地等を工業用地 創設換地により土地 せんにより林地保有 を備に関する法律」の	例(田(1)②の軽減合」とは、次に掲 のあっせん等によの農地中間管理様 車」の規定による地区域内の土地等 等の用に供するだ 等を取得しなかっ	げる場合をいう。 はり譲渡した場合 機構に農地等を譲渡した場合 の公告があった農用地利用集 等を譲渡した場合 こめ譲渡した場合 ったことに伴い清算金を取得
(5) 居住用財産を譲渡した場合等	以後3年以内の譲渡) につき上記皿の特例((注) 3.000万円の特別: 万円特別控除を適用 (口) 相続又は遺贈されている の用に供されなく建築 住をの期にはなる建築いた。 を上での関に、その取得相続 修工事をしているの間に、そのものに が出事をしたものに 始日のものとみなして 令和6年1月1日以後に行っいて適用) ① 本特例の適用対象 用家屋又は被相続人	した場合の特別控門 田(1)②の適用を受験の適用を受験の適用を受けるい。 を除の適用を受けるない。 被不家屋には一定では、大大ないないが、大大ないないが、大大ないないが、大大ないないが、大大ないないが、大大ないないが、大大ないないが、大大ないないが、大大ないないが、大大ないないが、大大ないないが、大大ないないないが、大大ないないないないが、大大ないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	除額は3.000万円 際なく)をきは、その選年 (そのにたの間では、そのにたの間では、そのにたかのででででででででででできる。) 「おいまでででできる。」では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	の用に供さなくなった年及びとし、(譲渡益-3.000万円) たとし、(譲渡益-3.000万円) た及び翌々年については3.000 台の直前において被相続人の により被相続人の居住 限る。)であって、昭和56年 ら。)及び被相続人居住用家 の事年(2027年)12月31日目まっては耐震のの がであったは耐震の間に場合にある。)後の敷地の譲渡(相続の開 住用財産を譲渡所得の特例)。 を保証を譲渡所得の特別。 を保証をはいて、その被相続人居住 はり取得をした被相続人居住 により取得をした被相続人居住 により取得をした被相続人居住 により取得をした被相続人居住 により取得をした被相続人居住 により取得をした被相続人居住 により取得をした被相続人居住 により取得をした被相続人居住 により取得をしたができる。

を2,000万円とする。

回 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得を した相続人の数が3人以上である場合は、空き家に係る譲渡所得の特例の特別控除額

22. 譲 渡 所 得 課

区 分	課	税	制	度
(6) 平成21・22年に取得した 土地等を譲渡した場合	平成21年1月1日から平成 に当該土地等を譲渡した場合 き上記皿(1)の特例(皿(1)②の	合の特別控除額に	は1,000万円とし,	取得し,5年超所有した後 (譲渡益-1,000万円)につ
(7) 低未利用土地等を譲渡した場合	下「低未利用土地等」というのの譲渡(特別の関係がある該低未利用土地の上にある資を除く。)を令和2年7月1の譲渡の後に当該低未利用土し、(譲渡益-100万円)につ	。)で、その年 者に対してする 産の譲渡の対価 日から令和7年 地等の利用がさ き上記皿(1)の特 けようとする低 た土地又は当該 、その者が適用し が市街化調整区	1月1日において もの及びその対価 を含む。)の額が5 (2025年) 12月31 れる場合に限る。) 例(Ⅲ(1)②の軽減 未利用土地等と一 土地の上に存する 譲渡につき本特例の ない。 或若しくは非線引	(その譲渡とともにした当00万円(注)を超えるもの日までの間にした場合(その特別控除額は100万円と税率を除くを適用。 筆であった土地からその年権利の譲渡をその前年又はつ適用を受けているときは、き都市計画区域(用途地域
(特別控除額の限度)	上記の特別控除(上記Ⅳの 万円を限度とする。	(1)から(7)までの	特別控除) は, 同	一人については, 年間5,000
(8) 居住用財産の買換え,交換の場合	用財産の譲渡をした場合 ① 譲渡資産の所有期間が ② 譲渡に係る対価の額が ② 譲渡者の居住期間が10 ② 買換資産のうち、建 土地については、その面 宅である場合には、築20 存住宅については、取得 ③ 買換資産が令和6年	*10年超のもので *11億円以下であ)年以上であるこ 物については、 可積が500㎡以下(5年以内又は耐震 期限までに耐震 1月1日以後に 5のを除く。)等 らること 見税の繰延べ、買	あること。 ること。 と。 その床面積が50m のものであること 基準に適合するも 改修等をして適合 建築確認を受ける。 である場合には、 換資産の取得価額	に、次の要件を満たす居住 は以上のものであり、かつ、 。なお、買換資産が既存住 の(非耐火建築物である既 するものを含む。)に限る。 住宅(登記簿上の建築日付 エネルギーの使用の合理化 に充てられなかった部分に
(9) 特定の事業用資産の買換 え,交換の場合	の一定の土地等若しくは建物 ら翌年末までに一定の要件に の取得後1年以内に事業の用	等又は船舶を譲 該当する土地等 に供した場合(対応する部分の ては取得価額の	渡し,その譲渡を ,建物,機械装置 詳細は「(2) 法人 80%(一定の場々 引継ぎによる課税	等又は船舶を取得して, その場合」の項参照。) 合は90%, 75%, 70%又はの繰延べ, 買換資産の取得
(10) 既成市街地等内にある土 地等の中高層耐火建築物等 の建設のための買換え,交 換の場合	に建築された地上階数4以	た日の属する年 上の中高層耐火 いた一定の建築物	の12月31日までに 建築物(当該特定 gを含む。)の全部	等(事業用のものを除く。) その譲渡をした土地等の上 民間再開発事業の施行され 又は一部を取得して、その

税 制 度 の 概 要(続)

区 分	課 稅 制 度
(10) 既成市街地等内にある土 地等の中高層耐火建築物等 の建設のための買換え,交 換の場合(続)	(ロ) 既成市街地等内にある土地等を譲渡して、その譲渡をした日の属する年の12月31日までにその譲渡をした土地等の上に建築された地上階数3以上の中高層耐火共同住宅の全部又は一部を取得して、その取得の日から1年以内に事業の用又は居住の用に供した場合譲渡収入のうち取得資産の取得価額に対応する部分については取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ、取得資産の取得価額を超える部分については上記皿の特例(皿(1)②の軽減税率を除く)を適用
(11) 特定の交換分合の場合	(イ) 「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による林地等交換分合又は協定関連交換分合により土地等を交換した場合 (ロ) 農住組合の組合員が「農住組合法」の規定による交換分合により土地等を交換した場合取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(12) 特定普通財産とその隣接 する土地等の交換の場合	個人が有する国有財産特別措置法の普通財産のうち一定の土地等(特定普通財産)に隣接する土地等(所有隣接土地等)につき、その所有隣接土地等とその特定普通財産との交換をした場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ(取得した交換差金に対応する部分を除く。)
(13) 相続財産を相続税申告期 限後3年以内に譲渡した場 合	相続税の対象となった資産を相続税の申告期限後3年以内に譲渡した場合 その資産に係る相続税額をその資産の取得費に加算して譲渡所得の計算上控除すること ができる。
(14) 国等に対して財産を寄附 した場合	国, 地方公共団体又は一定の公益法人等に対して財産を寄附した場合 非課税 (一定の公益法人等に対する場合は, 国税庁長官の承認が必要。)
(15) 国宝, 重要文化財を国等 に譲渡した場合	国宝, 重要文化財を国, 地方公共団体又は文化財保護法に規定する文化財保存活用支援 団体(一定のものに限る。)等に譲渡した場合 非課税
(16) 物納の場合	財産を物納した場合 非課税
(17) 強制換価手続等により譲渡した場合	資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続等に よる譲渡をしたとき 非課税
(18) 債務処理計画に基づき経 営者が私財提供を行った場 合	中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、その個人の保有する資産で現にその内国法人の事業の用に供されているもの(有価証券を除く。)を、その内国法人に係る債務処理計画に基づき、平成25年4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間にその内国法人に贈与した場合には、一定の要件の下で、その贈与によるみなし譲渡課税を適用しない。
(19) 一般交換の場合	1年以上保有していた土地等一定の資産を同種の資産(相手方が1年以上保有し,かつ, 交換のために取得したもの以外の資産)と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方 の価額の差額が20%以下の場合 取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(20) 居住用財産の譲渡により 損失が生じた場合	(イ) 平成10年1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの間に所有期間5年超の居住用財産(譲渡資産)の譲渡をし、かつ、一定期間内に居住用財産(買換資産)の取得をして(年末において買換資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。)、その翌年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、譲渡損失の金額を有する場合譲渡損失の金額について、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可能(ロ) 平成16年1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの間に所有期間5年超の居住用財産(譲渡資産)の譲渡をした場合(契約日の前日において譲渡資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。)において、譲渡損失の金額を有する場合譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅借入金の残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可能

22. 譲 渡 所 得 課

(2)	法人の場合 	ï				
	X	分	課	税	制	度
Ι	一般の課税方式		譲渡収入 - (帳簿価額 + 譲渡利益 = 譲渡所得 (注) 商品等の販売益			
II	土地の譲渡益に対	する 課税	① (イ) (ロ) (ス) (ス) (ロ) (ス) (ス) (ロ) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス) (ス	等土象受等住 1市渡 価,。し 加 渡ら 等土 等共都譲よ開たし 宅すので宅長でに 業地同取の (で)ののは成 令構の 接各 は の 年 の団市渡る発すな のも成立 や構の 接各 は の 年 の頭市渡る発すな のも成立を地とけの寝、か生 (で)のは成 や構の 接各 は の 年 の (で)のは成 や構の がと (で)を (で)を (で)を (で)を (で)を (で)を (で)を (で)を	した出り に と	益 土地等の譲渡益等と認めら 引卸資産に該当するものの譲 のうち、国、地方公共団体、 の優良な住宅地開発事業等の り場合に軽減税率の対象とな 渡益(課税所得) 対し、各事業年度の所得と

税 制 度 の 概 要(続)

区 分		—————————————————————————————————————	 制	
Ⅲ 特別控除及び買換え等の特例 (1) 収用換地等の場合		= 課税所得 った日から原則として 身資産を取得する場合		資産を取得する場合又は換 別控除と圧縮記帳による課
(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	第一種市街地再開発事業 (ロ) 都市計画法の規定にされ 業計画認可前に設立され事業計画認可能に設立を (ハ) 防災街区整備事設定は (ス) 古都保存法等に規定 (本) 重要文化財,史跡、名 境保全地域の特別地区 合 (ペ) 保安科等に係る土業計 場合農業経営基盤強化促進 場合に限る。) に買い取 してに限る。) に買い取 (一) 譲渡利益-2,000万円 (注) 特定土地区して二以 事業の用地として二以	天以は防災衛区整備事場という。 大力を持て、大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を	事業等のために買い 地再開い取り 手が、場合に共団で国 が、組合に共団で国 は、地方公園及は地方が、国立と国 と、地方公園及は地方が、 は、地方公園及は地方が地 が、ののので、 は、地等が が、のので、 が、のので、 は、地等が が、のので、 が、のので、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	業予定地内の土地等が,事場合 区整備事業の都市計画法にられる場合 こ買い取られる場合 公園の特別地域又は自然環 共団体等に買い取られる場
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	の大は、	は、大田 (1 本)	区改良 対	宅建設のための改良地区外 り地方公共団体に買い取ら 区画整理法による土地区画 面積が5ha以上等の要件を 体等に土地等を買い取られ 合 行う沿道整備道路の沿道の

22. 譲 渡 所 得 課

X	分		課	税	制	度
		(カーロータール)))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール))(カーロータール)(カーロータール)(カーロータール)(カーロータール)(カーロータール)(カーロータール)(カーロータール)(カーロータール)(カーロータール)(カーロータール)(カーロータール)(カーロータール)(カーローター)(カーロータール)(カーローター)(カーロー)(カーローター)(カーローター)(カーロー)(カーローター)(カーローター)(カーローター)(カーローター)(カーローター)(カーローター)(カーローター)(カーロー)(カーローター)(カーロー)(カーローター)(カーローター)(カーローロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーローロー)(カーローロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カーロー)(カー	要がは日本によって、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	で、一般では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	は団体の 事地 買土 が 等きにる 該マに さ護い 場 管 事ち、この 書地 買土 が 等きにる 該マに さ護い 場 管 また、これらの 書地 買土 が 等きにる 該マに さ渡い 場 管 事ち、これらの 書地 買土 が 等きにる さまれる しておい 選 世 地にの 一 の う と し し し し し し し し し し し し し し し し し し
(4) 農地保有の合 農地等を譲渡し		の合理化に資 (ロ) 農業振興地 理事業の推奨 るところによ	でするため農地中 地域の整備に関す	間管理機構に農地 る法律に規定する 規定による公告が	は等を譲渡した場合 農用地区域内にあ	度した場合又は農地保有 たる土地等を農地中間管 日集積等促進計画の定め
(5) 平成21・22年 地等を譲渡した		当該土地等を請			『に土地等を取得』 『	」,5年超所有した後に

税 制 度 の 概 要(続)

区	分		課	税	制	度
(6) 資産の譲 額の特例	渡に係る特別控除	(1)~(5)の場合(こ適用される特	別控除額は,	年間5,000万円を限度	まとして認められる。
(7) 特定の資 の場合	産の買換え、交換	き ① ② ③ ④ ② ③ ④ ② ③ ④ ② ③ ④ ② ③ ④ ② ③ ④ ② ③ ④ ② ③ ④ ② ② 該年でなも買内 ○ 合 物 納 の 下上記では、一点、一点、一点、一点、一点、一点、一点、一点、一点、一点、一点、一点、一点、	長門のありのののというでは、 長門では、 大学校のというでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学でり区計での合本 大学校のでは、 大学校のでは、 大学でり区計での合本 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでいるが、 大学校のでいるが、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学校のでは、 大学がな 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学がは、 大学が、 大学がは、 大学がは、 、	繰圧、・・、(、75・、(の務しこ場記内かにに換へ上延縮防70特本集%集本取署 たと合帳かつ類あえの記べ割衛%定店中 中店得長 資がにのら効する 買イを合施 のの地 地のがの 産では対外率る土 換の記せ 地財 域移で承 (き、象へ的区地 え制のとりを持ちない。	る(昭45.4.1から令:れぞれ次のとおり。れぞれ次のとおり。れぞれ次のとおり。引辺の生活環境の整備は(東京23区)から集まで伴う買声圏)以外ので伴う買声圏)以外のではなり、大都買換にとを条件には、3年では場合ことを条件には、3年ではよる合には、3年ではよる。)、では、1000円ではなり、1000円ではなり、1000円ではなり、1000円ではなりでは、1000円ではなりでは、1000円ではなりでは、1000円ではなりでは、1000円では	の地域から集中地域(東京23 の地域から特定の地域(東京は60%) 川勘定を設定することにより 三更に2年間)繰り越すこと 三前の取得資産も可)につい 三である土地等の面積の5倍 の実施に伴って取得される場
(8) 特定の交	換分合の場合	により土地等	等を交換した場 の組合員が農住	合 組合法の規定		や分合又は協定関連交換分合 り土地等を交換した場合
(9) 普通財産 地等の交換	とその隣接する土 の場合	国有財産特別 地等とを交換で ○ 圧縮記帳/	する場合		一定の土地等(特定普	予通財産)とその隣接する土
(10) 一般の交	換の場合		たもの以外の固 0%以下の場合	定資産) とダ		三以上保有し、かつ、交換の はした場合で、かつ、双方の

22. 譲 渡 所 得 課 (参考) 土 地 譲 渡 益 課 税 制

区	/分	年	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
	長区	短分	〔44年度	[改正]	44.1.1カ	つ保有	期間 5 :	年基準	I .	〔50年度〕	改正〕44.	1.1基準			
基本	個	長期	次によ 45・4 47・4 49・5	り分離 46年 1 48年 1 50年 2	課税 10%(自 15%(自 20%(自	E5%)				20% (住6%) 2,000万円超 2,000万円超 8,000万円超				果税 で 20% (住6%)	
的		短期	〔44年度	走改正	分離課	税制度の)創設]	45.1.1							
課	人	超短期	① 40 ② 全 税額	0%相当 全額総合 頁の110%	額(住12 課税をし 相当額	額による %相当額 た場合の の選択適足	(1) 49.1.1~44.1.1以後の取得⇒次のいずれか多い方の税額による分離課利(1) 40%相当額(住12%相当額)(2) 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額								雜課税
税方	法	短期	[48年度改正 法人の土地譲渡益(短期)重課制度の創設] 49.4.1 (一部48.4.21) ~												
式	人	超短期	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □											以下同じ。)	
		上記 以外													
課		特定市街化区 域農地等を譲渡した場合 「48年度改正」2,000万円まで 15% (住 1 49・50年15% (住 5 %) 2,000万円超 2,000万円超 2,000万円超 2,000万円超 2,000万円超 2,000万円超 2,000万円超 2,000万円超 2,000万円超 2,000万円超					円まで ら(住5% 円超 ら(住6% 優身	5) 5) B住宅地 を譲渡し	4,000万 155 4,000万 205 〔54年度	%(住5%) 円超 %(住6%) 改正 創設〕5 円まで 20%	· 4~56年				
税			127 127 666		(115	ウルエン	(10 to 10	7.77							(F0 & #74-T)
		別	収用等 特定土地	Ъ	1.	度改正),200万円	[48年度	2,000万	i円						〔50年度改正〕 3,000万円
の		除(区画整理 特定住宅 造成事業	1事業等		600万円 (度改正)		1,000万		2,000万円					
		人						500万							1,500万円
特		法人)	居住用 (個人の	み)	〔44年	150万円 度改正〕 ,000万円		1,700万	i 円						3,000万円
例	買換え	Tooの方 1,000万日 1,700万日 1,7													

税制度の概要(続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降)

57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5 • 6	7
[57年度改正] 57~62.9.30 所有期間10年基準 [62年9月改正] 62.								-9.3.31 所	f有期間5年	F基準		
次により							_,,,,,	分離課税 万円まで 20% 万円超		〔3年度3 4年~6 次により 一律30%	年	[7年度改正] 7年 次により分離課税 4,000万円まで 25%(住7.5%) 4,000万円超 30%(住9%)

	〔62年9月改正〕62.10.1~ その年1月1日で所有期間5年以下⇒同左						
	[62年9月改正 個人の不動産業者等の超短期重課制度の創設] 62.10.1~9.12.31 その年1月1日で所有期間2年以下⇒次のいずれか多い方の税額による分離課税 ①50%相当額(住15%相当額) ②全額総合課税をした場合の上積税額の120%相当額						
200年1月1日C///有别同10年以上一門左	〔62年9月改正〕62.10.1~ その年1月1日で所有期間5年以下 ⇒通常の法人税に加え20%の税率で追加課税						
	[62年9月改正 超短期重課制度の創設] 62.10.1~ その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒ 通常の法人税に加え30%の税率で追加課 税 2.10.1~ その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税に加え30%の税率で追加課 税 した税率による分離課税						
	[3年度改正 一般の土地譲渡益重課税制度創設]4.1.1~⇒通常の法人税に加え10%の税率で追加課税						
[60年度改正] 60~63年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)	[63年12月改正] 元~3年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 22.5% (住7%) (住8%) 5.1.1~ 廃止						
[57年度改正] 57.1.1~ 4,000万円まで20%(住6%) 4,000万円超 25%(住7.5%)	[63年度改正] 63.4.1~ 一律20%(住6%) [3年度改正]3.1.1~ 一律15%(住5%)						
居住用財産を譲渡した場合	[63年度改正 創設] 63.4.1~ (3年度改正) 4.1.1~ 4,000万円まで 10% (住4%) 6,000万円まで 10% (住4%) 4,000万円超 15% (住5%) 6,000万円超 15% (住5%)						
	「平成元年度改正」 (3年度改正) 5,000万円適用期限あり 5,000万円						
	[平成元年度改正] [3年度改正] 800万円(適用期限あり) 800万円						
	[0007]] (應用別家のサ) 0007]]						
[57年度改正 復活] 57.1.1~ 所有期間10年超の居住用財産に限定して復活	[63年度改正 原則廃止] 63.4.1~ 63.4.1~ 父母等から相続等により取得し、かつ、譲渡 (5年度改正 一部復活) 541~9.1231 ① 土地の対価の額について、国土利用計画 (法・基ぐ 5 物音を を受けていないこと 2 銀渡価額が1 億円以下 (6.11~2 億円以下 0.6の (3 銀渡者の居住期間)10年以上 (金元の資本後が上のに限定)						
[57年度改正] 57.1.1~長期所有土地等の判定基準の 緩和 44.1.1以前取得 ⇒所有期間10年超	[62年9月改正] [3年度改正] [4年度改正] [6年度改正] [7年度改正] 個人62.10.1~ 4.1.1~ 構造改善等の円 ための長期所のための長期所所・事業革新の円						

22. 譲 渡 所 得 課

(参考) 土 地 譲 渡 益 課 税 制

Image: section of the	/分	年	8	9	10	11	12			
	長区	短分	〔8年度改正〕所有期間5	年基準(特例方式の廃止)					
基本	個	長期	[8年度改正] 8・9年 次により分離課税 4,000万円まで 20%(住6%) 8,000万円まで 25%(住7.5%) 8,000万円超 30%(住9%)		[10年度改正] 10年 次により分離課税 6,000万円まで 20% (住6%) 6,000万円超 25% (住7.5%)	[11年度改正] 11年~15年 次により分離課税 一律20%(住6%)				
的		短期								
課	人		(個人の不動産業者等の土	:地譲渡益重課制度)	[10年度改正] 10.1.1~12.12.31 適用停止					
税		超短期	(個人の不動産業者等の起	翌 短期重課制度)	〔10年度改正〕10.1.1~ 廃止					
方	法	短期	〔8年度改正〕8.1.1~ その年1月1日で所有期 ⇒通常の法人税に加え109		[10年度改正] 10.1.1~12.1 ⇒適用停止	12.31				
式	人	超短期	(8年度改正) 8.1.1~14.3. その年1月1日で所有期 ⇒通常の法人税に加え15	間2年以下	〔10年度改正〕10.1.1~ ⇒廃止					
		上記以外	[8年度改正] 8.1.1~ ⇒通常の法人税に加え 5 9	%の税率で追加課税	〔10年度改正〕10.1.1~12.1 ⇒適用停止	2.31				
課		軽減税率(個人)	(特定市街化区域農地等を (優良住宅地等を譲渡し た場合) (居住用財産を譲渡した場	〔8年度改正〕 9.1.1~13.3.31 4,000万円まで 15%(住 4,000万円超 20%(住						
税		特別	(収用等) (特定土地区画整理事業等	£)						
の		控除(個人	(特定住宅地造成事業等) (農地保有合理化等)							
4+		八:法人)	(居住用・個人のみ)							
特例	買換	居住用			[10年度改正 要件緩和] ① 譲渡者の居住期間10 ② 買換資産についての 一定の要件を満たすもの	年以上 面積要件等				
	え	事業用	[8年度改正] 沿道整備権利移転等促進計 画による土地等の買換えの 追加	[9年度改正] 防災街区整備権利移転等促 進計画による土地等の買換 えの追加						

税 制 度 の 概 要(続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降)(続)

				<u> </u>
13	14	15	16	17 18
〔13年度改正 適用其	期限延長〕		〔16年度改正〕16.1.1~	
~15.12.31			次により分離課税	
			一律15% (住5%)	
			・他の所得との損益通算を廃止	
			ただし、所有期間5年超の居住用財産の譲渡に	
			よる損失が生じた場合の損益通算の特例あり	
			・100万特別控除廃止	
			〔16年度改正〕16.1.1~	
			次により分離課税	
			一律30% (住9%)	
			ただし, 国等に対する譲渡については, 15%(住5%)	
			・他の所得との損益通算を廃止	
〔13年度改正 停止	措置延長」		[16年度改正 停止措置延長]	
~15.12.31			~20.12.31	
〔13年度改正 停止	措置延長〕		〔16年度改正 停止措置延長〕	
~15.12.31			~20.12.31	
〔13年度改正 停止	措置延長〕		〔16年度改正 停止措置延長〕	
~15.12.31			~20.12.31	
〔13年度改正 適用其	期限延長〕		〔16年度改正〕	
~15.12.31			16.1.1~20.12.31	
			2,000万円まで 10%(住4%) 2,000万円超 15%(住5%)	
			2,000万円超 15%(任5%) 課税繰延べの特例,特例控除との重複適用を廃止	
			「一	
	-			
〔13年度改正〕			〔16年度改正〕	〔17年度改正〕
① 適用期限延長			適用期限延長~18.12.31	買換資産に係る要件の緩和
② 買換資産に係	る面積要値	牛等の緩和		
〔13年度改正〕		〔15年度改正〕	[16年度改正]	〔18年度改正〕
水道水源水域に係る	特定施設等	産業活力再生特別措置法の事	防災街区整備権利移転等促進計画に基づく土地等への買換	えを防災街区特定農山村地域における所有
から 市区域外から内への	, 利 産 来 郁 買 換 え. 渦	業再構築計画に基づいて行われる長期所有の土地、建物等	整備事業に関する都市計画に基づく土地等又は建物若しく	は構築物への権移転等促進計画による農林地の買換え、幹線道路の沿流
度集積地域から特定	の拠点地区	れる長期所有の土地、建物等から既成市街地等以外の地域	貝揆スに改組	地の買換え、幹線道路の沿道を発展を開発している。
内への産業業務施設 う買換え等を廃止	の移転に件	にある土地,建物,機械装置 等への買換えを廃止		備権利移転等促進計画による 買換えを廃止
				- 1970 - 1940

22. 譲 渡 所 得 課

(参考) 土 地 譲 渡 益 課 税 制

	分	年	19 · 20	21	22					
	分長区	短分								
基本	個	長期								
的										
課	人	短期	(個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度)	〔21年度改正 停止措置延長〕 ~25.12.31						
税				[21年度改正 停止措置延長] ~25.12.31						
方	法	短期								
式	人	上記		[21年度改正 停止措置延長]						
		以外		~25. 12. 31						
		±∀	(特定市街化区域農地等を譲渡した場合)							
課		軽減税率(個人)	(優良住宅地等を譲渡した場合) (居住用財産を譲渡した場合)	〔21年度改正 適用期限延長〕 ~25.12.31						
税		—— 特 ^即	(収用等)							
		特別控除	(特定土地区画整理事業等) (特定住宅地造成事業等)							
Ø		個人・法	(農地保有合理化等)							
		人	(居住用・個人のみ)	平21·22取得 〔21年度改正 創設〕 土地等 1,000万円						
特		居住用	(19年度改正) (1 適用期限延長~21.12.31 (2) 買換え資産についての床面積要件の上限撤廃 (3) 相続等により取得した居住用財産の買換え特例は、特定居住用財産の買換え特例に一本化し、廃止 (122年度改正) (1) 適用期限延長~23.12.31 (2) 適用期限延長~23.12.31 (3) 複統等により取得した居住用財産の買換え特例に一本化し、廃止							
例	換え	事業用	[19年度改正] 防災再開発促進地区内における認定建替計画 に係る建築物の建替えを行う事業に伴う土地 等の買換えを追加							

税 制 度 の 概 要(続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降)(続)

23	24 · 25	26	27
		〔26年度改正 停止措置延長〕	
		~29. 3. 31	
		〔26年度改正 停止措置延長〕	
		~29. 3. 31	
		〔26年度改正 停止措置延長〕	
		~29.3.31	
		〔26年度改正 適用期限延長〕	
		~28. 12. 31	
	〔24年度改正〕 ① 適用期限延長~25.12.31	[26年度改正] ① 適用期限延長~27.12.31	
	② 譲渡価額が1.5億円以下のものに限定	② 譲渡価額が1億円以下のものに限定	
〔23年度改正〕 大気汚染規制区域の内から外への	〔24年度改正〕 長期所有土地等(所有期間10年	〔26年度改正〕 ① 適用期限延長~29.3.31	〔27年度改正〕 長期所有土地等(所有期間10年超)の買換えについて
人気乃衆規制区域の内がら外へのばい煙発生施設の買換え等の廃止	超)の買換え ① 適用期限延長 ~26.12.31	1 適用期限延長~29.3.31 ② 誘致区域の外から内への買換えを 廃止 等 ③ 都市機能誘導区域以外から内への	① 適用類延長 ~29.3.31 ② 買換資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を 除外
	② 買換資産の見直し	関接えを追加 (4) 日本船舶の買換えについて、船齢の高い船舶を除外、買換資産にからて、環境負荷低減に資する作業能の 加、環境負荷無性の目面!	(3) 圧縮割合の引下げ
		の同い加削をは75、貝換質座について環境負荷低減に資する作業船を追加 環焙負荷悪性の目直 筆	イ集中地域(3大都市圏)以外の地域から集中地域(東京23区を除く)への買換え:75% 田集中地域(東京23区を除く)への買換え:75% の地域(東京23区)への買換え:70%

22. 譲 渡 所 得 課

(参考) 土 地 譲 渡 益 課 税 制

区	/分	年	28	29	30	令和元		
	長区	短分						
基								
	個	長期						
本		10,91						
的								
"								
課		短期						
T 1/	人	/525/94	(個人の不動産事業者等の土地					
税			譲渡益重課制度)	停止措置延長~2.3.31				
方		<i>k</i> == #±0		〔29年度改正〕				
	法	短期		停止措置延長~2.3.31				
式	人	上記		〔29年度改正〕				
		以外		停止措置延長~2.3.31				
		軽	(特定市街化区域農地等を譲渡し	た場合)				
	f	固減	(優良住宅地等を譲渡した場合)	[29年度改正]				
		見 税						
		率	(居住用財産を譲渡した場合)					
			(収用等)					
			(特定土地区画整理事業等)					
		特	(特定住宅地造成事業等)					
課		特別控除						
		除	(農地保有合理化等)					
		個	(居住用・個人のみ) 〔28年度改正〕			〔令和元年度改正〕 空き家に係る譲渡所得		
税		人	空き家に係る譲渡所得の特別控除の 28.4.1~令和元.12.31の譲渡	の特例の創設	の特例適用期限延長			
		法人	(平21·22取得土地等)		~5. 12. 31の譲渡			
		\odot	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
の								
			〔28年度改正〕		〔30年度改正〕			
		居金	適用期限延長~29.12.31		適用期限延長 ~令和元. 12. 31			
特		住田人用			買換資産が非耐火既存住宅取得の日以前25年以内に建			
		用)			は地震に対する安全性に係	る規定若しくはこれに準ず		
	買				る基準に適合することのいる。	ずれかを満たすことを加え		
例	1.4-			〔29年度改正〕				
	换			 適用期限延長 ~2.3.31 市街化区域又は既成市街地等の 				
	ż	事個		内から外への農業用資産の買換え, 農用地区域内にある土地等の買換				
	/_	人		えを廃止				
		法		③ 既成市街地等の内から外への買換え、長期所有土地等(所有期間				
		用人		10年超) の買換え, 船舶から船舶				
				への買換えについて,対象資産の 見直し				

税 制 度 の 概 要(続)

度 の 沿 革 (昭 和 44 年 以 降)(続)

2	3	4	5
[2年度改正] 停止措置延長~5.3.31			[5年度改正] 停止期限延長~8.8.31
〔2年度改正〕 停止措置延長~5.3.31			[5年度改正] 停止措置延長~8.3.31
〔2年度改正〕 停止措置延長~5.3.31			[5年度改正] 停止措置延長~8.3.31
[2年度改正] 適用期限延長~4.12.31			[5年度改正] 適用期限延長~7.12.31
			[5年度改正] 空き家に係る譲渡所得の特例適用期限延長 〜9.12.31の譲渡
[2年度改正・個人のみ] 低未利用土地等に係る譲渡所得の特令2.7.1~4.12.31までの譲渡	別控除の創設		[5年度改正・個人のみ] 低未利用土地等に係る譲渡所得の特別控除 の期限延長 ~7.12.31の譲渡
(- today =)	I		
〔2年度改正〕 適用期限延長~3.12.31		[4年度改正] 適用期限延長~5.12.31 買換資産が令和6年1月1日以後に建築確 認を受ける住宅(登記簿上の建築日付が同 年6月30日以前のものを除く。)等である 場合の要件に、その住宅がエネルギーの使 用の合理化に資する一定の住宅であること を加える。	
[2年度改正] ① 適用期限延長~5.331 (過疎地域の外から内への買換え、危険密集市街地内にある土地等の買換えについては33.31) ② 都市機能誘導区域の外から内への買換之を廃止 ③ 既成市街地等の内から外への買換え、長期保有土地等(所有期間10年超)の買換えについて対象資産の見直し、危険密集市街地内にある土地等の買換えについて適用要件の見直し、航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて活用要件の見直し、航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、圧縮割合の引下げ	への買換え及び 防災 再開発促進地区内に ある土地等の買換え		(5年度改正) ① 適用期限延長~8.3.31 ② 既成市街地等の内から外への買換えを廃止 ③ 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、特定飛行場・空港周辺について、譲渡資産から、2.3.31以前に指定された区域にある資産を除外 ④ 長期保有土地等の買換えについて、本店の移動を伴う場合の制合日本船舶への買換えについて、環境荷低減要件、船齢要件等を見直し ⑥ 当期中に譲渡資産を譲渡し、かつ、買換資産を取得した場合には、納税地の所管税務署長に本特例の適用を受ける旨の届出を要することとする(6.4.1施行)

23. 法 人 税 率

				の 所	——— 得 に	 対 す	 る 税		
適用事業年度		普	通 法	人				公益沒	去人等(注1)
区分	基本	税率	軽 減 移	至 率		協同系	且合等	右記	公益社団・財 団法人, 非営
	留保分	配当分	所 得 区 分	留保分	配当分	留保分	配当分	以外	利型一般社 団・財団法人
昭和 43. 4. 1以降終了	35%	26%	(年300万円以下 資本金 1 億円以下の法 人のみ	28%	22%	23%	19%	23%	_
45. 5. 1 //	36.75%	"	"	"	"	"	"	"	_
47. 4. 1以降開始	"	"	"	"	"	"	"	"	_
48. 4. 1 //	"	"	"	"	"	"	"	"	-
49. 5. 1以降終了	40%	28%	(年600万円以下 資本金1億円以下の法) 人のみ	"	"	"	"	"	_
50. 5. 1 //	"	30%	(年700万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ	"	"	"	"	"	_
56. 4. 1 //	42%	32%	(年800万円以下 (資本金1億円以下の法) 人のみ	30%	24%	25%	21%	25%	_
59. 4. 1 //	43.3%	33.3%	"	31%	25%	26%	22%	26%	_
60. 4. 1 %	"	"	"	"	"	28%	23%	28%	_
62. 4. 1 //	42%	32%	"	30%	24%	27%	22%	27%	_
平成 元. 4. 1以降開始	40%	35%	"	29%	26%	// 特定の協 同所得10 億円超の 部分30%/	25%	"	_
2. 4. 1 //	37.	5%	"	28%		27% (特定の協同組合 等の所得10億円) 超の部分30%		"	_
10. 4. 1 /	34.	5%	"	25	i%	25% (特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分30%		25%	_
11. 4. 1 /	30)%	"	22	!%	22 (特定の 等の所名 超の部分	% 協同組合\ 导10億円	22%	_
13. 4. 1 🛷	,	"	"	,	"	,	7	"	_
18. 4. 1 //	,	"	"	,	"	,	,	"	_
19. 4. 1 //	,	"	"	,	"	,	,	"	_
20. 4. 1 %		"	"	,	"		,	"	30% (年所得800万円) 以下の部分22% (20.12.1以降終了)
21. 4. 1以降終了	,	"	"	18	%	22 年所得80 下の部分 特定の前 等の所名 超の部分	% 00万円以 18%, 為同組合 身10億円 分26%	が 年所得 800万 円以下 の分 18%	30% (年所得800万 円以下の部分 18%
22. 4. 1以降開始	,	"	年800万円以下 資本金金(資本の額等 大の名金(資本金の額等 が5億円以上である法人 等ととる完全を がある名を等を除く。	,	"	,	,	"	"

の 推 移

清算所得に	対する税率		 「各事業年度 うち,最も	同族会社の留信 の留保所得金額 多い金額を控除	呆金に対する税: から次の①, ②, した金額 年3,000万P	3, 40	退職年金等積立
積立金から成る部分	7 0	の他			年3,000万円 年 1億円	超 15	金に対する税率
普通法人 協同組合等	普通法人	協同組合等	①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率 基準	
非課税 積立金から成る部分 については清算所得 に対する法人税を課 さない。	30% 42.6.1 以後の解散 又は合併か ら適用	21% 42.6.1 以後の解散 又は合併か ら適用	資本金の25%相 当額度表の25%の利 等年金額度 積立金額	30%	年150万円	_	退職年金業務等 を行う法人の退 職年金等積立金 の額の 1%
"	"	"	"	35% (45.4.1以降開始)	年200万円 (45.4.1以降開始)	_	"
"	"	"	"	"	年350万円	_	"
"	"	"	"	"	年500万円	_	"
"	35%	"	"	"	年1,000万円 (49.4.1以降開始)	_	"
<i>"</i>	"	"	"	"	年1,500万円 (50.4.1以降開始)	_	"
"	37% 56.4.1 以後の解散又は 合併から適用	23% 56.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"
<i>"</i>	38.1% (59.4.1 以後の解散又は 合併から適用	23.9% 59.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"
"	"	25.8% (60.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"
"	37% (62.4.1 以後の解散又は 合併から適用	24.8% (62.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"
"	35.2% /元.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	"	_	"
"	33% (24.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	"	_	"
"	30.7% (10.4.1 以後の解散又は 合併から適用	23.1% /10.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"
"	27.1% (11.4.1 以後の解散又は 合併から適用	20.5% /11.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"(注3)
"	以後の解散又は	// /13.4.1 以後の解散又は 合併から適用	"	"	"	_	"(注3)
"	"	"	"	40% (中小法人は50%)	年2,000万円	自己資本比率(自己資本(同 族関係者からの借入金を含 む。) /総資産)が30%に達す るまでの額(自己資本比率が 30%未満の中小法人のみ)	"(注3)
"	"	"	"	40%	"	_	"(注3)
"	"	"	"	"	"	_	″(注3)
"	"	"	"	"	"	_	"(注3)
清算所得課税を廃止し、	通常の所得	課税に移行	"	"	"	-	〃 (注3)

23. 法 人 税 率

		各 事 業 年 度	の所得に	対する税	率
適用事業年度	普	通法	人	协同如人签	公益法人等(注1)
区 分	基本税率	軽 減 移	色率	協同組合等	右記 公益社団・財 右記 団法人,非営
	留保分 配当分	所 得 区 分	留保分 配当分	留保分 配当分	右記 団法人, 非営 以外 団・財団法人
23. 4. 1以降開始	"	年800万日以下 円以下 円以下円以大円明 (以法年 人金かみ 部が)による中 の名法人等がかりた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	"	"	" "
24. 4. 1 //	25.5%	"	15% (注2)	19% (年所得800万円以下の部分15%(注 2)特定の協同社 会等の所得10 億円超の部分22 %	19% (年所得 800万 円以下 の部分 15% (注2)
27. 4. 1 🛷	23.9%	"	"	"	23.9% (年 所 得800万 円以下の部分 15% (注2)
28. 4. 1 %	23.4%	,	"	"	23.4% (年 所 得800万 円以下の部分 15% (注2)
30. 4. 1 %	23.2%	,	"	"	23.2% (年 所 得800万 円以下の部分 15% (注2)

- (注1)他の法律により公益法人等とみなされる次の法人については収益事業から生じた所得に対して普通法人と同じ税率で法人税が課税される。 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地 売却組合、敷地分割組合
- (注2) 平成24年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率(平成31年4月1日以後に開始する事業年度については、適用除外事業者に該当する普通法人を除く)。

24. 法 人 の 種 類 別 法 人 数,

	7		,	Δ.		申告法人数	所 得	金額	税	額
∠	<u>7</u>		2	分		利益		欠 損	1元	領
内	国	法			人					
普	通	污	Ė		人					
会		社			等	2,816,969	568,451	137,762		
う	ち特	定 目	的	会	社	1,239	36	892		
企	業	÷	組		合	1,291	29	21		
医	療	i	去		人	55,648	12,334	2,762		
小				計		2,873,908	580,815	140,544		114,805
人 榰	0	ない	社	团	等	23,644	239	116		39
協	同	組	合		等					
農業	協同組	合及び	司	連合	会	2,788	5,342	88		

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

^{2.} 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度(この間に事業年度が2回 以上終了した法人にあってはその全事業年度)を対象として令和4年7月31日現在でとりまとめたものである。

の 推 移(続)

清算所得	こ対する税率	<u> </u>	各事業年度うち,最も	同族会社の留保金に対する税率 各事業年度の留保所得金額から次の①,②,③,④の うち,最も多い金額を控除した金額 年3,000万円以下 10%				
積立金から成る部分	・ そ	の他			年3,000万円 年 1億円	超 15 超 20	金に対する税率	
普通法人 協同組合	等 普通法人	協同組合等	①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率 基準		
	"		"	"	"	-	"(注3)	
	"		"	"	"	_	"(注3)	
	"		"	"	"	_	"(注3)	
	"		"	"	"	_	"(注3)	
	"		"	"	"	_	"(注3)	

- (注3) 平成11年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度については、課税が停止されている。
- (参考) 平成26年10月1日以後に開始する事業年度については基準法人税額の44%, 令和元年10月1日以後に開始する事業年度については10.3%の地方法人税が課される。

平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内に属する事業年度については、基準法人税額の10%の復興特別法人税が課される。

所 得 金 額 及 び 税 額(令和3年度分)

(単位 社, 億円)

	K				中生法 1 ***		所 得	金 額	税	475
			7,1		申告法人数	利	益	欠 損	7 7元	. 額
消費	生活協	司組合力	及び同	連合会	587		1,690	3	1	
中小金	企業等協同]組合(企	業組合	を除く。)	12,772		876	16	6	
漁業生	主産組合, 注	漁業協同約	且合及び	司連合会	1,789		145	6	3	
森材	体組 合	及び	同 連	合 会	2,637		140	1	0	
そ		0)		他	21,606		6,312	40	0	
小			Ī	it	42,179		14,505	75	8	1,865
公	益	法	人	等	57,715		2,931	2,23	5	589
外	玉		法	人	5,296		4,011	1,33	5	826
小			Ī	it	3,002,742		602,500	144,98	8	118,124
連	結		法	人	1,917		186,849	24,38	5	19,919
合				計	3,004,659		789,349	169,37	3	138,044

- 3. 連結申告を行った法人は、1グループを1社として集計している。
- 4. 「申告法人数」及び「所得金額」は、清算確定分を含まない。
- 5. 「税額」欄は、所得金額、留保金額及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額等の税額控除を差し引いた税額を示す。

25. 法 人 の 資 本 金 階 別 所

	~	本金階級	番	500万日	円以下	500万	円超	1,0007	 万円超	5,0007	5円超	1億	———— 円超
所得	异階級		号	法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額
利	益計上	法人											
	100万円	以下	1	187,364	783	47,945	210	12,575	60	987	5	163	1
	100万円	超	2	96,251	1,414	27,468	407	8,491	125	774	12	128	2
	200万円	"	3	64,858	1,610	20,166	508	6,860	171	592	14	103	3
	300万円	"	4	83,844	3,297	29,946	1,192	10,903	429	1,102	43	147	6
	500万円	"	5	98,860	7,062	44,534	3,233	19,494	1,426	2,117	155	327	24
	1,000万円	"	6	59,053	8,369	38,478	5,496	21,907	3,163	2,665	394	437	64
	2,000万円	"	7	35,142	10,853	34,321	10,681	28,525	9,269	4,830	1,580	866	296
	5,000万円	"	8	9,077	6,317	13,356	9,075	16,109	11,518	4,142	2,916	928	667
	1億円	"	9	3,337	4,658	6,275	8,318	10,034	14,136	3,702	5,329	1,084	1,595
	2億円	"	10	1,408	4,252	3,146	8,920	5,947	18,592	3,871	12,219	1,758	5,714
	5億円	"	11	293	2,035	701	4,532	1,530	10,937	1,741	12,385	1,279	9,084
	10億円	"	12	218	5,479	407	9,006	723	18,331	1,287	37,104	1,587	59,105
	計		13	639,705	56,128	266,743	61,579	143,098	88,156	27,810	72,155	8,807	76,561
欠	損 沒	5 人	14	1,133,015	34,099	442,243	26,604	151,599	22,763	25,686	23,265	3,319	7,125

- (備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。
 - 1. 自成り「云江原平崎里和木」による。 2. 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度(この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業 年度)について、令和4年7月31日までに申告のあった事績を対象として、令和4年8月末現在でとりまとめたものである。 3. 年2回以上の事業年度を持つ法人の所得階級区分及び所得金額は次による。

26. 法人数(普通法人)の業種別の資本金階級別表(令和3年度分)

(単位 社)

資本金階級業種	100万 円以下	100万 円 超	500 万 円 超	1,000万 円 超	5,000万 円 超	1 億円 超	10億円 超	50億円 超	100億 円 超	 合 計
農林水産業	8,361	18,166	6,130	2,588	645	68	3	1	1	35,963
鉱業	131	907	1,057	835	147	18	14	10	14	3,133
建 設 業	59,083	237,754	95,704	60,087	4,495	503	114	34	35	457,809
繊 維 工 業	561	3,086	3,694	1,474	275	44	14	4	4	9,156
化 学 工 業	1,750	9,674	10,520	6,255	1,814	664	228	73	78	31,056
鉄 鋼 金 属 工 業	2,230	19,873	16,135	6,677	1,367	352	83	27	21	46,765
機 械 工 業	5,097	28,384	24,373	11,085	3,027	891	272	83	97	73,309
食料品製造業	5,055	17,046	12,358	5,852	1,519	304	87	21	23	42,265
出 版 印 刷 業	2,405	11,027	10,606	3,658	753	133	22	4	5	28,613
その他の製造業	8,352	35,234	25,837	9,177	1,988	381	95	25	24	81,113
卸 売 業	19,571	81,865	86,659	35,470	6,940	1,575	303	53	41	232,477
小 売 業	44,189	162,642	81,580	20,569	2,848	473	118	29	35	312,483
料理飲食旅館業	29,283	68,482	25,974	7,400	1,316	129	54	10	7	132,655
金融保険業	15,996	18,464	8,911	3,315	1,804	926	557	178	405	50,556
不 動 産 業	74,188	155,170	90,738	28,038	7,673	873	165	30	42	356,917
運輸通信公益事業	15,529	27,540	29,591	18,760	3,131	1,033	275	61	88	96,008
サ ー ビ ス 業	254,618	331,007	179,119	73,457	13,754	3,759	513	79	98	856,404
計	546,399	1,226,321	708,986	294,697	53,496	12,126	2,917	722	1,018	2,846,682

- (備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。
 - 2. 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度(この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業 年度)について、令和4年7月31日までに申告のあった事績を対象として、令和4年8月末現在でとりまとめたものである。
 - 3. 本表は、連結法人を除いている。
 - 4. 相互会社は、実態に即して便宜的に資本金100億円超の階級として集計し、金融保険業に含めている。

別 表 (令和3年度分)

(単位 社, 億円)

(単位 社, 億円)

10億	 円超	100億	門超	合	計	番				番	連結	法人	
法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額	号	所征	导階級		号	法人数	金	額
							利	益計上	法 人				
35	0	29	0	249,098	1,058	1		100万円	以 下	1	8		0
126	1	61	1	133,299	1,962	2		100万円	超	2	5		0
10	0	10	0	92,599	2,305	3		200万円	"	3	10		0
23	1	8	0	125,973	4,968	4		300万円	"	4	19		1
24	1	7	0	165,363	11,902	5		500万円	"	5	27		2
45	6	5	1	122,590	17,493	6		1,000万円	"	6	26		4
110	34	5	1	103,799	32,714	7		2,000万円	"	7	59		19
101	67	11	6	43,724	30,566	8		5,000万円	"	8	72		51
193	256	14	19	24,639	34,311	9		1億円	"	9	84		126
343	1,043	32	98	16,505	50,838	10		2億円	"	10	149		601
381	2,586	28	197	5,953	41,756	11		5億円	"	11	125		929
1,394	65,865	606	145,053	6,222	339,943	12		10億円	"	12	569	184	4,258
2,785	69,861	816	145,376	1,089,764	569,817	13		計		13	1,153	185	5,991
854	6,479	202	13,600	1,756,918	133,935	14	欠	損	去 人	14	683	24	4,409

① 利益計上法人の場合は、所得金額の(正)の合計金額による。

27. 法 人 数 比 の

(単位 社, %)

区 分	普 通	法人	協同維	合 等	公 益 法	人等	Ē	t	
区 万	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割 合	法人数	割	合
昭和45年	986,825	94.9	48,488	4.7	4,847	0.5	1,040,160		100.0
50	1,346,476	95.5	54,615	3.9	9,519	0.7	1,410,610		100.0
55	1,645,589	95.8	60,172	3.5	12,442	0.7	1,718,203		100.0
60	1,902,956	96.0	61,832	3.1	17,846	0.9	1,982,634		100.0
平成元	2,175,725	96.4	59,592	2.6	20,517	0.9	2,255,834		100.0
5	2,561,830	97.0	57,842	2.2	22,367	8.0	2,642,039		100.0
10	2,699,881	97.1	56,052	2.0	25,374	0.9	2,781,307		100.0
11	2,730,482	97.1	55,393	2.0	25,980	0.9	2,811,855		100.0
12	2,766,457	97.1	55,067	1.9	26,459	0.9	2,847,983		100.0
13	2,791,841	97.1	54,313	1.9	27,957	1.0	2,874,111		100.0
14	2,806,347	97.1	53,613	1.9	30,397	1.1	2,890,357		100.0
15	2,790,489	97.0	52,529	1.8	32,631	1.1	2,875,649		100.0
16	2,809,691	97.0	51,724	1.8	35,511	1.2	2,896,926		100.0
17·····	2,830,691	96.9	51,019	1.7	38,511	1.3	2,920,221		100.0
18	2,853,438	96.9	50,277	1.7	40,992	1.4	2,944,707		100.0
19·····	2,892,567	96.9	48,594	1.6	43,278	1.5	2,984,439		100.0
20	2,890,928	96.9	47,635	1.6	44,331	1.5	2,982,894		100.0
21 · · · · · · · ·	2,886,807	96.9	46,882	1.6	45,490	1.5	2,979,179		100.0
22	2,866,659	96.9	45,956	1.6	46,665	1.6	2,959,280		100.0
23	2,865,264	96.9	45,227	1.5	47,585	1.6	2,958,076		100.0
24	2,873,203	96.9	44,704	1.5	48,622	1.6	2,966,529		100.0
25	2,893,509	96.8	44,206	1.5	49,992	1.7	2,987,707		100.0
26	2,903,874	96.8	43,905	1.5	51,382	1.7	2,999,161		100.0
27	2,927,903	96.8	43,865	1.4	53,057	1.8	3,024,825		100.0
28	2,955,577	96.8	43,687	1.4	54,422	1.8	3,053,686		100.0
29	2,980,284	96.8	43,454	1.4	55,920	1.8	3,079,658		100.0
30	3,004,951	96.8	43,194	1.4	56,970	1.8	3,105,115		100.0
令和元	3,036,497	96.8	42,869	1.4	57,957	1.8	3,137,323		100.0
2	3,089,709	96.8	42,544	1.3	58,972	1.8	3,191,225		100.0
3	3,148,185	96.9	42,181	1.3	60,046	1.8	3,250,412		100.0

② 欠損法人の場合は、所得金額の(負)の合計金額による。 4. 連結申告を行った法人は、1グループ1社として集計している。

⁽備考)1. 「国税庁統計年報」による。
2. 「法人数」は内国法人(人格のない社団等を除く。)の数であり、平成18年以前はその年2月1日から翌年1月31日までの間に事業年度が終了した法人(体業中等の理由による無申告法人を含む。)について示し、平成19年以降は翌年6月30日現在の法人数を示している。
3. 平成19年度以降は、連結法人を含んでおり、連結申告を行った法人は、1グループを1社として集計している。
4. 昭和45年は沖縄国税事務所分を除く。

法 人 税 (1) 「各事業

- (1) 「各事業年度の所得」については
 - ① 普通法人

イ 資本金1億円以下のもの (年800万円以下の所得)

62年度 平元 平2 平10 平11 平21 平24~ 留保分 29% 30% 28% 25% 22% 18% 15% (注1) 配 当 分 24% 26%

(年800万円超の所得)

平元 平2 平10 平11 平24 平27 平28 平30~ 62年度 留 保 分 42% 40% 37.5% 34.5% 30% 25.5% 23.9% 23.4% 23.2% 配当分 35% 32%

ロ 資本金1億円超のもの

62年度 平元 平2 平10 平11 平24 平27 平28 平30~ 保 分 42% 40% 37.5% 30% 34.5% 25.5% 23.9% 23.4% 23.2% 配 当 分 32% 35%

② 公益法人等

イ 下記以外のもの

62年度平10平11平21平24~27%25%22%22%19%(年800万円以下の所得)平21平24~18%15% (注1)

ロ 公益社団・財団法人、非営利型一般社団・財団法人

(年800万円以下の所得)

平20 平21 平24~

22% 18% 15% (注1)

(年800万円超の所得)

平20 平24 平27 平2 平30~ 30% 25.5% 23.9% 23.4% 23.2%

③ 協同組合等*

62年度 平元 平2 平10 平11 平21 平24~ 留 保 分 27% 27% 27% 25% 22% 22% 19% 配当分 22% 25% 平21 平24~ (年800万円以下の所得) 18% 15% (注1)

*特定の協同組合等の年10億円超の所得金額に係る税率は22%

- (注1) 平成24.4.1から令和7.3.31までの間に開始する各事業年度に適用される税率。ただし、平成31.4.1以後に開始する事業年度において適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人)に該当する法人の年800万円以下の部分については、19%。
- (注2) 普通法人の軽減税率については、大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等には適用しない。
- (2) 「清算所得」については

63年度 平元 平2 平10 平11 平22~

- ① 普通法人 37 % 35.2% 33 % 30.7% 27.1%
- ② 協同組合等 24.8% 24.8% 23.1% 20.5% 通常の所得課税に移行

(1) 受取配当等の益金不算入

内国法人が受け取る株式等に係る配当等の額のうち次の①~④の金額は、益金の額に算入しない。

- ① 完全子法人株式等に係る配当等の額…その全額
 - (注) 完全子法人株式等とは、内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式等のうち一定のものをいう。
- ② 関連法人株式等(①以外の持株割合3分の1超の株式等)に係る配当等の額…その配当等の額から負債利子の額を控除した残額
- ③ ①, ②及び④以外の株式等(持株割合5%超3分の1以下の株式等)に係る配当等の額…その配当等の額の50%相当額

本

税

所得の計算(主なもの

度 の 概 要

- ④ 非支配目的株式等(持株割合5%以下の株式等)に係る配当等の額(特定株式投資信託の収益の分配の額を含む。)…その配当等の額の20%相当額
 - (注1)保険会社が受け取る非支配目的株式等に係る配当等の額については、その配当等の額の40%相当額を益金不算入
 - (注2)協同組合等が受け取る連合会等の普通出資に係る配当等の額については、出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の50%相当額を益金不算入
- (2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入

外国子会社(持株割合25%以上の株式等)に係る受取配当等についてはその95%相当額(受取配当等の5%相当額を経費とみなして控除)が益金不算入とされる。

(3) 有価証券の期末評価方法

売買目的の有価証券については時価法、その他の有価証券については原価法による。

(4) 棚卸資産の期末評価方法

原価法又は低価法(期末の一般的な時価)による。ただし、トレーディング目的の棚卸資産については、 時価法による。

- (5) 減価償却(後掲)
- (6) 貸倒引当金
 - ① 銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等の貸倒引当金の繰入限度額は、期末金銭債権を個別に評価する金銭債権(その一部につき回収が不能となった債権に限る。)と一括して評価するその他の金銭債権とに区分してそれぞれ計算する。個別に評価する金銭債権については債務者ごとに貸倒れが見込まれる事由に応じた回収不能見込額を計算し、一括して評価する金銭債権については実績繰入率(過去3年間の貸倒実績率)を乗じて貸倒見込額を計算する。
 - ② 中小法人等については、実績繰入率に代えて法定繰入率(租税特別措置)を適用できる。(本特例については、大法人(資本金の額等が5億円以上の法人等)の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等又は適用除外事業者に該当する法人には適用しない。)
- (7) 収益及び費用の帰属事業年度の特例
 - ① 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度
 - イ 工事 (製造及びソフトウェアの開発を含む。)のうち、工事期間が1年以上であること、請負金額が10億円以上等の要件に該当するもの(長期大規模工事)の請負については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算する。
 - ロ 長期大規模工事以外の工事の請負については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することができる。
 - ② リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度

資産の売買とみなされるリース取引による資産の譲渡については、延払基準により収益の額及び費用 の額を計上することができる。

特定同族会社の留保金課税

法人が特定同族会社に該当する場合で、留保金額が留保控除額(①所得等の金額の40%相当額、②2,000万円、③資本金の額等の25%相当額から利益積立金額を控除した金額のうち最も多い金額)を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率(年3,000万円以下の部分は10%、年1億円以下の部分は15%、年1億円超の部分は20%)を適用して計算した留保税額が課される。

特定同族会社とは、1 株主グループ (その同族関係者を含む。) による持株割合等が50%を超える会社 (資本金の額等が1億円以下の会社は、大法人 (資本金の額等が5億円以上の法人等) の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等に限る。) をいう。

- (1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(措法42の4)
 - ① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度…一般試験研究費の額について、試験研究費の増減割合に応じて次の税額控除割合(1%~14%)を乗じて計算した金額の税額控除(当期の法人税額の25%を限度とする。)ができる。
 - イ 税額控除割合
 - 増減割合が12%超 11.5% + (増減割合-12%) ×0.375 (14%を上限とする。)
 - 増減割合が12%以下 11.5% (12% 増減割合) ×0.25 (1%を下限とする。)
 - 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合 8.5%

所

得

の

計算

主

ŧ

な

 \smile

続

の

法人社内留保課税

租税の特別減免

- ※ 税額控除割合が10%を超える部分については、令和3.4.1~令和8.3.31の間に開始する各事業年度 に限る。
- ※※ 令和3.4.1~令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費の額の平均売上金額に 対する割合(試験研究費割合)が10%を超える場合には、上記イの税額控除割合に、次の割合を 加算する。

○控除割増率: (試験研究費割合-10%) ×0.5 (10%を上限)

ロ 税額控除の上限…当期の法人税額の25%。ただし、令和5.4.1~令和8.3.31の間に開始する各事業年度においては、当期の法人税額に次の区分に応じそれぞれ次の割合((イ)及び(ノ)のいずれにも該当する場合はいずれか高い割合)を乗じた金額とする。

なお、研究開発を行う一定のベンチャー企業については税額控除の上限を15%上乗せする特例を受けることができる。

(注)上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの(大法人の子会社等を除く。)をいう。

(イ) 増減割合が4%超

(増減割合-4%) ×0.625 (5%を上限とする。)

- (ロ) 増減割合がマイナス4%未満 (増減割合+4%) ×0.625 (マイナス5%を下限とする。)
- (対験研究費割合が10%超 (試験研究費割合-10%) × 2 (10%を上限とする。)

② 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の試験研究費の額について、上記①の適用に代えて、試験研究費の総額の12%の税額控除(当期の法人税額の25%を限度とする。)ができる。

なお、令和3.4.1~令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、試験研究費の増減割合が12%を超える場合の税額控除割合及び税額控除の上限は、次のとおりとする。

イ 税額控除割合 12% + (増減割合-12%) ×0.35 (17%を上限とする。)

- ※ 令和5.4.1~令和8.3.31の間に開始する各事業年度において,試験研究費割合が10%を超える場合(増減割合が12%を超える場合を除く。)には、税額控除割合に、次の割合を加算する。
 - (12%×控除割増率)

※ なお、試験研究費の増減割合が12%を超える場合には、さらに次の割合を加算する。

○ ((増減割合-12%) ×0.375×控除割増率)

ロ 税額控除の上限 当期の法人税額の35%

なお、令和3.4.1~令和8.3.31の間に開始する各事業年度において、増減割合が12%以下かつ試験研究 費割合が10%超の場合の税額控除の上限は、法人税額の25%に次の金額を加算した金額とする。

○ 当期の法人税額× ((試験研究費割合-10%) × 2)

※ (試験研究費割合-10%) ×2の上限は10%

③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度…特別試験研究費の額(上記①又は②の対象となったものを除く。)について,次の試験研究の区分に応じそれぞれ次の税額控除割合を乗じて計算した金額の税額控除(上記①又は②とは別枠で,当期の法人税額の10%を限度とする。)ができる。

イ 大学などとの共同研究又は委託研究 30%

- ロ 研究開発型スタートアップ又は国公立大学等の外部化法人との共同研究又は委託研究 25% ハ 上記以外のもの 20%
- (2) 中小企業投資促進税制(措法42の6)

中小企業者等が指定期間(平成10.6.1~令和7.3.31)内に、特定機械装置等の取得等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(下記(10)「中小企業経営強化税制」の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる(ただし、中小企業者等のうち資本金の額等が3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。)。

控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。

(3) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の9)

沖縄県知事の認定を受けた一定の事業者(認定事業者)が平成14.4.1~令和7.3.31のうち一定の期間内に、次の区域内において工業用機械等の取得等をした場合に、取得価額の15%(建物等は8%)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。

控除限度超過額については4年間の繰越しができる(各事業年度終了の日において認定事業者である者に限る。)。

- ① 観光地形成促進地域
- ② 情報通信産業振興地域
- ③ 産業イノベーション促進地域

租

税

の

特

別

減

免 (続

- ④ 国際物流拠点産業集積地域
- ⑤ 経済金融活性化特別地区
- (4) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の10)

特定事業の実施主体として国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められた法人が、指定期間(平成26.4.1~令和6.3.31)内に、国家戦略特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。

- イ 平成31.4.1~令和6.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31.3.31以前に受けた確認に係る事業実施計画に同日において記載されたものを除く。): 特別償却割合45%(建物等は23%), 税額 控除割合14%(建物等は7%)
- ロ 上記イ以外の特定機械装置等:特別償却割合50%(建物等は25%),税額控除割合15%(建物等は8%)
- (5) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の 11)

総合特別区域法の指定法人が指定期間(平成23.8.1~令和6.3.31)内に、国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。

- イ 平成31.4.1~令和6.3.31までの間に取得等をした特定機械装置等(平成31.3.31以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されたものを除く。): 特別償却割合34%(建物等は17%), 税額控除割合10%(建物等は5%)
- ロ 上記イ以外の特定機械装置等:特別償却割合40%(建物等は20%),税額控除割合12%(建物等は6%)
- (6) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11の2)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正法の施行の日(平成29.7.31)から令和7.3.31までの間に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において、特定事業用機械等の取得等をした場合に、次の区分に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。

- イ 機械装置及び器具備品:特別償却割合40%,税額控除割合4%(平成31.4.1以後に承認を受けた法人が,地域の成長発展の基盤強化に著しく資する一定の承認地域経済牽引事業の用に供したものにあっては、特別償却割合50%,税額控除割合5%)
- 口 建物等:特別償却割合20% 税額控除割合2%
- (7) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11の3)

地域再生法一部改正法施行日(平成27.8.10)から令和6.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受けた法人が、認定日の翌日から3年以内に特定建物等の取得等をした場合に、次の場合に応じたそれぞれの割合による特別償却又は税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。

- ① 移転型計画:特別償却割合25%,税額控除割合7%
- ② 拡充型計画:特別償却割合15%, 税額控除割合4%
- (8) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(措法42の12)
 - ① 地域再生法一部改正法施行日(平成27.8.10)から令和6.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受けた法人が、認定日の翌日から2年以内の日を含む事業年度(適用年度)において、次のイの要件の全てを満たす場合に、その計画に従って移転又は新増設をした特定業務施設において増加させた雇用者について、次の口に掲げる金額の合計額の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。ただし、上記(7)「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の適用を受けた事業年度については、適用することができない。(上記(7)との選択適用)
 - (イ) 当期及び前期において会社都合による離職者がいないこと
 - (ロ) 雇用保険法の適用事業を行い、業務の規制等が講じられている一定の事業を行っていないこと
 - 口 税額控除額
 - (イ) 30万円 (移転型計画の場合は50万円) に、地方事業所基準雇用者数 (基準雇用者数を上限とする。) のうち特定業務施設に勤務する無期・フルタイムの新規雇用者の数に達するまでの数を乗じて計算した金額

租

税

の

特

別

減

免(続

- (ロ) 20万円(移転型計画の場合は40万円)に、地方事業所基準雇用者数(基準雇用者数を上限とする。)から特定業務施設に勤務する新規雇用者の総数を控除した数のうち他の事業所から特定業務施設へ転勤した無期・フルタイムの雇用者(新規雇用者を除く。)の数に達するまでの数を乗じて計算した金額
- ② 上記①の適用を受ける又は受けた認定事業者(上記(7)の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとした場合に上記①の適用を受けられるものを含む。)が、適用事業年度以後の各適用年度(基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度を除く。)において、上記①イ(口)の要件を満たす場合には、計画認定日(移転型計画に限る。)以後に終了する事業年度からその適用年度までの特定業務施設における増加雇用者数の合計数に40万円(特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合は30万円)を乗じて計算した金額の税額控除(上記①又は上記(7)の税額控除の合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。(上記(7)との併用可能)

(9) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除(措法42の12の2)地域再生法一部改正法施行日(平成28.4.20)から令和7.3.31までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合に、その支出した寄附金の額の合計額の40%からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額(その支出した寄附金の額の合計額の10%を限度とする。)の税額控除(当期の法人税額の5%を限度とする。)ができる。

(10) 中小企業経営強化税制(措法42の12の4)

中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等が、平成29.4.1~ 令和7.3.31までの間に、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に、即時償却又は取得価額の7%(資本金の額等が3,000万円超の法人以外の法人は10%)の税額控除(上記(2)「中小企業投資促進税制」の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。

控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。

- (11) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(措法42の12の5)
 - ① 令和4.4.1~令和6.3.31までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合(継続雇用者給与等支給増加割合)が3%(資本金の額等が10億円以上かつ常時使用従業員数が1,000人以上である法人については、給与等の引上げ方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合に限る。)以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%(次の要件を満たすときは、それぞれの割合を上乗せした割合)の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。

イ 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上である場合 10%

- ロ 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が 20%以上である場合 5%
- ② 中小企業者等が、平成30.4.1~令和6.3.31までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して 給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のそ の比較雇用者給与等支給額に対する割合(雇用者給与等支給増加割合)が1.5%以上であるときは、控除 対象雇用者給与等支給増加額の15%(次の要件を満たすときは、それぞれの割合を上乗せした割合)の 税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)ができる。
 - イ 雇用者給与等支給増加割合が2.5%以上である場合 15%
 - ロ 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が 10%以上である場合 10%
- (12) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の12の6)

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定導入事業者が、同法の施行日(令和2.8.31)から令和7.3.31までの間に、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は次の地域に応じたそれぞれの割合による税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。

- ① 条件不利地域 令和4年度:15%, 令和5年度:9%, 令和6年度:3%
- ② その他の地域 令和4年度: 9%, 令和5年度: 5%, 令和6年度: 3%

租

税

の

特

別

減

免

続

- (13) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の12の7)
 - ① デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
 - イ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者が、産業競争力強化法等法の一部改正法施行日(令和3.8.2)から令和7.3.31までの間に、認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の支出をする場合において、情報技術事業適応設備を取得等したときは、取得価額の30%の特別償却又は3%(産業競争力強化に著しく資する一定の情報技術事業適応の用に供するものについては5%)の税額控除(下記ロ及び②の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。
 - ロ 産業競争力強化法の認定事業適応事業者が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日(令和3.8.2)から令和7.3.31までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、事業適応繰延資産の額の30%の特別償却又は3%(産業競争力強化に著しく資する一定の情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については5%)の税額控除(上記イ及び下記②の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。
 - ② カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

産業競争力強化法の認定事業適応事業者(認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものに限る。)が、産業競争力強化法等の一部改正法施行日(令和3.8.2)から令和6.3.31までの間に、生産工程効率化等設備等を取得等した場合には、その取得価額の50%の特別償却又は5%(エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する場合は10%)の税額控除(上記①イ及び口の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。)の選択適用ができる。

- (14) 沖縄の認定法人の課税の特例(措法60)
 - ① 情報通信産業特別地区

情報通信産業特別地区として定められている区域内において、情報通信産業振興計画の提出の日以後に設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、同地区内においては専ら特定情報通信事業を営むこと、地区外の事業所においては調査業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと、常時使用する従業員数が5人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受け、同日から令和7.3.31までの間に主務大臣の確認を受けた法人については、その設立後10年間、同区域内において行う特定情報通信事業から得られた所得について、40%の所得控除ができる。

② 国際物流拠点産業集積地域

国際物流拠点産業集積地域として定められている区域内において、国際物流拠点産業集積計画の提出の日以後に設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、区域内においては専ら特定国際物流拠点事業を営むこと、区域外の事業所においては自らが製造した製品の販売業務等の一定の業務以外の業務を行わないこと、常時使用する従業員数が15人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受け、同日から令和7.3.31の間に主務大臣の確認受けた法人については、その設立後10年間、同区域内において行う特定国際物流拠点事業から得られた所得について、40%の所得控除ができる。

③ 経済金融活性化特別地区

経済金融活性化特別地区として指定された地区の区域内において、同地区の指定の日以後に設立された法人で、同地区の区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、区域内においては主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと、常時使用する従業員数が5人以上であること等の要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を同日から令和7.3.31までの間に受けた法人については、その設立後10年間、所得の40%に特区内従業員数割合を乗じた金額の所得控除ができる。

(15) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例(措法61)

国家戦略特別区域法の指定を令和6.3.31までに受けた法人については、その設立以後5年間、国家戦略特別区域内において行われる特定事業から得られた所得について、20%の所得控除ができる。

- (16) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例(措法66の13)
 - 一定の特定事業活動を行う法人が、令和2.4.1から令和6.3.31までの間に、特定株式を取得した場合において、取得価額の25%以下の金額の特別勘定を設けたときは、同額の所得控除ができる。ただし、特定株式を譲渡した場合等一定の事由に該当する場合は、特別勘定の金額の全部又は一部を取り崩して益金の額に算入される。

租

税

の

特

別

減

免(続

28. 法 L 税 制

租

税

の

特

別

減

免

続

- ※ 資本金の増加に伴う払込みにより交付された特定株式のうち取得後3年を経過したものについては、一 定の場合を除き、益金算入は不要となる。
 - 決権の過半数を有することとなるものである場合において、取得後5年を経過したときには、特別勘定の 金額を取り崩して, 益金の額に算入される。ただし, 取得後5年以内に, 売上高や投資規模等の「成長要件」 を満たした場合は、この限りではない。

なお、その特定株式が、購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得により総株主の議

- ※1 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の 平均)が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。
- ※2 大企業が、平成30.4.1~令和6.3.31の間に開始する各事業年度において次の①の要件のいずれにも該当 しない場合には、その事業年度については、次の②の税額控除規定を適用できないこととする。

ただし、当期の所得金額が前期の所得金額以下である場合は、対象外とする。

- ① 要件
 - イ 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること
 - ロ 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の30%を超えること
 - ※ なお、資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用従業員数が1,000人以上で、前期の所得金額が 零を超える大企業の場合には、上記①の要件を次のとおりとする。
 - イ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額が1%以上であること
 - ロ 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の30%を超えること
- ② 税額控除規定
 - イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (上記(1)の①③)
 - ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (上記(6))
 - ハ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除(上記印)
 - ニ 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除(上記(13))

課税の特例 の支出が のを出が の

法人が、平成6.4.1以後に使途秘匿金を支出した場合には、通常の法人税に加え、その使途秘匿金の支出額 の40%の法人税を課する。(措法62)

使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭等の支出のうち、相当の理由がなく、その相手先の氏名・住所 及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいう。ただし、商品の仕入れ等取引の対価の支払として 支出されたものであることが明らかなものは除かれる。

欠

損

金

の

繰

越

し

繰

戻

し

(1) 法人の各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた次の欠損金額については損金 の額に算入する。ただし、中小法人等以外の法人については、欠損金額の控除前の所得金額(控除前所得 金額)の50%相当額を限度とする。

なお、再建中の法人又は新設法人の一定の事業年度については、欠損金額の損金算入限度額を控除前所 得金額とする特例が設けられている。

- ① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金額
- ② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金額
- (2) 青色申告法人の欠損金額については1年間の繰戻還付ができる。

ただし、次の法人以外の法人の平成4.4.1から令和6.3.31までの間に終了する事業年度において生じた欠損 金額については、解散、事業の全部の譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合を除き、繰戻還付制度 は適用されない(措法66の12)。

- ① 普通法人のうち資本金の額等が1億円以下であるもの(資本金の額等が5億円以上の法人等の100% 子法人等を除く。)
- ② 公益法人等又は協同組合等
- ③ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの
- ④ 人格のない社団等
- (注) 災害により棚卸資産等に生じた損失の額(災害損失欠損金額)がある場合は、その災害損失欠損金 額について繰戻還付ができる。

納

(1) 期限内申告の場合

事業年度が6月以下の法人は確定申告書の提出期限(各事業年度終了の日の翌日から2月以内。) 事業年度が6月を超える法人は最初の6月間に係る中間申告書の提出期限(事業年度開始後6月を経過 した日から2月以内)、確定申告書の提出期限(事業年度終了の日の翌日から2月以内。)

期

度 の 概 要(続)

価

(4) 第4次再評価

ただし、法人が、定款等の定め等の理由により、事業年度終了の日の翌日から2月以内に決算について の定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、法人の申請により、提出期限を1月間(次 に該当する場合は、次の期間) 延長することができる。 ① 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内 納 に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合…4月を超えない範囲内におい て税務署長が指定する月数の期間 ② 特別の事情があることにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招 集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合… 税務署長が指定する月 数の期間 なお、申告期限の延長が認められた場合には、その延長された期間に応じ利子税が徴収される。 (2) 期限後申告の場合は申告書提出の日 (注) 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないときは税務署長の指定した日まで提出期限を 期 延長することができる。 修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。 ※ 大法人等の確定申告書等の提出については、申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組 織を使用する方法(e-Tax)により提供しなければならない。 法人事業税 (1) 資本金1億円超の普通法人 (所得割) 所得の1.0% (付加価値割) 付加価値額の1.2% (資本割) 資本金等の額の0.5% (2) 資本金1億円以下の普通法人 (所得割) 年所得400万円以下3.5% 800万円以下5.3% 800万円超7.0% そ (3) 一定の業種を営む法人 の ① 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等を除く)・導管ガス供給業・保険業を営む法人 (収入割)収入金額の1.0% 他 ② 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等)を営む資本金1億円超の普通法人 の (収入割) 0.75% (付加価値割) 0.37% (資本割) 0.15% ③ 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等)を営む資本金1億円以下の普诵法人 法 (収入割) 0.75% (所得割) 1.85% 人 ④ 特定ガス供給業を営む法人 課 (収入割) 0.48% (付加価値割) 0.77% (資本割) 0.32% 税 ※上記のほか、事業税の付加税として特別法人事業税が課される。 上記(1)又は(2)の法人…基準所得割額に対し、260%(上記(1)の法人)又は37%(上記(2)の法人) 備考 上記(3)の法人…基準収入割額に対し、30%(上記(3)①の法人)、40%(上記(3)②③の法人)又は62.5%(上 記(3)4の法人) 法人道府県民税 (均等割) 2~80万円(法人税割)法人税額の1.0% 法人市町村民税 (均等割)5~300万円(法人税割)法人税額の6.0% 地方法人税(国税) 法人税額の10.3% (1) 第1次再評価 昭25.1.1~10.30の期間 再評価差額に対して6%課税 資 (2) 第2次再評価 産 昭26.1.1~9.30の期間 課税条件は第1次に同じ 再 (3) 第3次再評価 昭28.1.1から2年間 再評価差額に対して6%課税 評 ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免

中小企業を対象として、昭32.1.1から1年間 再評価差額に対して1.5%課税

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度である。令和2年3月に公布された所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)において連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行することとされ、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されている。

適用法人

1

適用法人について、次の法人を除外するほか、連結納税制度と同様とする。

- (1) 青色申告の承認の取消しの通知を受けた日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの
- (2) 青色申告の取りやめの届出書の提出をした日から同日以後1年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの

2 適用方法等

適用方法並びに承認の取消し及び適用の取りやめの方法について、次の見直しを行うほか、連結納税制度と同様とする。

- (1) 親法人の設立事業年度の翌事業年度からグループ通算制度を適用しようとする場合の承認申請期限の特例について、親法人がその資産の時価評価による評価損益を計上する必要がある場合及び設立事業年度が3月以上の場合には適用できないこととする。
- (2) 承認の却下事由に、備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があることを加える。
- (3) 青色申告の承認を取り消された場合には、グループ通算制度の承認の効力を失うこととし、グループ通算制度固有の取消事由を設けないこととする。

3 車 年

適用法人の事業年度は、連結納税制度と同様に、親法人の事業年度に合わせたみなし事業年度とする。

事 年 業 度

(1) 損益通算

- ① 欠損法人の欠損金額の合計額(所得法人の所得の金額の合計額を限度)を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入する。この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する。
- ② グループ通算制度の適用法人又は通算グループ内の他の法人の所得の金額又は欠損金額が期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額とみなして上記①の損金算入又は益金算入の計算をする。
- (2) 欠損金の通算
 - ① グループ通算制度の適用法人の欠損金の繰越控除額の計算について、控除限度額は通算グループ内の 各法人の欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%相当額(中小法人等、更生法人等及び新設法人につい ては、所得の金額)の合計額とし、控除方法は連結納税制度と同様とする。
 - (注) 更生法人等の判定は各法人について行うこととし、通算グループ内のいずれかの法人が新設法人 に該当しない場合にはその通算グループ内の全ての法人が新設法人に該当しないこととする。
 - ② 通算グループ内の他の法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額を当期の所得の金額又は過年度の欠損金額とみなす。
 - ③ グループ通算制度の適用法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された 当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、欠損金額及び中小法人等以外の控除限度額 (欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%相当額をいう。)で期限内申告において通算グループ内の他の 法人との間で授受した金額を固定する調整をした上で、その適用法人のみで欠損金の繰越控除額を再計 算する。
- (3) 欠損金の繰越期間に対する制限を潜脱するため又は離脱法人に欠損金を帰属させるためあえて誤った当初申告を行うなど法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、税務署長は、上記(1)②並びに(2)②及び③を適用しないことができる。
- (4) 利益・損失の二重計上の防止

投資簿価修正制度を次の制度に改組する。

① 通算グループ内の子法人の株式の評価損益及び通算グループ内の他の法人に対する譲渡損益を計上しない。

所得金額及び法人税額の計算

4

4 所得金額及び法人税額の計算(続)

5

申告等及び納付

_O

6

- ② 通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする。(一定の場合に、簿価純資産価額に資産調整勘定等対応額を加算することができる。)
- ③ グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入をする子法人で親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれないものの株式について、株主において時価評価により評価損益を計上する。
 - (注) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入後損益通算をせずに2月以内に通算グループから離脱する法人については、上記①から③までを適用しない。
- (5) 税率は,通算グループ内の各法人の適用税率による。なお,中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は, 年800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額とする。
 - (注) 上記の配分は、所得法人の所得の金額が期限内申告における所得の金額と異なる場合には、原則と して期限内申告における所得の金額により配分する。
- (6) 内国法人が他の内国法人との間で通算税効果額を授受する場合には、その授受する金額は、益金の額及 び損金の額に算入しないこととする。
 - (注) 上記の「通算税効果額」とは、グループ通算制度を適用することにより減少する法人税及び地方法 人税の額に相当する金額として内国法人間で授受される金額をいい、利子税相当額として通算法人間 で授受される金額を除外する。
- (1) グループ通算制度の適用法人は、e-Taxにより法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならないこととする。
 - (注) 添付書類の提出方法及びe-Tax 申告が困難である場合の特例についても、大法人と同様とする。
- (2) 仮決算による中間申告は、通算グループ内の全ての法人が行わなければならないこととする。
- (3) グループ通算制度の適用法人の申告については、連結納税制度と同様に、申告期限の延長特例による延長期間を原則2月とする。
- (4) 災害等により決算が確定しない場合等の申告期限の延長及び上記(3)の延長特例の申請は親法人が行うものとし、親法人に延長処分があった場合におけるその子法人及び上記(3)の延長特例を受けている通算グループに加入した子法人は、申告期限が延長されたものとみなす。
- (5) グループ通算制度の適用法人について、通算グループからの離脱があった場合には、その離脱後に開始する事業年度について、上記(3)の延長は効力を失う。
- (6) 国税通則法の災害等による期限延長制度により通算グループ内のいずれかの法人の申告期限が延長された場合には、他の法人についても申告期限の延長があったものとする。
- (7) 親法人及び各子法人には、通算グループ内の他の法人の法人税について連帯納付責任がある。
- (8) 親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができることとするほか、ダイレクト納付を行うことができる。
- (1) グループ通算制度の適用開始,通算グループへの加入又は通算グループからの離脱の際のみなし事業年度について、次の見直しを行うほか、連結納税制度と同様とする。
 - ① 事業年度の中途で親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合の加入時期の特例について、その完全支配関係を有することとなった日の前日の属する会計期間の末日の翌日を承認の効力発生日及び事業年度開始の日とすることができる措置を加える。
 - ② 離脱法人の離脱日に開始する事業年度終了の日を親法人の事業年度終了の日とする措置を廃止する。
- (2) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入に際して行う資産の時価評価について、対象外となる法人を次の法人とする。
 - ① 適用開始時の時価評価課税の対象外となる法人
 - イ 親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる子法人
 - ロ いずれかの子法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる親法人
 - ② 加入時の時価評価課税の対象外となる法人
 - イ 適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人
 - ロ 通算グループ内の新設法人
 - ハ 適格組織再編成と同様の要件として次の要件(加入の直前に支配関係がある場合には、イからハまでの要件)の全てに該当する法人

29. グ ル - プ 通

- (イ) 親法人との間の完全支配関係の継続要件
- (ロ) 当該法人の従業者継続要件
- (ハ) 当該法人の主要事業継続要件
- (二) 当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件
- (ホ) 上記(二)の各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件
- (注) 上記の各要件は、組織再編成の適格要件と同様とする。
- (3) 上記(2)①又は②の法人以外の法人のグループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金を切り捨てる。
- (4) 上記(2)①又は②の法人のグループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金及び資産の 含み損等について、次のとおり、支配関係発生から5年経過日と開始又は加入から3年経過日とのいずれ か早い日まで、制限を行う。
 - ① 支配関係発生後に新たな事業を開始した場合には、支配関係発生前に生じた欠損金及び支配関係発生前から有する資産の開始・加入前の実現損から成る欠損金を切り捨てるとともに、支配関係発生前から有する資産の開始・加入後の実現損を損金不算入とする。
 - ② 原価及び費用の額の合計額のうちに占める損金算入される減価償却費の額の割合が30%を超える場合には、通算グループ内で生じた欠損金について、損益通算の対象外とした上で、特定欠損金(その法人の所得の金額を限度として控除ができる欠損金をいう。以下同じ。)とする。
 - ③ 上記①又は②のいずれにも該当しない場合には、通算グループ内で生じた欠損金のうち、支配関係発生前から有する資産の実現損から成る欠損金について、損益通算の対象外とした上で、特定欠損金とする。
 - (注) 制限の対象となる資産の実現損の額は、組織再編税制における特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度と同様とする。
- (5) 次の法人については、上記(4)の対象外とする。
 - ① 親法人との間(親法人にあっては、いずれかの子法人との間。②において同じ。)に支配関係が5年 超ある法人
 - ② 通算グループ内のいずれかの法人と共同事業を行う法人として、次の法人 イ 加入の直前に親法人との間に支配関係がない法人で上記(2)②ハに該当するもの
 - ロ 開始又は加入の直前に親法人との間に支配関係がある法人で次の要件の全てに該当するもの
 - (イ) 当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件
 - (ロ) 上記(イ)の各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件
 - (ハ) 当該法人の上記イの主要な事業の事業規模拡大2倍以内要件又特定役員継続要件
 - (注) 上記の各要件は、組織再編成の欠損金の制限におけるみなし共同事業要件と同様とする。
 - ハ 非適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人で共同で事業を行うための適格株式交換等の要件のうち対価要件以外の要件に該当するもの
- (6) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金 (現行:特定連結子法人の連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入前の欠損金) のうち上記(3)及び(4)により切り捨てられなかったものは、特定欠損金とする。
- (7) 通算グループからの離脱
 - ① 連結納税制度と同様に、通算グループから離脱した法人は、5年間再加入を認めない。
 - ② 通算グループから離脱した法人が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次の資産については、 直前の事業年度において、 時価評価により評価損益の計上を行う。
 - イ 主要な事業を継続することが見込まれていない場合(離脱の直前における含み益の額が含み損の額以上である場合を除く。)固定資産、土地等、有価証券(売買目的有価証券等を除く。)、金銭債権及び繰延資産(これらの資産のうち帳簿価額が1,000万円未満のもの(営業権を除く。)及びその含み損益が資本金等の額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額未満のものを除く。)
 - ロ 帳簿価額が10 億円を超える資産の譲渡等による損失を計上することが見込まれ、かつ、その法人 の株式の譲渡等による損失が計上されることが見込まれている場合 その資産

算制度の概要(続)

次に掲げる個別制度については、親法人及び各子法人が申告を行うことに鑑み個別計算を原則としつつ、企業経営の実態や事務負担、制度趣旨・目的、濫用可能性等を勘案し、それぞれ次のとおりとする。また、他の各個別制度についても、同様の考え方により、適切な仕組みとする。

- (1) 受取配当等の益金不算入制度
 - ① 関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額の100分の4相当額(その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限とする。)とする。
 - ② 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、100%グループ内の法 人全体の保有株式数等により行う。
 - ③ 短期保有株式等の判定については、各法人で行う。
- (2) 外国子会社配当等の益金不算入制度 外国子会社の判定については、通算グループ全体で行う。
- (3) 寄附金の掲金不算入制度
 - ① 寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする。
 - ② 寄附金の損金不算入額は、各法人において計算する。
- (4) 貸倒引当金

100%グループ内の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する。

- (5) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用制度及び資産の譲渡等損失額の損金不算入制度について、欠損等法人に該当するかどうかの判定及びその適用は、各法人で行う。
- (6) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度
 - ① 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除前に繰越欠損金を損金算 入できる制度について、グループ通算制度の適用法人の控除限度額は、当該法人の損益通算及び青色欠 損金等の繰越控除前の所得の金額と通算グループ内の各法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除前 の所得の金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額とする。
 - ② 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算 入できる制度及び解散の場合の繰越欠損金の損金算入制度について、グループ通算制度の適用法人の控 除限度額は、当該法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除後の所得の金額とする。
 - ③ 損金算入の対象となる債務免除益等の金額について、グループ通算制度においては、債務免除に係る 債権を有する者等から除かれている法人を、親法人、適用対象となる法人及び債務免除等の相手方であ る法人の事業年度が同日に終了する場合のその相手方である通算グループ内の法人とする。
- (7) 中小判定

次の制度における中小法人の判定について、通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、通算グループ内の全ての法人が中小法人に該当しないこととする。

- ① 貸倒引当金
- ② 欠損金の繰越控除
- ③ 軽減税率
- ④ 特定同族会社の特別税率の不適用
- ⑤ 中小企業等向けの各租税特別措置
- (8) 所得税額控除

所得税額控除額は、各法人において計算する。

- (9) 外国税額控除
 - ① 通算グループ内の各法人の控除限度額の計算は、基本的に連結納税制度と同様とする。
 - ② 通算グループ内の各法人の当期の外国税額控除額が期限内申告書に記載された外国税額控除額と異なる場合には、期限内申告書に記載された外国税額控除額を当期の外国税額控除額とみなす。
 - ③ 当期の外国税額控除額と期限内申告書に記載された外国税額控除額との過不足額は、進行事業年度の 外国税額控除額又は法人税額においてその調整を行う。

- ④ 通算グループ内の各法人が外国税額控除額の計算の基礎となる事実を隠蔽又は仮装して外国税額控除額を増加させること等により法人税の負担を減少させようとする場合には、上記②及び③は適用しない。
- (10) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除及び還付制度は、各法人において適用する。
- (11) 特定同族会社の特別税率については、各法人において計算する。ただし、次の調整を行う。
 - ① 留保金額の基礎となる所得の金額は、損益通算後の所得の金額とする。
 - ② 所得基準の基礎となる所得の金額は、損益通算前の所得の金額とする。
 - ③ 留保金額の計算上,通算グループ内の法人間の受取配当及び支払配当はなかったものとした上,通算グループ外の者に対する配当の額として留保金額から控除される金額は、イに掲げる金額を口に掲げる金額の比で配分した金額とハに掲げる金額との合計額とする。
 - イ 各法人の通算グループ外の者に対する配当の額のうち通算グループ内の他の法人から受けた配当の 額に達するまでの金額の合計額
 - ロ 通算グループ内の他の法人に対する配当の額から通算グループ内の他の法人から受けた配当の額を 控除した金額
 - ハ 通算グループ外の者に対する配当の額が通算グループ内の他の法人から受けた配当の額を超える部分の金額
- (12) 欠損金の繰戻しによる還付制度
 - ① 通算グループ内の各法人の繰戻しの対象となる欠損金額は、各法人の欠損金額の合計額を還付所得事業年度の所得の金額の比で配分した金額とする。災害損失欠損金額についても同様とする。
 - (注)上記6(4)②及び③により損益通算の対象外とされる欠損金額は、配分の対象としない。
 - ② 解散等の場合の還付請求の特例について,通算グループ内の法人における対象となる事由は,親法人の解散,子法人の破産手続開始の決定並びに各法人の更生手続開始及び再生手続開始の決定とする。
- (1) 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)については、次のとおりとする。
 - ① 通算グループを一体として計算した税額控除限度額と控除上限額とのいずれか少ない金額(以下「税額 控除可能額」という。)を各法人の調整前法人税額の比で配分した金額を各法人の税額控除限度額とする。
 - ② 通算グループ内の他の法人の各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額が確定申告書に記載された各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額と異なる場合には、確定申告書に記載された各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額を各期の試験研究費の額又は当期の調整前法人税額とみなす。
 - ③ 上記②の場合において, 税額控除可能額が確定申告書に記載された税額控除可能額に満たないときは, 法人税額の調整等を行う。
- (2) その他の特別税額控除制度については、上記 4(1)及び(2)の措置に基づく各法人の法人税額の一定額を限度とする。ただし、上記 4(1)②の措置を前提とした濫用防止のための措置その他の措置を講ずる。
- (3) 通算グループ内のいずれかの法人の平均所得金額(前3事業年度の所得の金額の平均)が年15億円を超える場合には、通算グループ内の全ての法人が適用除外事業者に該当することとする。
- (4) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、100%グループ内の各法人の特別控除額の合計額が定額 控除限度額(年5,000万円)を超える場合には、その超える部分の金額を損金不算入とする。
- (5) 過大支払利子税制の損金不算入額は、各法人において計算する。ただし、適用免除基準のうち金額基準 (対象純支払利子等の額が2,000万円以下であること)の判定については、通算グループ全体で行う。
- (6) その他の租税特別措置等については、それぞれの制度の目的や仕組み、グループ通算制度の趣旨等に配慮しつつ、上記 4(1)②の措置を前提とした濫用防止のための措置その他所要の措置を講ずる。

租税回避行 為の防止

9

グループ通算制度に関しては、多様な租税回避行為が想定されることから、上記 4(3)及び 6(2)から(8)まで並びに 7(9)④の措置のほか、連結納税制度と同様に、包括的な租税回避行為を防止するための規定を設ける。

算制度の概要(続)

10 その他の整備

- (1) 質問検査権、罰則、徴収の所轄庁等について、連結納税制度と同様の措置を講ずる。
- (2) 青色申告制度について次の見直しを行い、グループ通算制度を青色申告制度を前提とした制度とする。
 - ① 青色申告の承認を受けていない法人がグループ通算制度の承認を受けた場合には、青色申告の承認を受けたものとみなす。
 - ② グループ通算制度の承認を受けている法人が青色申告の承認を取り消される場合には、取消しの効果は遡及しないこととする。
 - ③ グループ通算制度の承認を受けている法人は、青色申告の取りやめをできないこととする。
 - ④ グループ通算制度の適用法人に対する国税庁長官,国税局長及び税務署長による帳簿書類についての必要な指示について、連結納税制度と同様とする。

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

(2) 経過措置

連結納税制度からの移行に伴い、次の経過措置を講ずる。

- ① 連結納税制度の承認は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、グループ通算制度の 承認とみなす。
- ② 連結法人は、連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に届出書を提出することにより、グループ通算制度を適用しない単体納税法人となることができる。
- ③ 連結納税制度における特定連結欠損金個別帰属額を、グループ通算制度における特定欠損金額とみなす。
- ④ 連結欠損金の繰越控除制度において更生法人等として連結欠損金の控除限度額を連結欠損金の控除前の連結所得の金額とされていた連結グループ内の子法人は、上記4 (2) ①の更生法人等とみなす。
- ⑤ 各個別制度についても、連結納税制度からグループ通算制度への移行のための必要な経過措置を講ずる。

11 適用

		30. 償 却 制	
	対象資産の	① 建物及びその附属設備 ② 構築物 ③ 機械及び装置 ④ 船 舶 ⑤ 航空機 ⑥ 車両及び運搬具 ⑦ 工具,器具及び備品 ⑧ 鉱業権,特許権等19種類の無形固定資産 ⑨ 牛,馬,果樹等	
普	償	① 有形減価償却資産 建物及びその附属設備,構築物 定額法(注)(鉱業用は,生産高比例法も選択可) 上記以外 定額法又は定率法(※)(鉱業用は,生産高比例法も選択可) (注)平成28.3.31以前に取得した建物附属設備及び構築物については,定率法(※)も選択可。	
	却	(※) 平19.4.1以後取得したものについては250%定率法, 平24.4.1以後取得したものについては200%	
通	方	定率法による。 ② 無形固定資産(鉱業権を除く) 定額法 ③ 鉱業権 定額法又は生産高比例法	
償	法	④ 生 物 定額法⑤ 所有権移転外リース取引によるリース資産 リース期間定額法(備考)資産の使用実態に応じ、増加償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。	
	77.1	財務省令により、資産の種類別にすべて法定されている。ただし、資産の材質、製作方法等又は使用時間	
却	耐用年数	が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には、国税局長の承認を受けて年数の短縮、又は税務署長に届出をして増加償却を行うことができる。	
	陳化腐	なし	
	償却不足	特別償却に係る償却不足額に限り1年間の繰越しができる。	
	特	(1) 中小企業投資促進税制(措法42の6) (2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の10) (3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11) (4) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11の2) (5) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の11の3) (6) 中小企業経営強化税制(措法42の12の4) (7) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の12	「法人税制度の概要」参照
	別	の6) (8) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除(租法42の12の7) (9) 特定船舶の特別償却(措法43) ① 外航船舶	,,,,
	償	イ 日本オペレーターが運航する特定外航船舶 (イ) 特定先進船舶 30% (日本船舶は32%) の特別償却 (ロ) 特定先進船舶以外の船舶 27% (日本船舶は29%) の特別償却 ロ 海外オペレーターが運航する特定外航船舶 (イ) 特定生産物館 28% (日本船舶は20%) の特別億力	
	却	(イ) 特定先進船舶 28% (日本船舶は30%)の特別償却 (ロ) 特定先進船舶以外の船舶 25% (日本船舶は27%)の特別償却 ハ イ及びロ以外の外航船舶 (イ) 特定先進船舶 18% (日本船舶は20%)の特別償却 (ロ) 特定先進船舶以外の船舶 15% (日本船舶は17%)の特別償却 ② 内航船舶 イ 高度環境負荷低減内航船舶 18%の特別償却 ロ 高度環境負荷低減内航船舶以外のもの 16%の特別償却	

度 の 概 要

- (10) 被災代替資産等の特別償却(措法43の2)
 - ① 建物等又は構築物
 - イ ロ以外のもの 15% (中小企業者等は18%) の特別償却
 - ロ 発災後3年経過日以後に取得又は建設したもの 10% (中小企業者等は12%) の特別償却
 - ② 機械装置
 - イ ロ以外のもの 30% (中小企業者等は36%) の特別償却
 - ロ 発災後3年経過日以後に取得又は製作したもの 20% (中小企業者等は24%) の特別償却
- (11) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の12% (建物等は6%) の特別償却 (措法44)
- (12) 特定事業継続力強化設備等の18%の特別償却(措法44の2)

※令和7年4月1日以後に取得等をするものについては16%の特別償却

- (13) 共同利用施設の6%の特別償却(措法44の3)
- (14) 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却(措法44の4)
 - ① 機械装置又は器具備品 32%の特別償却
 - ② 建物等又は構築物 16%の特別償却
- (15) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45)
 - ① 沖縄の産業イノベーション促進地域 34% (建物等は20%) の特別償却
 - ② 沖縄の国際物流拠点産業集積地域 50% (建物等は25%) の特別償却
 - ③ 沖縄の経済金融活性化特別地区 50% (建物等は25%) の特別償却
 - ④ 沖縄の離島の地域(旅館業用建物等) 8%の特別償却
 - ⑤ 過疎地域,半島振興対策実施地域,離島振興対策実施地域及び奄美群島 5年間32%(建物等は48%)の割増償却
- (16) 医療用機器等の特別償却(措法45の2)
 - ① 医療用機器 12%の特別償却
 - ② 勤務時間短縮用設備等 15%の特別償却
 - ③ 構想適合病院用建物等 8%の特別償却
- (17) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却(措法46)
 - ① 機械装置 5年間35%の割増償却
 - ② 建物等 5年間40%の割増償却
- (18) 輸出事業用資産の割増償却(措法46の2)
 - ① 機械装置 5年間30%の割増償却
- ② 建物等又は構築物 5年間35%の割増償却
- (19) 特定都市再生建築物の割増償却(措法47)
 - ① 特定都市再生緊急整備地域内において整備されるもの 5年間50%の割増償却
 - ② 都市再生緊急整備地域内(①の地域に該当するものを除く。)において整備されるもの 5年間25% の割増償却
- (20) 倉庫用建物等の5年間8%の割増償却(措法48)
- ※ 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。

(減耗償却)

鉱業を営む者が、鉱物の売上高の12%(ただし、採掘所得の50%を限度とする。)を限度として探鉱準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。ただし、準備金積立て後5年以内に新鉱床探鉱の費用等に使用しなかった場合は、益金に算入される。

なお,5年以内に新鉱床探鉱費を支出したときは,準備金を取り崩して益金に算入するとともに,「新鉱床探鉱費の特別控除」により益金算入額と同額(その年の所得金額を限度とする。)の所得控除ができる。(この方法により,準備金を所得控除に振り替えるわけである。)

また、国内鉱業者(国内鉱業者に準ずるものを含む。)が海外自主開発法人から取得した鉱物に係る採掘所得の40%を限度として海外探鉱準備金として積み立て、海外新鉱床探鉱費の支出に充てた場合にも、同様の措置が講じられている。

却(続

特

別

儅

そ

の

他

31. 減 価 償 却 の 実 施 状 況

(1) 累 年 比 較

(単位 億円, %)

		Ţ		T		(-12 1811, 707
X	分	当期発生分	减価償却費	損金算入割合	前期から繰り越	した償却不足額
<u> </u>	Л	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)	(B)/(A)	損金算入限度額	損金算入額
平成24年度	;}·····	397,458	365,382	91.9	1,409	925
25		385,901	356,198	92.3	1,477	965
26		405,424	366,115	90.3	1,722	1,226
27		405,915	378,602	93.3	1,755	1,158
28		410,872	384,583	93.6	1,702	1,192
29		425,209	382,111	89.9	1,411	1,096
30		429,851	399,238	92.9	1,375	1,066
令和元		426,857	396,601	92.9	806	595
2		444,021	416,388	93.8	773	604
3	•••••	423,734	402,063	94.9	571	344

⁽備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

(2) 業種別(令和3年度分)

(単位 億円, %)

						(単位 億円,%)
区	分	当期発生分	咸価償却費	損金算入割合	前期から繰り越	した償却不足額
業種	_	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)	(B)/(A)	損金算入限度額	損金算入額
農林水産	業	3,958	3,725	94.1	10	6
鉱	業	2,093	1,884	90.0	3	2
建設	業	21,309	20,036	94.0	63	43
繊 維 工	業	1,108	1,037	93.6	8	7
化 学 工	業	17,751	17,414	98.1	19	11
鉄 鋼 金 属 工	業	10,054	9,723	96.7	50	37
機械工	業	29,015	27,404	94.4	46	30
食料品製造	業	10,081	9,574	95.0	18	11
出 版 印 刷	業	3,452	3,238	93.8	9	8
その他の製造	業	9,894	9,484	95.9	26	16
卸 売	業	18,896	18,107	95.8	45	33
小 売	業	21,084	20,166	95.6	4	2
料理飲食旅館	業	7,576	7,057	93.1	3	2
金融保険	業	18,834	18,186	96.6	16	15
不 動 産	業	28,285	27,440	97.0	3	2
運輸通信公益事	業	49,695	46,308	93.2	113	7
サ ー ビ ス	業	78,604	72,539	92.3	42	19
連結法	人	92,043	88,740	96.4	94	92
숌 턺	t	423,734	402,063	94.9	571	344

⁽注)「(1)累年比較」の表と同じ。

32. 資本金階級別交際費等支出額の状況等

(1) 累 年 比 較

X	分	交際費等支出額(A)	左 の う ち 損金不算入額(B)	損金不算入割合 (B)/(A)	営業収入千円当たり
		億円	億円	%	円
平成22年度	₹分······	29,360	11,703	39.9	2.17
23		28,785	11,447	39.8	2.26
24·····		29,010	11,469	39.5	2.09
25		30,825	11,488	37.3	2.06
26		32,505	8,919	27.4	2.11
27		34,838	9,065	26.0	2.40
28		36,270	9,578	26.4	2.50
29		38,104	10,094	26.5	2.51
30		39,619	10,487	26.5	2.56
令和元		39,402	9,783	24.8	2.65
2		29,605	5,268	17.8	2.19
3		28,507	5,384	18.9	1.93

⁽備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

(2) 資本金階級別(令和3年度分)

区 分資本金階級	交際費等支出額(A)	左 の う ち 損金不算入額(B)	損金不算入割合 (B)/(A)	1 社当たりの 支出交際費等
	億円	億円	%	千円
1,000万円 以 下	18,811	796	4.2	758
1,000万円 超	4,565	616	13.5	1,549
5,000万円 🧳	1,507	565	37.5	2,817
1 億円 /	700	604	86.4	5,772
10億円 /	1,500	1,434	95.6	32,202
連結法人	1,425	1,369	96.0	77,614
숌 計	28,507	5,384	18.9	995

⁽備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

^{2.} 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度(この間に事業年度が2回以上終了した法人にあってはその全事業年度)について、令和4年7月31日までに申告のあった事績を対象として、令和4年8月末現在でとりまとめたものである。

33. 交際費の損金

ルエケド	· 本田市米 / F 広	適用対	損金不算入額	の計算方法
改正年度	適用事業年度	象法人	損金不算入額の計算	備考
昭和 29年度改正 (創設)	昭 29.4.1~31.3.31 開始事業年度	期末資本 金500万 円以上の 法人	支出交 ①基準年度の交際費額 ※ 当期月数 × 70% 12 × 70% 又は [©] 取引基準額のうち) × 1/2 × 1/2	1 基準年度の交際費額とは、昭和 294.1を含む事業年度開始の日前1 年以内に開始した各事業年度の支 出交際費額の合計額をいう。 2 取引基準額とは、取引金額に業 種別の一定割合(例えば製造業 0.8%、卸小売業0.25%、建設業1.2% 等)を乗じて計算した額をいう。
31年度改正	31.4.1~32.3.31 開始事業年度	"	限度超過額の全額を損金に算入しないこと とした。	
32年度改正	32.4.1~34.3.31 開始事業年度	期末資本 金1,000万 円以上の 法人	支出交 際費額 (①基準年度の交際費額 × <u>当期月数</u> × 60% 12 又は ①取引基準額のうち 多い方の金額	取引基準額について, 従前に比べ3 割程度引き上げた。(例えば第1次金 属製造業0.4%, 卸小売業0.25%, 医薬 品製造業1.1%, 建設業0.8%)
34年度改正	34.4.1~36.3.31 開始事業年度	"	支出交 - (①基準交際費額 際費額 - (②基準交際費額 × <u>当期月数</u> 12 又は ^{②取引} 基準額のうち 多い方の金額	基準交際費額とは、次のうちいずれ か多い方の金額をいう。 1 昭和34.1.1を含む事業年度開始の 日前1年以内に開始した各事業年 度の交際費額の80%相当額 2 昭和29.4.1を含む事業年度開始の 日前1年以内に開始した各事業年 度の交際費額の60%相当額
36年度改正	36.4.1~39.3.31 開始事業年度	全法人	支出交 $ (300万円 + 期末自己 \times \frac{1}{1,000}) ※ 当期月数 \times 20\%$	期末自己資本金額とは、期末における資本又は出資の金額、再評価積立金の額、資本積立金額及び利益積立金額の合計額をいう。
39年度改正	39.4.1~40.3.31 開始事業年度	"	支出交 - (400万円 + 期末自己 × 2.5 際費額 - (400万円 + 資本金額 × 1,000) × 当期月数 ×30%	1 期末資本等の金額とは、期末における資本又は出資の金額及び資本積立金額(再評価積立金の額も含まれる。)の合計額をいう。 2 海外取引等に関し、非居住者の日本国内における旅行及び宿泊のために通常要する費用を税法上の交際費の範囲から除外した。
40年度改正	40.4.1~42.5.31 開始事業年度	"	支出交 $- \left(400万円 + 期末自己 \times \frac{2.5}{6} \right)$ 際費額 $- \left(400万円 + 1000 \times \frac{2.5}{1000} \right)$ $\times \frac{311}{12} \times 50\%$	
42年度改	42.6.1~44.3.31 開始事業年度	"	(1) 支出交際費額<基準交際費額のとき 限度超過額 - (基準交際費額 - 支出交際 費額) ×50% (2) 支出交際費額>基準交際費額×105% のとき ①と回の合計額 ① (支出交際費額 - 基準交際費額× 105%)×100% 回 (限度超過額 - ①の金額)×50% (3) 基準交際費額≦支出交際費額≤基準交 際費額×105%のとき 限度超過額×50%	基準交際費額とは、前年同期の支出交際費額をいう。 限度超過額とは、次により求めた金額をいう。 支出交際費額 - (400万円+期末資本×2.5 / 1,000) × 当期月数
44年度改正	44.4.1~46.3.31 開始事業年度	"	損金不算入割合の50%を60%とした。	
46年度改正	46.4.1~48.3.31 開始事業年度	"	損金不算入割合の60%を70%とした。	輸出交際費の特例を廃止した。
48年度改正	48.4.1~49.3.31 開始事業年度	"	損金不算入割合の70%を75%とした。	
49年度改正	49.4.1~51.3.31 開始事業年度	"	期末資本等の金額の $\frac{2.5}{1,000}$ を $\frac{1}{1,000}$ とした。	

不 算 入 制 度 の 沿 革

77 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	Net FET TO MILE As who	適用対	損金不算入額	の 計 算 方 法
改正年度	適用事業年度	象法人	損金不算入額の計算	備考
51年度改正	51.4.1~52.3.31 開始事業年度	全法人	期末資本等の金額の $\frac{1}{1,000}$ を $\frac{0.5}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の75%を80%とした。	
52年度改正	52.4.1~54.3.31 開始事業年度	"	期末資本等の金額の $\frac{0.5}{1,000}$ を $\frac{0.25}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の 80% を 85% とした。	
54年度改正	54.4.1~56.3.31 開始事業年度	,	① 定額控除額の年400万円を年200万円に引き下げた。 ただし、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人にあっては年300万円とし、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円とした。 ② 資本金基準(期末資本金等の金額の0.25 1,000を廃止した。 ③ 損金不算入割合の85%を90%とした。	
56年度改正	56.4.1~57.3.31 開始事業年度	"	基準交際費の105%を100%とした。	
57年度改正	57.4.1 ~平6.3.31 開始事業年度	"	支出交際費額の全額を損金不算入とした。 ただし、資本金5,000万円以下の法人にあっ ては年300万円、資本金1,000万円以下の法 人にあっては年400万円の控除をそれぞれ 認める。	57年度改正において、3年間の措置 として改正されたが、昭和60年度、 62年度、平成元年度、3年度及び5 年度改正においてそれぞれ2年間延 長。
平成 6年度改正	平6.4.1 ~平10.3.31 開始事業年度	"	資本金5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除枠以下の部分について、全額損金算入を改め、10%相当額を損金不算入とする(定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入)。	平成7年度改正及び9年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 10年度改正	平10.4.1 ~平13.3.31 開始事業年度	"	資本金5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除枠内の損金不算入割合を10%相当額から20%相当額に引き上げる(定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入)。	平成11年度改正及び13年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 14年度改正	平14.4.1 ~平15.3.31 開始事業年度	"	資本金1,000万円超5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除限度額を400万円に引き上げる。	
平成 15年度改正	平15.4.1 ~平18.3.31 開始事業年度	"	資本金1億円以下の法人の交際費等について、400万円の定額控除を認める。また、定額控除枠内の損金不算入割合を20%相当額から10%相当額に引き下げる。	平成18年度改正において2年間延長。
平成 18年度改正	平18.4.1	"	交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下 の一定の飲食費を除外する。	平成20年度改正において2年間延 長。
平成21年度 (経済危機対 策関連) 改正	~平22.3.31 開始事業年度	"	資本金1億円以下の法人の交際費等について,定額控除限度額を600万円に引き上げる。	平成21.4.1以後終了する事業年度につ いて適用。
平成 22年度改正	平18.4.1 ~平24.3.31 開始事業年度	"	中小法人に対する定額控除制度については、資本金の額が5億円以上の法人、相互会社等の100%子法人には適用しない。	平成22年度改正において2年間延長。 平成2241以後終了する事業年度について適用。
平成 23年度改正	平18.4.1 ~平24.3.31 開始事業年度	"	中小法人に対する定額控除制度については 上記法人に加え、100%グループ内の複数 の大法人に発行済株式の全部を保有されて いる法人には適用しない。 (注) 大法人とは、資本金の額若しくは出 資金の額が5億円以上の法人又は相互 会社等をいう。	平成24年度改正において2年間延長。
平成 25年度改正	平18.4.1 ~平26.3.31 開始事業年度	"	中小法人に対する定額控除制度について, 定額控除限度額を800万円に引き上げると ともに,定額控除枠内の損金不算入措置を 廃止する。	

33. 交際費の損金不算入制度の沿革(続)

改工在商	77 1. 4. 世	適用対象法人	損金不算入額の計算方法		
以止十尺			損金不算入額の計算	備考	
平成 26年度改正	平26.4.1 ~令2.3.31 開始事業年度	全法人	○大法人(資本金の額等が1億円超の法人) …飲食のための支出(社内接待費を除く)の50%を超える金額が損金不算入 ○中小法人(資本金の額等が1億円以下の法人(注)) …飲食のための支出(社内接待費を除く)の50%と定額控除限度額(年800万円)を選択した上、それを超える金額が損金不算入 (注)資本金の額が5億円以上である法人との間にその法人による完全支配関係がある中小法人等を除く。	平成26年度改正において2年間延長。平成28年度及び30年度改正においてそれぞれ2年間延長。	
令和 2年度改正	令2.4.1 ~令6.3.31 開始事業年度	"	接待飲食費に係る損金算入の特例については、資本金の額等が100億円を超える法人には適用しない。	令和4年度税制改正において2年間 延長。	

34. 相 続 税 課 税 状 況 \mathcal{O}

相続税の課税件数及び課税最低限の累年比較

			() 11	11170 170	H-1-10011 2000	X = H1-170-1X1	E0150 -> > 1	70177
区	分	死亡件数(A)	課税件	数(B)	納付税額	(B) (A)	(B)の指数	課税最低限
		件		件	百万円	%		
昭和33年	-分…	684,189	(13,407)	5,284	4,670	0.8	100	150万円+30万円×法定相続人数
		710,265	(26,856)	9,461	22,081	1.3	179	
39		673,067	(29.760)	10.381	32.624	1.5	196	
		670,342	(24,877)	9,232	37,987	1.4	175	
46…	•••••	684,521	(78,197)	25,951	207,388	3.8	491	400万円+80万円×法定相続人数(ほかに配偶者控除最高400万円)
48…		709,416	(82,504)	29,231	375,427	4.1	553	600万円+120万円×法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高600万円)
50…		702,275	(42,858)	14,593	197,312	2.1	276	2,000万円+400万円×法定相続人数
		722,801	(78,931)	26,797	439,935	3.7	507	//
		752,283	(134,475)	48,111	926,142	6.4	911	"
平成 2…		820,305	(142,286)	48,287	2,952,675	5.9	914	4.000万円+800万円×法定相続人数
		856,643	(156,467)	54,449	3,409,878	6.4	1,030	
7		922,139	(143,937)	50,729	2,172,987	5.5	960	
11		982,031	(136,271)	50,731	1,687,561	5.2	960	
12…		961,653	(128.940)	48,463	1,521,269	5.0	917	"
13		970.331	(120.657)	46.012	1.477.085	4.7	871	"
14		982,379	(115,275)	44,370	1,286,286	4.5	840	"
15…		1,014,951	(114,723)	44,438	1,126,333	4.4	841	"
16…		1,028,602	(111,820)	43,488	1,065,057	4.2	823	"
17…		1,083,796	(116,309)	45,152	1,156,712	4.2	855	"
18…		1,084,450	(115,389)	45,177	1,223,418	4.2	855	"
19…		1,108,334	(118,582)	46,820	1,266,612	4.2	886	"
20		1,142,407	(120,038)	48,016	1,251,669	4.2	909	"
21		1,141,865	(115,574)	46,439	1,163,159	4.0	879	"
22		1,197,012	(122,705)	49,891	1,175,300	4.2	944	"
23…		1,253,066	(125,033)	51,559	1,251,626	4.1	976	"
24…		1,256,359	(126,371)	52,572	1,244,565	4.2	995	"
25…		1,268,436	(130,438)	54,421	1,536,610	4.3	1,030	"
26…		1,273,004	(133,141)	56,239	1,390,403	4.4	1,064	"
27…		1,290,444	(233,255)	103,043	1,811,572	8.0	1,950	3,000万円+600万円×法定相続人数
28…		1,307,748	(238,287)	105,880	1,867,946	8.1	2,004	"
29…		1,340,397	(249,191)	111,728	2,014,106	8.3	2,114	"
30		1,362,470	(258,236)	116,341	2,110,397	8.5	2,202	
令和元…		1,381,093	(254,207)	115,267	1,975,873	8.3	2,181	"
		1,372,648	(264,211)	120,372	2,092,818	8.8	2,278	"
3		1,439,856	(293,741)		2,443,976	9.3	2,541	"
/ Mt- JV) =						0.60 44.601-11.11.41		

(備考) 1. 死亡件数は,「人口動態統計」(厚生労働省) による。ただし, 昭和33年〜44年には沖縄県を含まない。 2. 課税件数,納付税額は,「国税庁統計年報」による。ただし,納付税額には納税猶予税額を含まない。 3. 課税件数は相続税の課税があった被相続人の数であり,() 書は,相続税を課税された相続人の数である。

相続財産価額(課税価格)階級別表(令和3年分) (2)

課税価格階級 被相続人の数 課税価格 納付税額 億円 億円 人 1億円以下 81,574 54,240 1,837 (60.8)(29.2)(7.5)1 億 円 招 34,382 47,155 4,108 (25.6)(25.4) (16.8)9.049 2 11 21.800 3.002 (12.3)(6.7)(11.7)5.436 20,576 3,792 3 11 (4.0)(11.1)(15.5)9,943 5 1,696 2 270 11 (1.3)(5.4)(9.3)7 " 1,060 8,798 2,309 (8.0)(4.7)(9.5)10 810 10,808 3,124 (0.6)(5.8)(12.8)268 12,453 3,979 20 (16.3) (0.2)(6.7)134,275 185,774 24,421 合 計 (100.0)(100.0)(100.0)

(備考) 1.

. 「国税庁統計年報」による。 2. 令和3年中に相続、遺贈又は相続時精算課税により財産を取得した 者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を 除く。)について提出された申告書。(修正申告書を除く)による計数 であり、納付税額には納税猶予税額を含まない。 であり、納付税額には納税3. ()内は構成比を示す。

相続財産種類別表(令和3年分)

区	分	人	員	取得財產	全価額
			人		億円
土	地	実	118,452	(33.2)	65,428
ſ	田		20,636	(1.2)	2,370
	畑		25,690	(2.7)	5,362
{宅	地		115,997	(25.6)	50,380
山	林		20,728	(0.3)	641
しそ	の他		28,539	(3.4)	6,675
家 屋・村	黄 築 物		112,659	(5.1)	10,133
事業(農業			13,642	(0.3)	655
有 価	証 券		91,335	(16.4)	32,204
現 金,預			133,908	(34.0)	66,846
	用 財 産		74,893	(0.2)	305
	也 財 産		116,243	(10.8)	21,222
合	計	実	134,237	(100.0)	196,794
	算課税適用		6,751		2,454
財産価額	the hele		420.07.0		4/0/0
	答	実	132,743		14,942
∫ 債	務用		120,160		12,829
			131,386		2,114
差引純			134,275		184,305
	贈与財産価額 価格		24,701		1,468
	<u>価格</u>		134,275		185,774

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 令和3年中に相続、遺贈又は相続時精算課税により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。) について提出された申告書(修正申告書を除く)による計数である。ただし、「実」は実人員を示す。
3. () 内は構成比を示す。

35. 贈 与 税 の 課 税 状 況

(1) 贈与粉の調粉件物及が其歴地院館の男生比較

(1) 贈与祝の課祝仟釵及び基礎控除額の案中比較										
X	分	課税件数	納付税額	課税件数の 指 数	基礎控除額					
		件	百万円							
昭和33	年分…	71,865	2,160	100	20万円					
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	53,451	5,380	74	40万円					
50	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	104,760	30,705	146	60万円					
55	• • • • • • • • •	239,080	59,091	333	"					
60	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	346,736	78,773	482	"					
平成 5	• • • • • • • • •	494,239	159,768	688	"					
10	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	402,792	116,582	560	"					
11	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	386,534	114,277	538	"					
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	354,095	95,456	493	"					
13	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	306,712	81,083	427	110万円					
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	292,081	69,178	406	"					
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	276,274	87,725	384	"					
	• • • • • • • • •	279,124	96,551	388	"					
17	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	280,328	115,857	390	"					
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	276,534	118,313	385	"					
19	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	260,990	107,362	363	"					
20	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	242,873	103,949	338	"					
21	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	236,274	101,762	329	"					
22	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	251,629	129,201	350	"					
23	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	282,243	136,223	393	"					
24	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	301,006	128,789	419	"					
25	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	339,457	168,991	472	"					
26	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	376,233	278,436	524	"					
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	393,561	215,573	548	"					
28	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	380,496	210,420	529	"					
29	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	378,540	200,350	527	"					
30	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	367,767	239,652	512	"					
令和元		358,393	210,910	499	"					
2	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	358,631	203,148	499	"					
3		394.952	255 395	550	"					

- 3..... (備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
- 2. 課税件数及び納付税額には、納税猶予されたものは含まない。

255.395

394,952

贈与財産価額階級別表(令和3年分) (2)

取得財産 価額階級	人 員	取得財産 価 額	納付税額						
	人	億円	億円						
150万円以下	112,890	1,364	13						
	(25.5)	(5.7)	(0.5)						
150万 円 超	49,144	918	37						
	(11.1)	(3.9)	(1.4)						
200 ″	143,424	4,234	258						
	(32.4)	(17.8)	(10.1)						
400 ″	76,586	3,996	362						
	(17.3)	(16.8)	(14.2)						
700 ″	26,094	2,224	246						
	(5.9)	(9.4)	(9.6)						
1,000 ″	24,048	3,353	342						
	(5.4)	(14.1)	(13.4)						
2,000 //	6,912	1,647	139						
	(1.6)	(6.9)	(5.5)						
3,000 //	2,064	784	153						
	(0.5)	(3.3)	(6.0)						
5,000 //	2,164	5,231	1,004						
	(0.5)	(22.0)	(39.3)						
合 計	443,326	23,752	2,555						
	(100.0)	(100.0)	(100.0)						
(備考) 1. 「国税庁統計	年報 による。								

- (備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 令和3年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のあ 2. 市和3千年に別産の帽子を支げた者の方ち、甲口栽構のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない 者を除く。) に係る、提出された申告書 (修正申告書を除く。) による計数であり、納付税額には納税猶予されたものを含ま
 - ない。 3. () 内は構成比を示す。

(3) 贈 与 財 産 種 類 別 表 (令和3年分)

550

ᅜ	区分		暦 年 課 税 分			相続時精算課税分			
区	T	人	員	取得財産価額		人	員	取得財産価額	
			人		億円		人	億[
土	地	実	53,893	(13.9)	2,353	実	24,052	(30.7) 2,08	
	田		1,754	(0.3)	47		943	(0.7)	
	畑		1,811	(0.3)	45		972	(0.7)	
宅	地		47,743	(12.4)	2,100		22,079	(26.6) 1,80	
山	林		1,948	(0.2)	28		837	(0.2)	
7	の他		4,184	(0.8)	132		1,574	(2.5)	
家 屋 ·	構 築 物		26,025	(3.4)	574		14,831	(6.2) 42	
事業(農	業) 用財産	実	1,412	(0.2)	37	実	188	(0.2)	
有 価	証 券	実	77,470	(27.7)	4,699	実	3,637	(36.9) 2,51	
現 金,預	頁 貯 金 等		242,484	(48.3)	8,193		14,274	(24.4) 1,66	
家 庭	用 財 産		159	(0.0)	5		13	(0.0)	
その	他 財 産	実	33,073	(6.5)	1,096	実	1,590	(1.4)	
合	計	実	401,152	(100.0)	16,956	実	43,928	(100.0) 6,79	

- (備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
 - 2. 人員は、令和3年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、 その残額が基礎控除を超えない者を除く。) に係る、提出された申告書(修正申告書を除く。) による計数であり、財産の種類別に該当のあるごとに 1 人として掲げてある。ただし、「実」は実人員を示す。
 - 3. () 内は構成比を示す。

36. 令和4年分都道府県庁所在都市の最高路線価

(1 ㎡当たり)

		,				(1 m ³ 当たり)
局名	都市名	最高路線価の所在地	最高路	P線価	最高路線価の	対前年変動率
川石	御川石	取高路線価の別任地	令和4年分	令和3年分	令和4年分	令和3年分
			千円	千円	%	%
札幌	札幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	6,160	5,880	4.8	2.8
	青森	新町1丁目 新町通り	155	155	0.0	▲ 3.1
	盛岡	大通2丁目 大通り	225	230	▲ 2.2	▲ 8.0
仙台	仙台	青葉区中央1丁目 青葉通り	3,390	3,300	2.7	3.8
仙台	秋田	中通2丁目 秋田駅前通り	125	125	0.0	0.0
144日	山形	香澄町1丁目 山形駅前大通り	175	170	2.9	0.0
	福島	栄町 福島駅前通り	195	190	2.6	▲ 2.6
	水戸	宮町1丁目 水戸駅北口ロータリー	220	225	▲ 2.2	0.0
	宇都宮	宮みらい 宇都宮駅東口駅前ロータリー	310	300	3.3	3.4
田士仁林	前橋	本町2丁目 本町通り	130	130	0.0	0.0
	さいたま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	4,400	4,260	3.3	0.0
	新潟	中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	440	440	0.0	▲ 2.2
	長野	大字南長野 長野駅前通り	280	285	▲ 1.8	▲ 3.4
	千葉	中央区富士見2丁目 千葉駅前大通り	1,240	1,180	5.1	3.5
	東京	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	42,240	42,720	▲ 1.1	▲ 7.0
東京	横浜	西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	16,560	16,080	3.0	3.1
	甲府	丸の内1丁目 甲府駅前通り	260	265	▲ 1.9	▲ 3.6
	富山	桜町1丁目 駅前広場通り	500	490	2.0	0.0
金沢	金沢	堀川新町 金沢駅東広場通り	890	960	▲ 3.3	▲ 4.2
	福井	中央1丁目 福井駅西口広場通り	330	330	0.0	3.1
	岐阜	吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	470	470	0.0	0.0
女士早	静岡	葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1,140	1,160	▲ 1.7	▲ 4.1
石口座	名古屋	中村区名駅1丁目 名駅通り	12,480	12,320	1.3	▲ 1.3
	津	羽所町 津停車場線通り	190	195	▲ 2.6	▲ 2.5
	大津	春日町 JR大津駅前通り	275	270	1.9	▲ 1.8
	京都	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	6,730	6,530	3.1	▲ 3.0
大阪	大阪	北区角田町 御堂筋	18,960	19,760	▲ 4.0	▲ 8.5
	神戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	4,900	5,200	▲ 5.8	▲ 9.7
金沢 名古屋 大 阪 島 格 岡	奈良	東向中町 大宮通り	690	700	▲ 1.4	▲ 12.5
	和歌山	友田町5丁目 JR和歌山駅前	360	360	0.0	0.0
	鳥取	栄町 若桜街道通り	100	105	▲ 4.8	0.0
	松江	朝日町 駅通り	140	140	0.0	0.0
広島	岡山	北区本町 市役所筋	1,500	1,480	1.4	0.0
	広島	中区胡町 相生通り	3,290	3,180	3.5	▲ 3.3
	山口	小郡黄金町 山口阿知須宇部線通り	145	145	0.0	0.0
	徳島	一番町3丁目 徳島駅前広場通り	295	295	0.0	▲ 4.8
高松	高松	丸亀町 高松丸亀町商店街	350	360	▲ 2.8	0.0
	松山	大街道2丁目 大街道商店街	660	660	0.0	0.0
	高知	帯屋町1丁目 帯屋町商店街	210	210	0.0	▲ 2.3
상태 1호기	福岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	8,800	8,800	0.0	0.0
領向	佐賀	駅前中央1丁目 駅前中央通り	205	200	2.5	2.6
	長崎	浜町 浜市アーケード	760	760	0.0	0.0
	熊本	中央区手取本町 下通りアーケード	2,060	2,100	▲ 1.9	▲ 0.9
熊本	大分	末広町1丁目 大分駅北口ロータリー	530	530	0.0	1.9
	宮崎	橘通西3丁目 橘通り	230	230	0.0	0.0
沖縄	鹿児島 那覇	東千石町 天文館電車通り	900	910	▲ 1.1	▲ 1.1
(注) 敗綽無け		久茂地3丁目 国際通り	1,420	1,430	▲ 0.7	▲ 1.4

⁽注) 路線価は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格等を基にした価格の80%程度を目途に評価しています。

37. 相 続 税 及 び 贈 与

区分	相続税
納 税 義 務 者	相続又は遺贈により財産を取得した者
課税価格	相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額
基礎控除等	3,000万円+(600万円×法定相続人の数) (注)法定相続人の数に含まれる養子の数は、原則として実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までとする。
税額の計算等	(1) 基礎控除の金額を超える部分の遺産額(債務控除の適用がある場合には,その控除後の価額)を法定相続人が民法の法定相続分の割合に従って相続したものとした場合の各取得分の価額に対し,その取得分につき超過累進税率(下表)を適用して相続税の総額を求める。
控 除 等	(1) 非課税 死亡保険金 500万円×法定相続人の数 死亡退職金 500万円×

税 の 制 度 の 概 要

<u> </u>					
暦 年 課 税	相 続 時 精 算 課 税				
贈与により財産を取得した者	特定贈与者(60歳以上の者)から贈与により財産を取得した18 歳以上の子や孫で相続時精算課税を選択した者				
その年中に贈与により取得した財産(相続時精算課税に係るものを除く。)の価額の合計額	その年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合 計額				
基礎控除:110万円(本則:60万円)	基礎控除※:110万円(本則:60万円) ※ 令和6年1月1日以後の贈与について適用 特別控除:2,500万円 (限度額まで複数回にわたって使用可)				
配偶者控除、基礎控除後の課稅価格に超過累進稅率(下表)を 適用して贈与稅額を求める。 (1) 本則 (2)時例(直系尊属から18歳 以上の者への贈与) 税率 税率 200万円以下の金額 10% 200万円以下の金額 10% 300万円 ** 15% 400万円 ** 15% 400万円 ** 20% 600万円 ** 20% 600万円 ** 30% 1,000万円 ** 30% 1,000万円 ** 40% 1,500万円 ** 40% 1,500万円 ** 45% 3,000万円 ** 45% 3,000万円 ** 50% 4,500万円 ** 50% 3,000万円 ** 50% 4,500万円 ** 50%	特別控除後の課稅価格※1に20%の一律(比例)税率 ※1 令和6年1月1日以後の贈与は基礎控除、特別控除後の課稅価格 (贈与時) ・特定贈与者からの贈与財産について,他の贈与財産と区別して贈与時に贈与稅を課稅 ・申告を前提に特別控除を超える部分について課稅 (相続時) ・相続時精算課稅の適用を受けた贈与財産の価額※2を相続稅の課稅価格に加算して相続稅額を計算 ・相続稅額(計算方法は「相続稅」欄を参照)から既に納めた贈与稅相当額を控除(控除しきれない贈与稅相当額は還付) (注)相続稅の課稅価格に加算する贈与財産の価額は,贈与時の時価 ※2 令和6年1月1日以後の贈与財産については、基礎控除の金額を超える部分の価額を相続稅の課稅価格に加算する。				
(1) 特定障害者に対する贈与税の非課税 個人と信託銀行の間で、以下の障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき金銭等が信託されたことによって、当該特定障害者が信託受益権を有することとなる場合には、その信託受益権のうち以下の金額までは非課税・特別障害者:6,000万円・精神障害者保健福祉手帳2・3級の者等:3,000万円(2)直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 18歳以上の者がその直系尊属である者から住宅取得等のための金銭の贈与を受ける場合には、500万円(良質な住宅の場合1,000万円)まで非課税(所得制限2,000万円)(注)適用期限は令和5年12月31日まで(3)直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税直系尊属が子や孫の教育資金として金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、子や孫ごとに1,500万円まで(学校等以外の者に支払われる金銭は500万円まで)非課税(所得制限1,000万円)(注)適用期限は令和8年3月31日まで(4)直系尊属が子や孫の結婚・子育て資金として金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、子や孫ごとに1,000万円まで(結婚に際して支払われる金銭は300万円まで)非課税(所得制限1,000万円)(注)適用期限は令和7年3月31日まで(5)贈与税の配偶者控除婚姻期間20年以上の夫婦間において居住用不動産等の贈与が婚姻期間20年以上の夫婦間において居住用不動産等の贈与が	(1) 同 左 (2) 同 左 (3) 同 左 (4) 同 左				

37. 相 続 税 及 び 贈 与

区 分	相	続	税
その他	特定事業用等宅地等と特 (2) 個人事業者の事業用資産につい 特例事業相続人等の相続税額 償却資産)の課税価格の100%に (注)令和10年12月31日までの相続 本制度と特定事業用宅地等 (3)非上場株式等についての相続税額 ※事業承継税制の特例制度。 場株式等の課税価格の100% (注)令和9年12月31日ま・ (社)農地等についての相続税の納農業相続人の相続税額のうち。 (注)令和9年12月31日ま・ (4)農地等についての相続税の納税。 株業経営相続人の相続税額のする相続税の納税を猶予 (5)山林についての相続税の納税。 林業経営相続人の相続税額のする相続税の納税を猶予 (6)医療法人の持分についての相続 経過措置医療法人の持分を取付には、その相続税額のうち。 (注)令和8年12月31日ま・ (7)特定の美術品についての相続 寄託相続人の相続税額のうち。 (8)特定計画山林の課税価格の計	のうち事業用資産(土地(400min対応する相続税の納税を猶予 院に適用 に係る小規模宅地等の課税価格の 税の納税猶予制度 のうち非上場株式等の課税価格の の適用を受ける場合について納税 での相続に適用 脱猶予制度 農業投資価格を超える部分に対応 護予制度 農業投資価格を超える部分に対応 猶予制度 農業投資価格を超える部分に対応 猶予制度 農業投資価格を超える部分に対応 猶予制度 農業投資価格を超える部分に対応 猶予制度 時分の課税価格に対応する相続税の申告 時分の課税価格に対応する相続税 でに受ける認定に適用 脱の納税猶予制度 時分の課税価格に対応する相続税 でに受ける認定に適用	まで),建物 (床面積800㎡まで),一定の減価 計算の特例は選択適用 080%に対応する相続税の納税を猶予 特例経営承継相続人等の相続税額のうち非上 を猶予 はする相続税の納税を猶予 路網整備を行う山林の課税価格の80%に対応 は期限までに認定医療法人の認定を受けた場合 を適納税を猶予

税 の 制 度 の 概 要(続)

贈与税

暦 年 課 税

相続時精算課税

- (1) 農地等についての贈与税の納税猶予制度
 - 農業を営む個人が,推定相続人のうち1人に農地等の全部を 贈与した場合には,贈与税の全額を納税猶予
- (2) 個人事業者の事業用資産についての贈与税の納税猶予制度 個人事業者が、受贈者に一定の事業用資産を贈与した場合に は、贈与税の全額を納税猶予
 - (注) 令和10年12月31日までの贈与に適用
- (3) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度

経営者の保有株式等の全部(贈与した結果、後継者の保有割合が発行済議決権株式等の2/3超となる場合は、当該2/3に達するまでの贈与が要件)の贈与をした場合には、贈与税の全額を納税猶予

- ※ 事業承継税制の特例制度の適用を受ける場合は、特例経営 承継受贈者の贈与税額のうち非上場株式等の課税価格の100% に対応する贈与税について納税を猶予
 - (注) 令和9年12月31日までの贈与に適用
- (4) 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予制度

認定医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加し経済的利益に相当する額の贈与を受けたものとみなされる場合には,贈与税の全額を納税猶予

(注) 令和8年12月31日までに受ける認定に適用

《適用手続》

- 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を提出
- 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続
- 受贈者である兄弟姉妹が別々に、特定贈与者である父・ 母ごとに、選択可能

《適用対象》

- 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。
- 左記の相続税「その他」(8)の特例は、贈与財産を相続時に合 算する際にも適用可能
- 相続時精算課税適用者の特例

事業承継税制の特例制度の適用を受けて贈与により非上場株式等を取得した場合には、贈与者の子や孫以外の者(18歳以上の者)であっても、相続時精算課税制度を選択可能

○ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続 時精算課税の特例

住宅の取得又は増改築に充てる資金を贈与により取得した場合には、贈与者の年齢に関わらず、相続時精算課税制度を選択 可能

(注)適用期限は令和5年12月31日まで

38. 消費 税の 税 状 況 等(令和3年度分)

	区 分	個人	事 業 者	法	人	合	計
	区 分	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	 税 額
		4	丰 百万円	件	百万円	件	百万円
	一般申告及び処	里 431,04	1 328,79°	1,360,695	18,789,032	1,791,736	19,117,823
現	簡易申告及び処	里 632,70	0 307,52°	7 497,174	364,126	1,129,874	671,653
年分	納税申告	计 1,063,74	1 636,318	3 1,857,869	19,153,157	2,921,610	19,789,476
	還付申告及び処	里 85,26	5 52,388	3 198,961	5,860,420	284,226	5,912,808
既往	申告及び処理による 差税額のあるもの	曾 62,98	9 22,720	68,287	123,730	131,276	146,455
既往年分	申告及び処理による 差税額のあるもの	献 15,25	3 4,290) 17,080	147,751	32,333	152,041
	加 算 税	64,12	5 3,666	56,988	13,048	121,113	16,714

(付表) 課税事業者等届出件数

課税事	事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	숨 計
	件	件	件	件
	3,244,744	137,226	12,541	3,394,511

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 「現年分」は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理(更正、決定等)による課税事績(令和4年 6月30日までのもの。国・地方公共団体等については令和4年9月30日までのもの。) に基づいて作成した。 「既往年分」は、令和3年3月31日以前に終了した課税期間に係る消費税の申告及び処理(更正、決定等)による課税事績(令和3年7月1日から令和4 年6月30日までのもの。国・地方公共団体等については令和3年10月1日から令和4年6月30日までのもの。) に基づいて作成した。

^{3.} 税関分は含まない。

² 令和3年度末(令和4年3月31日現在)の届出件数を示している。 3 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

39. 酒 税 税 状 況. (令和3年度)

X	分		課税数量	税 額	製成数量	販売(消費) 数 量	製造場数	販売場数
			千kl	億円	千kl	千kl	場	場
清		酒	399	419	312	408	1,544	_
	清	酒	19	19	19	18	1	_
連続式蒸	留焼	酎	283	673	299	312	30	_
単 式 蒸	留 焼	酎	391	933	374	383	359	_
Z h		h	94	19	89	90	34	_
ビー		ル	1,897	3,785	1,931	1,866	379	_
果実		酒	112	98	93	355	479	_
デージー 単 ・ 実 ・ 実 ・ 実	実	酒	5	5	5	8	7	_
ウイス		_	131	458	127	168	46	_
ブラン	デ	_	3	13	3	5	6	_
発 泡		酒	594	799	402	591	233	_
	ルコー	ル	0	1	000	7770	10	_
スピリ	ツ	ツ	988	811	} 999	} 770	69	_
リキュ	_	ル	2,354	2,376	2,369	2,426	233	_
その他の	醸 造	酒	288	313	281	318	277	_
粉 末		酒)) .)	2	_
粉末雑		酒]	}	j	}	6	_
合	計	·	7,561	10,721	7,304	7,721	3,715	186,443

(備考) 1.

- - 3
- | 「国税庁統計年報」による。
 | 「国税庁統計年報」による。
 | 「課税数量」とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
 | 「製成数量」とは、預額の生産数量をいう。
 | 「製成数量」とは、酒類の生産数量をいう。
 | 「製売、消費 数量」とは、酒類の生産数量をいう。
 | 「製売、消費 数量」とは、酒類の生産数量をの販売数量(輸入酒類を含む。)のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
 | 「製造場数」及び「販売場数」は、合和4年3月31日現在である。
 | 税関分を含まない。
 | 「販売、消費 数量」欄は沖縄県分を含まない。
 | 「販売、消費 数量」欄は沖縄県分を含まない。
 | 「販売、消費 数量」欄は沖縄県分を含まない。
 | 課税数量及び税額は、合和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、令和4年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。
 | 製成数量及び販売(消費)数量は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間を対象にしている。

40. 主要酒類の酒税等負担率表

(令和4年12月現在)

品 目	容量	アルコール分	(A) 代表的なものの 小売価格(税込)	(B) 酒 税 額	(C) 消費税額	(D) 酒税等負担率 (B+C)/(A)
	ml	%	円	円	円	%
ビ ー ル	633	5.0	360	126.60	32.73	44.3
	\ 350	5.0	230	70.00	20.91	39.5
発 泡 酒 (麦芽比率25%未満のもの)	350	5.5	181	46.99	16.45	35.1
その他の醸造酒(発泡性) ①	350	5.0	172	37.80	15.64	31.1
リキュール (発泡性) ①	350	5.0	172	37.80	15.64	31.1
清酒	1,800	15.0	2,170	198.00	197.27	18.2
果 実 酒	720	11.0	770	64.80	70.00	17.5
連続式蒸留焼酎	1,800	25.0	1,566	450.00	142.36	37.8
単 式 蒸 留 焼 酎	1,800	25.0	2,012	450.00	182.91	31.5
ウイスキー	700	43.0	2,068	301.00	188.00	23.6

(備考) 1. 国税庁「酒のしおり」による。

- 1. 国税庁「潤のしおり」による。
 2. 清酒,果実酒,連続式蒸留燒酎、単式蒸留燒酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
 3. その他の醸造酒(発泡性)①及びリキュール(発泡性)①とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で平成29年改正法附則第36条第2項第3号に該当するものをいう。
 4. 消費税率は10%で計算している。

(付表) 酒税等の負担率の推移

(単位 %)

年度品目	昭45	55	平元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26	28	令和 元	2	3	4
ビ ー ル (大びん:633mℓ)	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	46.6	47.3	45.1	47.5	44.3
清 酒 (1.8ℓ)	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	18.1	19.6	18.8	18.8	18.2
連続式蒸留焼酎 (25度, 1.8ℓ)	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	37.8	38.9	38.9	38.9	37.8
単式蒸留焼酎 (25度, 1.8ℓ)	12.9	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	31.8	33.1	33.1	33.1	31.5
ウイスキー (43度, 700mℓ)	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	22.2	23.6	23.6	23.6	23.6

- (備考) 1. 国税庁「酒のしおり」による。
 2. 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
 3. ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
 4. ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。

41. 主 要 間 接 税 の 課 税 状 況

(1) 酒 税

区分	課税数量	税 額
	千kl	億円
平成29年度	8,139	12,299
30	8,190	12,072
令和元·····	8,153	11,805
2	7,703	10,681
3	7,561	10,721
清酒	399	419
合 成 清 酒	19	19
連続式蒸留焼酎	283	673
単式蒸留焼酎	391	933
み り ん	94	19
ビ ー ル	1,897	3,785
果 実 酒	112	98
甘 味 果 実 酒	5	5
ウイスキー	131	458
ブ ラ ン デ ー	3	13
原料用アルコール	0	1
発 泡 洒	594	799
その他の醸造酒	288	313
スピリッツ	988	811
リキュール	2,354	2,376
粉 末 酒		
雑酒	} 1	} 0
合 計	7,561	10,721

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 税関分を含まない。

(2) 印 紙 税

X	分	税 印押なつ	書表	式示	その他	合	計	納税人員
		億円		億円	億円		億円	千人
平成29	年度…	0		530	1,064		1,594	173
30)	0		537	1,025		1,562	172
令和元		0		520	988		1,509	171
2		0		540	832	1,372		163
3	}	0		515	794		1,309	161

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。

(3) 揮発油税等

区 分	揮発油 地方揮		石油ガス税			
	数量	税 額	重 量	税額		
	千kl 億円		千t	億円		
平成29年度…	48,762	26,186	948	166		
30	47,043	25,262	877	154		
令和元	46,029	24,613	793	139		
2	41,520	22,294	550	96		
3	41,697	22,389	540	95		

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 税関分を含まない。

42. 主要間接税の関係場数の累年比較

(単位 場)

				(十四 -3//)
区 分	酒類製造場数	酒類販売場数	揮発油税関係場数	石油ガス税関係場数
平成24年度	3,081	192,202	5,712	2,745
25	3,089	192,596	5,771	2,761
26	3,096	192,255	5,720	2,765
27	3,150	191,296	5,624	2,739
28	3,184	191,053	5,362	2,707
29	3,333	189,490	5,277	2,630
30	3,394	187,475	5,187	2,621
令和元······	3,452	184,717	5,193	2,593
2	3,574	184,820	5,138	2,524
3	3,715	186,443	5,190	2,473

^{2.} 現金納付分のみである。

⁽備考) 1. 「国税庁統計年報」による。 2. 調査時点は翌年3月31日現在である。

43. 主要間接税制度の概要

	40. 工 安 间 按 优 刷 及 00 1% 安
	消費稅
1. 課 税 対 象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定仕入れ(2) 輸入貨物(保税地域から引き取られる外国貨物)
2. 納税義務者	(1) 国内取引国内において課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを
	行う事業者 ただし、基準期間(前々年又は前々事業年度)の課税売上高(税抜き)が1,000万円以下の事業
	者は、納税義務が免除される。 (注1) 特定期間(前年又は前事業年度上半期)の課税売上高(又は給与支払額)が1,000万円程
	の事業者については、納税義務を免除しない。 (注2) 基準期間のない法人のうち、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人については、納稅
	義務を免除しない。 (注3) 基準期間のない法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等により設立された法人につい
	ては、納税義務を免除しない。 (2) 輸入取引輸入者
3. 課 税 標 準	(1) 課税資産の譲渡等の対価の額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額 (2) 引取価額(CIF価格+他の個別消費税+関税)
4.税 率	7.8% (**)
	(注) 地方消費税(税率は消費税額の78分の22=消費税率2.2%相当)と合わせた税率は10%となる。 (※) 軽減税率の適用対象となる次の課税資産の譲渡等は6.24%
	(1) 酒類・外食を除く飲食料品の譲渡(2) 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡
	(注) 地方消費税(税率は消費税額の78分の22=消費税率1.76%相当)と合わせた税率は8%となる。
5. 輸 出 免 税	輸出取引等(貨物の輸出、国際輸送・通信等)は免税
6. 非 課 税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 [消費に負担を求める税としての性格上課税対象とならないもの等]
	(1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券,支払手段等の譲渡
	(3) 貸付金等の利子, 保険料等
	(4) 郵便切手類, 印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等, 外国為替取引
	[社会政策的配慮に基づくもの] (6) 医療保険各法等の医療
	(7) 介護保険法に規定する一定のサービス及び社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
	(8) 助産に係る資産の譲渡等 (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供
	(10) 身体障害者用物品の譲渡,貸付け等 (11) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学金、施設設備費、入学検定料、学籍証明等目
	数料 (12) 教科用図書の譲渡
	(13) 住宅の貸付け
7. 税 額 計 算	(1) 売上げに係る消費税額 (課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(税抜き) + 特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額
	×税率 (注) 当分の間、課税売上割合が95%以上である課税期間については、特定課税仕入れはなかっ
	たものとする(仕入れに係る消費税額も同様)。 (※) 売上げに係る消費税額の計算においては、次のいずれかの方法を選択可能。
	① 税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法(割戻し計算)
	② 適格請求書に記載した消費税額等を積み上げて計算する方法(積上げ計算) (2) 仕入れに係る消費税額
	課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(税込み)×7.8/110(軽減税率の適用対象に係るもの
	である場合6.24/108) + 特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額×7.8/110 (※) 仕入れに係る消費税額の計算においては、次のいずれかの方法を選択可能。
	① 適格請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算する方法(積上げ計算)② 支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額にそれぞれの税率を乗じて計算
	する方法(割戻し計算) (注1) 上記②は,売上げに係る消費税額の計算において,積上げ計算を選択した事業者につ
	いては選択不可。 (注2) - 毎租事業者等から行った課税仕入れについては、仕入税額控除をすることができたい

(注2) 免税事業者等から行った課税仕入れについては、仕入税額控除をすることができない。 ただし、当該課税仕入れに係る消費税相当額に、令和5年10月1日から3年間は80%、 令和8年10月1日から3年間は50%をそれぞれ乗じて算出した額の控除を認める。

消 費 税 (3) 仕入税額控除 原則 (本則計算) イ ① 課税売上割合が95%以上かつその課税期間における課税売上高が5億円以下の場合には、仕 入れに係る消費税額を全額控除する。 課税売上割合が95%未満又はその課税期間における課税売上高が5億円超の場合には、個別 対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額 として控除する。 仕入税額控除の適用要件として、軽減税率の対象品目である旨を含む一定の事項が記載さ (注) れた帳簿及び適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が義務付けられて いる (適格請求書等保存方式 (いわゆる「インボイス制度 |))。 \Box 特例 簡易課税制度 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、選択により、売上げに係る消 費税額に以下のみなし仕入率を乗じた金額と特定課税仕入れに係る消費税額の合計額を仕入れ に係る消費税額とすることができる。 第1種事業 第2種事業 第3種事業 第4種事業 第5種事業 第6種事業 (卸売業) (小売業等) (製造業等) (その他の事業) (サービス業等) (不動産業) 90% 80% 70% 60% 50% 40% 簡易課税制度適用者については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとする経過 (注1) 措置が設けられている。 農林水産業(第3種事業)のうち軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事 業については第2種事業となる。 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置 (2割特例) 免税事業者が適格請求書等発行事業者となる場合(消費税課税事業者選択届出書の提出によ り課税事業者となった場合を含む),令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する 各課税期間において、仕入税額控除の金額を特別控除税額(課税標準である金額の合計額に対

8. 申告·納付

- (1) 国内取引
 - ① 課税期間……個人事業者は暦年,法人は事業年度

する消費税額の80%に相当する金額)とすることができる。

ただし、事業者の選択により、3ヶ月又は1ヶ月に短縮することも可能。

- ② 確定申告・納付……課税期間終了後2月以内に確定申告・納付
 - (注1) 個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末である。(租特法)
 - (注2) 法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人は、消費税の申告期限を1月延長することができる。(令和3年3月決算から適用)
 - ※ 延長された期間の消費税の納付については、利子税を合わせて納付する。
- ③ 中間申告・納付……直前の課税期間の確定消費税額に応じ、年11回、年3回又は年1回の中間申告・納付を行う。

直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)	中間 申告・納付
4,800万円超	年11回(毎月)の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その 期間の末日の翌日(課税期間開始の日以後最初の1月の期間につい ては、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日)から2月以内に、 1月分相当額を中間申告・納付
400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その 期間の末日の翌日から2月以内に、3月分相当額を中間申告・納付
48万円超 400万円以下	年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その 期間の末日の翌日から2月以内に、6月分相当額を中間申告・納付
48万円以下	中間申告・納付は不要(任意の中間申告・納付(年1回)が可能)

- (注) 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付が義務付けられている。
- (2) 輸入取引

保税地域からの引取りの際に申告・納付(3ヶ月以内の納期限の延長あり) 関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付(2ヶ月以 内の納期限の延長あり)

制 度 の 概 要(続)

	消	費	—————————————————————————————————————
9. そ の 他	(1) 消費税の使途 消費税の収入については、地方交付 された年金、医療及び介護の社会保障 てるものとすることとされている。 (2) 国、地方公共団体等に対する特例 国、地方公共団体、公共法人等につ 設けられている。 (3) 総額表示の義務付け 課税事業者は、不特定かつ多数の者 資産又は役務の価格を表示するときは 額を含む)を含めた価格を表示しなけ;	給付並びに少子化に対処でいては、申告・納付、仕るに課税資産の譲渡等を行ったの資産又は役務に係る	するための施策に要する経費に充入税額控除等につき、特例措置が う場合において、あらかじめその

43. 主 要 間 接 税

	10.	
区 分	たばこ税	たばこ特別税
課税物件	製造たばこ	同左
納税義務者	製造者又は引取者	同左
免税措置	輸出用	同左
主な税率	映煙用の製造たばこ	1,000本につき820円
納税方法	製造場から移出される製造たばこについては、翌月末日までに申告・納付する。 輸入製造たばこについては、保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。	たばこ税の申告にあわせて申告・納付する。
備考	製造たばこには、上記のたばこ税及びたばこ特別税のほか、紙巻こ税が課される。 (※) 軽量な葉巻たばこ(1本1g未満)は、その本数に応じて上記	

制 度 の 概 要(続)

酒 税 (現 行)	同 左 (令和5年10月1日以後)	同 左 (令和8年10月1日以後)		
酒類	同左	同左		
製造者又は引取者	同左	同左		
輸出用・輸出酒類販売場用	同左	同左		
1 klにつき (1) 発泡性酒類 200,000円 (・発泡酒 167,125円 (麦芽比率25%以上50%未満でアルコール分10度未満) ・発泡酒 134,250円 (麦芽比率25%未満でアルコール分10度未満) ・その他の発泡性酒類 (いわゆる「新ジャンル」) 108,000円 (いわゆる「チューハイ」等) 80,000円	1 keにつき (1) 発泡性酒類 181,000円 (・発泡酒 155,000円) (麦芽比率25%以上50%未満でアルコール分10度未満) ・発泡酒 134,250円(麦芽比率25%未満でアルコール分10度未満) (一定の製法に基づく酒類(※)) ・その他の発泡性酒類 80,000円(いわゆる「チューハイ」等)	1 keにつき (1) 発泡性酒類 155,000円 (・その他の発泡性酒類 100,000円 (いわゆる「チューハイ」等)		
(2) 醸造酒類 120,000円 (·清酒 110,000円 ·果実酒 90,000円	(2) 醸造酒類 100,000円	(2) 醸造酒類 同左		
(3) 蒸留酒類 (20度) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円) (・ウイスキー,ブランデー及びス ピリッツ (37度) 370,000円 (1度当たりの加算額10,000円)	(3) 蒸留酒類 同左	(3) 蒸留酒類 同左		
(4) 混成酒類 (20度) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円) (リキュール及び甘味果実酒(12度) 120,000円 (1度当たりの加算額10,000円) ・合成清酒 100,000円 ・みりん及び雑酒(みりん類似) 20,000円 ・粉末酒 390,000円	(4) 混成酒類 同左 【下線は見直し後の税率】	(4) 混成酒類 同左 【下線は見直し後の税率】		

製造場から移出される酒類については、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。

輸入酒類については、保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。

酒類等を製造しようとする場合又は酒類の販売業をしようとする場合は,所轄税務署長の免許を必要とする。 酒税の税率については,令和 2 年10月 1 日から令和 8 年10月 1 日までの間,段階的に税率構造の見直しを行うこととされている。

- ・ビール系飲料 (ビール・発泡酒・新ジャンル): 令和8年10月1日に1klにつき155,000円に一本化する (3段階で実施)。
- ・その他の発泡性酒類 (チューハイ等): 令和8年10月1日に1klにつき100,000円に引き上げる。
- ・醸造酒類: 令和5年10月1日に1klにつき100,000円に一本化する(2段階で実施)。
- ・混成酒類 (20度): 令和2年10月1日に1k&につき200,000円 (1度当たりの加算額10,000円) に引き下げる。
- (※) 発泡酒の定義に、①ポップ又は一定の苦味料を原料の一部とした酒類と②香味、色沢その他の性状がビールに類似する酒類を追加。これにより、いわゆる「新ジャンル」(リキュール又はその他の醸造酒)は、新たに発泡酒に位置付けられる。

43. 主 要 間 接 税

区分	揮発油税・地方揮発油税	石油ガス税	航空機燃料税	石 油 石 炭 税
課税物件	揮発油	自動車用石油ガス	航空機燃料	原油及び輸入石油製品, ガス 状炭化水素並びに石炭
納税義務者	製造者又は引取者	充てんする者又は引取者	航空機の所有者等	採取者又は引取者
免税措置	(1) 輸出用 (2) 灯油 (3) 航空機燃料用 (4) 石油化学製品の製造 用 (5) ゴム溶剤用等 (6) 外国公館等用	(1) 輸出用 (2) 原料用 (3) 熱源用	国、地方公共団体及び 国際線(ただし、国内輸 送を行う場合を除く。)	輸入石油製品等のうち (1) 石油化学用ナフサ等 (2) 農林漁業用A重油 (3) アンモニア等製造用LPG (4) 鉄鋼, コークス及びセメント製造用石炭 (5) 沖縄発電用石炭及びLNG (6) 苛性ソーダ製造業・イオン交換膜法による塩製造業用の自家発電用石炭(地率の特別により上乗せされる部分(以下「特例部分」)を軽減)
主な税率	1 keにつき 揮発油税 48,600円 地方揮発油税 5,200円 (当分の間の特例税率) ※令和16年4月1日~ 1 keにつき 揮発油税 48,300円 地方揮発油税 5,500円 (当分の間の特例税率)	1 kgにつき 17円50銭 (1 l につき 9円80銭)	次の期間に応じ、それぞれ次の規率 ・一般国内航空機の航空機の航空機燃料1日日~令和7年3月31日 13,000円令和9年4月1日~令和9年4月1日~令和10年3月31日 18,000円・沖縄路料1kℓにつき令和10年3月31日 6,500円令和9年4月1日~令和7年4月1日~令和9年4月1日~令和10年3月31日 7,500円令和10年3月31日 9,000円・特定空機燃料1kℓにつきの和9年4月1日~令和7年4月1日~令和7年4月1日~令和7年4月1日~令和7年4月1日~令和7年4月1日~令和7年4月1日~令和9年3月31日 11,250円令和10年3月31日 11,250円令和10年3月31日 13,500円	[地球温暖化対策のための税率の特例] (1) 原油,輸入石油製品 1 kl(につき 2,800円 (2,040円) (2) 天然ガス,石油ガス等 1 t につき 1,860円 (1,080円) (3) 石炭 1 t につき 1,370円 (700円) ※かっこ書きは本則税率である。

制 度 の 概 要(続)

区分	揮発油税・地方揮発油税	石油ガス税	航空機燃料税	石 油 石 炭 税
納税方法	製造場から移出されるものについては、納付する。 輸入揮発油についきでは、保税地域から引いで取る時までに申告し、納付する。ただし、関税の特別の目の長を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	石油ガスの充てん場から移出されるものにに申告し、翌々月末日ままままし、翌々月末日からでにでにが、 一般では、明本のでは、明本のでは、保税地域から、保税地域の時までにも、関税の特別では、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの	翌月末日までに申告 し,納付する。	採取場から移出される原油、ガス状炭化水素を日までに中告し、納付する。 輸入原油及び輸入石油製品、輸入原油及び輸入石油製品、輸入石炭にでは、製品、大石炭にでは、型月本日、以、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大
備考	バイオエタノール等揮 発油に対し、課税標準の 特例措置が講じられてい る。			国産石油化学用ナフサ等, 国産農林漁業用A重油, 国産 アスファルト等及び非製品が スについて, 本則税率と特例 部分についての還付措置が講 じられている。 内航運送用船舶等用の軽油 又定期航, 鉄運送事業用の転油, 生 援燃料, 農がの製品で使する電気の発電の用に供する で、特別部分についての還付 措置が講じられている。

44. 自動 車関係諸税の概要

 税 目	課税主体	課税物件	税率	税収の使途
揮発油税	国	揮発油	48,600円/kℓ(当分の間の特例税率)	国の一般財源である。
地方揮発油税	国	揮発油	5,200円/kl(当分の間の特例税率)	都道府県,指定市 及び市町村(特別 区含む)の一般財 源として全額譲与 されている。
石油ガス税	国	自動車用石油ガス	17円50銭/kg(9円80銭/ℓ)	1/2は国の一般財源 であり、1/2は都道 府県及び指定市の 一般財源として譲 与されている。
軽油引取税	都道府県	軽油	32,100円/kℓ(当分の間の特例税率)	都道府県及び指定 市の一般財源であ る。
自動車税	都道府県	乗り、等動除 中、、等動除	・種別割 (自家用) (営業用) (営業用) (例)・乗用車 (2,000cc クラス) 36,000円(39,500)(年) 9,500円(年) トラック(4~5トン積) 25,500円(年) 18,500円(年) 14,500円(年) イス (一般乗合用(30~40人乗) 14,000円(年) 32,000円(年) ※乗用車(自家用)の()内は、令和元年9月以前に初回新規登録を受けている車両について適用。 ・環境性能割 ・自家用 取得価額の3% ・営業用 取得価額の2%	都道府県の一般財 源である。 ※但し、環境性能 割にので市町村(特別区含む)へ交付
軽自動車税	市町村	軽車,輪自動型,原車転車	・種別割 (例)・軽乗用車{自家用10,800円(7,200円)(年) ・軽トラック {自家用 5,000円(5,500円)(年) ・軽トラック {自家用 5,000円(4,000円)(年) ・営業用 3,800円(3,000円)(年) ・小型二輪車 6,000円(年) ※())内は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けている車両について適用。 ・環境性能割取得価額の2%	市町村(特別区含 市町村の一般財源で おる。 ※但し、環境性能 割は、当分の賦課 都道序を行う。
自動車重量税	重	乗 用 車, 軽 用 車ク・軽 手 男 ッス・ 車 等	(例) 車検期間 1 年ごと	569/1,000は国のを補しのを補しのを補しのを補しのを補しのを補しのを補しのを補しのを補しのを補し

- (備考) 1. 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車重量税の特例税率については、当分の間の措置である。
 - 2. 令和16年4月1日より,揮発油税の税率については48,300円/kℓ,地方揮発油税の税率については5,500円/kℓとなる。
 - 3. 自動車重量税については、一定の環境性能を満たした車に対しては、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付等について、減免措置が講じられている。

また、新規登録後13年または18年を経過した自動車に対して、それぞれ重課する措置が講じられている。

- 4. 自動車税・軽自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽課するとともに、新規登録後長期経過した自動車・軽自動車に対して、重課する措置が講じられている。
- 5. 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定。令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の軽減措置が講じられている。
- 6. パリアフリー性能に優れた一定のバス及びタクシーに対して、自動車重量税にあっては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の取得について、減免措置が講じられている。
- 7. 側方衝突警報装置等を装備した一定のバス及びトラックに対して、自動車重量税にあっては、令和5年5月1日から令和8年4月30日までの間に初めて受ける自動車検査証の交付について、自動車税環境性能割にあっては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の取得について、軽減措置が講じられている。

45. 外国法人・非居住者の課税状況の推移

(単位 億円)

		法	人税(事業年度分)			源	泉所得税	<u> 18円)</u>
年 分	法人所得金額 (全体)①	外国法人の 所得金額②	割合 ②/①	法人税額(全体)③	外国法人の 法人税額④	割合 ④/③	源泉徴収税額	外国法人・ 非居住者⑥	割合 ⑥/⑤
平成24年	448,493	3,083	0.69%	98,884	789	0.80%	129,430	2,629	2.03%
25	528,512	5,183	0.98%	108,207	1,266	1.17%	146,260	3,322	2.27%
26	579,021	5,560	0.96%	110,291	1,346	1.22%	164,070	4,991	3.04%
27	610,409	7,014	1.15%	112,599	1,668	1.48%	178,243	6,390	3.59%
28	629,248	5,684	0.90%	111,060	1,220	1.10%	167,218	5,795	3.47%
29	702,340	6,367	0.91%	123,459	1,357	1.10%	180,541	6,835	3.79%
30	727,757	4,487	0.62%	126,579	877	0.69%	186,250	6,936	3.72%
令和元年	645,050	3,352	0.52%	114,378	609	0.53%	194,152	7,249	3.73%
2	696,559	3,626	0.52%	120,199	738	0.61%	188,655	6,640	3.52%
3	789,349	4,011	0.51%	137,941	826	0.60%	204,297	7,597	3.72%

(注)「国税庁統計年報」に基づいて作成。 法人税については、その年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した法定事業年度に係るものを集計しており、清算確定に係るものを含まない。

46. 外国法人・非居住者の課税状況(源泉所得税)の内訳

(単位 億円)

										(+1-	her 11/
区	分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
公社債・預貯金の	の利子等	12	12	12	20	25	428	91	83	19	26
剰余金又は利益の	の配当等	1,203	1,646	3,322	3,918	3,717	3,811	4,674	4,782	4,401	5,314
匿名組合契約に基	とづく利益の分配	129	269	190	801	179	581	248	299	249	272
給与・賞与等		215	232	243	260	261	400	305	305	289	308
退職所得		37	48	76	74	71	81	82	110	109	112
役務の報酬		3	4	7	6	7	8	6	8	7	9
	他の技術に関す 料又はその譲渡	338	395	390	399	537	371	366	369	362	331
著作権の使用料 よる対価	又はその譲渡に	131	144	170	288	381	425	484	499	529	617
貸付金の利子		141	170	155	128	133	148	175	196	162	128
	の貸付, 租鉱権 機, 船舶の貸付	87	87	97	111	131	136	131	141	174	166
機械等の使用料		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
土地等の譲渡に。	よる対価	133	108	113	159	123	196	108	165	120	113
人的役務提供事業	業の対価	198	206	215	224	229	250	264	291	216	198
生命保険契約等は	こ基づく年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賞金		0	0	0	1	0	0	2	2	2	1
合	計	2,629	3,322	4,991	6,390	5,795	6,835	6,936	7,249	6,640	7,597

⁽注)「国税庁統計年報」に基づいて作成。

47. 我 が 国 の 締 結 し た

(1) 二重課税の回避及び脱税の防止に関する規定を主体とする条約等

			限	度 税	<u>率</u>		株式譲渡	益の課程	·	二重課税の 排除	相互協議
国	名	発 効 日	配 当	利 子	使用料	原 則	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	日本国でのみな し外国税額控除 (供与期限)	仲裁規定
米	玉	原 S 30. 4. 1 ① S 32. 9. 9 ② S 39. 9. 2 ③ S 40. 5. 6 ④ S 47. 7. 9 ① R 元. 8. 30	10% 一定のもの 免税 その他 5%	免税	免税	居住地国のみで課税	あり	_	あり	_	あり
スウェ	ーデン	原 S 32. 6. 1 ① S 40. 5. 25 ④ S 58. 9. 18 ① H 11. 12. 25 ② H 26. 10. 12	10% (免税)	原則 免税	免税	源泉地国課税	_	_	_	_	あり
デンマ	マーク	原 S 34. 4. 24 全 S 43. 7. 26 全 H 30. 12. 27	15% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	あり
パキン	スタン	原S34.5.14 ①S36.8.1 ④H20.11.9	10% 一定のもの 5% その他 7.5%	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	a h	_	_	_
ノール	ウェー	原S34.9.15 全S43.10.25 全H4.12.16	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	_	_	_	_	_
イ ン	/ ド	原S35. 6.13 ①S45.11.15 ④H元.12.29 ①H18. 6.28 ②H28.10.29	10%	10%	10%	源泉地国課税	あり	_	_	_	_
シンガ	ポール	原 S 36. 9. 5	15% (5%)	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	b h	_	あり (平12)	あり
オース	トリア	原 S 38. 4. 4 全 H 30. 10. 27	10% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	あり
ニューランド		原 S 38. 4. 19 ① S 42. 9. 30 ④ H 25. 10. 25	15% (免税)	金融機関等 受取 免税 その他 10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	_	あり	_	あり
英 (国 (注1)	原S 38. 4. 23 全S 45. 12. 25 ①S 55. 10. 31 全H 18. 10. 12 ①H 26. 12. 12	10% (免税)	原則 免税	免税	居住地国のみで課税	あり	_	あり	_	あり
g	イ	原S38.7.24 全H2.8.31	国内法の税率 (一定のもの) 15% その他 20%	金融機関等 受取 10% その他の法人 25%	15%	源泉地国課税	_	_	_	あり	_
マレー	-シア	原S38. 8.21 (マラヤ連邦) 全S45.12.23 全H11.12.31 ①H22.12.1	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	_	_	_	あり (平18)	_
カ ナ 	トダ	原 S 40. 4. 30 全 S 62. 11. 14 ① H 12. 12. 14	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	あり	_	_	_	あり
フラ	ンス	原 S 40. 8. 22 ① S 56. 10. 14 ④ H 8. 3. 24 ① H 19. 12. 1	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみで課税	あり	a h	_	_	あり
F 1	イ ツ	原 S 42. 6. 9 ① S 55. 11. 10 ② S 59. 5. 4 ④ H 28. 10. 28	15% (一定のもの) 免税 その他 5%)	原則 免税	免税	居住地国のみで課税	あり	_	_	_	あり
ブラ	ジル	原 S 42. 12. 31 ① S 52. 12. 29	12.5%	12.5%	商標権 25% 映画フィルム 等 15% その他 12.5%	居住地国のみで課税	_	_	_	あり	_
スリラ(セイ		S43. 9. 22	20% (対法人のみ)	銀行等受取 免税 その他 国内法の税率	著作権 映画フィルム 免税 特許権等 半額課税	源泉地国課税	_	_	_	あり	_

租税条約等の概要

		限	度 税	率		朱 式 譲 渡	益の課程	·	二重課税の 排除	相互協議
国 名	発 効 日	配 当	利 子	使用料	原 則	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	日本国でのみな し外国税額控除 (供与期限)	仲裁規定
エ ジ プ ト (アラブ連合)	S 44. 8. 6	15%	国内法の税率	15%	源泉地国課税	あり	_	_	_	_
ベルギー	原S 45. 4.16 ①H 2.11.16 ②H25.12.27 ④H31. 1.19	10% (免税)	企業間受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみで課税	あり	_	_	_	あり
オーストラリア	原 S 45. 7. 4	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 免税 その他 10%	5%	居住地国のみで課税	あり	b h	_	_	あり
オランダ	原 S 45. 10. 23 ①H 4. 12. 16 ②H23. 12. 29	10% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみで課税	あり	_	あり	_	あり
韓国	原 S 45. 10. 29	15% 平成15年末 まで 10% 平成16年以 後 5%	10%	10%	居住地国のみで課税	あり	あり	_	あ り (平15)	_
ザンビア	S 46. 1.23	免税	10%	10%	居住地国のみ で課税	_	_	_	あり	_
スイス	原 S46. 12. 26 ① H23. 12. 30 ② R 4. 11. 30	10% (免税)	免税	免税	居住地国のみで課税	あり	_	あり	_	あり
フィンランド	原S47.12.30 ①H3.12.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	_	_	_	_	あり
イタリア	原S48. 3.17 ①S57. 1.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	_	_	_	_	_
スペイン	原 S 49. 11. 20	5% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	あり
アイルランド	S 49. 12. 4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	_	_	あ り (注4)	あり
ルーマニア	S 53. 4. 9	10%	10%	文化的使用料 10% 工業的使用料 15%	居住地国のみで課税	_	_	_	_	_
旧チェッコスロヴァキア(注2)	S 53. 11. 25	15% (10%)	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみで課税	あ り (注6)	_	_	_	_
フィリピン	原 S 55. 7.20 ① H 20.12.5	15% (10%)	10%	映画フィルム 15% その他 10%	居住地国のみ で課税	あり	_	_	あ り (平30)	_
ハンガリー	S 55. 10. 25	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみで課税	_	_	_	_	あり
ポーランド	S 57. 12. 23	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみで課税	あり	_	_	_	_
インドネシア	S 57. 12. 31	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	_	_	あ り (注4)	
中 国	S 59. 6.26	10%	10%	10% 文化的使用料	源泉地国課税	_	_	_	あり	_
旧 ソ 連 (注3)	S 61. 11. 27	15%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	源泉地国課税	あ り (注7)	_	_	_	_
バングラデシュ	Н 3. 6.15	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	_	_	_	あり	_
ブルガリア	Н 3. 8. 9	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	あり	_	_	あ り (平13)	_
ルクセンブルク	原H 4.12.27 ①H23.12.30	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	_	_	_	_	あり
イスラエル	H 5. 12. 24	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	あり	_	_	_	_

47. 我 が 国 の 締 結 し た

		限	度 税	率	1	朱 式 譲 渡	益の課程		二重課税の 排除	相互協議
国 名	発 効 日	配 当	利 子	使 用 料	原 則	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	日本国でのみな し外国税額控除 (供与期限)	仲裁規定
トルコ	H 6. 12. 28	15% (10%)	金融機関等 受取 10% その他 15%	10%	源泉地国課税	_	_	_	あ り (平16)	_
ヴィエトナム	H 7. 12. 31	10%	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	_	あ り (平22)	_
メキシコ	Н 8.11. 6	15% (一定のもの 免税 その他 5%)	金融機関等 受取等 10% その他 15%	10%	居住地国のみで課税	あり	a h	_	あ り (平17)	_
南アフリカ	Н 9.11.5	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	あり	_	_	_	_
ブルネイ	H21. 12. 19	10% (5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	_	_	_
カザフスタン	H21. 12. 30	15% (5%)	10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	あり	_	_	_
香 港	H23. 8.14	10% (5%)	10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	_	あり	_	あり
サウジアラビア	H23. 9. 1	10% (5%)	10%	設備の使用 5% その他 10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	_	_	_
クウェート	H25. 6.14	10% (5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	_	あり	_	_
ポルトガル	H25. 7.28	10% (5%)	銀行等受取 5% その他 10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	_	あり	_	あり
オマーン	H26. 9. 1	10% (5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	_	あり	_	_
アラブ首長国 連邦	H26. 12. 24	10% (5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	_	_	_
カタール	H27. 12. 30	10% (5%)	金融機関等 受取等 免税 その他 10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	_
台 (注5)	H28. 6.13	10%	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	_
チリ	H28. 12. 28	15% (5%)	金融機関等 受取 4% その他 10% (平成30年末 までは15%)	設備の使用 2% その他 10%	源泉地国課税	あり	a h	_	_	あり
ラトビア	H29. 7. 5	個人以外受取 免税 その他 10%	個人以外受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	あり
スロベニア	H29. 8.23	5%	5%	5%	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	あり
リトアニア	H30. 8.31	個人以外受取 免税 その他 10%	個人以外受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	あり
エストニア	H30. 9.29	10% (免税)	10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	あり
ロシア	H30. 10. 10	10% (5%)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	_
アイスランド	H30. 10. 31	15% (一定のもの 免税 その他 5%)	免税	免税	居住地国のみで課税	あり	_	_	_	あり
クロアチア	R元. 9. 5	5% (免税)	5%	5%	居住地国のみ で課税	あり			_	_
エクアドル	R元. 12. 28	5%	銀行等受取 免税 その他 10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	_
ジャマイカ	R 2. 9.16	10% (5%)	10%	設備の使用 2% その他 10%	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	あり
ウズベキスタン	R 2. 10. 17	10% (5%)	5%	著作権 免税 その他 5%	居住地国のみ で課税	あり	_	_	_	_

和 税条 約 \mathcal{O} 概 要 (続)

				限	度	税	率	K			株	式	譲渡	益の	課	ž.	二重課税の 排除	相互協議
国	名	発 効 日	配	当	利	子	使	用	料	原則	不	動產	産化体	事業譲	渡類似	破綻金融機関	日本国でのみな し外国税額控除 (供与期限)	仲裁規定
ペル	Ī	R 3. 1.29		10%		10%			15%	居住地国のA で課税	*	あ	Ŋ	あ	ŋ	_	_	_
ウルグ	アイ	R 3. 7.23		10% (5%)	金融機 受取 その他	関等 免税 10%			10%	居住地国のみで課税	*	あ	Ŋ	_	-	_	_	あり
ジョー	ジア	R 3. 7.23		5%		5%			免税	居住地国のみ で課税	×	あ	ŋ	_	_	_	_	_
セルビ	゛ァ	R 3.12.5		10% (5%)		10%	著作権	権他	5% 10%	居住地国のA で課税	*	あ	Ŋ	_	_	_	_	_
モロッ	. ב	R 4. 4.23		10% (5%)		10%	設備の		用 5% 10%	居住地国のみで課税	*	あ	Ŋ	あ	ŋ	_	_	
コロン	ビア	R 4. 9. 4		10% (5%)	金融機 受取 その他	関等 免税 10%	設備の		用 2% 10%	居住地国のみで課税	*	あ	h	あ	ŋ	_	_	

- (備考) 1. 原は当初の条約、①、②、③はそれぞれ第1次、第2次、第3次の補足改訂を示し、全は全面改訂を示す。
 2. 配当に対する限度税率は日本側の税率を示す。配当欄の() 書は、親子会社間配当に対する限度税率を示す。
 3. みなし外国税額控除とは、条約の規定により、日本国での外国税額控除の適用上、条約の相手国において経済開発を目的とする税制上の特別措置等により減免された税額を納付したものとみなして、当該減免税額を控除する制度である。
 4. 事業利得に対しては、国内に恒久的施設を有する場合に当該恒久的施設に帰属する部分に限り課税する。
 5. 「株式譲渡益の課税(不動産化体)」及び「相互協議(仲裁規定)」の欄は、BEPS防止措置実施条約の規定が適用される場合を含む。
 (注) 1. 英国との当初の条約については、フィジーに適用される。
 2. 旧チェッコスロヴァキアとの条約については、チェコ及びスロバキアにそれぞれ適用される。
 3. 旧ソ連との条約についてはは、チェコ及びスロバキアにそれぞれ適用される。
 4. 先方の国内法の改正により、事実上みなし外国税額控除の適用がない。
 5. 台湾に関しては、台湾との関係に関する我が国の基本的立場を踏まえ、国際約束である租税条約ではなく、公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間で民間政法のを結び、その内容を日本国内で実施するための国内法を整備している(現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)及び台湾日本関係協会(台湾側)にそれぞれ边称されている。)
 6. BEPS防止措置実施条約の規定がスロバキアについてのみ適用される。
 7. BEPS防止措置実施条約の規定がスロバキアについてのみ適用される。
 7. BEPS防止措置実施条約の規定がフクライナについてのみ適用される。

 - 6. BEPS防止措置実施条約の規定がスロバキアについてのみ適用される。 7. BEPS防止措置実施条約の規定がウクライナについてのみ適用される。

(2) 租税に関する情報交換規定を主体とする協定

- ・バミューダ (H22.8.1) (H23. 8.25) (H23. 9. 1) ・バハマ マン島 ケイマン諸島 (H231113) リヒテンシュタイン (H24.12.29) サモア (H25. 7. 6) (H25. 8.23) . 3/4-3/-(H25, 830) (H26.522
- ・マカオ ・英領バージン諸島 (H26.10.11) ・バナマ (H29.3.12) (注1) () 内は発効日を示す。 (注2) バハマについては、自動的情報交換に関して規定する改正議定書がH30.12.12に発効。

(3) 税務行政執行共助条約

(4) BEPS防止措置実施条約

BEPS(税源浸食及び利益移転)プロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締約国間の既存の租税条約に導入するための多数国間条約。今和5年5月1日現在の参加国・地域は、日、英、独、仏、伊、加、中、韓等98か国・地域(署名ペース)。
欧州・NIS 諸国地域:アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ(注2)、(英)ガーンジー、カザフスタン、北マケドニア、キブロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、(英)ジャージー・ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェュ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、プランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボーランド、ボルトガル、マルタ、(英) マン島、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロジア・中東、アフリカ地域:アランド、ボルトガル、マルタ、(英) マン島、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロジア・中東、アフリカ地域:アランド、ボルトガル、マルタ、(英) マン島、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロジア・アンア、大洋州地域:インド、インドンデ、オーストラリア、韓国、シンガボール、タイ、中国(注3)、日本、ニュージーランド、バキスタン、パブアニューギニア、フィジー、アジア、大洋州地域:インド、インドンデ、オーストラリア、韓国、シンガボール、タイ、中国(注3)、日本、ニュージーランド、バキスタン、パブアニューギニア、フィジー、北米、中南米地域:アルゼンチン、ウルクアイ、カナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、バナマ、バルバドス、ベリーズ、ベルー、メキシコ(注1)下線は、本条約の外盤とすることを通告している。(注3)オランダは、キュラソーが締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。(注3)中国は、香港が締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。

	ᅜ	Д		番	昭和3	0年度	4	0	5	0	6	0	平力	戊 7
	区	分		号	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
道	府	県	税	1	1,471	38.6	7,823	50.5	38,692	47.4	102,040	43.8	139,090	41.3
市 地	町 方 [;]	村 税 総	税 計	2	2,344 3,815	61.4 100.0	7,671 15,494	49.5 100.0	42,856 81,548	52.6 100.0	131,125 233,165	56.2 100.0	197,660 336,750	58.7 100.0
	普	通	税	4	1,468	99.8	7,171	91.7	34,987	90.4	92,991	91.1	119,637	86.0
	道 府 [個	県 民	税人	5 6	237 140	16.1 9.5	1,758 1,229	22.5 15.7	9,890 7,393	25.6 19.1	29,513 21,002	28.9 20.6	44,604 26,629	32.1 19.1
	法	7	人	7	97	6.6	529	6.8	2,498	6.5	8,510	8.3	8,055	5.8
	利配	子 当	割割	8	_	_	_	_	_	_	_	_	9,919 —	7.1 —
	事	大等譲渡所 業	得割	10	- 004	- E/ 0	2 200	-	- 1E 01E	700	- 20.270	79.4		-
	「個	未	税人	11 12	806 202	54.8 13.7	3,299 253	42.2 3.2	15,015 480	38.8 1.2	39,370 1,298	38.6 1.3	44,856 2,504	32.2 1.8
	地 法	消費	人税	13 14	604	41.1	3,046	38.9	14,535	37.6	38,072	37.3	42,352	30.4
道	不 動	産 取 得	身 税	15	52	3.5	414	5.3	1,814	4.7	4,346	4.3	7,876	5.7
~=	道府県カゴルフ場	たばこ(消費 利用(入場・		16	96	6.5	440	5.6	1,356	3.5	3,130	3.1	3,783	2.7
	設利用)	税		17	15	1.0	95	1.2	500	1.3	1,083	1.1	977	0.7
府	自動軽油		税	18 19	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	特別地方理飲食等	消費(遊興飲	食・料	20	151	10.3	559	7.1	2,675	6.9	4,757	4.7	1,330	1.0
県	自	動 車	税	21	79	5.3	549	7.0	3,689	9.5	10,380	10.2	15,873	11.4
	日野	り 車 税 (~ R 境 性 能		22 23	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
税	種	別	割	24		_	_	-	_	_	_	_	_	_
1/4	鉱 狩猟者登	区 登録(狩猟免詞	税 (許) 税	25 26	5 3	0.3 0.2	8	0.1 0.1	6 20	0.0 0.1	9 27	0.0	6 20	0.0
	固定法定外		寺例)	27 28	22 3	1.5 0.2	39 6	0.5 0.1	21 2	0.1 0.0	123 253	0.1 0.2	100 213	0.1 0.2
	目	的	税	29	0	0.0	652	8.3	3,705	9.6	9,049	8.9	19,448	14.0
	自 動 軽 油	車 取 得	寻 税 税	30 31	_	_	- 649	- 8.3	1,750 1,940	4.5 5.0	3,471 5,558	3.4 5.4	6,112 13,322	4.4 9.6
	狩	猟	税	32	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	法定外 旧 法 に		の他収入	33 34	0 3	0.0 0.2	3 0	0.0	15 0	0.0	20	0.0	14 5	0.0 0.0
	東日本大統合	震災による源	域 免 等 計	35 36		100.0	7,823	100.0	38,692	100.0	102,040	100.0	139,090	100.0
	<u>· </u>	通	税	37	2,334	99.6	7,273	94.8	40,100	93.6	120,404	91.8	180,670	91.4
	市 町 「個	村民	税人	38 39	740 575	31.6 24.5	3,046 2,200	39.7 28.7	19,804 13,596	46.2 31.7	66,454 45,028	50.7 34.3	88,061 65,324	44.6 33.0
	法	. Ver str	人	40	164	7.0	846	11.0	6,207	14.5	21,426	16.3	22,737	11.5
	固 定 1土	資 産	税地	41 42	1,104 433	47.1 18.5	2,773 655	36.1 8.5	14,899 6,539	34.8 15.3	41,747 17,898	31.8 13.6	83,627 34,892	42.3 17.7
	家賞	却 資	屋産	43 44	465 206	19.8 8.8	1,210 <i>9</i> 08	15.8 11.8	5,068 3,293	11.8 7.7	16,029 7,821	12.2 6.0	32,218 16,517	16.3 8.4
市	軽自動車	回(自転車,荷	車)税	45	46	2.0	125	1.6	275	0.6	698	0.5	1,055	0.5
114	軽自 環	動車税(~F 境 性 能		46 47	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
m-r-		別	割	48 49	- 192	- 8.2	- 732	- 9.5	- 2,381	- 5.6	– 5,515	- 4.2	- 6,691	- 3.4
町	電気	税 ・ ガ	ス税	50	215	9.2	540	7.0	1,613	3.8	5,271	4.0	. –	_
	鉱木材	産 引 取	税税	51 52	17 15	0.7 0.6	24 25	0.3	28 29	0.1 0.1	46 21	0.0	22 -	0.0
村	特別	土 地 保	有 税	53	_	_	_	_	1,028	2.4	552	0.4	1,208	0.6
	法定外 目	普 通 税 ・ そ 的	の他税	54 55	5 6	0.2 0.3	8 207	0.1 2.7	42 2,181	0.1 5.1	101 9,316	0.1 7.1	6 16,322	0.0 8.3
税	入事	湯	税税	56 57	3	0.1	14	0.2	72 152	0.2 0.4	140 1,972	0.1 1.5	208 3,068	0.1 1.6
1/4	都 市	計 画	税	58	_	_	190	2.5	1,955	4.6	7,201	5.5	13,045	6.6
	法定外旧法に	目的税・そよる税		59 60	3 4	0.1 0.2	3	0.0	3 1	0.0	3	0.0	2	0.0
	国有資産	音等 所 在 市	町村	61		0.2								
	交納	付付	金金	62 63	_	_	27 164	0.4 2.1	136 439	0.3 1.0	368 1,037	0.3 0.8	668	0.3
	東日本大語	震災による源	成免等 計	64 65	2,344	100.0	- 7,671	100.0	- 42,856	100.0	- 131,125	100.0	- 197,660	100.0
			HI	-50			1,011	100.0	،۲,500	100.0	, , , , ,	100.0	,	100.0

⁽備考) 1. 令和3年度以前は決算額(計画外税収含む),令和4年度及び令和5年度は地方財政計画額である。なお,令和4年度及び令和5年度の地方財政計画は、通常収支分と東日本大震災分が策定されるが、上記は通常収支分と東日本大震災分を合計した税収である。 2. 昭和30年度の入場税は法定普通税に含まれる。 3. 自動車取得税、推油引取税はデ成21年度の税制改正によって使途が特定されない普通税に改められた。 4. 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環境性能割が創設された。

構 成 の 累 年 比 較

(単位 億円,%) 番 17 27 30 令和2 令和3 令和4 (計画) 令和5 (計画) 金 額 構成比 뭉 152,269 43.7 180,222 46.1 183,280 45.0 183,687 45.0 198,868 46.9 189,892 46.0 200,336 46.7 1 195.775 56.3 210.763 53.9 224.235 55.0 224.570 55.0 225.221 53.1 223,181 54.0 229.061 53.3 2 348.044 100.0 390.986 100.0 407.514 100.0 408.256 100.0 424.089 100.0 413.073 100.0 429.397 100.0 3 136.796 89.8 180,124 99.9 183,165 99.9 183,601 100.0 198,777 100.0 189,941 100.0 200,374 100.0 4 33.9 52.714 35.854 235 61 105 56 976 31 1 55.025 30.0 55,658 28.0 278 54 226 271 5 22.543 14.8 47.932 26.6 45.404 24.8 45.935 25.0 45,379 22.8 45.007 23.7 46.080 23.0 6 9,661 6.3 8.435 47 8,349 46 5,480 30 5.117 2.6 3,426 18 3 584 1.8 7 1,774 1.2 954 0.5 558 0.3 325 0.2 260 0.1 267 0.1 211 0.1 8 786 9 0.5 1 898 11 1,447 0.8 1,522 8.0 2 239 8.0 2.608 13 11 1614 1,091 0.7 1,887 1.0 1,218 0.7 1,763 1.0 2,663 1.3 2,400 1.3 1,743 0.9 10 46,170 49 142 323 37 034 20.5 44 505 243 42 983 23.4 49,673 25.0 24.3 48 653 24.3 11 2.158 1.1 2.074 2.258 2.394 1.2 12 14 1939 11 2160 12 2 2 4 5 1 1 12 46,984 30.9 35,095 195 42.431 232 40.823 222 47.428 23.8 43912 231 46 259 231 13 25.512 16.8 49.742 27.6 48 155 26.3 54,238 29.5 61,703 31.0 59,167 31.2 65.882 32.9 14 3768 21 4.036 22 20 3911 21 15 4767 31 3743 3921 20 21 4204 1,471 2,752 1.8 1,530 0.8 1,389 0.8 1,335 0.7 1,423 0.7 1,446 8.0 0.7 16 620 0.4 475 0.3 433 0.2 394 0.2 444 0.2 407 0.2 432 0.2 17 1.373 0.8 1.982 11 18 9,101 5.0 9,265 4.7 9,307 4.9 9,275 9,246 5.1 9,584 5.2 4.6 19 1 0.0 20 16,234 17.528 11.5 15,428 15.504 8.5 8.8 16,765 8.8 16,178 21 8.6 16,140 8.1 8.1 22 932 0.5 942 1.482 0.5 05 08 1.037 23 15,198 7.6 15,283 24 15,302 83 80 15,141 7.6 4 0.0 3 3 0.0 0.0 3 25 3 3 0.0 0.0 3 0.0 26 23 0.0 94 76 164 0.1 109 0.1 0.1 0.0 51 0.0 50 0.0 27 453 0.3 397 488 452 472 28 0.3 0.2 15,473 7 7 99 0.1 86 0.0 0.0 29 102 0.1 115 0.0 91 0.0 30 4,528 3.0 10,859 71 31 7 9 7 7 7 25 0.0 8 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 32 89 78 84 60 $\cap \cap$ 107 0.0 0.0 33 0.1 _ 0 0 0.0 0.0 34 \wedge 56 △ 0.0 \wedge 45 △ 0.0 35 152,269 100.0 180,222 100.0 183,280 100.0 183,687 100.0 198,868 100.0 189,892 100.0 200,336 100.0 36 179,142 91.5 193,554 91.8 206,406 92.0 206,398 91.9 206,924 91.9 204,907 91.8 210,316 91.8 37 105,324 81,555 41.7 95.480 45.3 47.0 102,393 45.6 102,879 45.7 98.753 44.2 101,419 44.3 38 56,985 29.1 72,237 34.3 81,057 36.1 84,267 37.5 83,315 37.0 82,890 37.1 84,883 37.1 39 7.1 24.570 12.6 23 243 24 268 10.8 18 126 8.1 19564 8.7 15.863 16.536 7.2 40 87,547 44.7 86,639 41.1 89,958 40.1 92,936 41.4 92,345 41.0 94,198 42.2 96,696 42.2 41 34.058 174 33 952 16.1 34.478 15.4 34 793 155 35,120 15.6 35.524 159 36,355 159 42 36,911 37,651 19.2 17.5 38,498 17.2 40,403 18.0 39,378 175 40 895 183 42 070 18.4 43 15,776 15.839 8.1 7.5 16,982 7.6 17,739 7.9 17.846 7.9 17.779 8.0 18.271 8.0 44 1,515 8.0 2,003 1.0 2,581 1.2 2,854 1.3 2,943 1.3 3,118 1.4 3,177 1.4 45 46 _ _ 104 0.0 116 0.1 175 0.1 175 0.1 47 2,750 12 2.827 13 2,943 13 3.002 1.3 48 8,453 4.3 9,361 4.4 8,502 3.8 8,171 3.6 8,711 3.9 8,819 4.0 9,008 3.9 49 50 16 0.0 21 16 0.0 18 0.0 16 0.0 18 0.0 16 0.0 51 _ _ 52 43 0.0 33 2 0.0 1 0.0 1 0.0 0 0.0 53 23 26 29 14 0.0 18 0.0 54 7.9 7.7 7.9 7.9 15,559 16,298 16,954 7.6 17,307 7.7 17,421 7.7 17,641 18,046 55 227 0.1 158 0.1 56 244 0.1 224 0.1124 0.1 141 0.1 212 0.1 2.970 3,913 3,961 1.5 3,613 1.7 3,783 1.7 3,845 1.7 3973 1.8 1.8 1.7 57 5.9 13,296 5.9 12,330 6.3 12,444 12.914 5.8 13,257 5.9 13,570 6.1 13,873 6.1 58 15 0.0 13 34 0.0 42 0.0 50 0.0 59 0 0.0 60 0 0.0 61 963 0.5 911 0.4 874 0.4 865 876 0.4 889 0.4 885 0.4 0.4 62 111 0.1 63 △ 256 △ 186 \triangle 0.1 \triangle 0.1 64 195,775 100.0 210,763 100.0 224,235 100.0 224,570 100.0 225,221 100.0 223,181 100.0 229,061 100.0 65

49. 国及び地方公共団体の歳入構造の推移

(単位 億円, %)

									i						(単位	怎円,	
区 分	昭和10年度		25	40	-	5	-	55		60		平成		7		12	
	金額構成	比 金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
模収入 専売納付金 公 債 そ の 他	10.1 2.0 6.8 3.7 22.6	45 4,5 9 1,1 30 16 1,4 100 7,1	45 16 59 20	30,496 1,804 1,972 3,459 37,731	5 2 5 9	137,527 3,405 52,805 20,997 214,734	5 2 5 25 7 10	268,687 8,124 141,702 21,894 440,407	2 32 5	381,988 108 123,080 34,749 539,926	0 23 6	601,059 111 73,120 42,745 717,035	0) 10 5 6	519,308 163 212,470 73,631 805,572	3 0) 26 I 9	507,125 205 330,040 96,240 933,610	0 35 10
概収与税地方大税地方大税地方大の計	6.3 - 2.9 6.7 9.6 25.5	- 1,0 11 1,2 26 3	85 20 66 23 28 6 87 16	15,494 501 7,432 11,912 3,209 7,947 46,495	1 2 16 2 26 7 7	81,548 2,482 44,710 66,022 32,598 46,308 273,666	2 1 0 16 2 24 3 12 5 17	158,938 4,400 81,140 120,446 48,383 79,451 492,758	1 16 24 1 10	233,165 4,615 94,499 120,227 46,079 104,592 603,177	1 16 20 8 17	334,504 16,627 143,280 125,990 64,163 165,803 850,367	2) 17) 15 3 8 3 19	336,750 19,393 161,529 176,683 171,176 205,426 1,070,956	3 2 7 15 3 16 5 16 5 19	355,464 6,202 217,764 168,395 111,735 212,630 1,072,191	20 16 10
が が が が が が が が が が が が が が	2.5 - 1.3 1.6 2.5 7.9	- 7 16 7 20 1	82 26 112 24 88 27 78 6 09 17 69 100	8,484 456 4,807 8,339 1,503 4,072 27,661	2 1 17 2 30 3 5 2 15	42,810 1,49° 23,922 39,39° 16,17° 20,96° 144,762	1 17 2 17 3 27 7 11 7 14	81,371 1,756 43,244 67,632 20,849 34,238 249,090	1 17 27 27 8 14	113,537 1,831 52,896 70,982 21,856 46,701 307,803	1 17 23 7 15	173,532 8,021 78,896 73,652 31,561 68,886 434,548	2 5 18 2 17 7 5 16	157,287 8,706 84,364 99,947 90,612 96,386 537,302	5 2 4 16 7 19 2 17 5 18	174,561 1,323 117,829 96,426 62,682 91,328 544,149	22 18 12 17
市 税 収 与税 地方交出 間 地 大 間 地 を の 計	3.8 - 1.6 5.1 7.1 17.6	- 3 9 4 29 1	73 15 19 19 50 6 15	7,010 45 2,625 3,573 1,706 3,875 18,834	0 14 19 19 19 21	38,73° 99° 20,788 26,62° 16,42° 25,336 128,90°	1 3 16 7 21 1 13 5 20	77,567 2,644 37,896 52,814 27,534 45,213 243,668	10 16 22 11 19	119,628 2,784 41,603 49,245 24,223 57,891 295,374	1 14 17 8 20	160,972 8,606 64,384 52,338 32,602 96,917 415,819	2 15 13 2 8 7 23	179,462 10,687 77,165 76,736 80,564 109,040 533,654	7 2 5 14 6 14 4 15 0 20	180,903 4,879 99,936 71,969 49,053 121,302 528,042	1 19 14 14 9 23
区分	17		22	2		令和	1元	2		3		4		5	5		
L //	金額構成	比 金額	構成比	A store	41.45.44	A 445	世出い	人士石	世出い	金額	4#: -P-11.	A der	1.11: -D- 1 1 .	\wedge ΔT	Little Libe 1.1.		
	金額構成	11 11/15	一件从几	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	並領	構成比	金額	構成比	金額	構成比		
様 収 入 専売納付金 公 債 で 他 計	490,654 — 312,690 86,658	55 414,8 - 35 423,0 10 167,4 100 1,005,3	68 41 30 42 48 17	562,854 - 349,183	55 - 34 11	玄祖 584,415 - 365,819 141,390 1,091,624	5 54 7 34 0 13	金額 608,216 - 1,085,539 152,033 1,845,788	33 - 59 8	670,379 - 576,550 447,101 1,694,031	40	金額 683,590 - 624,789 83,827 1,392,196) 49 - 1 45 7 6	金額 694,400 - 356,230 93,182 1,143,812) 61) 31 2 8		
専売納付金 公 債 そ の 他	490,654 - 312,690 86,658 890,003 348,044 18,490 169,587 141,192 104,284 210,134	55 414,8 - 35 423,0 10 167,4	68 41 30 42 48 17 46 100 63 33 92 2 92 2 73 17 73 17 748 13 89 19	562,854 	555 — 34 34 1100 35 22 26 16 16 177 10 20 20	584,418 365,814 141,390 1,091,624 412,118 26,138 167,392 200,003 108,957 208,588	5 54 7 34 100 13 14 100 15 37 15 18 18 17 10 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	608,216 - 1,085,539 152,033	333 — 599 8 8 1000 299 12 12 12 13 30 9 9 18 18	670,379 - 576,550 447,101	40 - 34 26 100 31 2 14 26 8 19	683,590 - 624,789 83,827	9 49 45 7 66 100 33 45 33 35 37 20 35 177 86 86 7 7	694,400 356,230 93,182	0 61 0 31 22 8 22 100 7 46 1 3 3 6 20 7 16 22 7 7		
国 専 売 専 の 計 収譲交支方の 税 地 国 地 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	490,654 - 312,690 86,658 890,003 348,044 18,490 169,587 141,192 104,284 210,134 991,731 171,374 8,536 92,216 66,309 57,095 91,416	55 414,8 - 35 423,0 10 167,4 100 1,005,3 35 343,1 2 20,6 17 171,9 14 172,9 11 129,9 21 200,4	68 41 — — — — — — — — — — — — — — — — — —	562,854 349,183 109,716 1,021,753 390,986 26,792 173,906 192,273 107,152 216,676 1,107,786 201,426 22,578 88,457 62,996 55,281 89,760	555	584,418 365,814 141,390 1,091,624 412,118 26,138 167,392 200,003 108,95° 208,588	5 54 - 7 344 1000 5 377 100 1 100	608,216 -1,085,539 152,033 1,845,788 408,256 22,323 169,890 420,255 122,837 255,722 1,399,282 205,246 18,000 88,781 123,801 67,063	33 - 59 8 8 100 29 9 12 12 12 13 100 13 33 3 3 14 20 11 19	670,379 576,550 447,101 1,694,031 424,089 24,468 195,049 366,669 117,691 260,303	40 - 34 26 100 31 2 14 26 8 19 100 32 3 3 15 24 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	683,590 	9 49 - 457 66 100 3 457 66 100 3 458 3 377 200 3 177 20 8 177 2	694,400 	0 61 0 31 2 8 2 100 7 46 1 3 5 20 7 16 2 7 16 2 7 17		

⁽備考) 1. 国は令和3年度までは決算額、令和4年度は補正後予算額であり、令和5年度は予算額である。 地方は令和3年度までは決算額、令和4年度及び令和5年度は地方財政計画額である。令和3年度までの地方計は、都道府県と市町村とを単純合計したもの である。

^{202。} 2. 国は一般会計, 地方は普通会計である。なお、令和3年度までについて、東京都が徴収した市町村税相当分は、道府県税収入に含まれている。 3. 国の専売納付金のうち日本専売公社納付金は昭和60年度からたばこ (消費) 税に移行している。 4. 地方交付税には、地方財政平衡交付金等を含む。

決算額の国庫支出金には、都道府県支出金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別事業債償還交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。 国の歳入合計においては、いわゆる「つなぎ国債」を含む。具体的には、湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債(平成2年度:9,689億円)、消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債(平成7年度:28,511億円)

^{7.} 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

50. 地方税 (道府県税) 収入の都道府県別所在状況 (令和3年度人口1人当たり指数)

(全国平均=100)

$\overline{}$					-										(±	国半均=	= 100)
	税	目	道	府県民称	Ź	事	業	兑	地方	不動産	道府県たばこ	ゴルフ	自	動車和	兑	軽 油	=1
都道	府県		個人	法人	計	個人	法人	計	消費税 (清算後)	取得税	たはこ 税	場利用 税	環境 性能割	種別 割	計	引取税	計
北青岩宮秋山福	海	道森手城田形島	69.4 70.9 77.5 70.3 70.3 78.6 85.9	61.8 54.0 70.6 96.9 61.2 65.1 77.9	68.7 69.3 76.8 72.8 69.5 77.4 85.1	57.2 46.6 53.8 80.4 50.4 64.2 59.9	68.0 58.5 62.3 94.2 59.0 61.8 88.3	67.5 58.0 61.9 93.6 58.6 61.9 87.0	100.4 102.9 102.6 106.2 104.5	49.2 70.0 91.8 53.0 63.3	119.8 106.2 110.7 104.3 94.1	34.3 70.0 84.4 46.5 34.0	95.6 93.4 96.1 93.6 94.0	119.9 108.2 119.8 119.1 114.2 123.6 135.2	119.4 107.5 118.3 117.8 113.0 121.9 132.9	148.1 163.3 147.2 132.7 122.8	89.8 92.8 88.5 95.0 84.4 87.3 102.5
茨栃群埼千東神	奈	城木馬玉葉京川	99.9 98.9 95.6 102.4 110.1 185.8 96.7	71.4 78.0 83.6 55.7 57.1 296.5 62.6	97.2 97.0 94.5 98.1 105.3 196.0 93.6	67.8 67.4 66.6 112.3 81.3 230.1 121.3	82.4 80.2 82.5 57.4 63.7 255.0 76.3	81.8 79.6 81.8 59.9 64.5 253.9 78.4	102.4 89.6	77.4 97.2 81.0 85.9 197.2	105.8 101.5 93.5 97.0 102.7	330.6 162.3 84.7 197.2 13.0	108.3 127.8 95.5 92.8 95.7	142.0 146.9 143.0 94.1 96.7 60.6 80.0	139.9 144.7 142.1 94.2 96.4 62.6 81.0	151.6 118.7 93.7 84.2 35.6	99.0 100.6 98.7 84.7 91.1 163.2 86.2
新富石福		潟山川井	69.0 98.8 98.7 102.6	66.1 84.7 81.2 90.0	68.7 97.5 97.1 101.5	60.5 72.2 88.2 88.2	75.8 88.8 87.2 113.0	75.1 88.0 87.3 111.9	103.9 104.3 105.1 100.5	68.3 75.6	94.0 97.5	77.9 139.1	102.8 118.6	116.8 132.9 128.7 129.3	115.1 131.1 128.1 128.4	141.7 140.2 119.0 135.5	89.7 101.0 100.5 116.0
山長岐静愛三		梨野阜岡知重	93.8 91.2 96.8 85.9 106.8 102.8	85.4 74.7 71.2 57.9 97.4 75.9	93.0 89.7 94.5 83.3 106.0 100.3	80.0 61.1 85.1 97.9 111.0 83.0	82.5 76.6 72.0 95.0 115.8 87.3	82.4 75.9 72.6 95.2 115.5 87.1	101.5	72.9 73.0 101.5 108.0	89.9 89.0 95.0 94.2	109.1 232.6 195.2 53.8	100.0 116.3 107.6 150.3	129.9 124.7 129.4 119.7 126.0 125.5	128.4 123.2 128.6 119.0 127.4 125.7	116.9 115.0 139.8 105.2	96.8 94.0 94.3 98.1 108.5 101.9
滋京大兵奈和	歌	賀都阪庫良山	101.7 79.4 89.4 99.3 104.7 85.5	77.1 106.4 136.3 62.7 45.5 60.0	99.4 81.9 93.7 95.9 99.2 83.2	70.1 96.1 103.8 78.6 62.1 75.4	87.6 100.9 123.0 75.3 42.5 57.6	86.8 100.7 122.1 75.4 43.4 58.4	92.7 97.1 99.2 95.6 86.8 95.7	122.8 137.1 <i>9</i> 6.9 51.6	89.0 110.9 87.3 80.0	85.0 46.7 186.1 192.4	99.7 96.3 100.1 87.4	105.5 81.2 72.8 91.4 92.0 97.2	105.6 82.3 74.2 92.0 91.7 96.6	78.0 70.3 98.1 68.0	95.7 91.8 100.4 90.3 78.2 81.7
鳥島岡広山		取根山島口	78.3 80.4 75.2 80.2 89.4	63.3 68.2 76.2 79.1 70.0	76.9 79.2 75.3 80.1 87.6	56.1 64.8 66.1 85.4 69.8	64.5 66.1 77.4 83.9 79.7	64.1 66.0 76.9 84.0 79.2		47.5 71.7 87.2	87.7 96.2 93.2	40.8 99.2 72.8	84.1 94.5 104.7	103.8 99.2 112.3 98.0 108.3	103.0 98.4 111.3 98.4 108.0	105.3 141.3 111.7	83.3 84.7 90.1 90.5 92.7
徳香愛高		島川媛知	88.6 93.7 82.7 80.7	80.7 90.0 78.3 58.3	87.8 93.3 82.3 78.7	48.5 57.4 58.8 70.0	77.6 83.6 77.5 57.4	76.3 82.4 76.6 58.0	101.0 <i>99</i> .3	68.4 65.7	97.3 95.7	100.3 74.5	82.5 73.8	113.6 110.6 <i>9</i> 5.4 <i>9</i> 1.1	111.8 109.0 94.2 89.9	130.2 103.4	88.7 95.2 88.5 82.0
福佐長熊大宮鹿沖	児	岡賀崎本分崎島縄	69.8 77.8 76.0 59.7 78.0 71.8 71.1 71.1	81.7 67.1 52.8 64.1 66.1 57.1 56.9 57.7	70.9 76.9 73.9 60.1 76.9 70.5 69.8 69.9	84.0 71.6 63.2 60.6 57.0 64.6 52.8 76.7	84.6 66.5 52.3 60.7 64.9 58.9 57.7 57.4	84.6 66.7 52.8 60.7 64.5 59.2 57.4 58.2	97.9 101.8 98.4 100.3 101.3 99.3	68.2 59.6 85.8 66.5 68.2 77.0	111.1 103.8 102.5 102.6 106.3 99.6	106.2 65.4 67.5 83.9 101.4 71.4	75.4 57.6 82.9 79.4 78.5 68.2	97.1 105.2 80.1 104.1 102.8 102.3 91.8 84.8	97.3 103.5 78.8 102.8 101.4 100.9 90.4 82.3	149.5 74.2 114.2 108.8 114.6 103.3	87.3 88.7 77.4 78.9 84.5 82.0 80.0 74.9
合		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

⁽備考) 1. 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口によった。

^{2.} 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。

^{3.} 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。

^{5.} 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

^{6.} 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税(目的税分)を含む。

51. 租 税 収 入 の 国 と 地 方 団

			租	税	内	訳			
区 分	番	租税総額	国税し	地	方	税	地 方 交付税	地 方譲与税	地方特例 交付金等
	号			道府県税	市町村税	計			
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
昭和10年度…	1	18	12	2	4	6	_	_	_
16	2	58	49	2	7	9		_	-
19	3	136		4	5	9	7	_	-
25	4	7,585	5,702	782		1,883	1,085	_	-
30	5	13,178	9,363	1,471	2,344	3,815	1,600	221	-
35	6	25,452		3,489	3,953	7,442	3,110	362	-
40	7	48,279		7,823		15,494	7,162	501	-
45		115,239		21,112			18,097	1,087	-
50	9	226,591	145,043	38,692	42,856	81,548	33,511	2,482	_
55	10	442,626	283,688	73,903	85,035	158,938	75,809	4,401	-
60	11	624,667	391,502	102,040	131,125	233,165	98,193	4,615	-
平成 2	12	962,302	627,798	156,463	178,041	334,504	158,002	16,627	-
7	13	886,380	549,630	139,090	197,660	336,750	123,030	19,393	-
12	14	882,673	527,209	155,850	199,614	355,464	143,862	6,202	9,140
13	15	855,172	499,684	155,303	200,185	355,488	163,366	6,240	9,018
14	16	792,227	458,442	138,035	195,750	333,785	155,755	6,342	9,036
15	17	780,351	453,694	136,931	189,726	326,657	163,926	6,940	10,06
16	18	816,417	481,029	144,870	190,518	335,388	155,227	11,641	11,04
17	19	870,949	522,905	152,269	195,775	348,044	156,666	18,490	15,180
18	20	906,231	541,169	163,243	201,819	365,062	156,551	37,285	8,160
19	21	929,226	526,558	186,642	216,026	402,668	155,538	7,146	3,120
20	22	853,894	458,309	179,280	216,305	395,585	157,272	6,788	5,39°
21	23	754,262	402,433	146,545	205,284	351,830	161,113	12,966	4,620
22	24	780,237	437,074	140,262	202,901	343,163	173,948	20,692	3,832
23	25	793,468	451,754	137,940	203,774	341,714	187,884	21,699	3,640
24	26	815,100	470,492	141,456	203,152	344,608	178,482	22,715	1,275
25	27	866,017	512,274	147,739	206,004	353,743	170,979	25,588	1,25
26	28	946,346	578,492	156,835	211,020	367,855	176,900	29,369	1,192
27	29	990,679	599,694	180,222	210,763	390,986	172,967	26,792	1,189
28	30	983,486	589,563	181,140	212,784	393,924	176,854	23,402	1,233
29	31	1,022,847	623,803	183,967	215,077	399,044	164,280	24,052	1,328
30	32	1,049,756	642,241	183,280	224,235		165,601	26,509	1,544
令和元	33	1,033,866		183,437	228,678	412,115	170,528	26,138	4,683
2	34	1,057,586	649,330	183,687	224,570	408,256	178,471	22,323	2,256
3	35	1,142,900	718,811	198,868	225,221	424,089	224,100	24,468	4,547
4	36	1,174,249		207,186			187,177	25,978	2,267
5	37	1,184,048	744,290	205,678			195,637	26,001	2,169

⁽備考) 1. 国税は59年度までは日本専売公社納付金を含み、かつ、35年度以降は特別会計分を含む。
2. 地方から国への負担額は、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額である。
3. 地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)は、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額に返還金及び繰越額等を加減算した額である。
4. 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。
5. 国税は令和3年度までは決算額、4年度は補正後予算額、5年度は予算額である。

体との配分の累年比較

(単位 億円.%)

							単位 億円,%	0)
			構	成	Ž	比.		
	地方から国			西己	5	÷	後	_ 番
国庫支出金		配分	前	交付税・譲与税・	特例交付金配分後	交付税·譲与税·支 負 担 額	出金·特例交付金 調 整 後	
	への負担額	国	地 方	国	地 方	国(3)(3)	地方	_ 号
(1)	(J)	(B) (A)	(E) (A)	$\frac{\text{(B)}-\text{(F)}-\text{(G)}-\text{(H)}}{\text{(A)}}$	$\frac{(E)+(F)+(G)+(H)}{(A)}$	$ \begin{array}{c} \text{(B)-(F)-(G)} \\ \underline{-(H)-(I)+(J)} \\ \text{(A)} \end{array} $	(E)+(F)+(G) + (H)+(I)-(J) (A)	7
3		65.5	34.5			. , ,	48.4	1
6		84.5	15.5				32.8	
8		93.4	6.6				17.6	
1,139		75.2	24.8				54.1	4
2,954	. 19	71.1	28.9	57.2	42.8	35.0	65.0	
4,771	276	70.8	29.2			39.5	60.5	1 6
10,898	692	67.9	32.1		48.0		69.1	7
20,930	1,262	67.5	32.5	50.8	49.2	33.7	66.3	8
58,823	2,668	64.0	36.0	48.1	51.9	23.3	76.7	
105,782	4,601	64.1	35.9	46.0	54.0	23.1	76.9	1(
105,074	6,579	62.7	37.3	46.2	53.8	30.4	69.6	1
107,311	11,319	65.2	34.8	47.1	52.9	37.1	62.9	1:
150,758	14,952	62.0	38.0	45.9	54.1	30.6	69.4	1
144,543	15,467	59.7	40.3	41.7	58.3	27.1	72.9	1
145,501	15,347	58.4	41.6	37.5	62.5	22.3	77.7	1
131,748	14,634	57.9	42.1	36.3	63.7	21.5	78.5	1
131,421	12,812	58.1	41.9	35.0	65.0	19.8	80.2	1
124,598	12,987	58.9	41.1	37.1	62.9	23.5	76.5	1
118,889	12,731	60.0	40.0	38.2	61.8	26.0	74.0	1
105,307	12,749	59.7	40.3	37.4	62.6	27.2	72.8	2
103,365	12,657	56.7	43.3	38.8	61.2	29.1	70.9	2
116,890	11,854	53.7	46.3	33.8	66.2	21.5	78.5	2
168,391	12,836	53.4	46.6	29.7	70.3	9.0	91.0	2
143,052	8,507	56.0	44.0	30.6	69.4	13.3	86.7	2
160,304	7,698	56.9	43.1	30.1	69.9	10.8	89.2	2
155,271	9,308	57.7	42.3	32.5	67.5	14.5	85.5	2
165,118	7,676	59.2	40.8	35.6	64.4	17.4	82.6	2
155,189	7,054	61.1	38.9	39.2	60.8	23.6	76.4	2
152,822	7,220	60.5	39.5	39.9	60.1	25.2	74.8	2
156,871	8,072	59.9	40.1	39.3	60.7	24.1	75.9	3
155,204	7,344	61.0	39.0	42.1	57.9	27.6	72.4	3
148,852	7,477	61.2	38.8	42.7	57.3	29.3	70.7	3:
158,344	8,555	60.1	39.9	40.7	59.3	26.2	73.8	3
374,557	9,560	59.5	40.5	39.1	60.9	23.9	76.1	3
320,716	7,993	61.0	39.0	41.5	58.5	27.2	72.8	3
150,648	5,594	62.5	37.5	44.2	55.8	31.8	68.2	3
151,717	5,522	62.9	37.1	44.0	56.0	31.6	68.4	3'

^{6.} 地方税は令和3年度までは決算額。4年度は最近の実績を加味して算出した実績見込額。5年度は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。 7. 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等、国庫支出金、地方から国への負担額は令和3年度までは決算額、4年度及び5年度は地方財政計画額である。

52. 国税及び地方税の徴税費の累年比較

	X		分	平成28年度	29	30	令和元	2	3
国	税	徴税コスト	(税収百円当たり)	1.30 円	1.24 円	1.22 円	1.28 円	1.19 円	1.10 円
	道府県	徴税コスト	(税収百円当たり)	1.43 円	1.40 円	1.38 円	1.38 円	1.38 円	1.24 円
地方税。	市町村	徴税コスト	(税収百円当たり)	2.11 円	2.02 円	1.98 円	2.07 円	2.00 円	1.94 円
	計	徴税コスト	(税収百円当たり)	1.85 円	1.78 円	1.74 円	1.80 円	1.76 円	1.65 円

⁽備考) 国税庁及び総務省自治税務局調による。

53. 所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較

(単位 万人)

	区 分	所得税の	納税者数	住民税所得害	の納税者数	就業者総	数
所得税 · 就業者	住民税		指 数		指数	指	数
昭和45年	昭和46年度…	2,484	100.0	2,985	100.0	5,094	100.0
50	51	2,960	119.2	3,458	115.8	5,223	102.5
55	56	3,725	150.0	4,040	135.3	5,536	108.7
60	61	4,155	167.3	4,387	147.0	5,807	114.0
61	62	4,245	170.9	4,485	150.3	5,853	114.9
62	63	4,290	172.7	4,533	151.9	5,911	116.0
63	平成元	4,373	176.0	4,593	153.9	6,011	118.0
平成元	2	4,369	175.9	4,569	153.1	6,128	120.3
2	3	4,592	184.9	4,768	159.7	6,249	122.7
3	4	4,752	191.3	4,917	164.7	6,369	125.0
4	5	4,881	196.5	5,046	169.0	6,436	126.3
5	6	4,935	198.7	5,100	170.9	6,450	126.6
6	7	4,973	200.2	5,105	171.0	6,453	126.7
7	8	4,941	198.9	5,171	173.2	6,457	126.8
8	9	5,005	201.5	5,245	175.7	6,486	127.3
9	10	5,019	202.1	5,246	175.7	6,557	128.7
10	11	4,999	201.2	5,232	175.3	6,514	127.9
11	12	4,867	195.9	5,163	173.0	6,462	126.9
12	13	4,847	195.1	5,126	171.7	6,446	126.5
13	14	4,796	193.1	5,081	170.2	6,412	125.9
14	15	4,702	189.3	4,997	167.4	6,330	124.3
15	16	4,691	188.8	4,996	167.4	6,316	124.0
16	17	4,856	195.5	5,136	172.1	6,329	124.2
17	18	5,228	210.5	5,504	184.4	6,356	124.8
18	19	5,282	212.6	5,563	186.4	6,389	125.4
19	20	5,268	212.1	5,609	187.9	6,427	126.2
20	21	5,233	210.7	5,611	188.0	6,409	125.8
21 · · · · · · ·	22	5,052	203.4	5,477	183.5	6,314	123.9
22	23	5,028	202.4	5,468	183.2	6,298	123.6
23	24	5,099	205.3	5,485	183.8	6,293	123.5
24	25	5,147	207.2	5,535	185.4	6,280	123.3
25	26	5,182	208.6	5,558	186.2	6,326	124.2
26	27	5,212	209.8	5,588	187.2	6,371	125.1
27	28	5,289	212.9	5,679	190.3	6,402	125.7
28	29	5,353	215.5	5,759	192.9	6,470	127.0
29	30	5,406	217.6	5,828	195.2	6,542	128.4
30	令和元	5,468	220.1	5,895	197.5	6,682	131.2
令和元	2	5,503	221.5	5,940	199.0	6,750	132.5
2	3	5,505	221.6	5,951	199.4	6,710	131.7
3	4	5,528	222.5	5,979	200.3	6,713	131.8

⁽備考) 1. 所得税及び住民税所得割の納税者数は,「市町村税課税状況等の調」(総務省自治税務局)による。

^{2.} 就業者総数は、「労働力調査報告」(総称者統計局)による暦年平均数である。平成22年から平成29年までの数値については、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載している。平成17年から平成21年までの数値については、平成22年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を掲載している。

^{3.} 所得税の納税者数及び就業者総数の指数は昭和45年,住民税所得割の納税者数の指数は昭和46年度を100として算出している。

経済 日 誌

(5 月 中)

- 1日 ○自販連, 4月の国内新車販売台数を発表 国内新車販売台数(含む軽)は,34万9,592台で前 年比+16.7%と8か月連続のプラス。
 - ○米供給管理協会, 4月のISM景況指数(製造業) を発表

総合指数は47.1と前月(46.3)から上昇

- 3日 ○米連邦準備制度理事会(FRB),米連邦公開市場委員会(FOMC)を開催(2日~)
 ・政策金利【0.25%引上げ】4.75~5.00⇒5.00~5.25
 3月会合に続く0.25%の引上げ
- 4日 ○欧州中央銀行 (ECB), 政策理事会を開催
 - (1) 政策金利:0.25%引き上げ 主要リファイナンスオペ金利3.75%, 預金ファシリ ティ金利3.25%, 貸出リファイナンス金利4.00%
 - (2) フォワード・ガイダンス:変更なし
 - (3) 資産買入(APP)

(2022年7月買入終了。2023年3月資産残高削減(償還分を再投資する額の縮減)開始)

- ・6月まで月150億ユーロのペースで資産残高を削減
- ・再投資は6月まで。7月以降は再投資しない。
- ・パンデミック緊急買入プログラムでの買入資産 (2022年3月買入終了)
- ・少なくとも2024年末まで償還分を再投資する意 向。再投資は柔軟に実施。
- ・将来の資産残高削減は,適切な金融政策方針を阻害しないように行う。
- ○米商務省,3月の貿易・サービス収支を発表 貿易・サービス収支(国際収支ベース)は△642億 ドルとなり、前月(△705億ドル)から赤字額は減 少
- 5日 ○米労働省,4月の雇用統計を発表 非農業部門の雇用者数は前月比25.3万人増,3月分 は同16.5万人増に下方修正(△7.1万人),2月分は 同24.8万人増に下方修正(△7.8万人)) 失業率は3.4%と前月(3.5%)から低下
- 9日 ○総務省,3月の家計調査(二人以上の世帯)を発表 実質消費支出は前年同月比△1.9%と2か月ぶりの 減少,季調済前月比は△0.8%と2か月連続の減少 基調判断は「通信や補習教育などの減少により前年 同月比で実質1.9%減少しているが,季節調整値で みると昨年12月と同程度の水準という状況にあ る。」
 - ○厚生労働省,3月の毎月勤労統計(速報)を発表 現金給与総額(共通事業所系列)は前年比+1.9%(う ち所定内給与は同+1.2%,所定外給与は同+1.9%, 特別給与は同+10.3%)となり25か月連続のプラス
 - ○中国海関総署、4月の貿易収支を発表 貿易収支は+902億ドル、輸出は2,954億ドルで前年 比+8.5%、輸入は2,052億ドルで前年比△7.9%
- 10日 ○内閣府, 3月の景気動向指数(CI)(速報)を発表 先行指数は97.5 (前月差△0.7ポイント)で2か月ぶ りの下降, 一致指数は98.7 (前月差+0.0ポイント) で横ばい,遅行指数は99.4で(前月差△0.5ポイント) で2か月連続の下降,基調判断は「足踏みを示して いる」とし据え置き

- ○米労働省,4月の消費者物価指数を発表 総合指数は前年比+4.9%,前月+5.0%,食品とエ ネルギーを除いたコア指数は前年比+5.5%,前月 +5.6%
- 11日 ○内閣府, 4月の景気ウォッチャー調査を発表 景気の現状判断DIは前月差+1.3ポイントの54.6と なり3か月連続の上昇。先行き判断DIは前月差+ 1.6ポイントの55.7となり5か月連続の上昇。景気現 状の基調判断は「持ち直している。先行きについて は、価格上昇の影響等を懸念しつつも、持ち直しが 続くとみている。」と据え置き
 - ○財務省,3月の国際収支状況(速報)を発表 経常収支は2兆2,781億円,前年差△9,573億円で 2023年2月以降,2か月連続の黒字
 - ○東京商工リサーチ,4月の全国企業倒産状況を発表 倒産件数は610件(前年比+25.5%)と13か月連続 の前年比プラス,負債総額は2,038億円(同+ 150.8%),倒産企業の従業員数は3,408人(同+ 33.5%),上場企業倒産は0件
 - ○イングランド銀行 (BOE),金融政策委員会を開催 ・政策金利の引上げ (4.25%→4.50%)
- 12日 ○国土交通省, 3月の建設工事受注動態統計を発表 公共工事受注額は前年比△0.3%で8か月ぶりのマ イナス
 - ○日本銀行, 4月のマネーストック(速報)を発表 M2は前年比+2.5%, M3は同+2.1%, 広義流動性 は同+3.0%
 - ○英政府統計局,2023年1-3月期のGDP(速報) を発表

実質GDP成長率は前期比+0.1%, 年率+0.5%

- 15日 ○日本銀行, 4月の企業物価指数(速報)を発表 前年比+5.8%となり、26か月連続のプラス
 - ○東日本建設業保証会社等,4月の公共工事前払金保証統計を発表 公共工事請負金額は前年同月比+1.9%で3か月連続のプラス
 - ○内閣府, 令和5年第6回経済財政諮問会議を開催 議事:(1) マクロ経済運営(金融政策, 物価等に関 する集中審議)
 - (2) 特別セッション(マクロ経済運営の在り
- 16日 ○米商務省, 4月の小売売上高を発表 総合は前月比+0.4%, 自動車・同部品を除くと前 月比+0.4%
- 17日 ○内閣府, 2023年1-3月期のGDP(1次速報)を発表 実質GDP成長率は, 季調済前期比0.4%(年率換算 1.6%)となり, 3四半期ぶりのプラス 名目GDP成長率は, 同1.7%(年率換算7.1%) GDPデフレーターは, 同1.3%, 前年比は2.0%
- 18日 ○財務省, 4月の貿易統計(速報)を発表 輸出は自動車や科学光学機器等が増加し,前年比+ 2.6%の8兆2,884億円,輸入は原粗油等が減少し, 同△2.3%の8兆7,208億円,貿易収支は△4,324億円 で21か月連続の赤字
- 19日 ○総務省, 4月の消費者物価指数を発表

経済 日 誌 (続)

(5 月 中)

- 生鮮除く総合は前年比+3.4%となり、20か月連続のプラス
- ○国土交通省,3月の建設総合統計を発表 公共工事出来高は前年同月比+6.8%で,8か月連 続のプラス
- 22日 ○内閣府、3月の機械受注統計を発表 民需(除く船舶・電力)は季調済前月比△3.9% 基調判断は「足踏みがみられる」とし据え置き
- 25日 ○政府, 5月の月例経済報告を発表 景気の基調判断を「景気は,緩やかに回復している。」 とし上方修正
- 26日 ○内閣府, 令和5年第7回経済財政諮問会議を開催 議事:(1) 経済・財政一体改革(社会保障),こども, マイナンバー
 - (2) 経済財政運営と改革の基本方針(骨子案) について
- 30日 ○総務省, 4月の労働力調査を発表

完全失業率(季調済前月比)は2.6%で前月(2.8%) と0.2ポイント低下

雇用者数(原数値)は6,064万人で前年同月13万人の増加

完全失業者数(同)は190万人で前年同月比2万人 の増加

○厚生労働省,4月の一般職業紹介状況を発表 有効求人倍率(季調済)は1.32倍となり,前月(1.32 倍)から横ばい,

雇用情勢の基調判断は「求人が減少した産業もあるものの、事業主都合離職による求職者が減少傾向にあるなど、緩やかに持ち直している。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と据え置き

- 31日 ○経済産業省,4月の商業動態統計を発表 小売業販売額は前年比+5.0%で14か月連続の増加, 季調済前月比は△1.2%で5か月ぶりの減少 基調判断は「上昇傾向にある小売業販売」と据え置 き
 - ○経済産業省,4月の鉱工業指数(速報)を発表 生産は季調済前月比△0.4%,出荷は同△0.4%,在 庫は同+0.3%

基調判断は「生産は緩やかな持ち直しの動き」とし 据え置き

- ○国土交通省,4月の建築着工統計調査を発表 新設住宅着工総戸数(原数値)は,67,250戸(前年 比△11.9%)と3か月連続の減少,季調済年率は 77.1万戸(前月比△12.1%)。
- ○米連邦準備制度理事会 (FRB), 4月の鉱工業生産 を発表

総合は季調済前月比△0.4%

○中国国家統計局, 5月の製造業PMI (購買部担当者指数)を発表

製造業PMIは48.8ポイントと前月(49.2)から低下。

- ○東証株価指数 (TOPIX) 第1部 (終値) 月間最高値 2,175.9 (22日)
 - 〃 最安値 2.071.21 (8日)
- ○日経平均株価(終値)

月間最高値 31,328.16円 (30日)

最安値 28,949.88円 (8日)

- ○東京外為市場 (ドル・円相場,銀行間直物,17時時点)月間最高値 134.55円 (11日)
 - 〃 最安値 140.45円 (29日)

(令和5年5月) 脈 疝 婡 潋 毄 州

The color of the	財政・≤	金融〕				-		1	K	1	֡֞֞֞֓֓֓֞֞֟֓֓֓֓֟֟֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓	[본			<u> </u>	-					-	- [Г
1997 1997		財政資金 対民間収支	租稅	舰入寒	續 (注)			<i>></i>	1 K	77	E)		俐				国内9	银行勘定		1.1	ご残		当約定当金利	***1
Column C		1	一般会計	総計					<u> </u>	乜	1,	1	_	_	įį	ł	美質預金 列	L	貸出残高		±	国家	7銀行	11-
Fig. 10 Str.		状文 総 計					凝	新	112 IVI. 平残前	消		 対 対			重 短	新領	凝		残		1		、 (注) (ゴク)	·
- A. M. School 19, 18, 18, 18, 18, 18, 18, 18, 18, 18, 18		靊	E		逦	F			%				,	E			十億円	<u> </u>	億円	%				談
4.6 Sec. 60. 10. 154. 50. 12. 20. 20. 12. 20. 20. 12. 20. 20. 12. 20. 20. 12. 20. 20. 20. 20. 20. 20. 20. 20. 20. 2	年度	△21,250	137, 527		823	41, 279	112, 760	7	0	- 6	<u></u> 10,	14,	224	3,819	≥9, 601		88, 089	9	90,825		19,	ωi	S,	99
2.75 25 25 25 25 25 25 25		△28, 603 46, 527	268, 687		980	89, 227	168, 275	α α	ע ע	200	<u>8</u> 2 2,5	2 0	808	6,894	15, 546	1,348		7 2	39, 298	7	2,33	∞		1 8
17. 17. 17. 18. 18. 18. 17. 18.		21 525	901,900		955	183 836	337, 239	o -	0 0) «	2,7		030	2,004	5 731	7,730		~ œ	18 059	o «	26,6	200	7 0.	8 8
37. 381 4. 676 4		176, 503	519, 308		151	137, 354	421,329	- 12	0 00	0 0	8	55,	924	5.985	91,080			o m	32, 200	0.1	412,	2 88	2.70	5 6
37, 381 501 28 511 502 512 513 5		344, 674	507, 125		688	117, 472	586. 744	2 2	2	2 2	2 5	△327.	488	3,031	17, 760			0		4	234	3 =	2.04	47
384, 886 426 674 956 146,881 100 107,447 475 104 20 2 9 1 1.1 0.24 567 208 465 185 428 865 78 78 78 78 78 78 78 78 78 78 78 78 78		377, 929	490, 654		829	132, 736	749, 781	_	က	7	31	2384	329	7,389 3	41,841			2		2 0.	88	47	1.59	66
84, 786 84.42 8.67 14.05 18.06 100, 76 78.27 10.4 2.0 6.25 10.0 4.28 10.25 20.0 4.5 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10		371, 981	510, 182		800	147,444	764, 615	4	2	9	0 \5,		085	5,759 4	21, 469				19, 419	o.	231,	44	1.92	56
35, 70 35, 72 36, 72 36, 72 36, 72 37, 72 3		364, 688	442, 674		851	100, 106	768, 977	_	0	-	7,	< 1 ⋅	451	3,815 4	52, 835			<u></u> ∞	37, 537	· ·	202,	88	1.77	9/
25. 25. 25. 25. 25. 26. 26. 19. 25. 27. 27. 27. 27. 27. 27. 27. 27. 27. 27		364, 784	387, 331		139	63, 564	773, 527	4 (0	9.0	9 4,5	<	665	2,213	75, 277			က	27,612	o 0	1,7	32	1.62	83
25. 25. 25. 24. 25. 10. 1 192 25. 5 1. 2 1 2. 5 1. 1 2. 5 1. 1 2. 5 1. 1 2. 5 1. 1 2. 5 1. 1 2. 5 1. 2 2. 5 2. 5		343, 706	414, 868	- 1	844	7/9/68	809, 230	9 1	5	7.	0 035	701 342,	886	8,587	51,590	1/3,003		S (25, 151	<u></u>	/9[200	1.51	5
1,006 48,043 1015 155,308 104,307 108,207 2, 4 2, 1 2, 2 20, 20, 20, 204 2, 27 3, 3 4, 45 1015 10, 2014 2017	_,	253, 292	428, 326		762	93,514	808, 428	2	4	9	0	905 \253,	800	2,995	89, 762		611, 205	က		200	176,	68	1. 42	82
1.05	21.0	386, 636	439, 314		925	97,583	833, 782	4 r		0.0	8 2,5	◁;	26	1,863	48, 829		631, 230	က (58 187, 4	322	1.32	33
1.056, 644 50.00 170, 100, 100 170,	~ -	1,0/1,136	469, 529		888	104,937	866, 308	ر د	- 1	9 G		525 \\ _1,083,	5/8 01, 11	6, 103 1, 8	21, 493		651, 751	7 0			44 179,0		1.23	ξ, E
1, 259, 481 364, 686 993 176, 111 103, 289 986 ON 5.3 3.6 1.9 1.0		1,316,344	539, 707		305	110,316	896, 732	2 (ω u	_ 4	422 △1, 321,	45/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1,8/9 2,0	80, 764		0/6,330	∞ ς			15 1/6, 2	72/	- 120	38
1,250 1,25		1,000	202, 034	- 1		100, 274	933, 947	000	ד מ	o +	חוכ	210 1,074	000	0,730	12, 124		740,014	7,0	1		000,000	0 1	- 0	016
1,552,562 603,564 100,7 190,000 123,190 1,075,502 37 2.4 2.7 2.6 2.65,565 2		1, 239, 494	524, 536		- 4	103,289	988,000	ى ر	- 0	- c	n +	050 \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	205 21, 84	3, 144 7, 0 0 204 1 4	21, 304 55, 118		778, 497	V C		4 (00,00		0 0	38
1,552,682 1,603 1,607 1,07		885, 107	603,564		90	123, 330	075,502	2 1	7 4	2 1	- C	385 7,036,	671	0,234	48 714		700,044	- α	18, 130		9,0	2 2 2	000	35
1562 666 668 256 105 3 191 809 112 394 156 116 5 1 6 7 8 1 4 9 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	_	688, 905	584, 415		202	107, 971	096, 165		t -	- 15	36	570	126	8 696 7	72, 419		815, 068	o 0.	30, 565			746	0.0	20
B677 224 677 175 228 235 767 195 708 23 2 4 4 5 5 0 5 6 5 6 0 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	_	1, 552, 652	608, 216		868	112,346	160, 116	_	_	1.4	0 0	350 △1, 487,	090 △1, 55	1.040 2.8	24, 183 1.		898, 872	ر م	58, 119	0	128	91	0.80	60
7-9 846, 077 84, 077 84, 077 84, 077 84, 077 84, 077 84, 077 84, 077 84, 077 84, 077 84, 077 84, 077 85, 089, 324 85, 089, 324 85, 089, 324 85, 089, 324 85, 089, 323 86, 077 87, 077 87, 077 87, 079		857, 223	670, 379	:	822	136, 428	198, 708	က	4	0 5.	2 >38,	588 △839,	557 △87	-	84, 227	\cdot	927, 402	2	37, 193	0	171	61	0.790	8
7.9 2.84 7.1 5.2 △1.10 A.25 △2.25 A.21 A.223 A.223 A.23 <					Н		1, 219, 550	6	7	3.	8 △20,	340 △899,	324 △92				960, 541	9	33, 030	0.	180,	00	0.77	77
1.9 223 886 226 88 22 887 23 889 22 887 23 88 23 88 24 9 24 24 24 24 24 24			152, 228		976	8, 748	∞	00	7	7 5.	2	948 △279,	275 △28		18, 737	37, 514	900,081	6	56, 665	9	155,	335	0.80	8
1-3 2.22. 838 3.22. 386 1.49 8.8 366 2.9 0. 3.4 3.1			163, 372	- 1	23	43, 285	9	0	2	0	7 \\ 551,	√186	028	- 1	51,617	13, 798	907, 769	9	51, 137	9	176,	999	0. 79	32
7-9 2.25. 36 3.0 3			323,386		999	82,950	(~ c		20 0	4.	20,20		249		200		927, 402	27 -	57, 193	90	196	203	0.0	32
10-12 189, 887 186, 675 566 42, 139 57, 752 1,250, 683 2.9 2.6 3.6 3.1 31 2.9 2.6 3.6 3.1 31 2.9 2.6 3.6 3.1 31 2.9 2.6 3.6 3.1 31 2.9 2.6 3.6 3.1 3.1 2.9 2.6 3.6 3.1 3.1 2.9 3.1 3.1 2.9 3.1	7 -4 -		32, 302 167, 633		200	1, 707 0, 754	ØГС	၁ ဝ	50	0 A	00	> 249,	207	<	2/0		930, 808		27. 243	3 2	174	C 04	0.0	15
1. 2 183 723 19 160 832 801 51 349 22 500 1 219 550 2 2 2 2 6 3 3 3 11 31 29 3 35 35 35 34 35 35 35	_		186, 675		139	57, 752	250,683	6	9	3 :	8		261		371		936, 768	- 2	38, 464 38, 464	0	165.	200	0.77	Z
3 △SF, 537 202, 060 104.9 45, 377 64, 328 1.198, 708 3.2 3.1 3.6, 533 48, 387 41, 854 192, 856 234, 710 927, 402 3.2 567, 193 1.6 0.00, 20 108, 20 4 50, 145 −4, 55R −4, 65R −24, 65R −24, 69R −266 1.22, 68S 3.3 3.1 3.4 4 1 7.13 40 2.00 9.0 9		1	P 160, 833	i	949	22,500	1, 219, 550	4	2	6 3.	8 31.	131 $\triangle 93$	206 △6	75		465, 938	960, 541	9	33, 030	0.0	30 192, 1	89	0.777	77
4 50.145 △4.099 △666 1.212.685 3.3 3.1 3.4 4 △51.36 № 29.4 △66.886 1.8 △0.021 197.2 5 10.735 1.14.50 2.0 9.40 △66.16 3.1 3.4 4 △13.7 △66.88 1.8 △0.021 197.2 6 1.0.27.735 1.0 9.40 △66.16 2.9 3.1 3.6 2.0 2.1 3.4 4.0 △62.10 △15.70 2.7 2.0 2.0 2.0 3.1 3.6 2.0 2.0 3.0 3.4 4.0 △62.10 △10.13 2.8 3.0 3.0 3.0 3.4 4.0 △28.6 △20.0 1.0 3.0 <th></th> <td></td> <td>202, 060</td> <td></td> <td>377</td> <td>64, 328</td> <td>1, 198, 708</td> <td>2</td> <td></td> <td>5 4.</td> <td>3 △6,</td> <td></td> <td>387</td> <td>54</td> <td>928</td> <td>234, 710</td> <td>927, 402</td> <td>2</td> <td>57, 193</td> <td>$1.6 \triangle 0.0$</td> <td>. 208,</td> <td>31</td> <td>0.79</td> <td>8</td>			202, 060		377	64, 328	1, 198, 708	2		5 4.	3 △6,		387	54	928	234, 710	927, 402	2	57, 193	$1.6 \triangle 0.0$. 208,	31	0.79	8
5 10.8 32 69 10.8 32 1.0 1.3 0.9 78 2.1 0.0 3.3 0.0 1.1 0.0 0.0 1.1 0.0 0.0 1.1 0.0 0.0	4 r		24, 576		666	0000	1, 212, 685	n 0		4-			824	3.5	749		931, 875		06,836	1.8 0.0	21 197, 2	38	0.0	3,5
Table Tabl	ט כו		11, 405		005	7007	1, 190, 052	o د	D 0	1 c	7 10,	000	200	7 8	200/		954, 357	<u>у -</u>	00, 000 79, 945	2.5	170,07	35	000	00
National Column National C	~		69,130		407	1,300	1 202, 003	10	, C	. v] <	511 280	730	341	300	7 _		3.5	74 554	3 4 70.0	10 179	32	200	52
10 89,026 45,666 36 36 11 195 5314 1 20,516 53 4 1 20,516 53 4 1 20,516 53 4 1 20,516 53 4 2 20,516 53 54 2 20,516 54 2 20,516 54 2 20,516 54 2 20,516 2 2 2 2 2 2 2 2 2	- 00		60, 113		682	5 859	204 343	0	0	. 4	1 0	368	925	793	98	210, 486		3.4	76, 260	. =	41 175	25.	0.77	50
10 89, 026 45, 566 36 0 11, 195 5, 314 1, 206, 896 2 9 2.6 3.1 3 9 △5, 379 △104, 282 △109, 661 132, 514 22, 853 934, 896 3 5, 582, 033 830 14, 97.86 1, 206, 826 2 2 7 3.1 3.8 △2, 625 △96, 576 △99, 204 15, 84 21.8 3 5, 82, 934, 87. 21, 11, 99 94, 213 3 9 583, 890 14, 91 84 433 66 15, 22, 90 14, 1233, 066 2 2 1 2, 23 2 7 3.7 27, 77 △104, 076 △76, 884 29, 978 1, 203, 926, 788 1, 203, 922, 691 942, 291 3 5, 83, 44 12, 256 12, 25 2 2 2 2 2 2 2 3 2 7 27, 27 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	, O		38,380		512	2,782	201, 516	0	00	3.4	2	327 △143.	350	0.523	802	266, 325	927, 957		30, 278	4.2 0.0	73 175.3	87	0.777	7.
11 97.195 99.984 50 6 15.518 49.766 1.209.522 2.9 2.7 3.1 3.8 △2.655 △9.6.776 1.209 994.343 39 583.390	9		45, 566		195	5, 314	1, 206, 896	6	9	1 3.	9	379 △104,	282	199	514	22, 853	934, 896	2	32, 033	4.6 00.0	62 165, 4	19	0.77	92
12 3.666 41,125 5.6 15,426 2,633 1,250,633 2.7 2.5 2.9 3.7 △41,161 △26,703 △67,88 151,646 83,782 996,788 3.2 584 949 3.6 15,429 4 3.151 1,219,550 2.1 2.1 2.5 3.9 1,844 10,104 040 24,83 66 13,22,941 3.5 12,83 67 12,83 67 12,83 80.1 9.844 3.151 1,219,550 2.1 2.1 2.5 3.8 1,844 10,406 116,250 12,509 88,871 38,362 90.541 3.5 589,415 日本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本	Ξ		99, 984		218	49, 786	1, 209, 522	6	<u></u>	1 3.	8	325 △96,	576 △9	201	211	×11, 990	944, 243	3.9 55	33, 930	4.6 00.0	79 165, 7	35	0.77	72
1 143,044 04 04,433 00.0 35,901 3,484 1,225,000 2.7 2.3 2.7 3.7 27,017 △104,000 △76,388 299,079 222,091 942,894 3,5 367,000 2.7 2.2 6.8 3.9 1,610 △103,847 ○102,237 103,40 1,203 943,941 3.5 589,415 2.8 3.8 1,844 114,406 116,250 125,794 242,044 960,541 3.6 593,030 長機関 財 務 名 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8			41, 126	- 1	426	2,653	1, 250, 683	<u></u>	2	3.0	7	161 \triangle 26,	703		646	83,782	936, 768	3.2	38, 464	4.9 00.0	22 166.4	22	0.77	Zi?
888 80.1 9.844 3.151 1.219.550 2.1 2.1 2.5 3.8 1.844 114.466 116.250 125.794 242.044 960.541 3.6 593.030			61, 542		28	15 865	1, 223, 006	- 9	20	- 9	0 /	310 >104,	2000 247 210	0,388	0/9	1 203		010	57, 937 39, 415	5.0 4.9 5.0 5.0 5.0 6.0	114 187, 0	Ç &	0.77	24
務 省 日 日 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 表 表 表 表 表 表 表	1 to 4		P 34,858		<u>*</u>	3, 151	1, 219, 550	<u>ы г.</u>	1 T L	ח	080	114,		220	25, 794 871			9	93, 030	4.6 00.0	198,7	288	0.777	77
	- AK		_ ME	*	1	- Sum	1000	4	4		1]	1	200	1000	- 1				11-	24.04	10		
	(答約) 財務犯	1十四回回線や	İ																					7

(資料) 野務も人足目的転言及体的 (注) 種類収入表謝・4月及収のうち前年度分については、前年度3月に加えて調整 マネーストック:2008度以前は、マネーサブライの計数で、M 3は旧M 1,M 2は旧M 2 + CD(ただし1979年5月以前は旧M 2) 国内銀行勘定:1992年度以前は、マネーサブライの計数で、M 3は旧M 1,M 2は旧M 2 + CD(ただし1979年5月以前は旧M 2) 国内銀行勘定:1992年度以前は全国銀行勘定である。なお、金融機関の合併、相銀の普銀転換、第2地銀路加盟行(各相銀)の編入等の事由により、不連続の年次がある。1986年度以降、オフショア勘定を含む。 貸出約定平均金利:1992年4月以降、当座貸越を含む。

[企業倒産]

[公社債・株式]

倒産		総額前年比	億 円 %	20, 752 21.9	28, 720 21. 7	32, 753 176. 0		261, 287 131. 4	61, 220 \triangle 15. 7		71.367 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				27, 749		20,358 8.9			•				2,857		14,012 336.0	3,408	3 005	1,696 19.9	812 △3.3	8/3 △48.1	22, 22	1, 114 22.4	1,448 59.4	869 △11.6	1, 155	565 △15.5	965 36.0	$1,474$ $\triangle 13.1$ 2.038 150.8	1
栄		前年比	%		70.1							710.		9 △7.7				7 0 0			3 △17.0	4	0.00	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		4.4	0.00	30.0	3 △6.4	9:1:8	11.0		52	9 18.6	13.5	1 30 30 30	26.1	7 25.7	25.5	市台路十1
	图	質 額 作数 数	中	ľ	18, 212 18, 212						ġ	Ċ	ľ											146 1, 44	Γ						98					- I	- 57	- 57	- 809 610	
取引停止処分(注)	4	国 《 《 《 《 》	ə		16, 517 14, 485												V C	'nς	√, ∸	-				23							27.0					1 1	1	ı	1 1	
不海手形 取引		(注)	#		5, 134. 0 16					71		1,337 1	4	_	166.4		645.5	, 693. 0	751.3	316.6	538.5	176.3	4.4	20.3	102.1	56.3	35.4	39.3	31.3	43.2	11.5	0:0	2.2	32.3	17.0	22.9	7.5	20.7	11.1	今国銀行協会
¥ ¥	交換高 (実	(注) (添	億田	356, 120	824	334, 030	581, 355	267, 447	445, 450	177,071	901,851	670,982	215	669	2, 666, 665	_ ,	-:0	1, 4/8, 828 2	1, 231, 036	1, 159, 304	738, 681	707, 382	412, 325	169, 510	167, 298	154, 292	143, 121	249 782	68, 976							79, 334			103, 071 62, 054	
		日経平均	2012. 5. 16 = 176.21	243.	6, 870. 16	437.	329.	145.	422.	969	3,6	96			577.	15, 460. 43	300	920	310.	21, 697, 23	705.	839.	27, 257. 79	28, 334, 00	27, 156, 32		27,610.50	27 200 72			26,653.77			27, 418.99	26, 983, 20	27, 903, 32	26, 606. 28		27, 693, 20	
(期中平均)	[5]所 (注)	有配平均利回り	%	CY 2.		0.52	0.92	0.98	1.14	S	. c	2.5	2.12	2. 23	1.70	1.62	1.51	1.84	1.67	2.03	2.14	1.86	2.31	1.86	2.00	2.44	2.39	2,30	2.00	2.03	2.40	2 12	2.30	2.39	2.31	2.26	2.27	2.30	2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2	出出
株式	東京証券取引所	一 田 田 米 高	百万株	CY 179	352	. ~		684	2,075	2, 228	V, C	2, 2, 2, 2, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0,	2,0	2,	3, 436	2,512	2,541	2, 423 1 085		1,377	1,519	-	1,392	1,200	1,490	1,438	1,269	1,401	1,599	1,218	1,603	1, 130	1,231	1,329	1,472	1,479	1,273	1,323	1,488	計 巻 形
		東証株価指数 <topix></topix>	1968. 1. 4	CY 312.06	474.00	2, 177, 96	1, 378.93	1, 545. 22	1, 270. 09	1, 663. 69	1, 187.82	885.43	820.80	768.64	1, 125.94	1, 263. 58	1,554.16	1, 355. 93	1 729 58	1, 595, 12	1, 597. 01	1,953.13	1,919.00	1, 974, 62	1, 917, 54		1, 932. 66	1 968 05	1, 885, 51	1, 902, 34	1,879.00	1, 933, 36	1, 964. 16			1, 967. 73	1, 925, 82	1, 985, 51	1, 989. 46 2, 016, 47	10
(洪)	:	金融債			135, 633	469,079	433, 643	210, 427	87, 555	65, 051	55, 174	37, 773	34, 377	30,005	26, 183	24, 992	23,647	17,380	14, 463	11, 163	10, 162	9,890	10,027	2, 498	2, 156	2, 743	2,642	2, 237	882	919	1.067	1, 007	820	1, 111	721	714 869	296	801	948	
10 。	1	村運賃	E		9,935																																			韓令
器		政保債			15, 765																									(-2,				Ť,		100	009	631	計 装 業
杜		地方債	ə		7, 290																									4.	4, 945	f →	i cri	4	9,0	Óι	2,850			H
<u> </u>		国		53, 627	145, 588	390, 323	684, 306	1,053,917	1, 806, 919	1, 365, 044	1, 238, 668	1,500,232	1, 672, 834	1, 749, 568	1,801,712	1, 760, 647	1, 736, 700	1,680,014	1,333,027	1, 429, 848	2, 214, 160	2, 154, 093																		
į į				1975年度	1980 1985	1990	1995	2000	2005	2007	2008	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2018	2019	2020	2021		7- 9	2022. 1- 3		7- 9		2022. 3	4	200	<u> </u>	- 8	6	0;	11	2023.	2	က 4	松字機関

東京証券取引所: 2022年4月4日, 市場区分の見直し 東正株価指数 (期中平均): 四半期は当課試算。2022年10月末日から TOPIX 構成路柄の構成比率を四半期ごと10段階で見直し。 一日平均出来高: 2022年 3 月以前は東西等・高。2022年4 月以降はプライム市場の値。 なお, 2022年 3 月以前は東西等・高、2022年4 月 4 日以降の値である。 有配平均利回り: 2022年3 月以前は東正等一部、2022年4 月 4 日以降はプライム市場の値。月と四半期は末現在の値 株式 (日経平均): 2000年4 月24日に構成銘柄の大幅な入者さが行われている。

2022年10月までの数値は、東京の交換所における値である。 (注)取引停止処分:2007年4月以降、算出方法変更 2022年11月2日、手形交換所における手形交換業務の終了に伴い、 統計公表を終了。2022年度の数値は、2022年10月までの値

[生産・出荷・在庫・稼働率]

H H		上 1911年															
		鉱工業生	: 産指数	.2		特殊分	類生	産 指 数		生産者出荷指数	H荷指数	生産者製品	生産者製品在庫指数	生産者製品	生産者製品在庫率指数	製造工業	製造工業
			季節	調整済		奉	節 調 整	済			全器器	*			五二二年	仕風間 上層 数	秦 雪 * 操
	原指数	前年比	指数	前期比	資本財	建設財	耐 消費財	非耐久消費財	生産財	(季)	(司利比)	[奉 調整済]	(三巻元)	[香 調整 (新	(三十二)	(末) (原指数)	を (季調済)
							2 0	1 5 年		100 (注)	% (3						
1975年度	53.6	△4.	1]				Ι	'		₽.	83.3	4	96.2			I
1980	72.7	2.2	1	1	71.3	186.2	80.9	75.5	60.7	0.0	0.4	96.9	7.7	87.7	14.4	88.0	117.1
200	30.5	N u	'		S			80.2			Νu	101.2		80.5		99.00	
1995	103.3		. 1		112			101.2			.; ←	115.5	. α.	92.4		110.4	
2000	107.7	1 4	1		115			100.4	8 8		. 4	107.6		90.7	i o	109.0	
2005	109.3	-	ı		114.			95.0			. 2	98.9		85.4		101.4	
2007	117.5	2	1		123.			98. 7	115.		က်	101.3		86.0	o.	106.4	
2008	102.8	△12.	1					99. 2	98.		△12.	97.4	⊳5.	105.9	21.		
2009	93.0	.6⊲	1	1				98.2	92.		.6⊲	87.2	D10.	101.2	74.4		
2010	101.2	χiς	1	1				97.8	[5]		χ,	85.5	<u></u>	88.9	7.		35 S
2011	100.5) \ \ \ \	1	1				20.00 20.00	2, 5		₫ <	8. S		96.5	χiμ		9. 9
2012	101	, c	. 1					100.7	100.		<u>-</u>	94.7		03.4	د د		9.5
2013	100.5	0	1					2.86	9.0		† 	95.0		90.3	[107
2015	99.8	0.	ı					101.3	99.		 	95.2		100.2	i o		99.
2016	100.6	0		1				102.7	100		0	93.9		100.7	0		99.
2017	103. 5	2.	1		102.			102.9	104.		2	98. 7	5.	101.9	-		102.
2018	103.8	0.	ı	 -	102.			104.6	104		0.	98.9	0.	105.0	က်		102.
2019	99.6	\3.	'		88	97.5		103.7	66		\3	101.7	.2	112.5	7.		88
2020	90.3	.6⊲	1		88	88. 7		98.0	88		∂	91.5	□ \ □ 10.	122.9	6		87.
2021	95.5	് വ	'			80.8		98.2	96.0		4. 0	97.7		114.3	.√		
2022	90.) 		' -	- IOZ	90.0		100.0	30		د د	100.3	., 0	114.9	. -		3
10-1	9.0		. 75 7. 75	; c	90.	90.1		99.0	96.		j C	0.00		115.6	ř –	96.2	9. 2
2022	05	<	. R	· ·	96	80.3		90.2	9		ò	100 9	i	118.9	9	95.00	93
	92.) 	93.	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		93.8		99.9	93.		 	9.66		117.8	100	95.3	
7-	97.	4.	98.	5	110.	92. 4		101.0	94.		4.	103.8	4.	121.9	33	95.5	95.
i	97.	0.	95.	∆3.	103.	89.4		100.7	93.		\triangle_2	103.2	□	122.3	0	95. 5	98
2023. 1-	94.	\supset 1.	93.	 ∑	97.	87.8		100.8	90.			103.	Ö.	127.3	4.	95. 5	92.
	92.	0.		2.0	95.	88.4		0.66	97.		0.0	101.	2.0			95. 7	94.
	107.		S. F		90.0	86.0		200.00	97.			.001	0, <		. 0	2. c	92.
	y 00 0,00	; <		; <	97.	93.6		101. 0	900			90.	2.50		i (*	95.4	9 2 2
	98	3 5	3 8	; o	102	94.6		99.3	98		ļ ; c	9 00	j -			95.3	6
	86	i 2i \[\]	98.		108	92.3		97. 4	. 45		;i	100.2	-i O			95.2	. 49
	91.	5.	100.	i eri	112.	94.0		102.5	95.		2	100.9	0.		•	95.3	95.
	101.	9.	98.	□.	111.	91.0		103.0	94.		$\triangle 2$	103.8	2			95. 5	.92
	92.	33	95.	△3.	108.	86.8		97.0	93.		\triangleright 1.	103.3	△0.			95. 5	97.
	99		95.	.0		90.5		101.6	93.		0. 0.	103.6	O		 	95.5	95.
	97.	 	9.05	Ö, r		87.8		103.5	92.		0.	103.2	0.		L.5	95.5	Z. 8
	S		3 2	. ∠		87.1		100.8	87.).	102.2		128.4	× × ×	90.00 0.00	88 93
NΘ		. O	95.9	1:0	96	0.00		101.0	92.		∞	103.7	0.5	127.5	0.1.0	95.5	
発表機関			712			次			l res			継	5		~		5
250100 (45)	0010年11日本第亿分比計	Little Concession for Inter-	0010年N 半 6 H 巻 13		V 20 140 494 - 1 1/20 1/11	4 1 4 1											

(注)2018年11月基準年次改訂。2012年以前の指数は、2015年基準指数に接続させたものである。 年度の指数については原指数

Fig.	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##		ì !		機械	受 注 ((280社) (考	季節調整済	(注)			建設工事受注	受注 (50社)	土) (注)		新	藍	在名	渠	Н	
Fig. 18 Wilson Fig. 25 W	Fig.					700 000				非總法業			H				泰調路			≅	
## 6. ## 9.	## 66 049 0.00 09.			前期比		「船舶・浦」 力を察く」	前期比	製造業	前期比	大部 発売し、 大学を でを でを でを	前期比		开 非住宅	前年比		前年比	年素 数	L_	巛	() () ()	今世
### 148,449 13.0 38.29 25.29 14.1 14.2 25.27 14.2	186 100		١	%	瓤	E	%	諈	%		%	億	E	%		%		%	遍	年 比	%
144 446 15 15 15 15 15 15 15 1	146,440 133, 74 147, 74 157, 72, 72 147, 74 147, 75	975年度	86,048	00	38, 599			17,		15, 607		59, 449	24,520	△17.3	٠,	13.2			. 9.8		15.
188 188	1845 544	086	146, 409	13	74, 602			29,	∞	25, 727		91,978	41,549	11.6	-	△18.3	 -	1	△18.5		□ \ 10.
266, 439 1 2, 53 13, 412, 534 113, 539 1 8.5 1, 513, 514, 514, 514, 514, 514, 514, 514, 514	265 349 4 8 3 16 76 145, 76 2 14 2 14 2 14 2 14 2 14 2 14 2 14 2 1	985	159, 584	∑ -	80,053			37,	ц).	29, 861		121, 576	62, 723	11.0	-	დ. ტ.	I 	1			
2.65, 322. 4.2, 142, 312, 314, 314, 312, 316, 316, 316, 316, 316, 316, 316, 316	266 27 1 104 21 1 2 300 1 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 2 1 2 2 2 1 2 2 2 1 2	066	283, 949	∞ ·	167, 625			73,	_ '	72,656		268, 167	166, 203	30. 4	<u> </u>	△0.4		1	- \(\frac{1}{2} \) 0		
256, 459 1.25 134, 426 11, 530 16 51, 5	266, 489 12, 313, 044, 4426 112, 303	995	261, 322	4	142, 394			52,	\circ	67, 485		197, 556	88, 846	1.5	Ť.	△4.9		1			
10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10,	200, 600 201, 700	000	265, 489	12	134,044			51,	$\overline{}$	70, 254		149, 680	68, 794	△11.8	Ψ,	□.1	 -			△1.8	=
247, 086 Chi 21 Chi 22 Chi 23 Chi 23 Chi 23 Chi 23 Chi 23 Chi 23 Chi 24 Chi 25 Chi 14 Chi 23 Chi 14 Chi 25 Chi 14 Chi 25 Chi 14 Chi 25 Chi 36 Chi 17 Chi 26 Chi 27 Chi 26 Chi 27 Chi 26 Chi 2	30, 20, 20, 30, 11, 20, 30, 11, 20, 30, 30, 41, 31, 32, 47, 400 41, 400	200	276, 779			- 1		54,		57, 721		134, 537	70,895	3.2	-	4.7	I	I		10.8	9.
200 800 284 284 287	247, 049 A18, 112, 112, 113, 114, 114, 114, 114, 114, 114, 114	700	302, 637		!	1		56,		56, 157	:	141, 141	81, 128	7.5	-	△19.4	1	1		△19.9	≥26.
200 800	286, 276 2.13 104, 817 24, 84. 80 24, 81 24, 82 24, 84. 80 24, 82 24, 84. 80	800	247, 049					43,		54, 363		123, 767	72, 342	△10.8	·-	0.3		1		3.2	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \
Fig. 66.66 27.3 (104.87) 94.48 94.13 27.112 183, 27.112 183, 27.113 18	283 646 21, 3 104, 746 389 742 62 39, 234 259 50 646 66 6 1142 65 1144 67, 100 689 646 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 640 67, 100 649 6	600	200,800					31		46,346		106, 162	60, 464	△16.4		△25.4		1	. \\ \triangle 7.6	△30.0	△40
283.386	283.386	010	243,646					37,		47, 576		100,685	56, 214	△7.0		5.6		1	7.5	△6.3	83
283,389	Column C	011	250, 226		108.746	1		39		50,698	1	107,829	59, 446	5.7		2.7	1	1	□ □ 1.2	△0.7	12.
286, 376	286, 396	012	233, 338					35.		52, 125		110, 447	61, 182	2.9		6.2		1	3.8	10.7	4
283,565 284 287	283, 956 2.6 125, 918 101, 838 4.1 4.2 4.2 6.5 5.5 6	013	263, 702					38		58, 441		132, 677	71,714	17.2		10.6	-		. 11.5	15.3	С
283, 956 Co. 6 125, 915 101, 838 4.1 44, 214 6.2 6.7 899 2.5 14, 225 73, 918 6.2 6.7 891 6.2 6.7 892 6.8 7, 792 894 C. 7. 8 9.4 C. 8 6.8 7, 792 6.8 7, 792 7, 793	283 956 △ 0.6 17.5 918 4.1 4.4.214 6.6 5.7 88 2.5 142, 253 7.0 81 6.6 9.7 8 4.6 -	014	285, 756					4		56, 510		143, 579	74, 890	4.4		△10.8		1	△21.1	23.1	i ⊗
280, 316 Color C	267. 957 △S. 6 127. 606 6.2 12. 60. 10.2 314 0.5 4.2 67 6.7 77 4.5 147. 907 8.3 90 6.2 1 8.5 90 6.2 1 8.5 90 9.5 64 4.5 7 8.4 19 9.5 64 4.5 8 4.6 92 8.7 7 9.5 8 0.2 8 4.7 7 9.8 8 0.2 8 4.7 7 9.8 8 0.2 8 4.7 7 9.8 8 0.0 8 4.9 8 0.0 8 4.9 8 0.2 8 4.7 3 9.8 8 0.0 8 4.0 8 9.8 0 0.7 3 0.0 8 4.0 8 0.0 8 <t< td=""><td>015</td><td>283,956</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>44</td><td></td><td>57, 898</td><td></td><td>142, 253</td><td>79 811</td><td>. 6</td><td></td><td>4 6</td><td> </td><td> </td><td>000</td><td>7 1</td><td>. 4</td></t<>	015	283,956					44		57, 898		142, 253	79 811	. 6		4 6			000	7 1	. 4
2017 2018	200 170	016	267 957		1	1		42		60,373	1	147 907	83,980	5.2		5.8	I	1	2 6	11 4	-
2.00 3.16 1.04 7.76 3.16 6.66 9.10 9.20 9.67 0.7 − − 0.14 2.0 0.44 0.14 </td <td>273,908</td> <td>017</td> <td>284, 769</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>46.</td> <td></td> <td>55,644</td> <td></td> <td>148, 962</td> <td>87, 883</td> <td>4.6</td> <td></td> <td>△2.8</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>ÿ (3)</td> <td>△4.0</td> <td>0</td>	273,908	017	284, 769					46.		55,644		148, 962	87, 883	4.6		△2.8	-	1	ÿ (3)	△4.0	0
24.6 990 △5.7 17.5 24.6 14.6 24.6 14.6 25.6 14.6 25.6 14.6 25.6 14.6 25.6 14.6 15.6 14.6 15.7 26.6 14.6 15.7 26.6 14.6 15.7 26.6 14.6 15.7 26.6 14.6 15.7 26.7 15.6 14.6 15.6 14.6 15.6 14.6 15.6 14.6 15.7 15.6 14.6 15.7 15.6 14.6 15.7 15.6 14.6 15.7 15.6 14.6 15.7 15.6 15.6 15.6 15.6 14.6 15.7 15.6 14.6 15.7 15.6 14.6 15.7 15.6 14.6 15.6 14.6 15.6 14.6 15.6 14.6 15.6 14.6 15.6 14.6 15.6 15.6 15.6 15.6 15.6 14.6 15.6 15.6 15.6 15.6 15.6 15.6 15.6 15.6 15.6 <th< td=""><td> 2573 906</td><td>318</td><td>290, 315</td><td></td><td>124, 779</td><td></td><td></td><td>47.</td><td></td><td>56, 801</td><td></td><td>158, 590</td><td>98, 419</td><td>12.0</td><td></td><td>0.7</td><td> </td><td> </td><td>2.0</td><td>△4.9</td><td>7.</td></th<>	2573 906	318	290, 315		124, 779			47.		56, 801		158, 590	98, 419	12.0		0.7			2.0	△4.9	7.
266 849 △3.3 111 680 94.8 Ø.0 B. 6. 487 △9.6 14.8 Ø.0	2.64, 886 △3.3 111, 690 99, 870 △8.8 4,0,133 △8.6 5,4,873 △9.0 148, 811 87, 284 △5.2 10.0 686 6.6 − <	019	273, 908					43,		60, 324		149, 285	92, 089	△6. 4		△7.3			- \1.5	△14.2	
18,006 20,1 19,702 10,337 20,399 20,505 20,703,100 20,905 20,505	18, 008 20,1 11, 702 101,	020	264, 849					40,		54,873		148,811	87, 264	△5.2		≥8.1	1	1	- \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	△9.4	
7-9 382 377 3.2 122 677 107, 997 4, 1 52,79 3.5 55,441 4, 6 165,377 22.3 5.0 4 1 24,12 6.7 13,789 5.2 13,588 2.2 36,66 22,315 22,325 22,325 22,12 32,32 22,135 22,137 22,235	7-9 328.317 3.2 122.617 107.937 4.1 152.719 3.5 55.41 4.6 165.377 100.649 4.1 16.02 2.0 6.1 2.3 10.02 8.6 2.0 6.1 3.5 1.2 1.2 1.2 2.2 6.3 1.3 2.0 2.2 6.3 1.3 2.6 1.3 3.0 2.2 6.3 2.6 7.2 3.1 8.6 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 1.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.2 6.2 2.0 6.1 2.2 7.2 1.2 1.2 2.2 <	121	318,008					50,		53, 027		150, 979	96, 676	10.8		9.9	 -		- 6.9	9.5	ж.
$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	19-12 86.75 39 28.71 25.44 1.4 12.412 6.5 13.24 △1.8 33.51 22.5 35.60 6.1 864 △0.2 1-5.12 85.778 39 28.77 5.2 13.178 6.5 13.289 △5.2 25.473 31.846 △5.0 20.0 4.9 871 1.2 20.0 4.0 4.9 871 1.2 20.0 4.0 4.9 8.7 4.0 4.0 4.0 8.7 2.2 32.6 20.0 20.0 4.9 8.7 1.2 20.0 20.0 4.9 8.7 1.2 20.0 20.0 4.9 8.7 1.2 20.0 20.0 4.9 8.7 1.2 20.0 20.0 4.9 1.2 20.0 20.0 4.9 1.2 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 20.0 <t< td=""><td>ı</td><td>328,</td><td></td><td></td><td>` </td><td></td><td>52,</td><td></td><td>55, 441</td><td></td><td>165, 377</td><td>100, 649</td><td>4.1</td><td></td><td>○0.6</td><td>I</td><td></td><td></td><td>5</td><td>4.</td></t<>	ı	328,			`		52,		55, 441		165, 377	100, 649	4.1		○0.6	I			5	4.
1.5 7.8	1.5 28.6 /r/8 8.8 22.5 /r/8 27.7		%, í					12,		13, 240		33, 517	22, 315	20.7		7.2	864	93			00,
7-8 82.93 28.94	1-3 3.8.8.1	- 1	3		_ ;					13, 528	- 1	36, 636	25, 471	25.6		0. I	200	3			9
7-9 9.1, 18 1.0. 1 2.7. 740 0.7. 14 104 0.2. 14 104<	7-9 82, 131 2.2 2.1 2.2 3.1 2.2 2.1 2.1 2.2 3.2 3.1 2.2 3.0 0.0 863 3.1 3.2 3.1 3.2 3.1 3.2 3.1 3.2 3.1 3.2 3.2 3.1 3.2 3.2 3.1 3.2 3.2 3.1 3.2 3.2 3.1 3.2		× 5					L, 5		12, 829		52, 473	31,846	0.00		4 9. c	871			13.5	~ 0
10-12 83.5	19-12 88.87 24.97 24.57 25.5 25.5 26.6 27.98 27.79 24.246 202 20.6 876 22.9 27.74 27.3 27.3 27.74 27.3 27	4 1	9 Y					4, 6		13,718		34, 133	722, 657	32.9		Σ.Ω 000	855	77 -			110
1 3 74, 716 △8, 71 30,990 ∞6,705 2.6 12,492 1,4401 3.2 32,388 29,795 △6,4 200 0,6 876 2.9 △8,8 3.0 <t< td=""><td>1-3 74,716 △8.7 30,930 26,706 2,6 4 202 66,4 202 0,6 8.6 3,1 2 24,890 △9.5 9,845 8,252 △8.1 4,353 △0.5 3,984 △11,0 12,152 7,270 9,2 66 6,3 865 3,1 3 25,800 △9.5 9,845 8,252 △8.1 4,618 6,1 4,27 9,2 66 6,3 865 3,1 4 32,980 △9.7 8,865 17,167 △2.1 76 6,0 909 5,1 5 29,207 △11,2 10,445 9,141 0.6 4,667 6,8 9,462 6,128 31,2 76 24 874 △4,3 8,890 5,94 △1,1 10,225 27,8 66 30,4 76 4,457 △4,2 6,466 3,94 △1,1 10,225 7,7 76 △4,2 8,439 6,634 √44 <t< td=""><td>10-1</td><td>2 g</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>15,</td><td>$o \alpha$</td><td>13,007</td><td></td><td>37 749</td><td>22, 931</td><td> ∠ ∝</td><td></td><td>> - <</td><td>851</td><td>- - -</td><td></td><td></td><td></td></t<></td></t<>	1-3 74,716 △8.7 30,930 26,706 2,6 4 202 66,4 202 0,6 8.6 3,1 2 24,890 △9.5 9,845 8,252 △8.1 4,353 △0.5 3,984 △11,0 12,152 7,270 9,2 66 6,3 865 3,1 3 25,800 △9.5 9,845 8,252 △8.1 4,618 6,1 4,27 9,2 66 6,3 865 3,1 4 32,980 △9.7 8,865 17,167 △2.1 76 6,0 909 5,1 5 29,207 △11,2 10,445 9,141 0.6 4,667 6,8 9,462 6,128 31,2 76 24 874 △4,3 8,890 5,94 △1,1 10,225 27,8 66 30,4 76 4,457 △4,2 6,466 3,94 △1,1 10,225 7,7 76 △4,2 8,439 6,634 √44 <t< td=""><td>10-1</td><td>2 g</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>15,</td><td>$o \alpha$</td><td>13,007</td><td></td><td>37 749</td><td>22, 931</td><td> ∠ ∝</td><td></td><td>> - <</td><td>851</td><td>- - -</td><td></td><td></td><td></td></t<>	10-1	2 g					15,	$o \alpha$	13,007		37 749	22, 931	∠ ∝		> - <	851	- - -			
2 24,890 △9.5 9.845 8.252 △8.1 4.353 △0.5 3.984 △11.0 12.152 7.270 9.2 65 6.3 865 3.1 △5.6 4.6 4.6 9.0 5.1 △5.6 4.6 9.0 5.1 △5.6 9.0 5.1 △5.6 4.6 9.0 5.1 △5.6 9.0 5.1 △5.6 9.0 5.1 △5.6 9.0 9.0 №	2 24,890 △9.5 9.845 8.252 △8.1 4,353 △0.5 3,984 △11.0 12.152 7.270 9.2 65 6.3 865 3.1 7.270 9.2 65 6.3 865 3.1 7.6 6.0 909 5.1 5 29.29 2.7 6.1 4.371 6.1 8.4 4.66 6.3 9.465 6.1 6.2 6.0 909 5.1 5 29.20 7.1 3.1 4.2 4.45 6.1 8.47 6.0 9.09 5.1 6 29.045 △1.1 9.085 2.4 4.79 △2.6 1.71 2.2 7.6 6.2 9.46 6.1 4.3 6.2 9.46 6.2 9.46 6.1 4.3 6.2 9.46 6.2 9.46 6.2 9.46 6.2 9.46 6.2 9.46 6.2 9.46 6.2 9.46 6.2 9.46 6.2 9.46 9.46 <td>+</td> <td>74</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>10</td> <td>14 401</td> <td></td> <td>52.368</td> <td>29, 795</td> <td>2 9 √</td> <td></td> <td>0 6</td> <td>876</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>9</td>	+	74		1			2	10	14 401		52.368	29, 795	2 9 √		0 6	876	2			9
3 25,800 3.7 9,503 8.776 6.3 4,618 6.1 4,371 9.7 28,665 17,167 △21.0 76 6.0 909 5.1 △9.4 18,6 5 20,207 △11.1 10,420 9,514 8,4 4,889 5.9 4,667 6,8 9,462 6,128 31.2 76 2.4 874 △3.9 △3.9 △3.9 √3	3 25,800 3.7 9,503 8,776 6.3 4,618 6.1 4,371 9.7 28,665 17,167 △21.0 76 6.0 909 5.1 5 29,207 2.7 6 4,495 △3.7 8,896 6.0 1.2 3.1 76 2.4 8.3 6.0 909 5.1 4.3 9.462 6.128 31.2 76 2.4 8.3 9.462 6.128 31.2 76 2.4 8.7 3.9 6.0 909 5.1 4.3 6.0 909 5.1 4.3 6.2 9.462 6.128 31.2 76 2.4 8.4 3.9 6.0 909 5.1 4.3 4.3 4.4 <		24					4	100	3.984		12, 152	7.270	9.2		6.3	865	(3)			23
4 32,929 27.6 11,262 9,514 8.4 4,889 5.9 4,667 6.8 9,462 6,128 31.2 76 2.4 874 △3.9 △8.0 2.4 5 29,045 △11.3 10,420 9,085 △4.5 √4.5 7.7 8,930 6,394 44.3 67 △4.2 886 △4.3 7.6 4.495 △3.7 8,930 6,394 44.3 67 △4.2 886 △4.3 7.6 4.43 67 △4.2 886 △4.3 △4.3 7.7 △4.2 889 △4.3 △4.7 △4.3 6.34 44.3 67 △4.2 886 △4.3	4 32,929 27.6 11.262 9.514 8.4 4.889 5.9 4.667 6.8 9.462 6.128 31.2 76 2.4 874 △3.9 9 6.045		25.					4,	6.1		9.7	28,665	17, 167	$\triangle 21.0$		6.0	606		1 △9.4		9
5 29,207 △11.3 10,420 9,085 △4,51 △7,6 4,495 △3.7 8,930 6,304 44.3 67 △4,2 836 △4,3 △6,9 3.5 3.5 3.5 3.5 3.5 3.5 3.5 3.5 3.5 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.6 3.7 3.5 2.7 8.7 2.2 848 1.4 △11.3 1.7 8 27,124 △10,531 9.60 △4,6 5.065 11.2 9.176 5.815 7.7 △2.4 8.3 △1.1 8.3 △2.7 A.2 8.4 △1.1 8.3 △1.1 8.3 △2.2 8.4 △1.1 △1.1 9.1 9.1 9.1 9.1 9.1 9.1 9.1 9.1 9.1 9.1 9.1 9.1 9.1 9.1 9.1 9.2 9.1 9.2 9.1 9.2 9.2 9.1 9.2 9.2 </td <td>5 29.207 △11.3 10.420 9.085 △4.519 △7.6 4.455 △3.7 8.930 6.344 44.3 67.7 △4.2 8.36 △4.3 7 28.9045 △0.6 10.445 9.141 0.6 4.666 3.9 4.557 1.4 15.741 10.225 27.8 7.5 △2.2 8.48 1.4 1.4 15.741 10.225 27.8 7.5 △2.2 8.48 1.4 1.4 15.741 10.225 27.8 7.5 △2.2 8.48 1.4 1.4 15.741 10.225 27.8 7.5 △2.2 8.48 1.4 7.6 △2.7 △16.6 10.344 7.757 △9.18 7.6 △9.2 №<!--</td--><td>•</td><td>32,</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4,</td><td>5.9</td><td>4,667</td><td>6.8</td><td>9, 462</td><td>6, 128</td><td>31.2</td><td></td><td>2.4</td><td>874</td><td>∆3.</td><td></td><td></td><td>12.</td></td>	5 29.207 △11.3 10.420 9.085 △4.519 △7.6 4.455 △3.7 8.930 6.344 44.3 67.7 △4.2 8.36 △4.3 7 28.9045 △0.6 10.445 9.141 0.6 4.666 3.9 4.557 1.4 15.741 10.225 27.8 7.5 △2.2 8.48 1.4 1.4 15.741 10.225 27.8 7.5 △2.2 8.48 1.4 1.4 15.741 10.225 27.8 7.5 △2.2 8.48 1.4 1.4 15.741 10.225 27.8 7.5 △2.2 8.48 1.4 7.6 △2.7 △16.6 10.344 7.757 △9.18 7.6 △9.2 № </td <td>•</td> <td>32,</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,</td> <td>5.9</td> <td>4,667</td> <td>6.8</td> <td>9, 462</td> <td>6, 128</td> <td>31.2</td> <td></td> <td>2.4</td> <td>874</td> <td>∆3.</td> <td></td> <td></td> <td>12.</td>	•	32,					4,	5.9	4,667	6.8	9, 462	6, 128	31.2		2.4	874	∆3.			12.
6 29.045 △0.6 10.445 9.141 0.6 4.696 3.9 4.557 1.4 15.741 10.225 27.8 75 △2.2 848 1.4 △11.3 1.7 7 28.919 △0.4 1.061 9.488 3.8 4.479 △4.6 5.065 11.2 9.176 5.815 4.3 7.3 △5.4 8.55 △1.5 △1.1 8.9 7.2 △1.6 0.034 7.77 △2.6 7.8 4.6 △0.0 △1.1 9.76 △2.9 7.8 4.6 △0.0 △1.1 9.76 △2.9 7.7 △1.8 8.7 △1.1 8.9 △1.1 8.9 △1.1 8.9 △1.1 0.034 √1.6 5.11 7.7 △1.8 8.7 △1.1 8.9 △1.1 8.9 △1.1 8.9 △1.1 8.9 △1.1 8.2 △1.1 8.9 △1.1 8.9 △1.1 %1.0 №20 △1.8 △2.1 √1.0 №20	5		29,	<u> </u>	10,420			4,		4,495	△3.7	8, 930	6, 304	44.3		$\triangle 4.2$	836	_	3 △6.9	3.5	0.00
7 28,919 △0.4 11.061 9.488 3.8 4.479 △4.6 5.065 11.2 9.176 5.815 4.3 7.3 △5.4 835 △1.5 △1.1 8.9 9 26.68 20.1 67 2.9 6 10.334 7.757 2.9 6 7.0 △11.1 8.9 10 26.88 0.8 9.785 9.073 3.5 4.444 4.768 △2.1 0.1 3.0 6.722 2.4 7.77 △1.8 8.9 △1.0 3.9 7.4 1.1 8.9 △1.0 3.9 2.2 2.4 7.7 △1.8 8.7 △2.9 △1.1 8.9 △1.0 3.9 2.1 3.9 2.1 3.9 2.1 3.1 3.2	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	-	29,		10,445			4,		4,557	1.4	15, 741	10, 225	27.8		$\triangle 2.2$	848		4 △11.3	1.7	4.
8 27, 124 △6, 2 10, 20 △6, 3 4, 27 △16, 6 10, 334 7, 757 29, 6 78 4, 6 894 7, 0 △11.1 8, 9 10 26,628 △1.8 9, 763 △2.5 7, 4 √1.8 89 7, 0 △11.1 8, 9 10 26,828 △1.8 9, 763 △2.5 7, 4 √1.8 867 ○9 △1.3.3 8, 9 11 26,880 ○.2 9, 679 8, 466 △6, 7 3, 99 △8.0 4, 668 △2.1 9, 636 5, 724 △1.8 877 ○9 △1.3 8, 73 12 28, 142 △1.0 △1.0 △2.1 9, 636 5, 724 △1.8 7 △1.4 842 △2.9 △1.1 11.4 7 △1.4 842 △2.9 △1.1 11.4 842 △2.9 △1.1 11.4 842 △2.9 △1.1 11.4 842 △2.9 △1.1 11.4 842	8 27, 124 △6, 2 10, 551 9, 050 △4, 6 4, 763 6, 3 4, 227 △16, 6 10, 334 7, 757 29, 6 78 4, 6 894 7, 0 10 26, 828 0, 18 9, 890 8, 763 △3, 2 4, 464 △6, 3 4, 375 3, 5 21, 617 10, 379 △3, 5 74 1, 1 859 △3, 9 11 26, 828 0, 2 9, 679 8, 466 △6, 7 3, 939 △8, 0 4, 668 △2, 1 9, 636 5, 724 △18, 1 72 △1, 4 842 △2, 2 11 26, 830 0, 2 9, 679 8, 466 △6, 7 3, 939 △8, 0 4, 668 △2, 1 9, 636 5, 724 △18, 1 72 △1, 4 842 △2, 2 12 28, 142 4, 7 4, 7 4, 849 √3, 2 4, 599 7, 3 7, 4 1, 769 △1, 0 67 △1, 7 846 0, 5 12 28, 142 △4, 13 8, 489 0, 3 4, 229 √2, 4 5, 19 7, 17 7, 18 4, 64 6, 6 8, 890 √4, 5 4, 406 √4, 60 √4,		28,		11,061			4		5,065	11.2	9, 176	5, 815	4.3		△5.4	835	_	5 014.0	1.6	7.
9 26,628 △1.8 9.990 8.763 △3.2 4.464 △6.3 4.375 3.5 21.617 10.379 △3.5 74 1.1 859 △3.9 △13.3 8.4 10 26.828 0.8 9.785 9.073 △3.5 7.7 △1.8 867 △9 △18.3 8.4 11 26.828 0.2 9.679 8.466 △6.75 △2.1 4.7 △1.8 847 △9 △18.1 7.7 △1.8 847 △2.9 △18.1 1.1.4 7.7 △1.8 847 △2.9 △18.1 1.1.4 7.7 △1.8 847 △2.9 △15.1 1.1.4 7.7 △1.8 847 △2.9 △15.1 1.1.4 847 △1.8 8.4 △2.8 △2.9 4.66 △2.7 △1.8 8.4 8.4 △2.8 △3.9 1.7 △1.8 8.4 Ø.6 Ø.6 Ø.6 Ø.6 Ø.6 Ø.6 Ø.6 Ø.6 Ø.6 <td< td=""><td>$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$</td><td>-</td><td>27,</td><td></td><td>10,551</td><td></td><td></td><td>4.</td><td></td><td>4, 227</td><td>$\triangle 16.6$</td><td>10, 334</td><td>7, 757</td><td>29.6</td><td></td><td>4.6</td><td>894</td><td>7</td><td></td><td>8.9</td><td>16.</td></td<>	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	-	27,		10,551			4.		4, 227	$\triangle 16.6$	10, 334	7, 757	29.6		4.6	894	7		8.9	16.
10 26,826 0.8 9.678 9.030 0.8 9.636 5,724 0.18 77 0.18 0.9 0.9 0.18 7.3 11 26,880 0.2 9.679 8.466 0.6.7 3.399 0.8 4.668 0.2 1 9.636 5,724 0.18 72 0.14 842 0.2 0.2 0.666 0.2 1 9.636 5,724 0.18 72 0.14 842 0.2 0.2 0.666 0.1 0.6 0.6 0.1 0.6 0.6 0.1 0.6 0.6 0.1 0.6 0.6 0.6 0.6 0.6 0.6 0.6 0.8 0.6 0.8 0.6 0.8 0.6 0.6 0.7 0.1 0.6 0.8 0.6 0.8 0.6 0.8 0.3 0.6 0.6 0.9 0.1 0.6 0.8 0.1 0.6 0.8 0.1 0.6 0.8 0.7 0.8 0.8	10 26,828 0.8 9,788 9,078 3,04 4 280	•	8,8	<	9,890			4,		4, 375	സ് (21,617	10, 379	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		1.1	859	~ √		×. 1	. 10
126,880 0.2 9.413 8.480 △6.7 3.393 △8.0 4.608 △2.1 9.650 5.724 △18.1 7.2 △1.4 842 △2.9 △15.1 11.4 28,142	12 28.142 4.7 9.413 8.489 0.3 4.638 2.5 4.519 0.3 2.1 3.638 0.7.4 0.18 7.2 0.1.4 842 0.2 9 0.3 4.638 0.3 0.3 4.638 0.3 0.3 4.638 0.3 0.3 4.638 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3		9,5		9,780			4, 0		4, 708			0, 732	4.4		ν.: «	798	0 0		5.7	4; 0
1 25.274 △10.2 10.538 9.296 9.5 3.930 △2.6 5.399 19.5 10.021 6.045 △18.4 64 ○0.3 859 ○3.8 ○4.5 4.333 10.2 4.606 △14.7 14.867 8.174 12.4 64 △0.3 859 △3.8 △4.6 4.7 3 4.397 △4.5 27.481 15.576 △9.3 74 △3.2 877 2.0 △13.6 0.9 △858	1 25.274 △10.2 10.538 9.296 9.5 3.900 △2.6 5.399 19.5 10.021 6.045 △18.4 64 64 6.6 893 5.5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	- ÷			9,679			λ, ∠		4,008	>2.1		5,724	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		↑I.4	842	_	> P.15. L	11.4	
2 25.067 △10.8 10.866 8.880 △4.5 4.333 10.2 4.606 △14.7 14.887 8.774 ○0.3 8.74 ○0.3 8.77 ○2.8 ○4.6 ○4.5 4.397 ○4.5 27.481 15.576 ○9.3 74 ○3.2 877 ○2.0 ○13.6 0.9 ○5.8 888 ○ ○4.5 8.529 ○3.9 4.229 ○2.4 4.397 ○4.5 27.481 15.576 ○9.3 74 ○3.2 877 ○2.0 ○13.6 0.9 ○5.8 888 ○ ○4.5 877 ○2.0 ○13.6 ○3.9 ○4.5 888 ○ ○4.5 877 ○4.5 877 ○4.5 877 ○4.5 877 ○4.5 878 ○4.5	2 25.067 △0.8 10.866 8.889 △4.229 △2.4 4.397 △4.5 27.481 15.576 △9.3 74 ○3.2 日本 1.2 1 ○3.2 日本 1.2		3, 6					fc		7, 300	101		6, 73	718		2 2	803		2000	7 0.4	7, 7,
3 24.375 △2.8 9.525 8.529 △3.9 4.229 △2.4 4.397 △4.5 27.481 15.576 △9.3 74 △3.2 877 2.0 △13.6 0.9 ~ 1.9 ~	3 24.375 △2.8 9.525 8.529 ~3.9 4.229 ~2.4 4.397 ~4.5 27.481 15.576 ~9.3 74 ~3.2 877 2.0 3.2 8	;	25.067					į Δ		4,606	△14.7		8, 174	12.4		0.3	859		24.6	4.7	3
	校機関 内 B 府 国 土 交 通 機械受注 (280kh):1986年度以前(4178社ペース) (280kh):1986年度以前(4178社ペース) (280kh):1986年度以前(4178社ペース) (280kh):1986年度以前(4178社ペース)	_	3 24, 375		9,525			4		4,397	△4.5		15, 576	△9.3		$\triangle 3.2$	877) △13.6	0.0	₽0.
	機械受法(280kb):1986年度以前は178社ベース	発表機関			K				生					Ħ			JA.	畑	纯		

「設備・住字」

像帐文社(280年): 1480年度人制度 1718年でイン 2005年度以降は「博物電話」の受注額を含まない。 建設工事受注 (50社): 1984年度以前は43社ペース

			曲	H	勤労	f 汽	111111	畾	恒					ĸ	動力	調	(洪)			
餌	俐	指数			第用	雇用	指数		月	所定外学	労働時	間指数							二郊水	新規有
			曲	業所	損	模	5 A	以	긔					労働力			全老 大林	等 全 (年)	人帝 奉	郊 华 永 /
全産業 名	日 実 質	製造業	前年比	全産業	前年比	製造業	前年比	香 門 題 形 兄 兄 兄 兄 兄	全産業	前年比	製造業	前年比	李調	П	数	· ·数 ·*	Į Ž	* * * * * *	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-
-	-		2	0 2	0 年		100	1	%						万	- -			章	
. 5	4	39	6			121.6	ايرا	Ī	83.		55.9		I	5.344		3,669	104		2	o
66.9	6.0 01.7	7 57.3	7.1	84.7	1.0	117.3	1.2	Ι	105.7	0.0	92.2	5.0	Ι	5,671	5, 552	3,997	118	2.7	0.73	1.02
N +	_	20 0	ν.	7 000				I	114.5		102.1		I	5, 975		4, 328	22			
	· -	38	٠,	87.0 27.0		134.4	< I		107.0		105.7			6, 414		7,007	21.0			
		96	- i	25.0		120.4	1 <	ı	100.0		110.	. 0	ı	6,012		5,279	310			
	- 80	986	- 0	84.2	0.0	106.5	0.2	I	115.9	. 0	135.1	0.0	I	6,655		5, 421	289			
\triangleleft	0.7	1 99	o.	87.2		107.5	0.5	Ι	120.6		140.0		Ι	6,686		5, 539	255			
\triangleleft	1.0 \ \triangle 2.	2 98.	₫.	89.0		107.4	0.1	Ι	112.3	Ö.	113.8	œ.	T	6, 674		5, 544	275			
◁	3.3 \triangle 1.	93.	⊳5.	89. 2		104. 4	△2.8	Ι	103.4		97.3		Ι	6,643		5, 488	343			
	0.6	2 97.	က	89. 7		103.6	0.8	Ι	11.8		119.6		I	6, 631		5, 508	328			
	0.3	3	2	89.9		102.9	△0.7	T	112.6		121.5		Τ	6, 584		5, 506	298			
	1.0	7 97.	<u>-</u>	90.1		102.0	○0.9	T	112.9		120.8		Ι	6, 567		5, 520	280			
	₫.	II 97.	0	90. 7		100.5	7.4	Ι	118.2		130.2		I	6, 595		5, 579	526			
	∑ }	66	-	91.8		99. 2	0.1	Ι	120.8		134.0		ī	6,616		5, 627	233			
	0	100	Ö	92.8		98. 4	<u>-</u>	Ι	118.9		133.1		Ι	6, 633		5, 686	218		1.23	
	o.	2 100	o.	94. 2		97.9	○0.5	I	118.2		132.8		I	6, 689		5, 771	202		1.39	
	0.	102	-	96.4		98. 2	9.0	Ι	119.0		136.7		Ι	6, 764		5, 861	183		1.54	
	0	103	-	97.5		99. 1	0.7	Ι	116.9	- :	135.6		Ι	6, 868		5, 975	167		1.62	
	0.	3 103.	0.	99. 4		100.0	0.8	Ι	114.0		122.6		Ι	6,923		6,046	163		1.55	
	₫	100	∆	100.2		99.9	0.1	T	98. 2		98. 4		Ι	6, 901		5, 998	1		1.10	
	0	102	-	101.3		98.6	<u></u>	Ι	106.3		117.0	18.9	Ι	6,897	6, 706	6,013	191		1.16	2.08
	<u>-</u>	3 103		102.5		98.	△0.5	T	110.4		119.6			906		6,048	178		1.31	
	0.0	102	€1,	101.4		86.8	4.1.4	△0.4 0.4	102.7		115.0			6, 934	6, 741	6,023	192		1. 14	
	j.	120.	-i ⟨	101. /		98.4	₽F. 3	0.0	110.0		119.7			0,883	6,702	6,023	200		1. I.	
	o ,	<u>2</u>	o, 4	100.8		97. 4	7. 2.5	0.0	107.9		122. 1			6,844	_	6, 003	287		1.21	
	₫;	101.	નં ∘	102.0		98.4	□	△0. Z	110.1		116.8			6, 927	6,739	6,045	6/1		CS .	
	₫,	104.	.i	102.5		98.4	00.4	0.3	108.0		119.6			6, 938		6,055	178		1.30	
	Į.	123	7	105.8		98.0	0.4	0.2			175.8			6,899	6, 732	6,003	174		L 33	
	\ ∑3.	85.	0.	102.5		97.6	0.2	0.3			116.2			6,862	6,685	6, 027	181		1.34	
84.5	0.	0 83.0	0.6	100.8	0.5	97. 4	щ,	△0.2	106.5	5.1	125.2	12.4	0.6	6, 838	6, 658	6,005	186		1.21	2.24
_	0	6 87.	0.2	100.4					113.0		126.9			6,864			181		1. 23	
_	abla	7 86.	1.5	101.6					116.3		125.2			6,915	6, 727		178		1.24	
_	<u>[</u>	83.	≥0.7	101.9			\triangleright 1. 2		105.4		108.4			6, 921	6, 730		180		1.25	
6	0.	6 134	1.9	102.4			≥0.8		108.7		116.8	4.1		6.945		6.048	180		1.27	
_		142	3.9	102.6					110.9		121.8			6 931	6 755		177		- 28	
000	<	7 86		102.5			>0 <				115.1			6,00		6.044	176		.31	
7 (;	28	· · ·	1001			>0 <				101		$i \subset$	6,053	6,766	6,070	183		1.33	
	; c 1 <	6 6	; -	1001		000	0.0		117		1.05.9	9.0	·-	6,000	6,755	0,00	707		1.02	
† L	j c 1 <	# 5 6 5 5 F	i -	100.7					114. 1				-i -	000		0,001	170		 	3.0
	j <	22.	-i c	102.0		0.00		. O.	114. 1		120.9	4; 0		0,000	0, 724	0,000	17.5		1. 50	2.00
		193.	0.0	103.0					114. 1				vilo	0,070		0,000	1/T		ال ال	7.00
0	7.	0.5	0.0	102. /	i. 6				105.4	T :			ή	0,854		0,034	107		1. 35	2.38
	Ş Ç.	98) r	102.6	χ 	97.0	0.0	0.0	108.7	77,	119.3	ďί	0.0	6,840		6,012	200		7.	22.3
9	7.7	3	1.7	102.11	T. 7	1			114. 1	T: 0				6,892	6, 699	6, 036	195		1. 32	67.7
						***	194		,							1	1		100	

²⁰¹²年以降は、東京都の「500人以上規模の事業所」についても復元して再集計した値 労働力調査: 2022年1月分結果以際、算出の基礎となる人口が2020年国勢調査結果を基準とする推計人口(新基準)に切り替えられた。 2015年10月から2021年12月までの数値は新建準による遡及ないし補正を行ったもの。 網掛け部分は、東日本大震災の影響を受けた岩手県、宮城県及び福島県を含む補完推計値(2015年国勢調査基準) 完全失業者数、完全失業率の四半期は当課試算

000000000000000000000000000000000000000

※計画な、2000年1月5時は、二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)。2018年及び2019年は、調査敷助應統計・店舗調整済による。 商業動應統計・店舗調整済による。 企業物価指数:2022年6月基準年次改訂。年度の前年比については、各基準年の公表値による。 消費者物価指数:2021年8月基準年次改訂。年度の前年比については、各基準年の公表値による。

(権)								80			置		H			郷	(洪)						
19 19 19 19 19 19 19 19					44			Ľ	-		3		K				Œ			,			
Column C					讏				丑							讏				~			
## 100 080 0.02 Co. 1. Co. 1			原数值前年比	悪霊	製		事務用 器	気器	輸送用機器自動車	アメリカ				数年	奉 置 題	食料品		原粗油· 石油製品		華 黎 田 器	アメリカ		アジア
This collection This colle						郷				14								讏			E		
1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	1975年度	170, 262		I	I	I	I	I	Ι	I	I	I	173.9	63	-	I	I	Ι	I	I	I	Ι	I
418.75 A.1. A. 0.0.0 A. 0	1980	300, 588		ı	47, 141	42,419	5.226	53, 704		71, 260	38 978	84,110	314.7	71 14 (1	33 309	208,665	160	22,064	2 294	54 998	831	81,380
4.02. 69.4 2. 2. 2. 2. 2. 3. 4. 3. 2. 4. 4. 2. 2. 3. 2. 4. 4. 3. 2. 4. 3. 2. 3. 4. 3. 3. 4. 3. 4. 3. 4. 3. 4. 3. 4. 3. 4. 3. 4. 3. 4. 3. 4. 3. 4. 3. 4	1985	407, 312		ı	40.848	69,664	19, 321	89, 749		153, 454	48, 836	103, 908	290, 7	97 \11. (I	36, 324	162,840	4	27, 691	3,446	56, 796	208	83, 505
Color Colo	1990	418, 750		1	28, 247	92,345	29, 644	97,032		128, 622	79, 815	133, 735	341.7		1	45, 826	125, 701	280	59,065	7, 494	74, 926	094	99, 410
Color Colo	1995	420 694	3	ı	27 518	101 690	29 362	108 279		113, 541	67 049	195 578	329 5			48 593	83 494	713	88 007	16 776	75 049	522	122 206
662,966 166,667 166,	2000	520, 452	7.2	ı	28, 792	112,600	31,459	137, 256		155, 353	84, 536	214, 680	424.4	9		50, 03	112,993	26.2	135, 685	30,362	80,015	116	178, 117
Fig. 186 Col. Col	2005	682 902	•	1	40,044	137,360	25, 056	150 212		154 131	99 451	328 869	605.1	2	1	56, 522	201 176	900	176 734	30,22	73,066	334	264 950
No. 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	2002	851 134		1	68 950	168 150	28, 497	167, 361		166,0	126,058	410 053	749.5		١	60, 25,	278 653	3 %	201,200	27, 165	33,33	900	318 352
Fig. 1990 Fig. 1991 Fig. 1991 Fig. 1991 Fig. 1992 Fig.	2008	711 /156	7		64,53	140 255	20, 42,	135, 719		120,011	020,020	255 657	710,7		I	50,02	205,000	8 8	160 077	23, 135	72,000	457	205, 206
Color Colo	2000	500,020	1 4 4	_	50, 606	10.2 25.0	17 088	116 050		02 425	70,000	200,000	- 6. 738	_	- 6	40, 210	188 484	702	141 818	10 463	75, 73 21.0	500	230, 023
1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	2010	677,888	- 6		61,000	137 811	17, 570	105 441		104 00E	77 1/1	381 739	200, A		I	53 130	231 060	3.5	162 870	29, 400	50, 312	3 8	203, 301 083, 47E
Fig. 10	2011	652 885	- 1	1	50,130	137,600	15,573	115 163		103 990	7/ 383	361 207	607 1	- ! -	ا	50, 133	283 405	2 =	164 046	24,043	90,00	202	300, 473
76,8 76,0	201.2	620,400			50, 027	105,000	14 075	110,400		112 060	62, 000	240 112	7007		0 5	50, 430	204, 400	- 6	177 976	20,000	61 116	450	210 006
This can be compared by the	2012	700, 565			20, 97	126, 400	16, 97.0	100, 100		122, 303	70, 910	24.0, 11.0	046 1		J =	SF 141	220, 700	007	200 210	26, 202	1, 1	70,20	376, 320
Table 10.07 Table 10.08	2013	740, 505	_		04,014	130,430	10, 422	122, 214		132,000	12,073	004, 000	040, 1		1	03, 141	000, 442	700	222, 213	20, 97.0	70, 00,	79, 307	07.0, 007
Trig. 222 10.8 -6.00, 10.6 14.0 14.0 15.0 15.0 14.0 18.0 19	2014	746,670	<	I	67,034			129, 901		142, 119	, , , , ,	103, 204	37,5		0	98, 300	300, 303	9 ;	233, 410	20,000	70, 307	240	385, 907
75,2,2,2,1 1,0, 1,0, 1,1, 1,1, 1,1, 1,1, 1,1,	2015	/41,151	0.0		59, 407			130, 336		150, 934	81, 033	391, 962	727, 7	- 1	7.0	68, 948	200, 2/3	4	239, 121	25, 231	78,734	33	372,730
78, 70 7	2016	700,040	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	I	53, 3/3			125, 593		141, 180	79, 791	384, 154	0/5,4		1 7 7	24, 108	1/2, 11/	400	223, 204	22, 947	74,997	4 5	335, 163
10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10,	2017	792, 212	۰ ⊆	I	60,014		15,094	138, 078		151, 833	88, 607	434, 405	708,			71, 295	271, 172	92	248, 566	26, 076	81,856	248	3/6, 108
Chapter Chap	2018	807, 099	<u> </u>	I	60, 912		14,643	139, 362		156, 286	92, 693	440, 133	823, 1	· ·	I	72, 219	239, 781	25	259, 204	26, 487	91, 126	8	390, 170
10.15 20.24 33.5 -7.56 41.78 41.75	2019	758,788	4	I	27, 128		13,489	132, 537		149,000	85, 225	409, 317	7,17		1	71,414	214, 441	9 6	241, 717	21, 317	83, 121	200	302, 282
1.5 2.0	ZOZO	034, 634	٧;		22, 934		12, 193	131, 302		124, 400	70,07	400, 129	904,0	7;	2 5	00,00	00,00	5	230, 003	30,477	3, 33	0 0	320, 320
7-9 300, 22, 24, 313 15, 24, 314 15, 24, 314 15, 24, 314 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 24, 315 15, 25, 315	2021	838, 737		I	06,041		13, 791	157, 750		104, 100	79, 230	497, 387	914,0		l l	0, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 10, 1	117,717	202	270, 324	23, 430	30,020	3 5	433,012
10-12 224,333 15.7 - 19,886 44,386 3,486 41,877 28,886 41,286 3,269 41,286 41,					10 1/10		3 475	30 417		36, 030	18 707	191 833	916.8		1 1	10 081	62, 204	3 8	65, 938	6, 920	20, 492	5 5	102 804
1-3 219 777 14 5 - 19 420 43 284 3.284 12.2 885 12.1 48 2.53 742 3.50 - 19 420 18 234 3.50 1.7 72 7.89 1.7 77 7.89 1.7 77 7.89 1.8 77 7.89 1.7 72 7.89 1.7 72 7.89 1.8 70 1.8 71 1.8 80 1.2 80 1.7 72 7.89 2.0 70 2.0 70 2.0 70 1.8 80 2.0 70 2.0 70 2.0 70 2.0 70 2.0 70 2.0 70 2.0 70 2.0 70 2.0 70 2.0 70 2.0 70 2.0 7 2				ı	10,886			41,877		40,827	20, 050	131 080	240,0		1	20, 200	75 369	202	72, 430		24,000	24, 719	113 339
4 6 239 499 15 9 - 23 0.33 4.6 6 790 3.539 40 17.772 7.889 77.772 7.899 77.772 7.899 77.772 7.899 77.772 7.89 77.772 7.899 8.79 8.79 8.79 8.79 8.79 8.79 8.79 8.79 8.79 8.79 9.79 8.79 9.79 8.79 9.79 8.79 9.79 8.79 9.79 8.79 9.79 9.79 9.79		1		1	19 420	1		30,054		30 166	20,000	195 143	253.7		1	19,829	82,357	3.5	72, 264	8 264	25,000	26.567	117 566
7.9 256,313 23.2 - 21,203 48,516 37,13 46,179 319,428 47,3 - 21,904 118,518 45,336 84,621 8,380 32,000 20,000 118,518 47,256 88,447 8,397 31,400 33,414 28,200 31,430 8,414 8,344 8,347 8,344 8,347 8,360 30,414 8,344 8,347 8,347 8,347 8,360 30,414 8,344 8,347 8,347 8,347 8,347 8,347 8,347 8,347 8,347 8,347 8,348 9,344 8,347 8,344 8,347 8,344 8,347 8,344 8,347 8,344 <th></th> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>23,043</td> <td></td> <td></td> <td>41 798</td> <td></td> <td>43 117</td> <td>22, 865</td> <td>137 741</td> <td>285</td> <td></td> <td>1</td> <td>24 478</td> <td>100 693</td> <td>18</td> <td>77 772</td> <td>7 080</td> <td>27, 400</td> <td>28,620</td> <td>127 113</td>				1	23,043			41 798		43 117	22, 865	137 741	285		1	24 478	100 693	18	77 772	7 080	27, 400	28,620	127 113
10.12 266.251 18.7 - 21.897 31.676 3.986 46.790 39.448 52.317 25.877 145.013 322.870 34.0 - 25.711 114.518 44.298 89.847 8.625 31.887 31.87	3 -2			ı	21, 203			45, 528		47, 950	23, 917	146, 179	319,4		1	24, 904	118, 591	335	84.621	8,380	32, 070	26, 609	143,879
				ı	21,897			46, 790		52, 317	25, 877	145,013	322, 8		- 0	25, 711	114, 518	396	89,847	8,625	31,886	31, 771	145, 112
2 71.889 191 0.9 6.345 14.256 1.053 12.684 9.340 12.675 6.409 41.876 79.005 34.6 23 6.007 27.545 10.099 21.414 2.440 8.679 8.420 45.77		:		Ι	19,859			38, 198		43,646	23, 128	122, 646 I	282, 1		2 –	21, 330	98, 461	291	82, 414	8, 334	29, 136	26, 168	131, 144
3 84,585 14.7 2.7 7.42 17.372 1.308 14.921 10.105 15.337 8.339 47.488 89.234 31.9 1.6 7.242 28.206 10.372 24.977 2.820 9.459 9.459 9.455 9.574 2.820 9.459 9.455				0.9	6,345	14, 296	_	12, 684	9,340			41,876	79,0		6 2.3	6,007	27, 545	660	21, 414	2,440	8, 679		34, 508
4 80.756 12.5 1.1 7.085 15.460 1.237 13.956 16.996 8.060 45.87 8.0 15.7 31.951 14.18 23.774 2.536 8.536 9.905 5 7.2514 15.8 2.6 7.662 13.897 1.089 12.791 6.947 12.556 6.821 96.889 45.6 3.6 3.7 3.8 3.0 2.6 3.7 3.8 3.0 2.6 3.2 9.0	,	84, 585	14.7	2.7	7, 421	17,372	1,308	14, 921	10, 102			47, 488	89, 2		9 1.6	7, 242	28, 206		24, 977	2,820	9,429	9, 457	41,087
5 72 514 15 8 2 6 7 662 13.897 1.089 12.791 6.947 12.556 6.821 48.71 6.8 7.705 33.889 13.022 26.26 2.483 9.251 9.056 9.251 9.064 9.251 9.064 9.251 9.064 9.251 9.064 9.251 9.064 9.251 9.064 9.251 9.064 9.251 9.064 9.251 9.064 9.251 9.064 9.251 9.064 9.251 9.064 9.251 9.064 9.064 9.251 9.064 9.064 9.251 9.064	7	80,756	12.	1.1	7,085	15,460	1,237	13, 958	10, 395	14, 996		45,837	89,3		6.3	8, 157	31, 951		23, 774	2, 536	8, 536	9, 975	38, 749
6 86,139 19.2 3.5 8.297 16,344 1.213 15,049 10,472 15,569 45,69 45,6 3.6 8,616 34,80 14,028 27,738 2.969 9,614 9,889 45,6 3.6 8,616 34,80 14,028 2.969 9,614 9,889 45,6 3.6 8,616 34,80 14,028 2.969 9,614 9,814 9,814 97,738 2.969 9,614 9,814 9,814 97,738 1,259 7,738 1,279 8,600 46,94 37,73 0 1,825 27,590 3,106 10,651 7,973 10 90,013 25,3 1,22 1,228 16,149 13,035 16,778 8,779 46,94 37,73 0 46,30 37,73 3,48 3,721 3,48 37,29 3,721 3,48 10,735 10,111 10,111 10,111 10,11 10,11 10,11 10,11 10,11 10,11 10,11 10,11 10,11	-, '	72,514	15.	2.6	7,662	13,897	1,089	12, 791	6,947	12, 556	6, 821	42,741	96, 1		6.3	7, 705	33, 893		26, 261	2, 483	9, 251	9, 605	43, 247
88.734 19.0 1.7 7.358 10.624 1.353 13.448 12.405 13.779 8.426 50.942 10.770 40.9 3.7 8.456 40.90 13.820 13.825 27.390 3.190 10.651 40.93 40.945 40.90 13.825 12.930 10.651 40.93 10.724 40.925 40.90 13.825 12.930 13.035 1	ا ت	86, 139	19	. v.	8, 297	16,314	1,213	15,049	10, 472	15, 565	7, 985	49, 163	89,8		9.0	8,616	34, 850		27, 738	2, 969	9, 614	9,389	45, 117
8 80.00 22.0 0.1.0 7.00 1.22 13.534 10.153 12.345 10.153 11.152 13.534 10.153 10.153 0.1 8.50 0.0 7.50 10.50 2.52 10.153 10.153 10.153 10.153 10.153 10.153 10.153 10.153 10.153 10.153 10.153 10.153 10.153 10.153 10.153 10.111 48.8 30.3 4.5 30.11 5.5 10.111 48.8 30.3 4.5 30.11 2.5 30.11 2.5 30.11 2.5 30.11 30.75 2.5 10.11 4.5 4.5 4.5 30.1 10.45 30.71 2.5 4.5 10.43 10.45	- (. 19	. T	7, 338	16,624	1,353	15,448	12, 405	15, 779	8, 426	50,942	101,7			8, 184 1	37, 280		27,590	3, 196	10, 651	7, 973	46,998
9 88.177 28.9 2.8 7.068 16.691 1.238 16.149 13.035 16.778 8.272 49.372 109.169 45.8 △0.1 8.165 39.410 15.560 29.725 2.561 10.735 10.111 48. 143. 11.728 25.3 1.2 7.329 14.639 12.391 17.224 8.618 47.99 108.688 30.3 △2.8 8.7518 14.639 37.71 2.783 10.435 10.749 49. 17.224 8.618 47.969 108.688 30.3 △2.8 8.7518 14.639 37.71 2.783 10.435 10.749 49. 17.224 8.618 47.550 100.570 17.6 △2.8 8.36 38.163 14.899 27.416 2.598 10.358 15.331 18.597 11.509 9.74 11.474 8.981 12.311 6.768 85.742 85.528 6.368 31.05 10.82 35. 37.74 29.536 31.03 17.09 8.80 37.747 29.536 31.03 17.23 25.98 10.368 48.80 27.416 2.598 10.368 8.80 37.8 27.42 85.3	~		77	0.10	6,798	102, c1	1, 122	13, 931	10, 153	15, 393	7, 219	45,865	108,5		3 0.7	8, 555	41,901		27,300	2, 623		97,5	48,032
10 90,013 25.3 1.2 7.329 17.286 1.388 16.388 12.110 17.784 8 600 49.489 11.728 33.6 3.4 8.577 38.89 14.630 31.721 3.245 10.593 10.745 51. 14.328 11.231 14.728 11.231 14.728 11.231 16.759 11.245 27.38 11.247 31.02 25.88 10.740 27.318 11.247 31.02 25.88 10.740 27.318 11.247 31.02 27.416 31.02 27.416 31.02 27.416 31.02 27.416 31.02 27.416 31.02 27.416 31.02 27.416 31.02 27.416 31.02 27.416 31.02 27.416 31.02 27.416 31.02 37			83 1	.i.	7,068	16, 691	1, 238	16, 149	13, 035	16, 778	8, 272	49, 372	109, 1	45.	8 00.1	8, 165	39, 410		29, 725	2, 561		10, 111	48,850
11 88.388 20.0 △1.7 7 3.21 16.690 1.320 14.871 14.328 17.224 8 618 47.969 108.688 30.3 △5.6 8 7.98 37.516 14.797 30.710 2.783 10.435 10.740 14.869 77.516 14.797 30.710 2.783 10.435 10.724 8 618 7.869 17.550 12.690 37.416 2.598 10.888 10.286	∓		25.	1.2	7,329	17, 258	1,338	16,388	12, 110	17, 784	8, 600	49, 493	1111,7	53	6 3.4	8, 577	38, 839	_	31,721	3, 245	10, 593	10,745	
12 87.869 11.5 △3.3 7.246 17.728 1.538 15.531 13.010 17.309 8.659 47.550 12.455 20.8 △2.9 8.336 38.163 14.869 27.416 2.588 10.286 10.286 10.286 12.506 3.5 △6.1 5.87 12.000 974 11.474 8.981 12.311 6.763 34.338 100.570 17.6 △5.0 7.082 36.303 12.747 29.58 3.113 9.515 8.504 12.747 14.500 1.038 12.473 11.537 14.560 7.603 41.345 85.742 8.5 △2.8 6.368 31.052 10.823 24.645 2.322 9.253 8.802 32.859 10.368 8.802 表楼 関	=		8	_	7,321	16,690	1, 290	14,871	14, 328	17, 224	8, 618	47,969	108,6	.30.	3 \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	8, 798	37, 516	14, 797	30, 710	2, 783	10, 435	10, 740	49,827
1. 1 65.506 3.5 △6.1 5.857 12.090 974 11.474 8.981 12.311 6.763 34.338 100.570 17.6 △5.0 7.082 36.303 12.747 29.536 3.113 9.515 8.504 12.473 11.537 14.560 7.603 41.345 85.742 8.5 △2.8 6.368 31.052 10.823 24.645 2.362 9.253 8.802 3.802 3.802 4.3 △0.8 7.514 17.659 1.216 14.251 13.979 16.775 8.762 46.963 P 95.791 7.3 △1.2 7.879 31.106 11.720 28.233 2.859 10.368 8.862 表表機関		- 1	11.5	23.3	7,246	17,728	1,358	15,531	13,010	17, 309	8, 659	47,550	102,4	55 20.	8	8, 336	38, 163	14,869	27,416	2,598	10,858	10, 286	44, 184
2 76.543 6.5 3.7 6.487 14.500 1.038 12.473 11.557 14.500 7.603 46.968 P 95.791 7.3 △1.2 7.879 31.106 11.720 28.233 2.859 10.368 8.862 表 機関	2023.	65, 506	က က ၊	_ ∆6. 1 2. 1	5,857	12,090	974	11, 474	8,981	12, 311	6, 763	34, 338	100,5	70 17.	6 \ \ 5.0	7, 082	36, 303	12, 747	29, 536	3, 113	9, 515	8, 504	48, 193
3 08,240 4.3 △0,0 1,314 1,009 1,210 14,23 1 13,879 16,773 8,702 46,900 F 30,791 7.3 △1.2 7.679 31,100 11,720 26,233 2,009 10,300 6,002 3 表機関		76,543	. o		6,48/	14,500	1,038	12, 473	11,537	14, 560	7, 603	41,345		42	2,58	6,368	31, 052	10,823	24, 645	2,362	9, 253	8,802	37,634
表機関	1	00, 240	4. o	ZU.0	4,014	17,009	1, 210	14, 201	19, 9/9	10, 77	201,0	40, 905	33,	91 1.	0 01.7	1,019	21, 100	11, 120	70, 733	7, 609	10, 300	200 '0	40,510
	表								Ħ			₩	务			細							
				ĺ	2001 + 7.	, 以南127 F	1981年1月以降10カ国, 1986年1月以降12カ国, 1995年	\vdash	月以降15カ国,2004年5月以降25カ国,	4年5月以	降25カ国,		2007年1月以降27カ国, 2013年7月以降28カ国, 2020年2月以降27カ国ベー	国, 2013年	:7月以降2	8カ国, 20	20年2月1	人降27カ国·	ベーベ				

(I MF統計

涨

H

Sint

と

第所収

次得支

第所収

サービ ス収支

人 前年比 %

猵 億円

収 出 前年比 %

缍

田

逦

逦

(通 関)									[国際収支]
		<u>S</u>		颩	架		数		
		(価格:円建)				(黎	(iiii		
	田編	曹人	交条易件		田田	前年比	輸入	前年比	
		2		年 =	100	(洪)	%		
1975暦年	77.8	98.8			28. 2	2.2	22.3	△12.5	
1980	89.1				43.7	17.2	27.7		1975年度
1990	76.9			- · 	- 6	4. r.	30.2	0.3 7.3	1980
1995	71.3				27.0		66.3		1990
2000	71.1				96. 1		82.0		1995
2005	79. C				6.60		9.96	2.9	2000
2007	89. 5		96. 1		124. 1	4.8	100.2		2005
2008	87.7				22.2	↑ \ 0.50 0.00	99.6		2007
2010	2.6		103.8	-	7 7 7	24.9	85. 3 07 1	13.0	2008
2011	000				07.2	24.5	9 66	2.5	2010
2012	82.7			_	05.0	△ 24.8	102.0		2011
2013	91.8			_	00.5	△1.5	102.3		2012
2014	95. 7				01.1	0.6	102.9	0.0	2013
2015	100.0				100.0	0.1	100.0	◁	2014
2016	92. 2				00.5	0.5	98.8	△1.2	2015
2017	97. 8				105.9	5.4	102.9		2016
2018	100.1				07.7	1.7	105.8		2017
2019	98.8				103.0	△4.3 ∴ 4.3	104.6		2010
2020	99. 4	88.6			91.0	△11.7	97.9	4	2020
2021	107.8				9.10	12.0			2021
					100.0	0.1°		△0.3	P 2022
ZUZI. 7-9	110.4		,	1 2	7 20 20	13.0	102.4	7.0	
2022 1. 3					90.4	; <	104.0	1.1	10-12
			% % % %		1 00 20 8	7 5	100.7	> i <	2022. 1- 3
6-2	135.8				0 0 0	200	103.5		4- 6
					200.7	△3.7	102.6	$\triangle 2.1$	7-9
		P 145.	Ы		90.5	0.8√	P 99.1	Ъ	2003 D 1 3
١.			91.3		98.3	2.7	95. 1	0.0⊘	-
2022. 3	118.9				12.9	$\triangle 1.3$	106.2	₽0.	
4			87.9		03.5	△4. 4	97.0	0.8√	-
2					90.5	△3.5	101.7	4.	2
91		147.8	87.		05.5	∑.5	103.5	1.3	9
7					03.6	\triangleright 1.9	101. 2	. 12	7
80	136.0	156.	0 87.2		94. 1	$\triangle 1.1$	106.5	2	
o ;		162.			01.9	 8	102.8	◁	6
10					01.9	○ ○ ○		5.7	
	141.9		× × ×	===	98.8	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		•	
7 7					J. 4	0.70	100.4	1	
		144.3		- 10	5.77 00 6	\ \ \ \ \ \ \ \ \		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
4 K	135.1	P 141.	Д	ാന	03.7	0.7	P 103.5	P \(\triangle 2.6\)	
発表機関			孟	務		細			発表機関
	2018年8日末海ケルが引	Tin.				1			が) I M F の 国際
(注) 2018年8	D 場 中 上 に に に に に に に に に に に に に								(注) IMFの国際

13.4 4 13.4 4 13.4 4 13.6 6.8 13.0 0 13.0

8881 1152

2122221842

徳

)国際収支マニュアル第6版ベー

22, 125 200

2022年暦年は確々報

					H	整	収支	5	况((IMF統計ベ	計ベース)	(洪)							イ質	*	女禁し、一ト	
		翎	融収	\ ₹					数		etate.	拟	¥	(季節調整済)	整済)				単編 引			
	公 作 作 体					(端		図図	-	バス投	 X			無	- 	 ≾	K	「インタ	ハババー	· 米
	を表 大 大		直投 茶資	証券 李資	浜極	そ投 の で で で	√準	脱漏			演 略	景 響 国田		標	1	1 サバ サス	() () () ()	一。	ゴー ブランド・ブ ドシンド・	「ドル直	ル直物中心相場	排
												1000	北		前期比	₹		.	と かく /			平均
			ə			E				ə	E		%	億円 3	%	鏸	E	田	万ドル	<u>~</u>	アにしゃ	E
1975年度		L	Т	Τ		Ι	Т	T	Т	Т	Т	I	T			<u> </u>	T	₩	14, 182	290.60 ~	306.85	
1980			I	T		I	I	T	I	T	T	T	I	T	T	T	T		27,020	199.00	262.50	217.43
1985	1		I	I		I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I		27,917	174.80 ~	255.55	
1990	1		I	I		I	I	I	Ι	I	Ι	Ι	I	T	I	I	I		69,894	124.30 ~	160.10	
1995	1		I	I	I	I	I	I	I	T	I	T	T	I	ı	I	T		203, 951	80.30	107.40	
2000	△6, 51,		54, 261	64, 373	φ,	\triangle 28, 215	34, 343	3,646	Ι	I	Ι	ī	ı	ı		ı	Ι		361, 472	104.20	124. 60	
2005	△7,213	3 163, 246	49, 532	9, 728	i	67, 433	27, 554	△23,668	I	Ι	I	I	Ι	1	1	Ι	I	Ι	852,030	104.68 ~	121.35	113.21
2007	△3,85€		64, 399	59, 414		102,	40,839	15, 701	I	Ι	I	I	I	I	I	I	Ι		,015,587	97.00 ~	123.95	114.32
2008	△4,94		81, 901	250, 716	△19, 580	□ 169	24, 758	99, 200	I	I	I	Ι	Ι	Ι	Ι	I	I		, 018, 549	87.50		100.64
2009	△4,88		56, 538	131,307		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	23,992	5,934	I	I	I	I	I	T	T	I	I		,042,715	~ 0.08 8.00		92.82
2010	∆4,80 <u>.</u>	- 1	65, 283	63, 573	- 1	8	52,035	30, 529	I	I	I	1	I	T	I	I	I		, 116, 025	79.20 ∽	94.40	85.71
2011	2, 56		97, 889	△61,046		°, 20,∶	114,939	2, 668	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	I	Ι	Ι		, 288, 703	75.86	85.30	79.05
2012	53,71		96, 583	△135, 154		7, 1	△23,934	△24, 066	I	I	I	I	I	I	I	I	I		, 254, 356	77.57	96.50	82.89
2013	5,83		148, 269	△209, 590 ⊡		\ <u>\</u> 27,	46,891	△27, 921 22, 921	I	I	I	I	I	I	I	I	I		, 279, 346	8		100.16
2014	△2, 70,		133, 913	51,089		\ \ \ \ \ \ \ \	2,920	57,804	Ι	I	Ι	Ι	Ι	Ι	Ι	I	Ι		, 245, 316	100.95	121.62	109.66
2015	√2,00	- 1	162, 054	300, 342	- 1	022	6,075	66,885	I	T	Ι	1	Ι	T	I	I	I		, 262, 099		125.35	119.92
2016	△2, 48		177, 614	51,733		۲,	5, 703	35, 679	I	I	I	Ι	I	I	I	I	I		, 230, 330	8	118.20	108.33
2017	△3,05		147, 206	69, 071		∂ (}	22, 709	△12, 767	Ι	I	Ι	Ι	I	Ι	I	Ι	Ι		, 268, 287	104.90	114.37	110.81
2018	7,64		207, 537	69, 431		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	33, 461	24, 024	Ι	Ι	I	Ι	Ι	Ι	I	I	I		, 291, 813	105.89	114.40	110.90
2019	△4, 60.		190, 228	223, 190		≥226 3.56	20, 772	22, 460	Ι	Ι	Ι	I	I	Ι	I	I	I		, 366, 177	9	112.05	108
2020	≥2,09		26, 96,	△153,297	- 1	2	12,805	△34, 218	I	I	I	I	I	I	T	I	I	_:	,368,465		110. /0	106.09
2021			177, 074	△160, 496 ○ 00, 867		; œ	62,012	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	I	I	I	I	I	I	I	I	I		1,356,0/1		124. 20	112.58
2022	ı		183, 310	△80, 305		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	△64,870	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		1 700 I	I S	1 04 04	-		1 0				100,707,		150.38	35.43
ZUZI. /- X			00, L00	22, 141 △150 476		115 001	46,032	79.60	49,700			10 544			2 0		2007	C0, 139	1, 409, 309	110 04	111.91	110.09
2022			28 065	13 080	7 260	006 90	1,250	9 551	307	200	717 519 9	990 740	100		1 <		377	>6 733 >6 733	356 071	113.81	194.90	116.23
			47,674	71, 300 \rangle 117, 314		42,553	1,335	\?2,501 \?2,662				745 697			0 00		640	>5. 25. >5. 855.	311 254	122.20		120.22
5 -2			43,916	△90, 479		71, 373	△20.886	△9, 352	329	13		55, 149			0		733	∑5.291	1 238 056	130.85		138.24
			49, 927	△28, 752		19, 397	△52, 270	△19,936	069	9//		56, 583			6		732	△7, 266	1, 227, 576	131. 73 ~	150.38	141.25
2023. 1- 3	Ъ		41, 799	150, 180		△115,602	7,060	49, 132	25, 416			238, 078		N	9		835 2	11, 673	1, 257, 061	127. 65 \sim	137.33	132.33
			8,842	55, 960		△50,287	245	△17,827	357			77, 740	6		~		295	△2, 305	1, 356, 071	114.92 ~		118.51
7			11, 998	△73, 039		58,816	∇834	△9,382	9, 552	△13,881	29, 705	79, 643	2.4		7	△4, 176	720	△2, 286	1, 322, 193	122. $20 \sim$	129.90	126.04
			12,962	△42,808		16,021	4,521	△6,757	263			82, 379	4		9		2,70	△1, 783	1, 329, 651	126.97	130.80	128. 78
ا ب			22, 713	△1, 467		△32, 284	△2, 461	△6,523	949			83, 675	9		00 0		159	△1, 786	1, 311, 254	128.92	136.63	133.86
- 0	\\		11, 619	△126, 597 ↑16, 197		103, 178	543	△15, 179	4, 482	333		84, 363	0.8				198	⊃2, 181 ∴ 181	1, 323, 034	133.00 ~	88.8	136. 63
			15, 110	C81 '01\		7,038	4,878	780	177	020	△19, 70Z	84, 946			- -	29,528	780	△I, 431	770,072	130.85	139.00	135. 74
			17, 180	52, 303		△39, 443	\\ \triangle 20, 307			240		85, 841			J [700	△I, 6/9	000,007		144. 74	145. 14
<u> </u>			14, 280	3,300		40, 203	5 319	/00/	419	200		87, 841			- 0	067,44	303	>2, 789 >1 798	1, 194, 308	143.937 ~	130.38	147.01
			16,705	10,689		20,000 A6,661	3,912	270	240	200		81 163			2 00		3 8	> 1, 720 > 2, 748	1, 220, 332	131 73 ~	137.80	134 93
2023	Ъ		19 702	94 628	117	\	1 036		Z Z		D16 938	78 312	23.5	1			18	△4 037	250 228	127 65 ~	133 64	130 20
	P △158	32, 921	17, 315	△15, 528	△3,864	30, 537	4,461		12, 279	219		79, 817		90, 725	00			△4,387	1, 226, 044	128.40 ~	136.29	
က က 4	Ъ		4, 783	71,081	1, 250	△56, 761	1,562		060	△13,893		79, 949	0			△4, 187	232	△3, 249	1, 257, 061	130.60	137.33	133.85
公字機間						*			然				- - - - - -						1	口木組行口木組行	₹ .	に 計 に 記 に は に は に は に は に は に は に は に は に は
PINAL (A)	1 51 201 15	1	- H			3			8											I	-	ź
(注) I M F 6.	国際収文ス	(注) IMFの国際収支マニュアル第6版ペース	扱くーと																			

[国内総支出·国民総所得]

	1	国乙糖文目 (GDP)	Te:	成炭	州		で 米 を 米 で 米 で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(TVI) 1 (CIVI) 1 (A) 1	INI / 从 十 子 子 子 子 子 子 子 子 子		鲁国 出	終消	事十日	-	İ	100		,	1	THE SECTION	1	1			
		(110)				_		口調整り	Ì		ž		<	_	民		E		涇	*		彩		松	
	(米部)	(水) (水) (水)										出		- d	継	脳	無	在	世	数	動	年			枡
	<u>*</u>	関盤(角) (注) 目 実 電	名田	林	実質		名田	本	実質	蒸		1 別 日		□ 式	温思	期比実質	名用構成比		温量	期に実質	名 構成比		温 思	期比実質	名 構成比
	19	億田田		8			1	%		1	10億円		%	10億円		%		10億円		%		10億円		%	
1975年度		1 :	1	I	I	Ι	I	I	1	1	' ;	I	1	1 '	1 ;	· 1	' ;	•		1	1 3	;	1	I	'
1980	261, 681.3	31.3 276, 175.4		G	1 2	"	0		l G		943.4	1 0	1,	27 1	17.7		17.7	2,018.	0 4	1 3	0.0	18, 917. 7			
1985	345, 76	0.3 339, 278.4	0.0	0.7	رن 4 م	2.5	0.	7.0	o. •	77	∞ α	0.0	5.4	3 8	•	5.7		· 1	4 0	* ÷	0.0	481.	4. 4	ა. ი	ດີເ
1990	4/0,8/	3. / 430, 861.9			0.0	4, c	0 0		4. c		236, 712.8	D C	5 -	38 6	7.3	4 1		, 043.	9 0	* :	9.0	\$ 5	4. 7		0 1
282	323, 62	19. 5 402, 177. 3		7 -	ა 7 ი	0 7	7 . 4			ז מ	ο _τ) L	4 -	2 8		~ L	<u>.</u> 6	<u>-</u>	D +	* -	7.0	32.	() ()		o -
2000	53/,61	4. 2 485, 623. 0			7.6	6.7.	9.0	9		_ ;	287, 984. 1	2	4 0	9.		2	<u>.</u>		- 1	* * *	0.0	2/4		0.0	4
2002	523, 46	5. 9 486, 545. 5		 ∑	0.0	0.0	6.0	7.		0		0 1		78	<	7	14.		_	* * *	0.2	054	\ \ \ \ \ \	∑. 	4
2003	526, 21	9. 9 495, 922. 8			6.	.5	0.8	0.1		1. 5 288	061.1	m ·	_	7.		.3	12.	0 772.	9	* * *	0.1	23, 155. 8		0.5	4
2004	529, 63	7. 9 504, 269. 4		0.1	1.7	2.2	0.0	1.3	9.		855.0	9.0		.7		8 4.		— —	4	* * *	0.3	,773		2.6	4
2005	534, 10	16.2 515, 134.1	- 0	9.0	2.2	1.8	1.3	0.9	1.6		99		œ	. 9 87		4	6 16.		*	* * *	0.1	23,895.8		0.0	4
2006	537, 25	7.9 521, 784.6			1.3	1.4	1.0	0.9		0.9 294,	634.2	2		88	32.2	4	3 16.		*	* *	0.2	24, 221. 6	1.4	△0.3	4
2007	538, 48	5.5 527, 271.6				1.5	0.5	1.2	0.4	က	296, 432. 3		7	88	\triangleleft	9	7 16.		2 **	* *	0.3	21, 392. 1	△11.7	△13.3	4.
2008	516, 17	4.9 508, 262.0			△3.6		₹.4	△2.5		23. 1 290	695.7	6	_	.3	◁	_	8 16.	2 1.487.	**	* *	0.3	21, 332, 5	0.0	△2.5	4.
2009	497, 36	4.2 495.875.6			△2.4	△5.7	△3.5	△6.4	△1.3	c	9	△1.7	7	5 71	\triangleleft	-	4 14.	4	**	*	0 0 0	16, 501, 2		△20.3	c
2010	504 87	3 7 512 064 7		2.1	· 60		1.7	23	2.6		286, 110, 2	_	· ~	7 72			0 14	_	000		0.2	230			ď
2011	500 04	6 2 514 686 7	⊲	<u> </u>	0.5	0	6 0	7 1	9 0	c	945 8		٧	4 74	0 1	2		-	*	*	0	17 986 7	4.3	4 4	C.
2012	499 42	0 6 517 919 3	3		9	→ 	9	. 5	9	1 0 289	477 1	0		0 75	- 8			:		* *	9 -	18 680 7	. 6	4 .5	· ~
2013	512 67	7 5 532 072 3		9 -	200	0	· c.	· ·	; c:	2 5 298	779 1		- 0	. E	7.3			7 21 431	1 4	*	. 0		_	. «	. 4
2014	523 42	2 8 530 195 3			D 4	. c	4.0	3 0			297, 522, 6	<u>1 4</u>	9 9			0					0.0	768	4	S = 0	٠.
2015	540,74	0.8 539, 413.5		3.7	1.7	1.6	3.4	3.9	3.3	3. 2 299	299, 840. 7		0.7		3.4	- &	4 16.	1 1,402.		* *	0.3	20, 396. 3			С
2016	544,82	9.9 543, 479.1		1.2	0.8	0.8	0.4	0.7	0.8	1.3 298	336.2	2	<u>س</u>	8 87.	9	0 0.			2 **	*	0.0	251.	4		က
2017	555, 71	2.5 553, 173.5		1.6	1.8	1.7	2.1	1.8	1.3		0.900	9	0	.5 90,	4	_		_	2 **	*	0.3		0.	△1.8	က်
2018	556, 57	0.5 554, 546.3		9.0	0.2		0.4	0.8	△0.2	0	774.3	9	_	-8,	<u></u>	4	6 16.	ζ,	2 ***	* * *		,538.	△3.3	△4.8	с.
2019	556, 83	16.3 550, 137.7		0.5	0.8	4	0.1	0.3	△0.5		28.89 □	্ ভ	6	.6 91,		8	2 16.		4 * *	* * *		392.	_	2.5	က
2020	537, 57	73.3 527, 375.7		△3.4	₽.1	△4.3	△3.7	⊘3.6	△3.4	9	288, 502. 0	< -	5. 1	.7 86,	3	1 \(\int 5.	7 16.	◁	**	* * *	△0.2		\	⊘7.6	က
2021	550, 66	3.9 541,036.6		1.9	2.6	\sim	4.0	3.0	2.2		323.2	_	2	8.	9	_	1 16.	-	9			128	6.	<u>-:</u>	က
2022		16. 7 547, 749. 3		1.3	1.2	0	5.9	2.7	0.4	0.2 312	663.2	2	4	.7 96,	6	7	0 17.	2,	6	* * *			0.	△4.4	e,
2022年度実績見込み(注)		0.00	1.8	I	1.7	I	5.6	I	9.0	- 312	312, 900. 0	5.6	2.8	- 97, 500.	0.00	2 4.	0	1,900.	0 * 0	_	I	21,300.0	0.9	△4.0	'
年度見通し(注)	571,90		2.1	I	1.5	I	2.5	I	1.8	- 323	0.000	7	7	133	0	7	0	1,800.	*	_	I			1.1	
2019. 7- 9	9 561, 81	557, 533	0.2	ı	0.3	I	0.5	ı	0.3	- 308	308, 158. 3	0.9	6	6	0	1 2.	2 16.8		9		0.0	~~	0.0		ന
i	2 550, 15	542,163	$\triangle 2.1$	T	≥2.8	T	△2.2	1	△2.8	- 296	99, 402. 6	⊴:	3.4	4 87,	21.6 △6.	8 \	2 16.0		*	_	0.2	21, 631. 9	0.4	△2.1	cri
2020. 1- 3	3 554, 34	544,446	0.8	ı	0.4	I	0.9	ı	0.7	- 302,	497.4	1.0	<u></u>	6 92,		7	7 16.	_	_	*	△0.2	20, 648. 5	7.5		cri
4-	6 512, 65	501,064	△7.5	1	0.80	I	△7.9	ı	△7.3	- 276	, 201.3 △	< —	4	6		8	0 16.	<	2		0.0	20, 499. 9	0.7	0.4	4
7-	9 233 86	529, 451.		ı	5.7	ı	5.2	ı	5.3	- 290,	2,090	5.2	2	8 84		1	2 15.	đ			0.3	19, 542. 6	7.7	△4.8	ಣ
	2 548, 32	539, 409	1.6	1	1.9	1	1.8	1	2.0	- 295	95, 089, 2		0	~	75.5	5	5 15.	7 \\ \triangle 2, 336.	*	* * *	₽.0	19, 447.0	0.5	≥0.2	ന്
2021. 1- (3 548, 45	538, 473	0.0	1	△0.2	ı	0.4	ı		- 291	291, 943. 1	√1.1	<u>~</u>	2 88,	78.0	3 I.	6 16.		4		0.0	20,047.5	3.1	1.4	ന
4- 6	6 550, 684. 2	34.2 540, 197.6	0.4	1	0.3	ı	1.4	ı	0.9	- 293,	, 474.1	0.5	0.2	3.3 89,963.	9	1.	4 16.3	3 △737.	cc		△0.1	20, 769. 2	3.6	1.5	ст;
7-	9 547, 86	538, 473	△0.5	ı	△0.3	I	0.0	ı	△1.2	- 290,	7 8.199′	√1.0 △		1 89,		0	7 16.3	–í	<u></u>	*	0.2	21, 126. 4	1.7	△1.7	€.
ij	2 551, 50	4.3 544,673.4	0.7	I	1.2	I	0.9	I	0.6	- 299,	.861.9	3.2	3.1	4		3	5 16.	- 1	4	* * *	0.0	21, 326. 7	0.0	△1.2	co.
2022. 1- 3	3 553, 05	542,018.	0.3	ı	0.5	Ι	6.0	I	0.2	- 301	301, 429. 7	0.5	T	4.5 90,97	7.6	8	2 16.5	က်ဖ	9 9	* * *	0.7	21, 273.9	0.2	∑. 	ന്
Τ (558,884.0	548, 250.	I .I	1	I i	ı	1.1	ı	0.5	- 309,	,023.8	C. 7	۲. ۲. ۲. ۲. ۲. ۲. ۲. ۲. ۲. ۲. ۲. ۲. ۲. ۲	0.3 94,26	7. y	0 0	1 10.5	ر ا	9	* *	0.0	21, 197. 0	4.0	δ.i.δ	ni o
т с - , ;	9 324, 3C	72. 3 546, 884. 9	20.8	ı	70.7	I	△0.3	I	0.0	- 3IC	2.111.2	4.0	0.0 2.0	90,74	5.0	0 -	5 I.7.	4 3,8IU.		* * *	0.7	21, 187. 4	0.00	0.5	ni c
1-01-0	200, 402.	1 340,014	I. I		0.00		- L		0.0	210	970.0	1.0	7 0	0.0	0.0	100	17.	700	000	e -	7.0	01 105 0	1.0<	7.0	o c
75. F	0/0	0 340, 907.	T. /	_	0.4		6.0	1	ZV. 5	ore -	1.707	T. /	U. 0 37	0.0 91,00	T C.20	0 0	9 11.	124.		F F F	0.1	7, 123. 7	4.00	0.7	Ö
光衣俠渕					j		< <						死						H						

(法) 国内総文出, (注) 国内総文出, 2022年度実績見込み, 2023年度見通し: 今和5年1月23日閣談決定。なお, *書きは, 寄与度である。

	117
	Ŧ
	1
出・国民所得・貯蓄率〕	
(国内総支出	

		貯蓄率		%	Ċ	7 7	5 5	<u>i</u> ¢	. 7	2	2.	<i <<="" th=""><th>vi თ</th><th>.S</th><th>4.</th><th>3.5</th><th>် က</th><th></th><th>_</th><th>- G</th><th></th><th>o ,</th><th></th><th>12.1</th><th>7.1</th><th>ı</th><th></th><th></th><th>$\stackrel{\triangleright}{\sim}$</th><th>23.0</th><th>12.9</th><th>Cj 1</th><th>. 0</th><th>- 6.4 - 11.6</th><th>2</th><th></th><th></th><th></th><th></th></i>	vi თ	.S	4.	3.5	် က		_	- G		o ,		12.1	7.1	ı			$\stackrel{\triangleright}{\sim}$	23.0	12.9	Cj 1	. 0	- 6.4 - 11.6	2				
	所得		1 人当り	田	1	1,74	2,08	3,000	3,075	2,936	2, 986	3,042	3,0%	3,084	2,84	2,755	2, 796	2,806	2,92	3,085	3,086	3,15	3,5	2, 97E	3, 15										1				
	H H			10億円	I	203, 878. 7	346,892,9	380 158 1	390, 163. 8	374, 247. 9	381, 555.6	388, 576. 1	394, 989. 7	394, 813. 2	364, 368. 0	352, 701. 1	357, 473. 5	358, 156. 2	372, 570. 0	392, 629, 3	392, 293. 9	400, 621.5	403,099.	375, 388. 7	395, 932. 4	595,000.0	900	955. 511.	101	598	374.	082	918	92, 955. 3 105, 931. 8	126				
	(Toda IIV)	(対)	名 構成比		Ι	13.4	. o	7.0	. 6	9.8	9.6	11.2	14.6	15.9	15.8	12.3	15.7	16.4	19.0	13.5	15.6	17.0	7.3	15.8	8.8	2.1	1	17.8	16.9	16.3	15.3	16.8	xi c	20.5	22.2	24.5	27.2	24.8	
	4	の調入	期比実質	%	I	` {) - 'C	14.	<u>;</u> 0	4		ത് എ		2	₫;		1				1				7.1		2			0. ∠				0.4 0.4	1	1.0	0.0	△2.3	
		し ス ス	部 田 界		I	. 51	1	5 5	==	3	-	5 5	12.	6	₫;		9	4	∞ -	4. 80	\ 0 8	≓ ι	` ₹	□ 13	8.2	8.	ا	0. S	23.			6.0	ಶ; ≂	4. [~	∞.		0	△7.	生
		財頂・サ		10億円	I	34, 946. 5	42 724 6	41 497 6	50, 243. 7	51, 298, 2	51, 970. 0	59, 077. 7	78, 186, 8	85, 768. 8	81, 598. 3	61, 349. 8	78, 421. 7	82, 026. 5	97, 527. 3	93, 126, 8	84,814.3	94,647.9	910.4	84,811.3	110, 497. 1	148, 300. 0	156, 400. 0	100, 166. 6 97, 405. 7	93, 848. 3	83, 540. 9	84, 159, 8	92, 356. 9	100, 814. 5	105, 419, 9	122, 765. 0	136, 939. 6	152, 302. 7	141, 301. 6	
		H	名 構成比		I	12.8	0.0	, o	10.5	=	11.7	12.9	16.0	17.6	15.6	13.3	14.6	14.6	16.2	17.0	16.4	17.8	17.2	15.7	18.9	!	1 5	17.3	16.6	14.2	16.2	17.2	18.1	19.0	19.8	21.2	23	20.9	
(5)		スの劃田	五大	%	Ι	ر ا ر	0.0	9.4	9.7	12.2	10.0	1.8	9.00	9.2	△10.2	0.6 1 ≥ 0.0	0 4.		4.0						12.4	4.7	2.4	0.4	△4.7	△17.3	9. Q.	2.7		0.5	1.2	2.5	i 7i	△4.2	
季 節調整落		1 1	前期名目		I				9 9			11.3		10.0	△14. 7	△17. 7 14. 7				0.9		10.6	> 7. 5 A	1.8 1.8	23.0	19.9		0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1	△3.5	△20.8		6.7	5.6	 	. 4. 	∞ ic	. Ci	∨6.8	
(永		政道.		10億円	I	33, 588. 4	46, 651.5	46 887 1	56, 468, 4	57, 879, 7	61, 576.6	68, 504. 0	76, 745. 9 85, 966. 1	94, 602.0	80, 651. 2	66, 348. 8 76, 081, 6	73, 252.3	72, 690.8	83, 015. 1	92, 572. 1	89, 244. 3	98, 692. 3	95,656,1	84, 403. 4	103, 818.6	124, 200.0	130, 000. 0	97, 201. 3	92,024.6	72, 919. 7	88, 569, 9	94,501.0	99,771.5	101, 456. 1	109, 326. 1	118, 426.5	128,057.8	119, 296. 4	
=	[改	名 構成比		I																				5.4											ന ന		5.4	×
		形见	天 演	%	I	1 %	; c.	9 6	△7.2	△4.7	⊘7.6	△7.2	△ 0.∠ △ 4.4	⊘3.8	04.6	9.6	9:0	Ξ.	89.6		△0.3	2.0	ر د د	4.6	≥6.4 >2.8	↑ 24.3	0.5	0.7	0.0	9 0	# T	△0.1	0 0	2,2	△4.0	0.0	0 0	2.3	
₽	<	*	部組		I	1 6	7 . 7	. 6	7.7	△5.9	⊳7.8	△6.7 ^7.1	 □ 5.3 □ 5.3	△2.3	△2.7	6.2		0.8	10.4	. <u> </u>	0.6	9 0	0.5	9 4	∆3.3 1.3	0.5	0.0	0.0	0.0	5.2	1.2	0.5	DI.0	2.2 □ 1.4	△3.2	> 2.5) (3) (4)	2.3	
绿	奉	颎	会 在庫変動】	10億円	I	24, 505. 1	35 540 3	48 140 7	40, 136, 4	35,060.9	32, 325. 2	30, 153.0	26, 517.0	25, 914. 6	25, 217. 5	26, 776. 2	24, 326. 7	24, 533. 2	27, 081. 1	26, 970, 5	26, 803. 5	27, 776.3	28, 319. 6	30, 738. 4	29,717.6	29, 600. 0	29, 600. 0	29, 126, 4 29, 485, 1	29, 474, 9	30, 283, 6	30, 923, 5	31, 080, 4	30, 761. 6	30, 097. 7 29, 676, 4	28, 712. 2	29, 421, 4	30, 332, 4	31, 029. 7	
\$#		丑	名開東京比			4. ±																			21.6											21.5			
玉		₩ X	天 美質 相 4	%	I	1 4	4.0	. 6	9 %	1.7	2.0	0.0	0.0	1.6	0.6	9 5	1.9	.3	- c	2 0	0.9	0.4	- 6	2.7	3. 1	1.0	△2.3	0.0	0.1	0.0	9.0	△0.1	9 0	L.3 □ [.3	0.7	0.7	0.0	0.0∇	
		消費	前期名目		I	1 4	0.6					0.2		1.6	△0.7	1.2	1.7	0.5		2.0					4.5 5.5		△2.2			00.7	4 O	0.2	2, 0	0.7 □ []	i i -	△0.1 1.6	0 10	<u>-</u>	丕
H	I	最終		10億円	I	37, 416.0	62 617 4	70, 140, 3	89, 491, 2	92, 662, 8	93, 502. 4	93, 952. 3	94, 481.3	95, 581. 8	94, 893.3	96, 075. 9	99, 435.8	99, 963. 2	101, 443.1	104, 157.8	106, 798. 1	107, 706. 7	109, 089. 1	113, 797. 6	118, 967.8	121, 300.0	118, 600. 0	111, 332.2	112, 379.0	111, 566. 9	114, 714, 5	114,955.3	117, 496. 2	118, 534. 8	120, 147. 7	120,062.3	122, 585. 2	123, 095. 9	
			事成 上 上																						27.0											26.7			
Z	정		上 名 華	%	T	1 0	7.5	. 4	0.0	△0.1	0.6	<u></u>	10	0.5	01.5	0.4	1.2	1.2	3.2	. .	0.6	9.0	. c	. K.	c	 0.1	01.9	7 0	0.1	0 0 -	0.9	∑0.1	I o	0.4 \[\]	0.3	0.6	0.0	0.4	
			前期名目	-	I					1			1			S 23	1	9	7 7	4 m	က	4 -	4 1	- 4	2.9		01.6	1.0	△0.3	D0.0	0.0	0.3	F. 5	 : :	0.4	0.4	1	0.8	
				10億円	I	61, 921. 1	98 157 6	27, 290, 0	29, 627. 6	27, 723. 6	25, 827. 5	24, 105.3	22, 482. U 20, 614. 8	21, 496. 4	20, 110.8	22, 852. 2 22, 497. 7	23, 762. 5	24, 496. 4	28, 524. 2	33, 256, 1	33, 601. 7	35, 483. 0	41 118 3	44, 536. 0	148, 685. 4	50, 700. 0	48, 200. 0	140, 458. 6	141,853.8	141,850.5	145, 637. 9	146,035.7	148, 257. 7	149, 932. 5	48,860.0	149, 483. 7	152, 917. 6	54, 125. 5	
H K				<u> </u>	極			_	_	_	_	_		_	_		-	_			_			_		(法) を空間	(世)								ا د	4-6	10-12	က	
国で割り					1975年度	1980 1985	1990	1995	2000	2002	2003	2004	2006	2007	2008	2009	2011	2012	2013	2015	2016	2017	2018	2020	2021		MEE!		2020.			2021.			2022.	<u> </u>	- ₾;	2023. P	発表機関

 統計 (注) /ul>	(企業	[企業収益]									(%)
本文			₩	業紀	死 計 注)		ш	全国企業	全産業	三二	
(4.0 1) 1.2 12.8			売 前 年 比	経常利益 前年比	設備投資 前年比	売 一 年 上 上 上 上	大製品	経常利益 前年比	大製金売業業	売上 高利 省 利 格 格	大製金担金担業業
6.6 4.2 2 2.2 2.2 2.2 2.2 2.2 2.2 2.2 2.2 2	1975年度1980	42			20.	1 1		1 1		1 1	1.55
3.2 20.2 3 1.4 2.6 19.1 27.9 2.4 1 3.6 1 4.0 1 2.0 2.4 1 3.5 1 3.2 1 2.0 3.3 1 3.3 2 8.6 2.8 4.9 18.0 32.3 2.8 4.0 2.0 2.2 2.2 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3	1985										4.04
3.7 33.2 8.6 6.4 9 18.0 32.3 2.8 7 4.6 6.9 38.3 3.7 3.8 6 6.9 38.3 3.7 3.8 6 6.9 38.3 3.6 16.5 5.9 2.4 10.1 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0	1995							19.1			3.81
10-12 2019 下 2015 2016 2017 2018 2019	2000			33.2						2.87	4.61
29.3 29.4 20.5 20.2 6.6 38.3 67.9 3.61 4.4 6.0 4.5 2.7 2.7 3.61 4.4 6.0 2.5 2.3 6.6 6.5 7.1 2.8 4.8 7.2 2.1 7.2 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 4.4 6.5 2.7 3.6 3.7 3.6 3.7 3.7 3.6 3.7	2008			△33.7						2.44	2.70
10-15 2020- 20	2009				20.5		△12.7			2.73	2.98
2.5 2.3.1 6.6 5.5 7.1 28.4 48.7 4.4 6.5 2.2 12.7 2.3 4.4 6.5 5.7 13.5 5.9 11.5 4.44 6.5 5.7 13.5 5.9 11.5 4.44 6.5 5.7 13.5 5.9 11.5 4.44 6.5 5.2 1.7 2.3 4.4 5.6 1.2 2.3 4.4 5.6 1.2 2.3 4.4 5.6 1.2 2.3 4.4 5.6 1.2 2.3 4.4 5.6 1.2 2.3 4.4 5.6 1.2 2.3 4.4 5.6 1.2 2.3 4.4 5.6 1.2 2.3 4.4 5.6 1.2 2.3 5.2 2.9 4.4 5.6 2.2 1.7 7.7 2.3 5.2 2.9 0.4 △0.9 5.7 1.8 8.9 5.7 2.3 3.3 5.9 2.2 4.3 10.2 4.2 7.8 2.2 1.0 5.0 1.4 4.5 3.7 7.8 2.2 1.0 5.0 1.0 1.3 3.3 5.0 5.0 1.3 4.2 1.0 2.4 4.2 7.8 8.5 1.0 1.0 1.3 3.3 5.0 5.0 1.0 1.3 8.2 5.6 21 8.9 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.3 7.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.0 1.3 8.2 5.0 1.3 8.0 1.3	2011		. C	ک ک ک	0.7		0.0		>11.7	3.01	4.08
2.5 23.1 6.6 5.5 7.1 28.4 48.7 4.44 6.6 1.3 5.9 11.5 4.43 7.7 8.3 5.9 11.5 4.63 7.7 8.3 5.9 11.5 4.63 7.7 8.3 5.0 11.5 5.2 3 4.8 7.7 4.6 6.1 11.4 5.8 4.4 5.6 12.0 2.0 8 5.8 8.8 8.0 0.4 0.0 9.5 5.2 1 7.7 5.0 0.4 0.0 9.5 5.2 1 7.7 5.0 0.4 0.0 9.5 5.2 1 7.7 5.0 0.4 0.0 9.5 5.2 1 7.7 5.0 0.4 0.0 9.5 7.7 8.8 1 0.1 2.0 0.4 0.0 9.5 7.7 8.8 1 0.1 2.0 0.4 0.0 9.5 1.0 1.0 1.2 2020 □ 0.4 0.0 9.2 9.2 1.0 1.0 1.2 2022 □ 0.4 0.0 1 0.1 2 2022 □ 0.4 0.0 1 0.1 2 2022 □ 0.4 0.0 1 0.1 2 2022 □ 0.4 0.0 1 0.1 2 2022 □ 0.0 0.4 0.0 9.8 9.8 1.1 1 2.0 2.5 3 7.0 5 1.1 1.3 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 0.1 0.1 2 2023 □ 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	2012		0.5	7.0	4.0		0.4		12.4	3.65	4.64
2.7 8.3 7.8 0.6 1.3 5.9 11.5 4.63 7.7 1 0.15 5.6 12.0 2.9 4.4 0.0 5.3 5.9 11.5 4.63 7.7 1 0.15 5.6 12.0 2.0 4 0.0 5.3 5.8 1 7.7 0.0 0.0 0.4 8.1 2.5 2.9 0.4 0.0 9 5.71 8.	2013			23.1	9.9		7.1		48.7	4.44	6.45
1.7 9.9 0.7 2.15 2.2 4.4 2.05 5.4 9.1 7.5 2.0 4.4 2.05 5.2 4.5 1.0 2.0 5.8 8.1 7.5 2.0 2.0 4.4 2.0 5.8 8.1 8.1 2.5 2.9 0.4 2.0 5.7 8.2 7.5 2.0 2.0 4.5 2.0 2.0 8.1 8.1 8.2 2.0	2014			ထပ်	7.8		 			4.63	7.38
6.1 11.4 5.8 4.4 5.6 12.0 20.8 5.8 3 8.	2015			0 0 0	0.7	-)-	>2.3 >2.9			4.9 2.0	7.33
○0.6 0.4 0.4 0.1	2017			11.4	5.8	. 4.	5.6				8.52
10-12 2019 20200 2020 2020 2020 2020 2020 2020 2020 2020 2020	2018		○0.0	0.4	8.1		2.9				8.21
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	2019		△3.5	↑14.9	△10.4		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				7.00
(6.5)	2020		o lo	22.0	0.0	4) . c	107			10.48
10-12 2019 7 -0.64 -0.46 -0.35 -0.34 -0.15 -0	2022		. 2		[8.2]	+ 00	* 11.0	i N	3 6		
10-12 2019 ·下 $\triangle 6.4$ $\triangle 4.6$ $\triangle 3.5$ $\triangle 3.4$ $\triangle 5.1$ $\triangle 14.6$ $\triangle 19.7$ 4.64 $\triangle 5.1$ $\triangle 1.2$ $\triangle $	2023		(2.6)	[∆0.5]	(8, 2)	*	*	\2	\ 	5	6
4 6 2020・上 △17.7 △46.6 △11.3 △13.0 △15.7 △42.0 △36.3 3.89 6 6 10-12 2020・下 △4.5 △0.7 △4.8 △2.7 △0.1 6.8 48.0 5.09 8.	2019. 2020.	2 2019	△6.4 △7.5	△4. 6 △28. 4	△3.5 0.1	(m)	△5.1		l 6:		5.73
10-12 2020・下 △4.5 △0.7 △4.8 △2.7 △0.1 6.8 48.0 5.09 8. 1.3 2020・上 10.4 33.1 5.3 5.9 15.8 70.4 108.4 6.29 11. 10-12 2021・下 7.9 13.7 4.8 2.9 5.7 24.1 20.8 6.15 9. 11. 10-12 2022・上 7.2 17.6 4.6 9.8 13.1 23.0 25.3 7.05 12. 10-12 2023・上 6.1 △2.8 7.7 *6.6 *9.2 *△5.9 *△15.0 *5.43 *7.7 10-12 2023・下 10-12		6 2020.	△17.7 △11.5	△46.6 △28.4	$\triangle 11.3$ $\triangle 10.6$		△15.7				6.25
4 6 2021 - L 10.4 93.9 5.3 5.9 15.8 70.4 108.4 6.29 11.1 7 9 2021 - L 4 6 35.1 1.2 2.9 15.8 70.4 108.4 6.29 11.1 1 0.12 2022 - L 8.3 18.3 9.8 18.3 9.8 13.1 23.0 25.3 7.05 12.1 1 0.12 2022 - L 8.3 18.3 9.8 7.7 *6.6 *9.2 *△5.9 *△15.0 *5.43 *7.7 7.9 7.9 2023 · L 1 0.12 2023 - L 8.2 2023 - L 1 0.12 2023 - L 8.3 8.3 8.3 8.3 8.3 8.3 8.3 8.3 8.3 8.3	2021.	12 3 2020.	△4.5 △3.0	△0.7 26.0	∆4.8 △7.8	2	△0.1				8.50
10-12 2021·F		2021	10.4	93.9 35.1	1.2						11.23
4 6 10.20 上 4 6 10.12 17.6 18.3 19.3 $19.$	2022.		5.7 7.9	24. 7 13. 7	4.3 3.0			:			9.81
10-12 2022・下 6.1 △2.8 7.7 *6.6 *9.2 *△5.9 *△15.0 *5.43 *7.7 *6.6 *9.2 *△5.9 *△15.0 *5.43 *7.7 *6.5 *1.5 *1.5 *1.5 *1.5 *2023・下 *0.12 2023・下 *0.12 *0		:	7.2 8.3	17.6 18.3	4.6 9.8		13.1			7.05	12. 45
4-6 2023.上 *1.5 *2.5 *2.5 *2.7 *6.55 *11. 10-12 2023.下 *0.8 *1.1 *1.0 *4.3 *5.44 *7. 発表機関 財務省 指名 *2.4 *3 *5.44 *7.	2023.		6. 1	△2.8		9.	9.	△5.	△15.	5.	*7.64
10-12 2023·下 *0.8 *1.1 *1.0 *4.3 *5.44 *7. 発表機関 財務省 T T 銀行						-i	-i	⊳5.	△7.	9.	*11.37
財務省日本銀	2024.					0	i	. i	4.	5.	
		発表機関	附	務	細						

⁽注) 法人企業統計:金融業、保險業を除く。設備投資は、2002年度以降、ソフトウェア投資額を含む。なお、[]は「法人企業景気予測調査」(金融業、保険業を除く)の年度見通しの計数である。日銀短觀:*印は2023年3月調査による計画である。

最近の財政金融政策(2023年5月24日現在)

- 2021. 1.18 施政方針演説・財政演説
 - √ 令和2年度補正予算(第3号及び特第3号)(国会提出)
 - √ 令和3年度予算(国会提出)

 - 1.28 令和2年度補正予算(第3号及び特第3号)成立
 - 3.19 「より効果的で持続的な金融緩和」の決定(日本銀行政策決定会合)
 - 3.26 令和3年度予算成立
 - 令和3年度税制改正法成立
 - 6.18 経済財政運営と改革の基本方針2021 (骨太の方針) (閣議決定)
 - √ まち・ひと・しごと創生基本方針2021 (閣議決定)
 - √ 成長戦略実行計画(閣議決定)
 - 7. 7 令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について(閣議了解)
 - 10. 8 所信表明演説
 - 11.19 コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(閣議決定)
 - 11.26 令和3年度補正予算(第1号)(閣議決定)
 - 12. 6 所信表明演説・財政演説
 - √ 令和3年度補正予算(第1号)(国会提出)
 - 12.20 令和3年度補正予算(第1号)成立
 - 12.23 令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について(閣議了解)
 - 12.24 令和4年度一般会計歳入歳出概算について (閣議決定)
 - ∞ 令和4年度税制改正の大綱について(閣議決定)
- 2022. 1.17 施政方針演説・財政演説
 - √ 令和4年度予算(国会提出)
 - √ 令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について(閣議決定)
 - 3.22 令和 4 年度予算成立
 - √ 令和4年度税制改正法成立
 - 4.26 コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(関係閣僚会議決定)
 - 5.17 令和4年度補正予算(第1号)(閣議決定)
 - 5.25 財政演説
 - √ 令和4年度補正予算(第1号)(国会提出)
 - 5.31 令和4年度補正予算(第1号)成立
 - 6.7 経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)(閣議決定)
 - √ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(閣議決定)
 - 〃 デジタル田園都市国家構想基本方針(閣議決定)
 - 7.29 令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について (閣議了解)
 - 10. 3 所信表明演説
 - 10.28 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(閣議決定)
 - 11.8 令和4年度補正予算(第2号)(閣議決定)
 - 11.21 財政演説
 - √ 令和4年度補正予算(第2号)(国会提出)
 - 12. 2 令和4年度補正予算(第2号)成立
 - 12.22 令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について (閣議了解)
 - 12.23 令和5年度一般会計歳入歳出概算について(閣議決定)
 - ∞ 令和5年度税制改正の大綱について(閣議決定)
- 2023. 1.23 施政方針演説・財政演説
 - √ 令和5年度予算(国会提出)
 - √ 令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について(閣議決定)
 - 3.28 令和5年度予算成立
 - √ 令和5年度税制改正法成立

財政金融統計月報編集案内

- 1. この統計月報は、財政金融及び重要な経済の事象を、統計を基礎として、具体的に解明し部内執務の参考 と一般の利用に供するものです。
- 2. 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りして おきます。
- 3. 原則として毎月発行しますが、統計資料等の発表時期及び編集上の都合により、発行が遅れたり、編集計 画の内容が前後することがあります。
- 4. 本号の内容等についてのお問い合わせは、財務省主税局調査課(TEL. 03-3581-4111, 内線5916番)へ、編 集上の事項については財務省財務総合政策研究所資料情報部(内線5314番)へ御連絡下さい。

●既刊分内容紹介●

第 1号~ 99号は第100号 第100号~165号は第168号 第166号~199号は第200号 第200号~250号は第252号 第251号~299号は第300号 第300号~350号は第352号 第351号~399号は第400号 第400号~450号は第452号 第451号~499号は第500号 第500号~559号は第560号 第560号~599号は第600号第600号~649号は第650号 第650号~699号は第700号 第700号~749号は第750号 第750号~799号は第800号 第800号~849号は第850号 各卷末年譜参照

第840号 令和4年度予算特集 第841号 和 税 特 第842号 玉 経 済 集 特 集 関 税 第843号 収 第844号 玉 際 支 集 投 融 資 集 第845号 財 政 法人企業統計年報特 集 第846号 第847号 玉 庫 収 特 資 特 第848号 内 外 民間投 対 特 第849号 玉 有 財 産 集 経 済 特 集 第850号 地 域 政府関係金融機関等特集 第851号

《令和5年度特集内容(予定)》(特集内容は予告なく変更することがあります)

第852号 国内経済特集

第853号 令和5年度予算特集

第854号 和税特集

第855号 国際経済特集

関税特集 第856号

第857号 国際収支特集

※編集上の都合により、第855号は既に発行しています。

第858号 財政投融資特集

法人企業統計年報特集 第859号

第860号 国庫収支特集

第861号 対内外民間投資特集

国有財産特集 第862号

第863号 地域経済特集

定価:1,331円(税込)

次号予告

国際経済特集 第855号

界経済の現状と見通し T リカ・欧州・中 玉

> 計-統

人 生 産 雇 用 物 価 習 易 金 融 そ 他· 予 算 0

財政金融統計月報 第 854号

令和5年12月7日 発 行

完価は

表紙に表示してあります。

財務省財務総合政策研究所

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話 (03) 3581-4111(代)

株式会社丸井工文社 印刷発行 〒107-0062 東京都港区南青山7-1-5 電話 (03) 5464-7111

各県の官報販売所 販売所 政府刊行物セン

霞が関 〒100-0013

FAX (03) 3504-3889

東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル1階 TEL (03) 3504-3885

仙台 ₹980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22 (宮城県管工事会館1階) TEL(022)261-8320 FAX (022) 261-8321